



もういちど住民に身近な司法を考える

– 法的支援が届かない人々へ ~ アクセスの壁を乗り越えるために –



2025年10月24日(金)

九州弁護士会連合会 第78回定期大会 シンポジウム

九州弁護士会連合会 宮崎県弁護士会

ご挨拶

九州弁護士会連合会

理事長 近藤日出夫

現在、国内の弁護士の数は4万人を超えていましたが、実にその約3分の2の弁護士が東京や大阪、名古屋の大都市に集中しています。これにより、法的なトラブルは全国どこでも起これり得るにもかかわらず、地域社会においては、近くに弁護士がないために、弁護士に相談したり解決を依頼したりすることができない、という問題が生じております。これが弁護士の過疎・偏在・弁護士アクセス障害の問題です。

法治主義・法の支配を基本とする日本の社会では、どのような人であっても司法的救済が図られるべく、司法サービスの恩恵を受けられなければなりません。しかし、その地域に弁護士がいない、もしくは少なければ、市民の司法サービスへのアクセスが十分に保障されているとはいえない。日本全国どこにお住いの方であっても、気軽に弁護士に相談でき、弁護士を利用できるという体制を作り上げていく必要があります。

他方、昨今のIT(Information Technology:情報技術)の急激な発展に伴い、物事のデジタル化が進められ、従来からの社会的価値についても大きな変革と変容(DX推進:Digital Transformation)がもたらされる時代になってきています。その結果、日本の裁判手続きに關しても、IT化(3つのe:e事件管理、e提出、e法廷)が図られ、実現される段階に至っており、私たち弁護士への法律相談手続きもLINE相談、Web相談の方式等のオンライン法律相談が行われる時代に至っています。

そのような社会の状況の中で、1999年(平成11年)に始まった司法制度改革が目指している「国民の司法」の実現のためには、住民が、いつでも、どこでも気軽に弁護士に相談できる環境を作ることが重要であると思われますが、地域司法の観点から現実を見ますと、司法による救済が必要な問題を抱えているにもかかわらず、住民の弁護士へのアクセスを困難とする様々な要因がある中で、弁護士等に相談できないまま更に問題を悪化させてしまうケースも少なくないのが現状と言えます。

特に、弁護士総数の約6%に過ぎない弁護士たちを中心に地域司法を担っている九州・沖縄地区は、山間部、そして離島も多い地域であり、弁護士過疎・偏在によるアクセス障害は顕著であると言えます。

宮崎県弁護士会の提案により、当連合会及び各所属弁護士会は、2007年（平成19年）の第60回九州弁護士会連合会定期大会（宮崎大会）において、弁護士へのアクセス障害を解消し「住民に身近な司法」を実現できるよう努力することを宣言（以下「宮崎宣言」という。）し、その後、当連合会及び各所属弁護士会は、継続的に、九州・沖縄地区内の弁護士過疎地域へ赴任する弁護士の養成に取り組んでいるほか、各所属弁護士会が弁護士へのアクセス障害の解消に向けた独自の対策に取り組んできました。例えば、宮崎県弁護士会では、若手弁護士の増加傾向の中にあって、県内すべての公設法律事務所の弁護士が定着することができるよう配慮したほか、無料電話法律相談を定期的に実施し、更に、各地方自治体の実施する弁護士相談事業にも精力的に参加してきています。今後も、取り組みとしては、弁護士過疎・偏在・アクセス障害の解消のために、地域及び弁護士過疎地にも弁護士を適正に配置していくことが不可欠であり、住民に対する弁護士に関する十分な情報提供をし、弁護士にアクセスしやすくするための体制づくりが必要であることは明らかです。

しかしながら、司法改革開始当時の若手弁護士を中心とした弁護士の急激な増加傾向は、近年、地域弁護士会への新規登録者の激減という状況に至っており、必ずしも、弁護士にアクセスしやすくするための体制づくりが容易ではないという懸念が生じています。

そこで、住民が適切な司法サービスを受けられるようにするためには、弁護士会としても、自治体等が実施する法律相談に弁護士を派遣するだけの活動ではなく、全国的には、オンライン法律相談や法律相談のオンラインでの申し込み受付を実施し、弁護士も法律事務所からこれを担当できる体制を整えている地方自治体等の法律相談事業もあることから、九州・沖縄地区の弁護士会としては、今後のIT化の発展等の社会環境の変化に対応していくために、これまで以上に各地方自治体等と緊密な情報交換を行い、弁護士にアクセスしやすくなるための体制づくりに向けて、それぞれの地方自治体に応じて新たな方策を模索していくべきであると思っております。

宮崎県弁護士会におきましては、本シンポジウムに向けて、一般市民・地方自治体・弁護士に対するアンケートを実施し、かつプレシンポジウムを開催して、シンポジウムの準備に取り組んでまいりました。今回のシンポジウムが、2007年（平成19年）の第60回九州弁護士会連合会定期大会（宮崎大会）の宮崎宣言を受けて、弁護士過疎・偏在・アクセス障害の解消に向けて、更なる大きな成果となりますことを心から期待する次第です。

目 次

■ ご挨拶（九州弁護士会連合会 理事長 近藤 日出夫）	1
■ 目次	4
■ シンポジウム開催にあたって	
（大会実行委員会 シンポジウム部会長 永友 郁子）	7
■ プログラム	9
■ パネリスト・コーディネーター紹介	10

第1 基調講演

1 基調講演資料 「弁護士へのアクセスー相談者の視点を踏まえて」 濱野 亮	15
2 アンケート分析結果報告 概要報告	37
一般市民、相談者アンケート分析報告	42
自治体・公的団体アンケート分析報告	74
3 見学・意見交換会報告 「司法過疎地域との対話から」	80
【資料①】寺井研一郎弁護士インタビュー	117
【資料②】川口智博弁護士インタビュー	123

【資料③】令和5年度日本司法支援センタースタッフ弁護士 全国経験交流会報告書（抜粋）	127
【資料④】川口弁護士による新上五島町への説明資料 (令和3年1月22日実施)	134
【資料⑤】川口弁護士による新上五島町への説明資料 (令和3年2月19日実施)	141
【資料⑥】古坂良文弁護士インタビュー	147
【資料⑦】阿比留真由美弁護士インタビュー	149
【資料⑧】新上五島町職員・松田有希子氏インタビュー	151
【資料⑨】広報誌「広報しんかみごとう」2025.4月号	155
【資料⑩】新上五島町におけるオンライン法律相談会実績	157
【資料⑪】オンライン模擬法律相談録音反訳	158
【資料⑫】オンライン法律相談アンケート項目	161
【資料⑬】オンライン法律相談会チラシ（令和7年9月実施分）	162
参加者雑感	163

4 プレシンポジウム報告 プレシンポジウム「オンライン法律相談の今後の展望」 実施報告書	175
「自治体等における住民向けオンライン法律相談制度」の新設に 関する会員アンケート調査報告書	188

第2 寄稿・資料集

1 寄稿 「司法過疎地での日常」 坂巻道生	213
2 資料集 資料1：日弁連第47回定期総会・弁護士過疎地域における 法律相談体制の確立に関する宣言（名古屋宣言）	217
資料2：司法サービスの全国展開と充実のための行動計画 (第三次行動計画)	221

資料 3	：公設事務所・法律相談センターニュース (2023年8月号).....	229
資料 4	：地方裁判所支部・簡易裁判所管内弁護士数 (2025年9月1日現在).....	230
資料 5	：弁護士ゼロワンマップ (2025年4月1日現在).....	241
資料 6	：ひまわり基金法律事務所・法テラス法律事務所設置地域 (2024年12月1日現在).....	242
資料 7	：法テラス7号事務所とひまわり基金法律事務所の併存地域 (2024年12月1日現在).....	243
資料 8	：新人弁護士等養成事務所養成支援補助金について弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則の特例を定める規則改正案 (ポンチ絵).....	244
資料 9	：養成事務所リスト.....	245
資料 10	：養成・魅力発信の取組について.....	247
資料 11	：ひまわり基金法律事務所・法テラススタッフ弁護士制度に関するガイドンス・説明会・動画等記録集.....	248
資料 12	：偏在対応弁護士等経済的支援事業について.....	262
資料 13	：偏在対応女性弁護士等経済的支援事業.....	263
資料 14	：大規模災害により被災した偏在解消対策地区の会員に対する支援制度.....	266
資料 15	：パンフレット「司法修習生・弁護士のみなさん地方で独立開業してみませんか?」.....	268
資料 16	：偏在対応弁護士等経済的支援事業、新人弁護士等準備・養成等援助事業（弁護士白書2024年版より）.....	276
資料 17	：オンライン法律相談の有無に関する照会 (九弁連管内・愛知・大阪(令和7年9月時点 宮崎県弁護士会調べ)).....	277
資料 18	：住民に身近な司法を目指す宣言（宮崎宣言）.....	278
資料 19	：弁護士アクセスの改善を進める宣言（長崎宣言）.....	279
	第78回九弁連定期大会実行委員会シンポジウム部会・担当者名簿.....	280

シンポジウム開催にあたって

シンポジウム部会長
永 友 郁 子

2007年の第60回九弁連定期大会（宮崎大会）において、「住民に身近な司法の実現をめざして」と題したシンポジウムを開催した。同シンポジウムにおいては、地理的アクセス障害の解消だけにとどまらず、心理的ないし経済的要因、その他のアクセス障害の実情に迫り、地元弁護士による過疎解消への努力の必要性、自治体との連携の推進などについて議論し、弁護士へのアクセス障害を解消して「住民に身近な司法」を実現できるように努力することを宣言している。

その後、宮崎県弁護士会においても、夜間無料電話相談の実施や自治体等での法律相談会実施の増加など、弁護士へのアクセス障害を解消するための取り組みを続けており、2007年大会の実績の一つとなっている。

この、「住民に身近な司法の実現」は、社会的インフラを担う弁護士にとって、非常に重要な継続的課題であるところ、時代の流れによる社会の変化に応じて、常に様々な視点をもって取り組む必要があるだけでなく、その取組内容も迅速かつ柔軟に変更していくことが期待される。

近年においては、さらなる過疎化・高齢化・地域格差も生じ、時代の変化による新しいアクセス障害の原因も発生しつつある一方で、インターネットの普及に伴い、パソコンやスマートフォンの利用により弁護士へのアクセスが向上しつつある点も否定できない状況にあることから、新しい視点での検討が必要である。

今回の宮崎大会においては、この重要な課題に対し、我々が18年の間に、どのような取り組みを行い、その取り組みによりどのような効果がもたらされたのかに関するアンケート結果を報告した上で、司法アクセス研究の第一人者である、濱野亮立教大学名誉教授をお招きし、司法アクセス障害の要因と対策について概観いただくとともに、特に、そもそも法律問題として認識していない人々の潜在的ニーズをいかにして司法につなぐかという論点にも触れながら、最近の法社会学研究の成果を踏まえた検討を行っていただく。

その上で、パネルディスカッションにおいては、濱野教授に加え、法専門職倫理を研究分野とされている石田京子早稲田大学法学学術院教授、宮崎県職員として自殺対策業務を担当されている近藤文乃氏、宮崎県日南市で活動する豊田裕康弁護士との間で、法的支援が届かない人々への望まれる支援体制という視点も加えて協議し、検討を深めていく。

開催にあたっては、2007年との比較という視点から、2007年大会でも調査や分析を担当した当会会員が中心となって、県内各自治体等へのアンケートの実施、地元の支援者の方々との意見交換会を実施するとともに、新しい取り組みをされている自治体への視察を行うなど、会員自身も2007年大会を振り返り、かつさらに進むための機会となるような調査研究を試みた。当会会員においては、自分自身の弁護士としての活動を振り返りつつ、今後の活動の在り方についても考える契機になったのではないかと考える。

アンケート調査、意見交換会の実施、現地視察にご協力いただいた各機関の方々に深く感謝し、今大会のシンポジウムが弁護士側に起因するアクセス障害の解消を自らの問題として認識し、議論する機会となることを期待するとともに、司法アクセスの壁を乗り越えるため、弁護士と各機関との連携がさらに進むよう祈念して、挨拶の言葉としたい。

プログラム

日程 2025年10月24日（金）

時間 9:30～12:30（開場 9:00）

会場 宮崎観光ホテル 東館3階 光耀の間〔宮崎県宮崎市松山1-1-1〕

司会 定期大会実行委員会シンポジウム部会 委員 松浦 里美

同 委員 石川 達満

1 開会の挨拶

宮崎県弁護士会会长 新井 貴博

2 アンケート分析結果報告

定期大会実行委員会シンポジウム部会 委員 新福 宏

3 基調講演「弁護士へのアクセス—相談者の視点を踏まえて」

立教大学名誉教授 濱野 亮

休憩

4 パネルディスカッション

*パネリスト

濱野 亮（立教大学名誉教授）

石田 京子（早稲田大学法学学術院教授）

近藤 文乃（宮崎県福祉保健課主任主事

（地域福祉保健・自殺対策担当））

豊田 裕康（弁護士 にちなん法律事務所所長）

*コーディネーター

大村 薫（弁護士 定期大会実行委員会シンポジウム部会 委員）

5 閉会の挨拶

定期大会実行委員会シンポジウム部会 部会長 永友 郁子

パネリスト・コーディネーター紹介



濱野 亮（はまの りょう）

立教大学名誉教授

1957年横浜市生まれ。専攻は法社会学。1981年東京大学法学部卒業、1989年東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学、同年立教大学法学部助手、1994年専任講師、1996年助教授、2003年教授、2022年より現職。日本法社会学会理事長（2020年～2023年）、司法アクセス学会理事（2017年～現在）。

主著、『法社会学 第4版』（共著、有斐閣、2025年）、『法の経験的社会科学の確立に向けて』（共編、信山社、2019年）、『変動期の日本の弁護士』（共編、日本評論社、2015年）、『法社会学の新世代』（共編、有斐閣、2009年）、『ADRの基本的視座』（共編著、信山社、2004年）。

講演と直接関連する最近の論文として、「弁護士相談の規定要因」佐藤岩夫ほか編『現代日本の紛争過程と司法政策—民事紛争全国調査2016-2020』（東京大学出版会、2023年）111-116頁、「弁護士へのアクセス—弁護士相談を中心に」『立教法学』106号（2022年）234-305頁、「超高齢社会の司法アクセス問題—構造と変革」『立教法学』103号（2020年）129-184頁、「司法アクセスに関する論点」『立教法学』98号（2018年）144(177)-93(228)頁、「司法ソーシャルワークにおける多職種連携の価値」上石圭一ほか編『現代日本の法過程—宮澤節生先生古稀記念（上巻）』（信山社、2017年）339-360頁、「司法ソーシャルワークによる総合的支援」『立教法学』93号（2016年）154-194頁、共同研究報告書として「地域連携と司法ソーシャルワーク」法務研究財団編『法と実務』13号（商事法務、2017年）がある。



石田 京子（いしだ きょうこ）

早稲田大学法学学術院教授

1999年国際基督教大学教養学部卒

2001年東京工業大学社会理工学研究科修士課程修了（学術修士）

2006年州立ワシントン大学ロースクール修了

(LL.M, Ph.D in Law)

2007年早稲田大学比較法研究所助手

2009年早稲田大学大学院法務研究科助教、

2012年同研究科准教授、2020年より現職。

研究分野は法専門職倫理、司法に関する実証研究。

担当科目は法曹倫理、ジェンダー法など。近著として

『法曹の倫理 [第4版]』（共編著、2025年名古屋大学出版会）、

『論究 新時代の弁護士 — 多様化社会における弁護士の役割と

倫理』（共編著、2024年弘文堂）、「法律事務所で働く弁護士の

ジェンダーギャップと配偶者の職業」自由と正義 75巻12号

（2024年）など。

近藤 文乃（こんどう ふみの）

宮崎県福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当 主任主事

平成27年度宮崎県入庁。令和6年度より福祉保健課勤務。

自殺予防普及啓発や相談会開催等の自殺対策業務に従事。



豊田 裕康 (とよた ひろやす)

弁護士

長崎県五島市福江島生まれ

平成18年10月弁護士登録（59期、横浜弁護士会）

平成20年3月宮崎県弁護士会に登録替え

同年 8月日南ひまわり基金法律事務所3代目所長に就任

平成23年8月定着により「にちなん法律事務所」に改称



大村 薫 (おおむら かおる)

弁護士

兵庫県加古川市出身

1999年関西学院大学法学部法律学科卒業

2002年早稲田大学大学院法学研究科民事法学専攻修了（修士）

2006年立教大学法科大学院卒業

2008年兵庫県弁護士会（姫路支部）登録（61期）

2009年第二東京弁護士会に登録替え

2014年宮崎県弁護士会に登録替え、かおる風法律事務所設立
(2022年法人化)

宮崎県弁護士会両性の平等に関する委員会委員長、

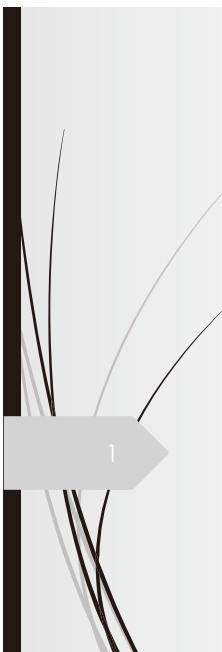
日本弁護士連合会性の平等に関する委員会委員、

宮崎簡易裁判所調停委員、宮崎公立大学ハラスメント防止・

対策委員会委員、宮崎県開発審査会委員、

宮崎県公共事業評価委員会委員、宮崎市公務災害補償等審査会委員

第1 基調講演

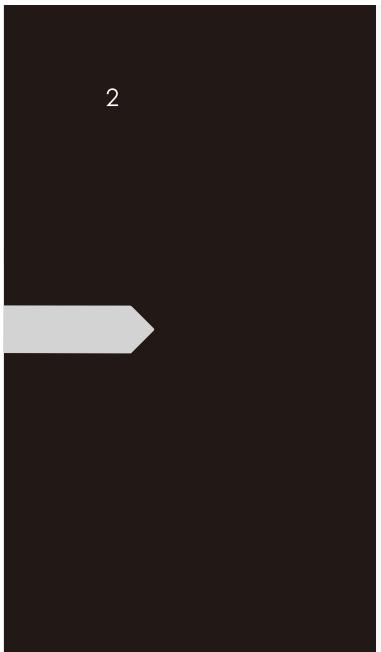


弁護士へのアクセス— 相談者の視点を踏まえて

九州弁護士会連合会 第78回定期大会 シンポジウム

立教大学 濱野 亮

2



01 司法アクセスの障害と対策

02 アンケート結果からの示唆

03 アクセス障害の改善策

04 むすび



1 司法アクセスの障害と対策

1.1 司法アクセス (access to justice) とは

1.2 司法アクセスの第1ステージと第2ステージ

1.3 司法アクセスの障害要因

1.4 「小さな司法」がもたらしてきたもの

1.5 社会的孤立、ひきこもり、社会的排除

1.6 少子高齢化、人口減少、外国人の増加



1. 1 司法アクセス (Access to Justice) とは

- ① 司法制度改革以前と以後
- ② Justiceの意味
- ③ 広義の司法アクセス



5

1.2 司法アクセスの 第1ステージと第2ステージ

- 第1ステージ：司法（弁護士、司法書士ほかの士業、裁判所）にたどりつくまで
- 第2ステージ：司法にたどりついた後



6

1.3 司法アクセスの障害要因

- (1) 伝統的な考え方
 - 法律問題を経験した人が、司法にアクセスする上で妨げになっている要因があり、それを取り除くという発想。
 - → 「法律問題」の存在が前提
- (2) 近年の研究成果
 - ①そもそも「法律問題」を認識していないケースが多い
 - → 障害要因としての「認識」
 - ②身近な知人・支援者、地域連携ネットワークの重要性
- (3) 法律問題と認識した後のアクセス障害
 - 少数だが弁護士の知り合いがいる人々がいて、司法アクセスの点で有利。問題はそれ以外の人々。

(1) 伝統的な考え方

■ 障害要因

- ①費用、②地理（司法過疎）、③情報、④心理

■ 対策

- ① 法律扶助・刑事国選、弁護士費用保険、完全成功報酬
- ② 法曹増員、巡回法律相談、常駐（ひまわり基金法律事務所、法テラス過疎地地方事務所、都市型公設事務所）
- ③ 法テラスの情報提供業務、法教育

(2) 近年の研究成果

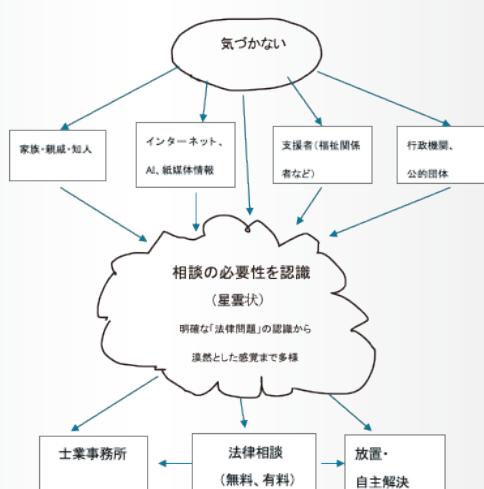
- 1 そもそも法律相談の必要性を認識していない（できない）ケース（支援者を含む）が多い
 - 障害要因としての「認識」
 - 客観的な法律問題が存在しているのではない
 - 「法律問題」の認識はどのようにして形成されるのか？
 - ①知識・情報（特に、定型的な事象と法律相談の結びつき）
 ②過去の経験（特に、弁護士利用経験）
 ③身近な人々や支援者との相互作用（家族・知人、福祉職者など）
 - 誰か（専門家）に相談した方がよいという認識（感覚）の形成と、身近で接した人や支援者の初診力がポイント

(2) 近年の研究成果（続）

2 身近な知人・支援者、地域の支援ネットワークの重要性

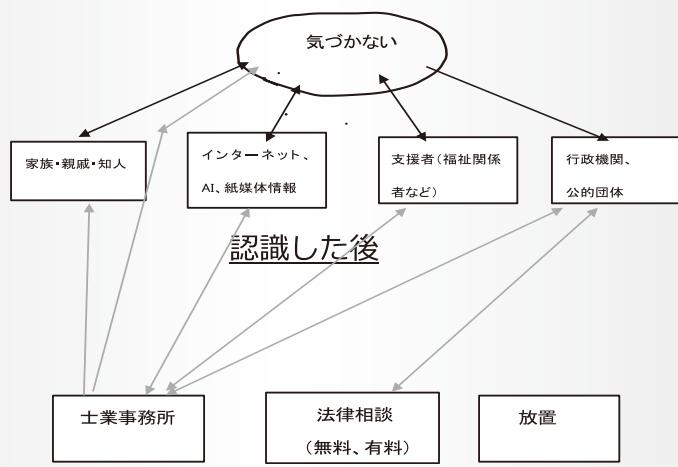
- ①支援者を通じて司法につながる
- ②ネットワークで支援する
- 地域に弁護士が入っていく
= proactiveなアプローチ
→ アウトリーチ、多職種連携・協働、司法ソーシャルワーク
自治体職員・福祉関係者、弁護士双方多忙なので、お互いにとって
メリットのある役割分担と相互理解・信頼関係がポイント

潜在的な法ニーズの顕在化過程



11

潜在的法ニーズの顕在化過程 — Proactive なアプローチ



12

(3) 法律問題と認識した後のアクセス障害

- 法律問題と認識した or 弁護士相談を考えたケースでも、弁護士に相談するまでには障害がある。
- 1 知人に弁護士がいる
- 2 知人に弁護士を紹介してもらう
-
- 3 自治体・公的団体の各種相談窓口
- 4 インターネット・AI
 - (1) 法的対応の解説・情報提供、ネット上の法律相談
 - (2) 弁護士会、自治体等の法律相談情報（場所、日時、金額、専門分野）
- 5 法テラスの情報提供
- 6 有料、無料の法律相談
- 7 一般の法律事務所（インターネット経由の顧客への対応）

(3) 法律問題と認識した後のアクセス障害（続）

- 1 & 2 知人に弁護士がいる、紹介してもらえる当てがある人は少数
他の人にとっても、信頼する知人からの紹介は重要、しかし容易ではない
- 3 自治体に相談する人は多い。
→自治体・公的団体窓口から弁護士・法律相談につながりやすいか？
- 初診力がポイント
- 近年福祉分野で包括的相談支援の努力義務化、重層的支援体制整備事業の導入
多職種連携・協働が展開（の兆し）、弁護士・司法書士は関与しているか。
支援者は自信を持ってつなげるか。たらい回しにならないように。
- 4 インターネット・AI： 一定以上のリテラシーが必要。ネット上はカオス
弁護士会や自治体の法律相談情報もわかりにくい
- 5 法テラス：「情報提供」業務では法律相談不可、相談は扶助要件充足の確認
が必要

(3) 法律問題と認識した後のアクセス障害（続）

- 6 有料、無料の法律相談
30分の問題。頻度の限界。有料と無料の役割分担は？
専門・精通分野とGPの役割分担をどう行うか。
対応困難な分野への対処：説明の仕方、回付（つなぎ）の慣行は？
法律問題でない要素への対応は？
総合的支援の一部としての法律相談
福祉分野の包括的支援と有機的な関係を形成しているか？
一般事務所での初回無料相談拡大の影響は？
- 7 一般の法律事務所
インターネット経由そのほかの紹介者なしの顧客への対応状況が気になる

1.4 「小さな司法」がもたらしてきたもの

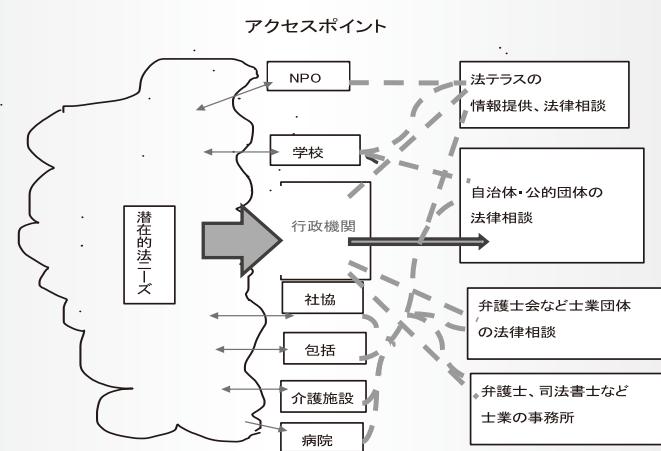
■ 身近な行政、遠い司法

行政へのアクセスは容易、人々の行政依存、多くの法律問題・権利問題が行政へ

課題

- ①潜在的ニーズをいかにして顕在化させるか
- ②行政や公的団体に持ち込まれた法律問題・権利問題をいかにして司法につなぐか、
- ③行政・公的団体の包括的支援と司法は有機的な関係を築けるか

行政などから司法にいかにしてつなぐか。



1.5 社会的孤立、引きこもり、社会的排除

- 第一次アクセスポイントに自ら接触しない人々

対策

- ①啓発活動、法教育
- ②日常的に接する人々・支援者を通じた司法アクセス
- ③行政・社協などで進行中の包括的支援体制と有機的な関係を司法は構築できるかが問われている。

1.6 少子高齢化・人口減少、外国人の増加

- 独居高齢者、認知症の人々の法律問題・権利問題への対応： ex. 成年後見制度の改革と体制整備
- 外国人の法律問題・権利問題への対応
- 地域福祉の維持・強化が不可欠：司法の関与必要
- 司法アクセスの前提条件の悪化？
- 社会保障制度の持続可能性、財政の悪化、生活関連サービスの縮小、行政サービスの低下、地域コミュニティの衰退



2 アンケート 結果からの 示唆

無料法律相談アンケート調査

2.1 データセットの基本情報

2.2 法律相談の経路

2.3 自治体・公的団体との事前接触

2.4 相談に来るまでの不安

2.5 オンライン相談の希望

2.6 自宅での相談の希望

2.1 データセットの基本情報

- 宮崎県弁護士会が関与する自治体・社協等公的団体の無料法律相談のほぼ全てを網羅。（弁護士会の法律相談は対象外）
- 実施期間：2024年12月～2025年6月末（n=459）
- 相談者の任意協力者が回答。回答率は不明だが、かなり高い

- 相談会場：社協（支所を含む）が68%。市役所・町村役場24%（都城市24、日向市27、宮崎市19、小林市10など）、宮崎商工会議所4%、県の機関0.6%、ライフサポートセンター延岡3%

21

2.1 データセットの基本情報（続）

回答者：

男41%、女59%、その他0.9%

年齢：60代以上57%、50代17%、40代14%、
30代7%、20代以下5%

（県の人口65歳以上は34%なので、高齢者がかなり多め）

22

2.1 データセットの基本情報（続）

職業：無職33%、会社員・団体職員24%、農業水産業・その他の自営業17%、日雇い・パート・アルバイト14%、家事従事者8%、公務員2%

居住地：宮崎市・都城市・延岡市 41%、その他59%

（この3市の総人口比は66%なので、他地域が多め）

相談内容：遺産問題26%、夫婦・親子・家族問題19%、債務整理13%、不動産関係13%、その他の損害賠償請求 5%、債権回収4%、労働問題3%、交通事故2%、

23

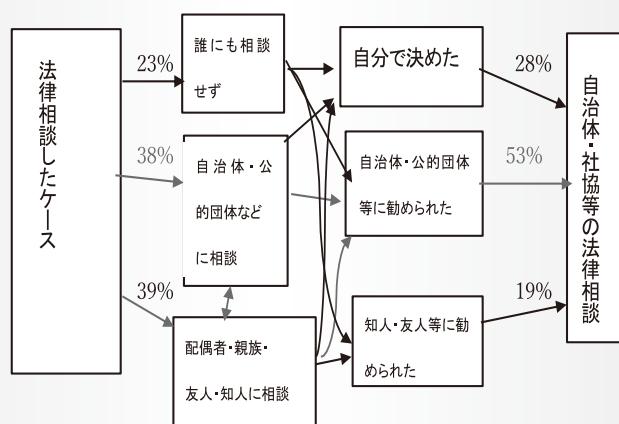
2.2 法律相談の経路 (n=459)

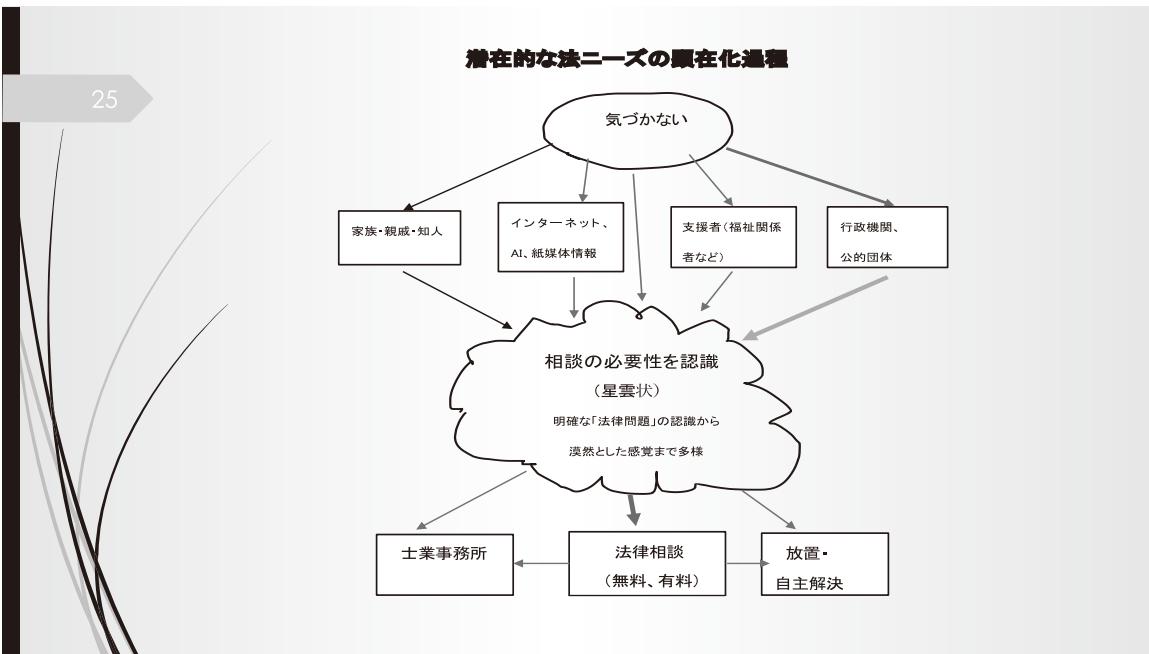
- 事前に自治体・公的団体等に相談すみ 38% (①)
- 自治体・公的団体等に法律相談を勧められた 53% (②)
- ①かつ② 28%
- 以上から、①または② すなわち、自治体・公的団体等に相談済みか、相談を勧められた人 = 接触した人は 62%
- ①にも②にも該当しない人 = 接触していない人は38%
- ただし、そのうちの39%は知人・親戚等に法律相談を勧められている。
- 誰にも事前相談せず自分で相談を決めた人は10%にとどまる (47人)

24

法律相談の経路

宮崎弁護士会、法律相談調査データ (n=459)





26

2.3 自治体・公的団体との事前接触

- 今回の調査データの意義：少なくとも宮崎県では、自治体や社協などの公的団体から無料法律相談への経路の存在が明らかになった。無料法律相談の過半数（62%）は自治体・公的団体等と事前に接触。
- 自治体や社協等の窓口へは人々がアクセスしやすいことを踏まえると、重要な知見。
- ただし、自治体や公的団体等と接触したケースのうち、司法につながるべきケースがどの程度あり（①）、そのうち、法律相談を含む司法につながれたケースがどの程度なのか（②）は不明。②の比率が高まることが望ましい。
- 他方、法律相談に届いたケースのうち、自分で判断したケースはごくわずか（10%）。家族・知人を含め誰にも相談しない場合、法律相談にたどりつきにくいことを示唆=社会的孤立の深刻な問題

自治体、公的団体の重要性

- 無料法律相談にアクセスする経路上、自治体窓口、公的団体窓口が重要な役割。
→ 福祉行政における包括的な相談支援推進政策の効果かもしれない。
- 窓口での職員の対応・判断が、司法アクセスにとってポイント
- 生活困窮者自立支援法制定以来、包括的支援体制の構築を厚労省が推進。司法の関わりは薄いように見える。
- 今後は、弁護士、司法書士、裁判所の有機的な連携・協働が求められる。課題：コミットしていただける弁護士、司法書士を確保できるか。

自治体・公的団体等から司法への道

ダイレクトに法律相談してもよいケースも相当数含まれているはず。（「小さな司法」の影響が残る）

①自治体・公的団体の窓口における診断（初診）と、適切なプロバイダーへの「つなぎ」が重要になる。

一般職員の初診力の強化と、法律相談への経路を確保・維持してほしい。つなぐ先の吟味も次の課題。

②自治体・公的団体を訪れない人々への対応も重要：
社会的孤立の問題

③福祉行政における包括的支援体制の構築、重層的支援体制整備事業に期待。弁護士もコミットすることが望まれる。弁護士倫理などのルール整備も必要かもしれない。

2.4 「相談に来るまでに不安に考えたことは何ですか？」（複数回答可、n=458）

- 「聞きたいことを時間内に全部聞けるか。」 28%
- コミュニケーション（「弁護士に話をよく聞いてもらえるか。」、「相談内容をうまく伝えられるかどうか。」、「上手に話せるか。」） 22%
- 費用（「相談費用がどれくらいかかるか。」、「事件受任時には多額の費用がかかるのではないか。」） 20 %
- 「自分の悩みが法律相談に当たる内容であるか。弁護士に相談して解決しそうな事案か」 17%

2.4 相談に来るまでの不安 （続）

- 30分では無理と感じるのは当然。どう対応するか。
継続相談が可能なことを周知させる？

委任後の報酬水準は無料相談の不安材料にもなっている。
相談の段階で報酬についても概要を周知させる？

相談者がコミュニケーション上の不安を抱え、そもそも自分の悩みが法律相談に当たる内容なのかを不安に思ってさえいることを理解する必要がある。弁護士で対処できない場合、どういう態度で接するかも重要。

2.5 オンライン相談の希望

- 自治体等でのオンライン相談希望（全体では23%）
- 20~50歳代33~41%、60歳代18%、70歳以上8%
- 自宅等相談希望者（55%）のうちオンライン相談希望（26%）
 - 20~50歳代41~48%、60歳代23%、70歳以上以上8%
- このアンケートは、法律相談の場に現に来た人を対象にしている点に留意すべき。かつ、世代によって差が大きい。
- 身近に弁護士がない地域では効果的ではないか。
- 日程調整の容易化・効率化、心理的敷居を下げる点でも有効ではないか。初回は対面で、継続相談では、可能ならオンラインという方式も有効ではないか。
- なりすましのリスクなど課題はあるが、事務方の負担に配慮しつつ、ケースに応じて活用すべきではないか。

2.6 自宅での相談の希望

- 「自治体等に赴くことなく自宅等で相談を受けられるとすれば利用したいですか？」との問い合わせに対して、55%が「利用したい」。（30代では70%）
- 自宅等での相談を利用したい人のうち、
出張を利用したい 76%
オンラインを利用したい 48%
電話を利用したい 43%
メールを利用したい. 16%

3 アクセス障害の改善策

- 3. 1 基本的な対策
- 3. 2 潜在的ニーズの顕在化
 - (1) 3つのルート
 - (2) アウトリーチ、proactiveな活動の必要性
 - (3) 行政から司法へのパス、福祉と司法の連携・協働
 - (4) インターネットの活用
- 3. 3 次の課題
 - (1) 司法アクセスの第2ステージの問題
 - (2) 地域の包括的支援への関与
 - (3) 司法のDX-IT化とAIの活用

3.1 基本的な対策

費用 地理 情報、心理：

基本的に国、日弁連レベルの対応がさらに必要

弁護士会への期待：

- 地理： 法律相談の地点、頻度を増やす必要はないか。オンライン相談を適宜導入できないか。
- 弁護士のリクルート (LSへの広報など)
- 情報・心理： 弁護士会HPの法律相談情報をユーザーフレンドリー・支援者フレンドリーに
- 法教育 (初等・中等教育)
- 自治体・社協などによる包括的支援システム構築・運用に貢献できないか。
地域福祉の司法インフラを担う役割。

3.2 潜在的ニーズの顕在化

(1) 3つのルート

- ① 自治体・公的団体経由のルート：法律相談へつなぐ経路拡大、包括的支援システムに参加
- ② 福祉関係者・医療関係者・学校関係者ほか経由のルート：よりインフォーマルな支援ネットワーク
・顔の見える関係を拡大
- ③ インターネット経由のルート

(2) ①、②に共通して アウトリーチ、proactive な活動の必要性

- 弁護士と第一線職員との勉強会・定期的会合
- 顔の見える関係（特に現場のキーバーソンと弁護士の間）の重要性
- ケース会議（ケア会議）その他各種会議への参加
- 受任し問題に対処した後も、支援者や本人と継続的な関係を維持し、チームの問題解決能力を維持し、セイフティネットとして機能

(3) ①、②共通して 行政から司法へのパス、福祉と司法の連携・協働

① 地域の支援ネットワークの強化

- すでに存在する福祉・医療・行政のネットワークに弁護士も関わることで、ニーズ顕在化、福祉職者等の負担軽減、総合的支援力の強化を図る
- 公式のネットワーク・協働システム・会議だけでなく、それを支える「顔の見える関係」の形成・維持

② 法テラスのスタッフ弁護士と一般開業弁護士の役割分担体制と、 その現場への周知

- 採算がとれない活動はスタッフ弁護士に、顕在化したニーズを分担対応するシステムと行政の有機的な関係構築
- ③自治体インハウス弁護士（非常勤でもよい）の導入

(4) インターネットの活用

- 弁護士会、司法書士会、自治体、公的団体（社協など）の法律相談サイトをユーザーフレンドリーにできないか？
- 「相談事ポータルサイト」、「法律相談ポータルサイト」のようなものは作れないか？
- 将来は、リーガル・プラットフォーム？

3.3 次の課題

(1) 司法アクセスの第2ステージの問題

弁護士にとどいた後の問題：適切なサービスの提供。受任しない場合の対応と適切なプロバイダーにつなぐこと。

特に福祉的支援が必要な人へのケアの必要性

(2) 地域の包括的支援体制への関与

包括的支援体制、重層的支援体制への関与

(3) 司法のDX－IT化とAIの活用

民事司法手続きのDX、情報提供のDX、弁護士サービスのDX

(1) 司法アクセスの第2ステージの問題

■ 特に福祉的支援が必要な人へのケアの必要性

複合的・分野横断的な問題を抱えているケースが多い

法律問題だけ切り離して処理すると失敗する

→広く受け止め、総合的・包括的に対応する必要

→多職種連携・協働、チームとしてケア

弁護士・司法書士もその一員

伴走・継続的支援（見守り）

司法もソーシャルワークの社会資源の一つ

(2) 地域の包括的支援体制への関与

社会福祉法106条の3（平成29年、令和2年改正）

「市町村は、次条第2項に規定する重曹的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。」
— (略)

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策」

縦割りを超えて、「断らない相談支援」を目指しているとされる。支援対象者のニーズを起点に、実質的な支援に貢献する形で弁護士・司法書士は関与してほしい。

重層的支援体制整備事業

社会福祉法106条の4（令和2年改正）

「市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重曹的支援体制整備事業を行うことができる。」

2 前項の『重要な支援体制整備事業』とは、・・・地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重要的に整備する事業をいう。」

具体的には、包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業、支援プランの作成。

宮崎県の令和7年度実施市町村（宮崎県HP）：都城市、延岡市、小林市、日向市、三股町、都農町、門川町

試行錯誤であろう。制度をうまく使って、支援を行うチームと顔の見える関係を作り、対象者のニーズを総合的に満たす活動に弁護士・司法書士は貢献してほしい。

(3) 司法のDX — IT化とAIの活用

■ 遅れている司法

- ①司法手続きのDX、②情報提供のDX、③弁護士サービスのDX

近い将来、一定の手続きは本人によりオンラインで完結？

AI : Corporate Lawで激しい競争、People Law → 担い手と資金は？

DX化した司法システムにAIが組み込まれた時、何がおこるのか。

法情報収集・分析の自動化、文書作成・チェックの自動化、自動化された判決予測に基づく交渉、法情報の日常活動への自動組込み？

People Law にも及ぶなら、司法アクセスの改善？ リーガルコストの低下？ リスクもある、一定のリテラシーの必要性は残る？ 法律問題の認知 자체を容易にするサービスが生まれるか？ 革新的な社会インフラの誕生？

デジタル弱者への対応が必要。現状ではhallucination対策も必要。

4 むすび

「一般市民、相談者アンケート」及び 「自治体・公的団体アンケート」に関する報告

新福宏ほかアンケート分析班

第1 概要報告

1 アンケートの目的と方法

(1) アンケートの目的

今回の九弁連大会のシンポジウムは、第60回九弁連大会シンポジウム「住民に身近な司法の実現をめざして」を振り返って再検証するとともに、法的支援が届かない人々に対して法的アクセスの壁を乗り越えるにはどうしたらいいか、新たな法律相談の手法であるオンライン相談はアクセス障害の解消に資するか、について検討することとしました。

(2) アンケートの方法

今回実施したアンケートは3つ、①「一般市民、相談者アンケート」、②「自治体・公的団体アンケート」、③「会員アンケート」です。

1つ目、「一般市民、相談者アンケート」は、宮崎県内の各地の法律相談会に訪れた一般市民、相談者に任意に回答をお願いしたもので。法的支援が届かない人々に対する法的アクセス問題の解消という目的からすると、法律相談会にたどり着くことができている人々に対するアンケートであるという点で、そのままストレートに受け止めてよいかという課題はあります。ただ、同様に宮崎県内の各地の法律相談会に訪れた一般市民、相談者にアンケートをお願いした第60回大会と比較したいという理由があり、また法律相談会にたどり着いた人も様々な壁を乗り越えてきたことは想像に難くなく、そのような方々に対するアンケートには一定の価値があるものと考えています。

2つ目、「自治体・公的団体アンケート」は、宮崎県内の各地の法律相談会を実施している自治体・公的団体に対して行ったもので、主に法律相談を希望する人に第一に接する窓口の方や、その上司にあたる方にご回答をお願いしました。法律相談会の現状、オンライン相談の実施可能性、現在弁護士会が実施している相談会が周知されているか等について、現場のご意見をいただきました。

3つ目、「会員アンケート」は、宮崎県弁護士会に所属している弁護士に対して、オンライン相談についてご意見を求めたものです。こちらの詳細については、別途報告書が出ておりますので、そちらでご確認ください。

2 アンケートの結果（概要）

(1) 「一般市民、相談者アンケート」について

全部で459通の回答を得ました。ここでは概要をご説明しますが、「第2 一般

市民、相談者アンケート分析報告」をぜひご一読ください（以下では、参照した分析結果の項目を括弧書きで記載します）。

ア 弁護士へのアクセスについて

「弁護士に相談する前に相談した人」（第2の6）は、第60回大会時（2007年アンケート）も今回（2024～2025年アンケート）も、親兄弟姉妹、その他の親族、友人知人が多い結果となりました。市町村の窓口や社会福祉協議会の数値が若干増えており、依然として一般市民に身近な存在といえます。今回は、「なし（相談していない）」という回答枠を用意したところ、15.2%にもなり、インターネット等で調べて相談予約したのではないかと推測されます（「何で調べて相談に来たか」（第2の9）の質問に対し、「インターネット」との回答が41件ありました）。

次に、「弁護士に法律相談するまでの期間」（第2の7）について比較しますと、法律相談までの期間が「1週間以内」という回答の割合が減少し、「1週間を超え1か月以内」、「1か月を超える半年以内」、「半年以上」のいずれの項目も増加しており、弁護士に相談するまでの期間という意味でのアクセス障害は改善されたとは言い難いものでした。

特に「予約が取れなかった」との回答者の実際に予約ができた期間を確認すると、「1週間から1か月以内」に相談できたという回答が6割を占めているものの、「1か月以上から半年以内」及び「半年以上」という回答が4割もあり、弁護士へのアクセス障害として改善すべきといえます。

他方、相談事由発生から1週間以上経過した理由について、費用に関する事項を挙げた割合は、第60回大会と比較して大幅に減少しました。また、心理面に関する事項も、第60回大会と比較して大幅に減少しました。ただし、心理面に関する事項のうち、「弁護士に相談すべき内容が分からなかった」との回答は微増し、弁護士に関する事項（「弁護士を知らない」、「予約が取れなかった」）は大幅に増加しています。

また、「相談に来るまでに不安に考えたこと」（第2の10）との質問に対しては、「時間内に全部聞けるか」と「なし」が一番多く、次いで「弁護士に話をよく聞いてもらえるか」、「法律相談にあたるかどうか」となっており、その後に費用に関する事項が続く順番になりました。

イ オンライン相談について

自治体での対面相談（相談者と弁護士が同じ場所で直接顔を見て相談をする法律相談をいいます。以下、同じ。）を希望する方が大多数でした。回答者の居住地（第2の2）や年代（第2の3）ごとに分析をしても、概ね9割前後が希望していました。これは、アンケートの回答者が自治体等での対面相談を希望してきたという点を考慮しても圧倒的であり、対面相談の需要の高さを裏付ける回答といえます。

ただ、20代～50代の現役世代では、自宅からオンライン相談（Z o o m、T e a m s、L I N E ビデオ電話等、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による法律相談をいいます。以下、同じ。）を希望する割合が概ね4割程度おり、その普及率の高さと親和性を読み取ることができます（第2の3）。しかも、自宅等で相談を受ける場合の法律相談の方法（出張相談、電話、メール、オンライン）の中で、オンラインが一番高い結果になりました（なお、出張相談とは大きな差はなく、概ね拮抗しています）。

他方、60代では、自宅からのオンライン相談について、「わからない」との回答は現役世代とさほど変わらない数値（2割弱）でありながら、希望割合が2割程度に落ち込んでおり、それなりに知ってはいるもののオンライン相談を望まない傾向が見受けられます（第2の3）。70代以上ともなると、デジタル機器の利用は7割を超えておりにもかかわらず、自宅からのオンライン相談を希望するのは1割を下回っており、希望者は非常に少ないとえます。これに反して、自宅等への出張相談希望の割合が高く、5割近い数値になりました。

（2）「自治体・公的団体アンケート」について（第3）

全部で33通の回答を得ました。ここでは概要をご説明しますが、「第3　自治体・公的団体アンケート分析報告」をぜひご一読ください。

ア 法律相談の回数について

「足りている」という回答が8割以上であり、ほとんどの自治体等において法律相談会の増加は望まれていませんでした。

イ オンライン相談について

オンライン相談の設備については大体の場所で備わっているものの、オンライン相談を導入するメリットについて、「市民にメリットがある」が39.4%、「自治体等にメリットがある」が0%、「双方にメリットがある」が12.1%、「わからない」が48.5%になりました。自治体等にメリットがあると考えている割合が非常に低いこと、わからないとする割合が約半数に及ぶことから、今後オンライン相談を導入する場合には、自治体等との緊密な情報交換、丁寧な対話と誠実な協議が必要といえそうです。

ウ 電話相談の周知について

宮崎県弁護士会では、毎週水曜日の19時～20時30分に、夜間電話相談を実施していますが（第60回大会を契機に開始したもの）、「知らない」との回答が約4割になりました。

同じく宮崎県弁護士会では、毎週金曜日10時～12時に、高齢者電話相談を実施していますが、「知らない」との回答が約6割になりました。

他にも、交通事故電話相談（第1、第3火曜日10時～12時30分）を「知らない」が3分の2、子どもの権利ホットライン（第1、第3月曜日16時～17時30分）を「知らない」が約5割となりました。

弁護士会が行っている電話相談について、自治体等に対してすら周知が不足しており、一般市民への周知が不足しているのは明らかですから、何らかの対応が必要といえます。

今後オンライン相談を導入する場合も、広報が重要な課題になるものといえます。

3 アンケート結果を踏まえて

(1) 今後必要な広報について（第60回大会との比較から）

第60回大会では、「『弁護士費用・弁護士業務・法テラスに関する情報の広報・普及』は喫緊の課題」であるとされました。今回のアンケート結果では、弁護士に相談するまでにかかった期間に関する回答で費用に関する事項が減少しているため、それなりに普及が進んでいることが見受けられます（第2の7）。しかも、「相談に来るまでに不安に考えたこと」との質問に対しては、「時間内に全部聞けるか」と「なし」が同数で一番多い回答になっており、弁護士費用や弁護士業務に関する情報の普及は進んできていると評価できます（第2の10）。

また、「法律相談について誰に勧められたか」の質問に対し、「自治体・公的団体」との回答がもっとも多く、自治体等の窓口の方々に普及したことで、一般市民、相談者への普及も進んでいるという構造が見えてきます（第2の8）。

第60回大会では、「多くの自治体が、弁護士による法律相談を評価し弁護士会との具体的連携を求めており」、「独自の法律相談体制の設置・充実の努力が期待される自治体」との指摘をしましたが、自治体等の窓口の方々の努力が実を結んでいるように思われます。

ただし、「弁護士に法律相談するまでの期間」について「弁護士に相談すべき内容が分からなかった」との回答が多かったこと（第2の7）、「相談に来るまでに不安に考えたこと」について「法律相談にあたるかどうか」との回答が多かったこと（第2の10）などからすると、どのようなことでも弁護士に気軽に相談していいんだ、という意識を伝えていく努力は今後も必要といえます。

(2) 法律相談会の拡大について

次に、第60回大会では、「多くの住民は『法律相談の場と機会の拡大』を望んでいる」とされたところ、今回の自治体等のアンケートによると、法律相談会は足りているとの回答が非常に多くありました（第3の1）。

一見、法律相談会は十分であるかのように思えますが、弁護士相談までの期間は増

加傾向であり（第2の7）、「予約が取れなかった」（第2の7）との意見も多数ありましたし、「相談に来るまでに不安に考えたこと」（第2の10）との質問に対して「時間内に全部聞けるか」との回答が一番多かったことや、自由意見（第2の14）の中に法律相談会や相談時間の増加を望む声もありましたので、法律相談会が足りていると断ずるには疑義が残ります。

ただ、弁護士側が法律相談会を増やすようお願いしたところで、自治体等が必要と思わなければ増加することはありませんし、法律相談会を過剰に増やせば、自治体等の負担（費用や担当者）が増えるだけでなく、弁護士会も担当者を用意しなければならないのに、結局相談はあまり入らないという無駄が多くなるおそれがあり、今後更なる検証が必要といえます。

ここからは推測になりますが、相談者が法律相談会の日程と合わない場合、1か月以上先の別の日程に申し込むことが多くなりますが、相談会自体の枠が埋まっているので不足は感じない、ということがあるかもしれません。すなわち、相談会の枠自体は増やす必要はないものの、相談者の予定に合わせられるような柔軟な相談会の実施ができれば、アクセス障害の解消（法律相談までの期間の短縮）につながる可能性があると思われます。

（3）オンライン相談について

一般市民、相談者アンケートでは、20～50代の現役世代の要望が多く、60代も2割程度は要望がありました（第2の3）。現役世代は、平日の日中に行われる自治体等での法律相談会を訪れるハードルが高いと思われ、どの自治体等からもつなぐことが可能なシステムになれば、柔軟な相談会の実施につながる可能性もあります。

しかし、自治体等での法律相談につながらないような、法的支援の届かない人々に法的アクセスの壁を乗り越えるものになるかというと、更なる工夫が必要に思われます。既に実施している電話相談について、自治体等すら「知らない」ことが多いことからすると（第3の1）、自治体等での法律相談にもつながらない法的支援の届かない人々に、オンライン相談だけが届くということは考え難いと言わざるを得ません。

また、自治体等のアンケートでは、設備面の充足率は高いものの、ソフト面（支援体制や市民の動線）といった課題が残されており、仮に実施する場合には自治体等との綿密かつ継続的な協議が必要といえます（第3の2、3）。

このように、オンライン相談によって解消しうる問題もあれば、オンライン相談を実施するだけでは解消できない問題も多々あると思われ、実施するか否か、実施するとしてどのような体制にするか、どのように広報するか、そういった問題に今後も誠実に取り組んでいくことが求められているといえます。

第2 一般市民、相談者アンケート分析報告

1 性別

(1) アンケート結果

	男性 (186名)	女性 (269名)	その他 (4名)
相談までの時間「半年」	61 (32.8%)	83 (30.9%)	0 (0%)
日常使用機器 「パソコン」 ¹	77 (41.4%)	76 (28.2%)	1 (25.0%)
日常使用機器 「スマートフォン」 ²	160 (86.0%)	240 (89.2%)	2 (50.0%)
自治体での対面相談希望	172 (92.5%)	246 (91.4%)	3 (75.0%)
自治体での電話相談希望	40 (21.5%)	44 (16.4%)	0 (0%)
自治体でのメール相談希望	11 (5.9%)	18 (6.7%)	0 (0%)
自治体でのオンライン相談希望	42 (22.6%)	62 (23.0%)	0 (0%)
自宅対面相談希望	96 (51.6%)	95 (35.3%)	2 (50%)
自宅電話相談希望	44 (23.7%)	65 (24.2%)	0 (0%)
自宅メール相談希望	18 (9.7%)	23 (8.6%)	0 (0%)
自宅オンライン相談希望	46 (24.7%)	74 (27.5%)	1 (25.0%)

(2) 分析

自宅対面相談希望者の割合は男性の方が女性よりやや高いが、この点を除き、どのような形式での相談を希望されるかについては、男女での大きな差異は見受けられない。

¹ 「パソコン&スマートフォン」 + 「パソコン」の値

² 「パソコン&スマートフォン」 + 「スマートフォン」の値

2 居住地

(1) アンケート結果

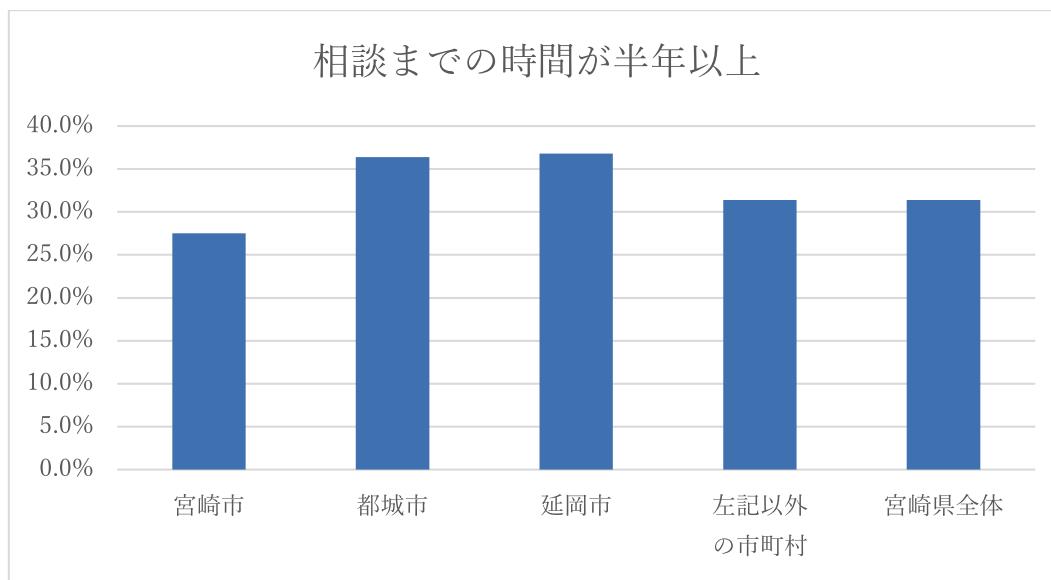
	宮崎市 (109名)	都城市 (22名)	延岡市 (57名)	宮崎・都城 ・延岡以外 (271名)	宮崎県全体 (459名)
相談までの時間 半年	30 (27.5%)	8 (36.4%)	21 (36.8%)	85 (31.4%)	144 (31.4%)
日常使用機器・ パソコン ³	54 (49.6%)	12 (54.5%)	15 (26.3%)	73 (26.9%)	154 (33.5%)
日常使用機器・ スマートフォン ⁴	98 (89.9%)	20 (90.9%)	55 (96.5%)	229 (84.5%)	402 (87.6%)
自治体での対面 相談希望	96 (88.1%)	20 (90.9%)	52 (91.2%)	253 (93.4%)	421 (91.7%)
自治体での電話 相談希望	18 (16.5%)	5 (22.7%)	8 (14.0%)	53 (19.6%)	84 (18.3%)
自治体でのメー ル相談希望	7 (6.4%)	3 (13.6%)	4 (7.0%)	15 (5.5%)	29 (6.3%)
自治体でのオン ライン相談希望	37 (33.9%)	9 (40.9%)	8 (14.0%)	50 (18.5%)	104 (22.7%)
自宅対面相談 希望	41 (37.6%)	8 (36.4%)	17 (29.8%)	127 (46.9%)	193 (42.0%)
自宅電話相談 希望	26 (23.9%)	6 (27.3%)	15 (26.3%)	62 (22.9%)	109 (23.7%)
自宅メール相談 希望	16 (14.7%)	4 (18.2%)	6 (10.5%)	15 (5.5%)	41 (8.9%)
自宅オンライン 相談希望	46 (42.2%)	6 (27.3%)	14 (24.6%)	55 (20.3%)	121 (26.4%)

³ 「パソコン＆スマートフォン」 + 「パソコン」の値

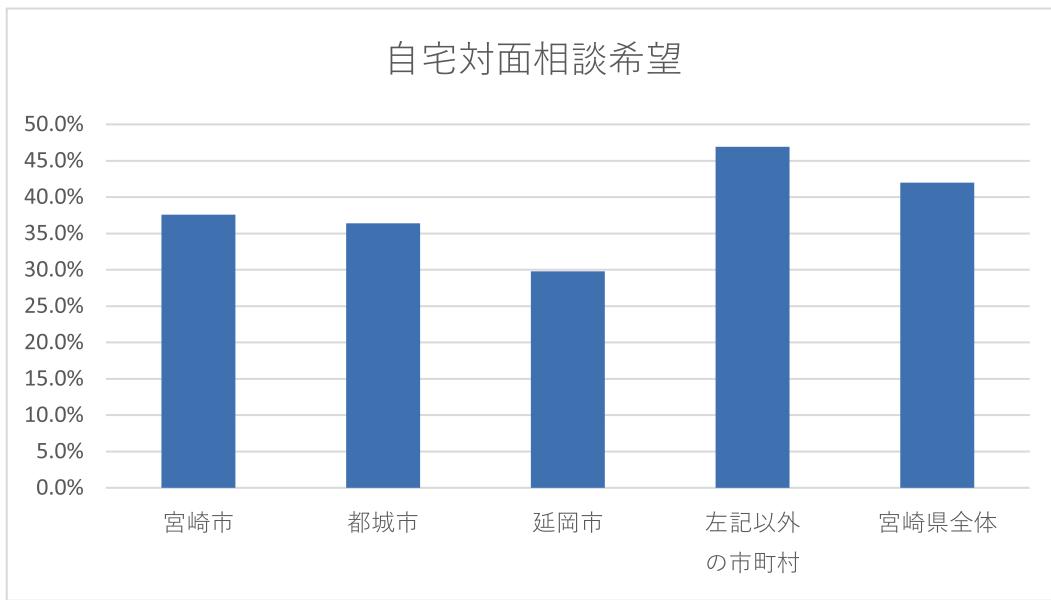
⁴ 「パソコン＆スマートフォン」 + 「スマートフォン」の値

(2) 分析

相談まで6か月以上かかったケースは宮崎市以外において宮崎市より多く、宮崎市においては比較的法律相談アクセスが良好とも考えられる。



自宅対面相談希望は、宮崎市・延岡市・都城市以外の市町村において比較的高く、相談会場への移動の難易が影響している可能性がある。

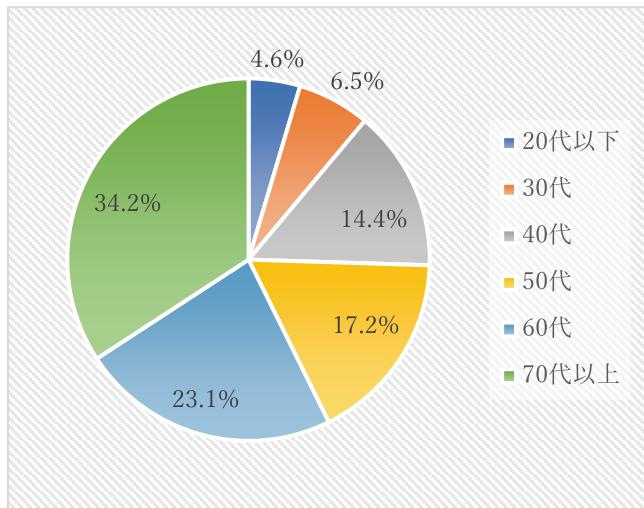


自宅オンライン相談希望については、宮崎市において比較的希望が高い。全体として自治体での直接相談希望の割合が高いが、自治体での直接相談を行った相談者が母集団であることに留意する必要があろう。

3 年齢（年代）

3-1 回答者の年代別の割合

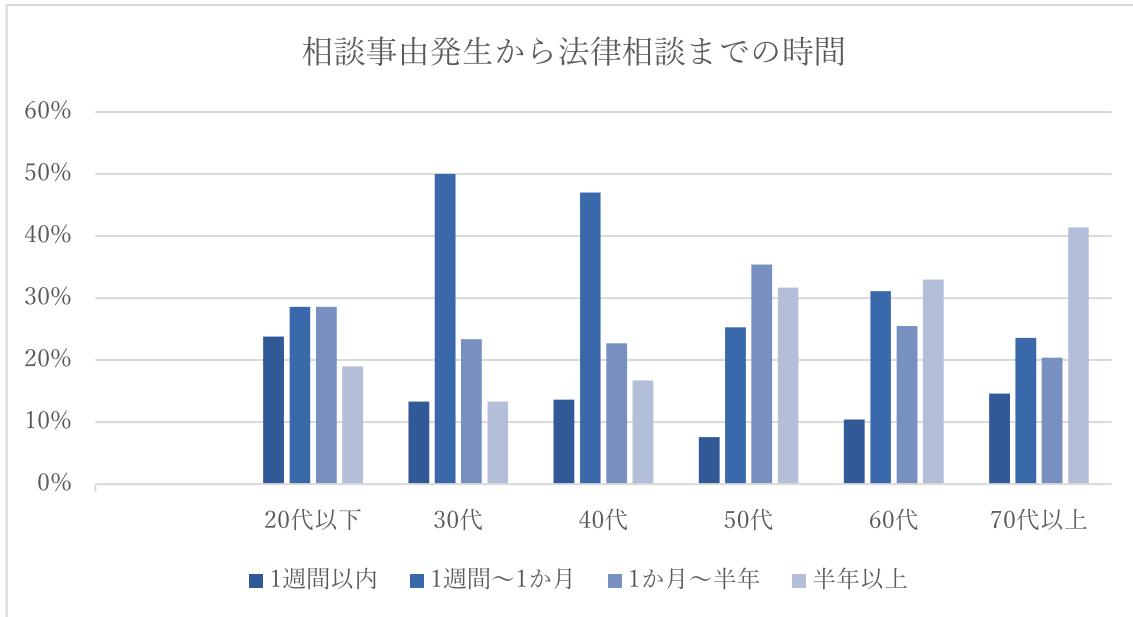
年代	回答数	
20代以下	21	4.6%
30代	30	6.5%
40代	66	14.4%
50代	79	17.2%
60代	106	23.1%
70代以上	157	34.2%
合計	459	



年代別の割合を見ると、70代以上が34.2%と最も多く、次いで60代が23.1%、50代が17.2%となっている。若年層の相談は比較的少なく、20代以下は4.6%、30代は6.5%にとどまっている。

3-2 相談事由発生から弁護士の法律相談までの時間

年代	1週間以内	1週間～1か月	1か月～半年	半年以上
20代以下	5 (23.8%)	6 (28.6%)	6 (28.6%)	4 (19.0%)
30代	4 (13.3%)	15 (50.0%)	7 (23.4%)	4 (13.3%)
40代	9 (13.6%)	31 (47.0%)	15 (22.7%)	11 (16.7%)
50代	6 (7.6%)	20 (25.3%)	28 (35.4%)	25 (31.7%)
60代	11 (10.4%)	33 (31.1%)	27 (25.5%)	35 (33.0%)
70代以上	23 (14.6%)	37 (23.6%)	32 (20.4%)	65 (41.4%)



相談事由発生から法律相談に至るまでの時間を年代別に分析した。

30代と40代は、相談事由発生後1か月以内に弁護士へ相談する割合が60%超と非常に高く、迅速な対応を指向する傾向が見られる。

これに対し、50代・60代・70代では相談までに半年以上かかる割合が30%を超え、相談へのハードルが高い、あるいは問題の深刻化に時間がかかるケースが多い可能性がある。

60代・70代は、自身の相談ではなく子が当事者となっているケースの代理相談や将来に備えた相続の相談など、早期の相談に繋がりにくい相談内容が含まれていることも影響している可能性がある。

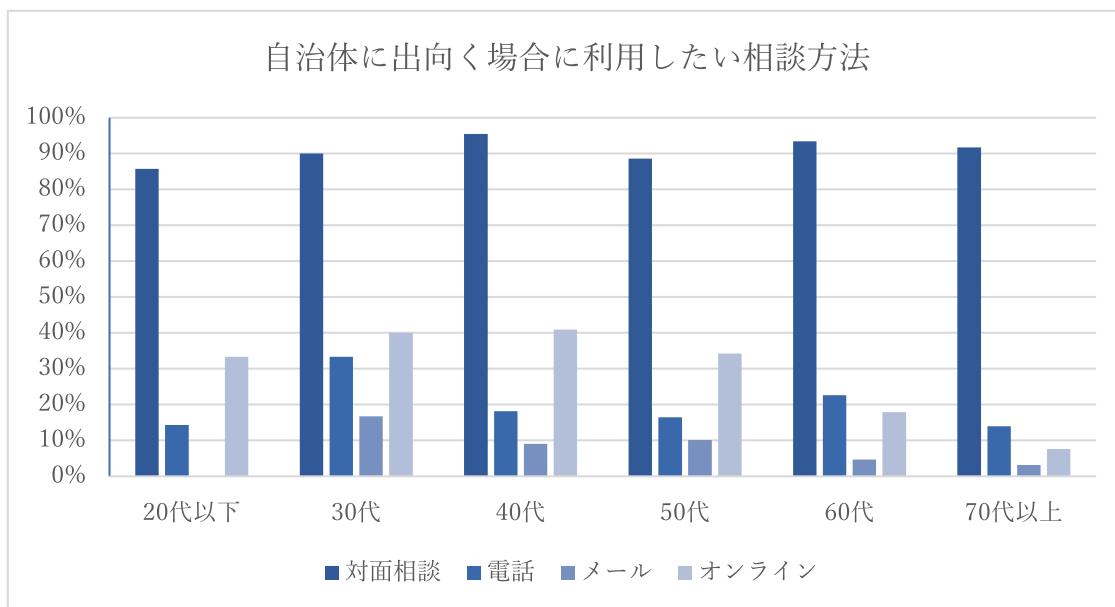
なお、70代以上は、相談に至るまでに半年以上を要する割合が最も高い一方で、1週間以内に相談する割合も比較的高いという結果が得られた。

20代以下については、相談までの期間が分散しており、特徴的な傾向は見られなかった。

3-3 今後利用したい相談方法（複数回答可）

(1) 自治体まで赴いて相談を受けるケース

年代	対面相談	電話	メール	オンライン
20代以下	18 (85.7%)	3 (14.3%)	0 (0.0%)	7 (33.3%)
30代	27 (90.0%)	10 (33.3%)	5 (16.7%)	27 (40.9%)
40代	63 (95.5%)	12 (18.2%)	6 (9.1%)	27 (34.2%)
50代	70 (88.6%)	13 (16.5%)	8 (10.1%)	27 (34.2%)
60代	99 (93.4%)	24 (22.6%)	5 (4.7%)	19 (17.9%)
70代以上	144 (91.7%)	22 (14.0%)	5 (3.2%)	12 (7.6%)



自治体等に出向いて法律相談を受けるケースで、今後利用したい相談方法について回答を求めた。年代別の分析結果は次のとおりである。

自治体等に出向いて法律相談を受ける場合には、全年代で85%以上の高い割合で対面相談を希望しており、年代ごとの有意な差は認められなかった。

オンライン法律相談は、20代～50代までは30%程度の一定の需要がある一方で、60代以降では顕著に需要が減少している。

電話やメールによる相談希望は、全ての年代を通じて比較的低い傾向にある。利用するツールの違いはあっても、相談する相手の顔を見ながら相談できる形式の需要が高い傾向が見られる。

なお、本質問は、「相談者が自治体に赴いて相談を受けるケース」についての質問であるところ、相談者にとっては、自治体に赴いた上で、あえて電話やメール、オ

ライン面談によって相談をすることは、メリットを感じにくいのではないかと思われる。

(2) 自宅等で相談を受けるケース

ア　自治体等に赴くことのない自宅等での相談

年代	回答数	利用したい
20代以下	21	11 (52.4%)
30代	30	21 (70.0%)
40代	66	38 (57.6%)
50代	79	46 (58.2%)
60代	106	61 (57.5%)
70代以上	157	76 (48.4%)

自宅等での相談を希望する割合は30代が最も高く70.0%となっており、次いで40代、50代、60代でも55%を超える高い割合を示している。

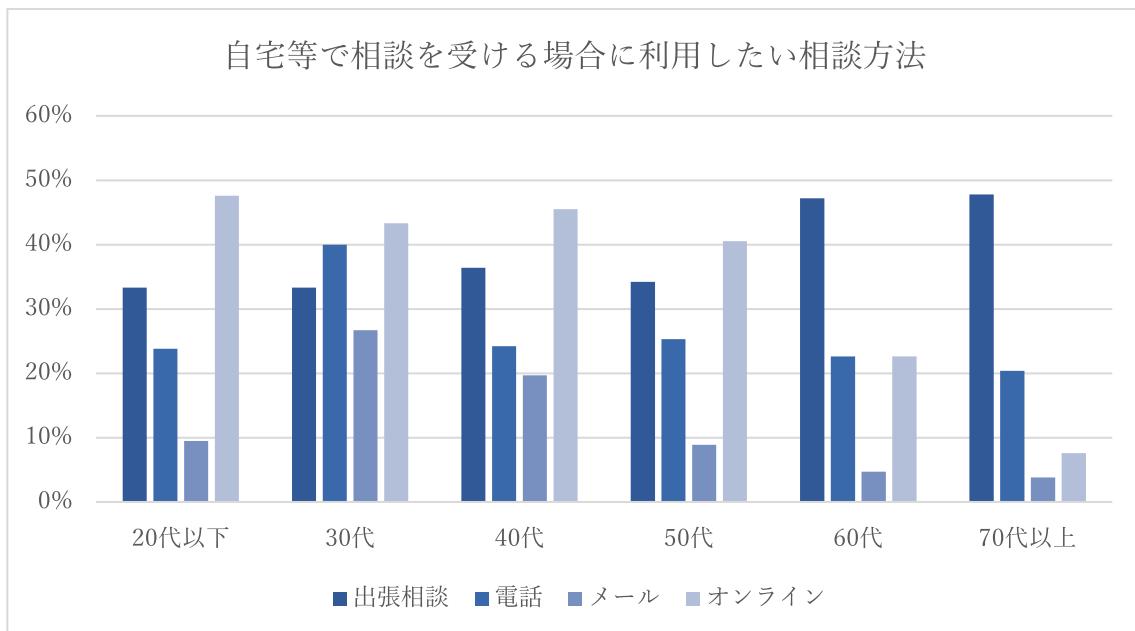
20代以下では回答数自体は少ないものの、半数以上が自宅等での相談を利用したいと回答している。

他方で、70代以上では自宅等での相談利用希望者の割合は48.4%と他の世代と比較すると少ない傾向があり、半数を下回っている。

全体としては、全世代を通じて、自宅等での相談をすることに一定の需要があるといえる。

イ　自宅等で相談を受ける場合、利用したい相談方法（複数回答可）

年代	母数	出張相談	電話	メール	オンライン
20代以下	21	7 (33.3%)	5 (23.8%)	2 (9.5%)	10 (47.6%)
30代	30	10 (33.3%)	12 (40.0%)	8 (26.7%)	13 (43.3%)
40代	66	24 (36.4%)	16 (24.2%)	13 (19.7%)	30 (45.5%)
50代	79	27 (34.2%)	20 (25.3%)	7 (8.9%)	32 (40.5%)
60代	106	50 (47.2%)	24 (22.6%)	5 (4.7%)	24 (22.6%)
70代以上	157	75 (47.8%)	32 (20.4%)	6 (3.8%)	12 (7.6%)



自宅等で相談を受ける場合に希望する相談方法としては、20代以下～50代では、オンライン法律相談の利用希望が最も高かった。この世代では、出張相談よりもオンライン法律相談を希望する割合が高いことが特徴である。もっとも、出張相談とオンライン法律相談の希望割合に大きな差は生じておらず、概ね拮抗している。

他方で、60代以上になると、オンライン法律相談の利用希望の割合は大きく減少し、60代では22.6%、70代以上ではわずか7.6%にとどまる。これに反して、自宅等への出張相談希望の割合が高まり、60代では47.2%、70代以上では47.8%と最も高い選択肢となっている。このことから、60代以上においては出張相談を希望する傾向が強いことが伺える。アンケート調査結果からは、60代以上の世代にもオンライン法律相談の存在やイメージはある程度浸透していることが伺えるため、60代以上の世代では、オンライン法律相談と出張相談（自宅等での対面相談）を比較した上で、出張相談を希望する割合が多くなっていると推測される。

宮崎県では、公共の交通機関が乏しく、自動車移動が必要となる場面が多いいため、自動車運転に不安があるなど、移動手段に制限がある高齢者が出張相談を希望している可能性もある。もっとも、60代以上でも出張相談の希望割合が半数に至っていないのは、出張相談は自宅への訪問を伴うため、自宅に弁護士を招き入れることに対する抵抗感も大きく影響していると思われる。

興味深い点として、30代では電話相談の利用意向が40.0%と、他の年代と比較して高いことが挙げられる。これは、忙しい世代における手軽な相談手段

として電話が選ばれている可能性がある。

メール相談の希望は全体的に低い傾向にある。テキストでのやりとりは柔軟性や簡便性に乏しいことが影響している可能性がある。

ウ デジタル機器利用状況とオンライン法律相談希望の関連性

年代	母数	PC/スマホ利用率	利用を希望する	利用を希望しない	わからない
20代以下	21	21 (100%)	10 (47.6%)	9 (42.9%)	2 (9.5%)
30代	30	30 (100%)	13 (43.3%)	13 (43.3%)	4 (13.3%)
40代	66	65 (98.5%)	30 (45.5%)	28 (42.4%)	8 (12.1%)
50代	79	78 (98.7%)	32 (40.5%)	34 (43.0%)	13 (16.5%)
60代	106	103 (97.2%)	24 (22.6%)	63 (59.4%)	19 (17.9%)
70代以上	157	112 (71.3%)	12 (7.6%)	113 (72.0%)	31 (19.7%)

60代以上ではオンライン法律相談と対面による出張相談を比較したときに出張相談の利用を希望する割合の方が高いことについては上記イで言及したとおりである。

これとパソコンやスマートフォンといったデジタル機器を日常的に利用しているかどうかとの関連性の観点でみると、デジタル機器の利用率が100%またはこれに近い50代以下では4割以上がオンライン法律相談の利用を希望すると回答している。

他方、オンライン法律相談の利用を希望する割合が7.6%にとどまった70代以上ではデジタル機器の利用率は71.3%であった。前提としてデジタル機器の利用について一定程度理解が及んでいないければ、オンライン法律相談を積極的に希望するかどうかはさておき「利用してもよい」という意識に至りにくいのであろうと考えられる。

もっとも、60代では、デジタル機器の利用率が40～50代とほとんど差がないにもかかわらず、オンライン法律相談の利用を希望する割合は70代以上と50代以下のおよそ中間である22.6%にとどまっている。このことから、デジタル機器の利用率とオンライン法律相談の利用を希望するか否かには、強い相関性のようなものは認めにくいものと考えられる。

エ 居住地とオンライン法律相談希望の関連性

居住地	母数	利用を希望する	利用を希望しない	わからない
宮崎市				
都城市	188	66 (35.1%)	95 (50.5%)	26 (13.8%)
延岡市				
上記以外の市町村	271	55 (20.3%)	165 (60.9%)	51 (18.8%)

※構成比の合計は正確に 100%となっていない。

オンライン法律相談の利用希望と居住地の関連性という観点でみると、利用を希望する割合は、県内三大都市である宮崎市、都城市、延岡市では 35.1%、これら三大都市以外では 20.3% という違いが現れた。もっとも、いずれにおいても利用を希望しない割合が半数以上であることには違いがないことから、都市部の方がオンライン法律相談に対して「比較的」親和的である、という見方が適切であろう。

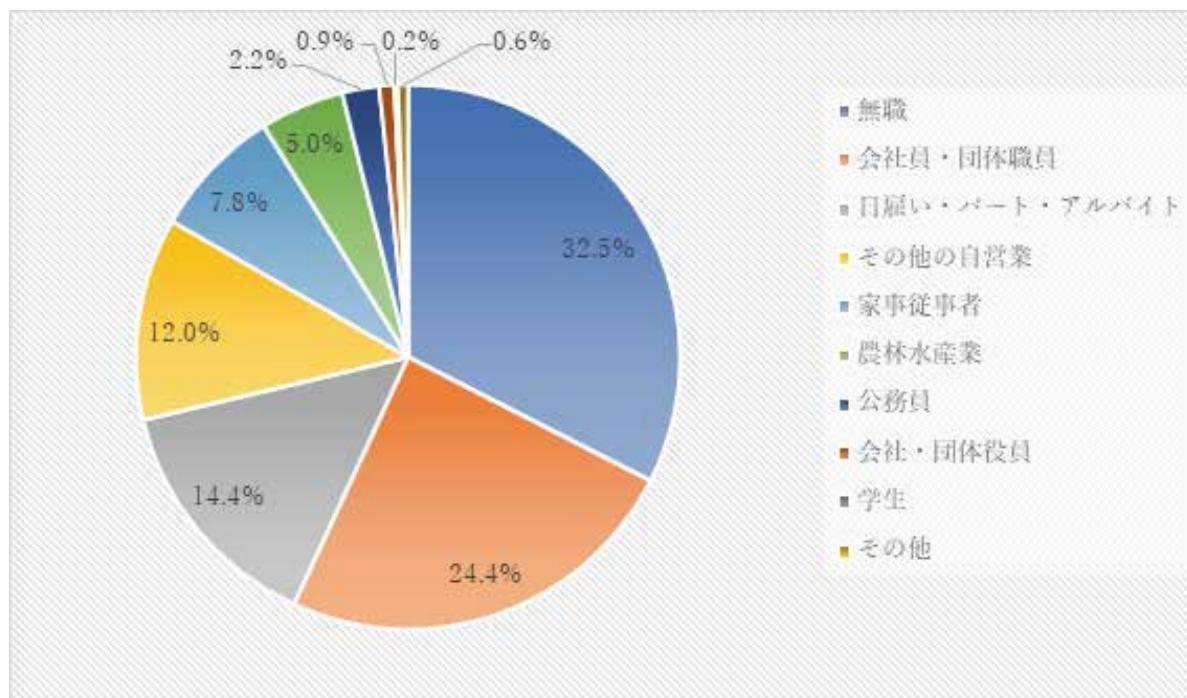
オ 使用機器とオンライン相談希望のクロス分析（希望する・希望しない・わからない）

オンライン相談「希望する」回答者のほとんどが「パソコン」「スマートフォン」いずれかを利用している。

デジタル機器の使用率が低下する 70 代以上は、オンライン相談の利用希望が 60 代以下と比較して極端に低い。

4 回答者の職業

職業	回答数	
会社員・団体職員	112	24.4%
会社・団体役員	4	0.9%
日雇い・パート・アルバイト	66	14.4%
農林水産業	23	5%
その他の自営業	55	12%
公務員	10	2.2%
家事従事者	36	7.8%
学生	1	0.2%
無職	149	32.5%
その他	3	0.6%



職業別では、無職の方が32.5%（149人）と最も多く、次いで会社員・団体職員が24.4%（112人）となっています。その他の職業の分布は次のとおり。

日雇い・パート・アルバイト：14.4%（66人）

その他の自営業：12.0%（55人）

家事従事者：7.8%（36人）

農林水産業：5.0%（23人）

公務員：2.2%（10人）

会社・団体役員：0.9%（4人）

学生：0.2%（1人）

その他：0.6%（3人）

地域の高齢化が進んでいることに加え、法律相談実施時間帯が平日の日中であることもリタイア世代の相談者の割合が多い要因となっていると考えられる。

5 相談内容

相談内容		
遺産問題	116	25.27%
夫婦・親子問題	83	18.08%
債務整理	59	12.85%
不動産問題	56	12.20%
その他の損害賠償請求	23	5.01%
債権回収	19	4.14%
労働問題	15	3.27%
交通事故	8	1.74%
契約トラブル	8	1.74%
刑事事件	7	1.53%
近隣トラブル	6	1.31%
相隣関係	6	1.31%
規程、契約書等の法的アドバイス	4	0.87%
成年後見	4	0.87%
その他親族トラブル	4	0.87%
消費者被害	3	0.65%
事業承継	3	0.65%
その他	30	6.54%
回答無し	5	1.09%
回答総数	459	

寄せられた相談内容を見ると、遺産問題が116件と最も多く、次いで夫婦・親子問題が83件、債務整理が59件となっている。不動産問題も56件と比較的多い。他の相談内容には以下のものがあった。

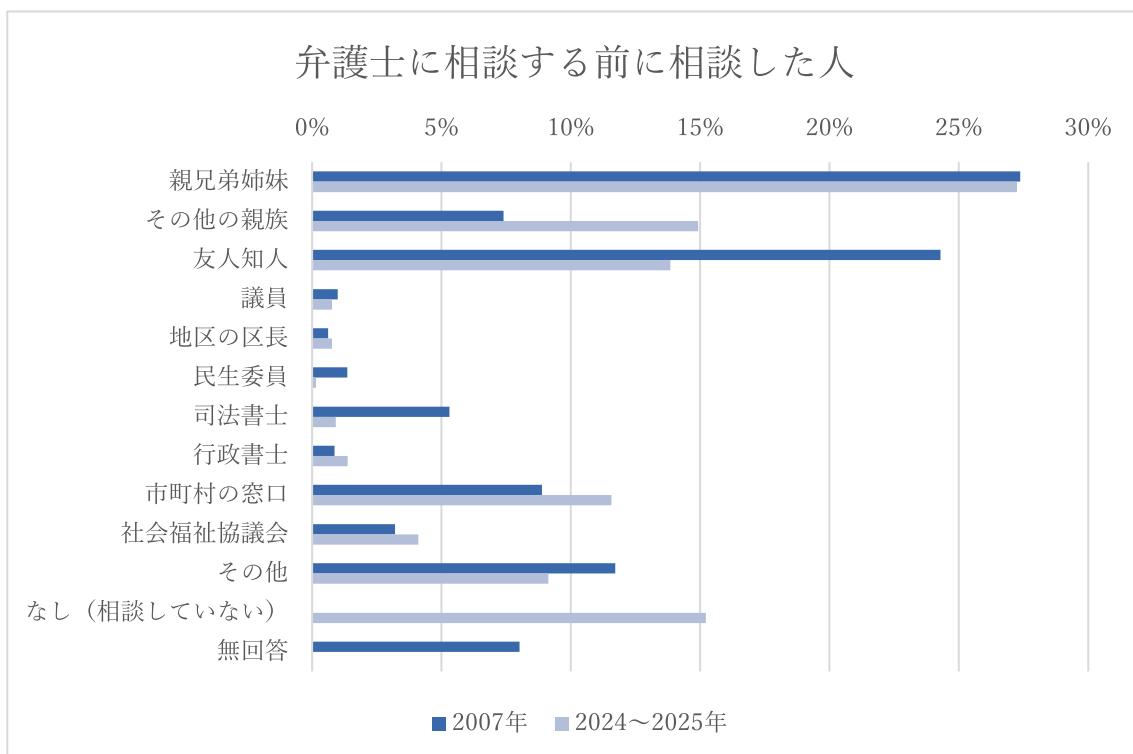
その他の損害賠償請求：23件、債権回収：19件、労働問題：15件、交通事故：8件、契約トラブル：8件、刑事事件：7件、近隣トラブル：6件、相隣関係：6件、規程、契約書等の法的アドバイス：4件、成年後見：4件、他の親族トラブル：4件、消費者被害：3件、事業承継：3件

6 弁護士に相談する前に相談した人

(1) 2007年アンケートと、2024～2025年アンケートの比較（結果）

	2007年		2024～2025年	
	回答数	割合	回答数	割合
親兄弟姉妹	222	27.4%	179	27.2%
その他の親族	60	7.4%	98	14.9%
友人知人	197	24.3%	91	13.9%
議員	8	1.0%	5	0.8%
地区の区長	5	0.6%	5	0.8%
民生委員	11	1.4%	1	0.2%
司法書士	43	5.3%	6	0.9%
行政書士	7	0.9%	9	1.4%
市町村の窓口	72	8.9%	76	11.6%
社会福祉協議会	26	3.2%	27	4.1%
その他	95	11.7%	60	9.1%
なし（相談していない）			100	15.2%
無回答	65	8.0%		
合計	811		657	

※ 複数回答可のため、合計数は回答人数と一致しない。



(2) 分析

前回2007年と今回2024～2025年は回答者及び回答者数がそれぞれ異なることから、単純比較は出来ないが、各選択肢を選んだ場合を比較した(以下省略)。

2007年アンケート結果では、親兄弟姉妹、友人・知人と身近な人に相談する回答割合が高かった。その次に、市町村相談窓口の割合が高く、市民に身近な存在であることがうかがえた。2007年においては、弁護士会と提携した無料相談を行っている社会福祉協議会の割合が低いとされていた。

他方2024～2025年アンケート結果では、親兄弟姉妹は依然としてその割合が高い(27.2%)ものの、友人・知人の割合は減少し、その他の親族の割合は高くなっている。

また、2024～2025年アンケートにおいて、人には相談していない(なし)という回答が回答数として100件(15.2%)にのぼっており、上述の友人・知人の割合が減少したことと相まって、インターネット等で調べた結果、直接法律相談を予約したのではないかとの推測が出来る。

この点、2007年アンケートにおいては、「なし(相談していない)」という項目がなかったため、2007年における状況との比較は出来ない。

次に、2024～2025年アンケートでは、市町村の窓口や社会福祉協議会などの割合が、2007年に比べると高くなっている点に特徴がある。

なお、2024～2025年アンケートにおいて、「その他」の回答全60件の中で、最も多かったのは警察(12件)であった。それ以外には、回答数の多い順に商工会議所、消費生活センター、税理士、裁判所と続いている。

これらの結果から、市民が弁護士に相談する前に、自身の相談内容と関連しそうな機関や専門職に相談を試みていることが分かる。

そこで、弁護士へのアクセス障害解消の観点から、弁護士、弁護士会は、これら各機関や専門職と交流を密にして、より、市民が弁護士への相談をしやすい環境を整えるよう協力関係を整えていくことが重要である。

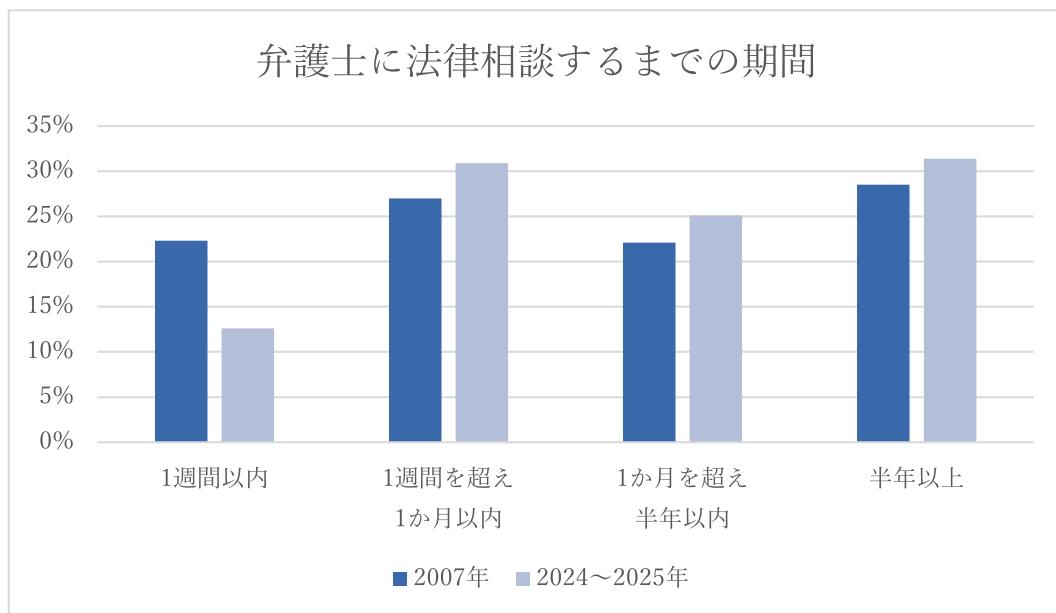
7 弁護士に法律相談するまでの期間

7-1

(1) 2007年アンケートと、2024～2025年アンケートの比較（結果）

	2007年		2024～2025年	
	回答数	割合	回答数	割合
1週間以内	109	22.3%	58	12.6%
1週間を超えるか月以内	132	27.0%	142	30.9%
1か月を超える半年以内	108	22.1%	115	25.1%
半年以上	139	28.5%	144	31.4%
計	554	100%	459	100%

※ 2007年アンケートにおける「無回答」は集計から除外した。



(2) 分析

ア 2007年分析（ただし、集計から「無回答」を除外した分析）

半年以上が28.5%と最も多い。相談事由発生から半年以上経過すれば、法的手段をとるべき時機を逸している場合、その事実を示す証拠等も散逸している場合もあり、弁護士へのアクセス障害が存在していることが認められた。

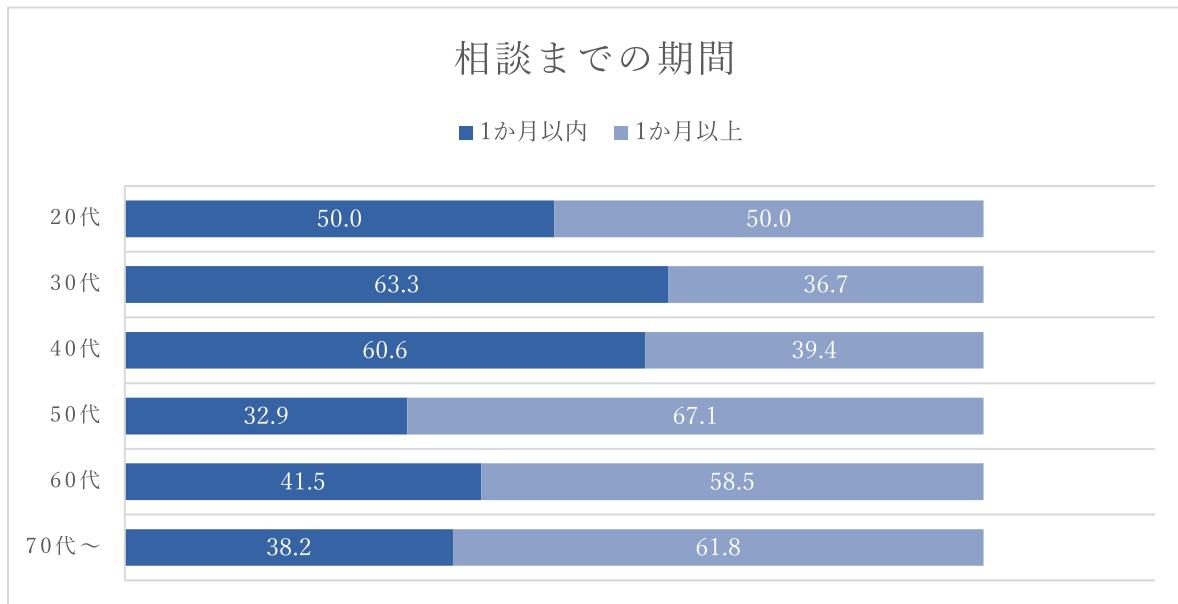
イ 法律相談までの期間のうち、1週間以内という回答は、前回（2007年）に比べてその割合が小さく、12.6%にとどまった。逆に、半年以上経過して法律相談に至った割合は31.4%を占めており、前回と比べて多くなっている。

同様に、1週間を超え1か月以内、1か月を越え半年以内の回答も、前回に比べてその割合はそれ多くなっており、弁護士に相談するまでの期間という意味での弁護士へのアクセス障害は改善されていない、あるいは全般的に悪化しているとみうる一要素である。

ウ 年代分析

2007年に比べ、1週間以内という回答割合が減少していることから、2024～2025年アンケートにおける弁護士への相談までの期間について、1か月以内かどうかという区分で分類をしたところ、次の様な結果となった。

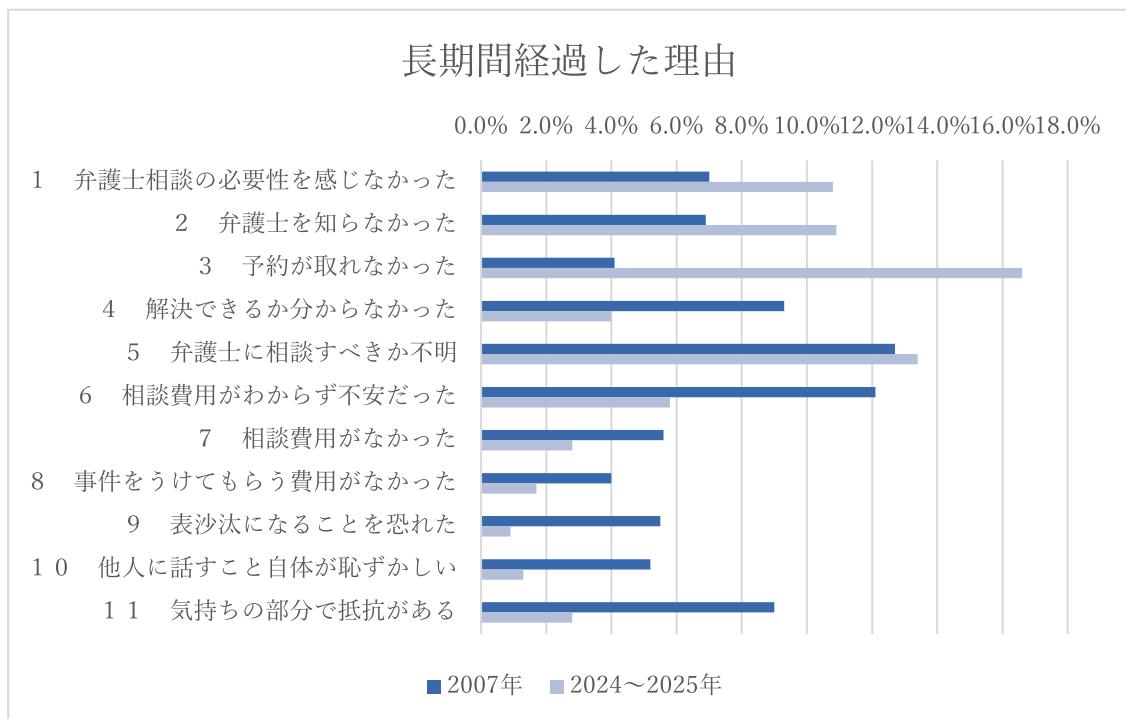
	20代		30代		40代		50代		60代		70代以上	
	数	割合	数	割合								
1か月以内	10	50.0%	19	63.3%	40	60.6%	26	32.9%	44	41.5%	60	38.2%
1か月以上	10	50.0%	11	36.7%	26	39.4%	53	67.1%	62	58.5%	97	61.8%



20代から40代までは、1か月以内に相談に至る割合が50～63%となっており、半数以上が1か月以内に相談をしているのに対し、50代以降は、1か月以上経過してから相談をしている割合が6割から7割を占めている。

エ 相談事由発生から、1週間以上経過した理由について

	2007年		2024～2025年	
	回答数	割合	回答数	割合
1 弁護士に相談する必要性を感じなかった	60	7.0%	57	10.8%
2 弁護士を知らなかった	59	6.9%	58	10.1%
3 予約が取れなかった	35	4.1%	88	16.6%
4 解決できるか分からなかった	80	9.3%	21	3.9%
5 弁護士に相談すべき内容が分からなかった	109	12.7%	71	13.5%
6 相談費用が分からず不安だった	104	12.1%	31	5.8%
7 相談費用がなかった	48	5.6%	15	2.7%
8 相談後、継続して事件を受けてもらう費用がなかった	34	4.0%	9	1.7%
9 他人に話すことによって表沙汰になることを恐れた	47	5.5%	5	1.0%
10 他人に話すこと自体が恥ずかしい	45	5.2%	7	1.4%
11 気持ちの部分で抵抗がある	77	9.0%	15	2.9%
12 その他	60	7.0%	153	29.6%
13 無回答	101	11.8%		
計	859	100%	530	100%



①費用に関する事項

2007年は、費用に関する事項（6、7、8）を合計すると21.7%となり、弁護士の費用に関する不安及び情報不足が、相談までに長期間経過する大きな理由の一つとなっていた。

他方、2024～2025年では、相談に至るまでの期間が長くなる理由として、費用面（6、7、8）の割合は、前回に比べて大幅に減少している。費用について、不安に思う相談者が減っていると推測できる。

②心理面に関する事項

2007年は、相談すべき内容かどうか（5）、気持ちの部分で抵抗がある（11）という割合が高く、心理的にも弁護士に対する壁が存在していた。

これに対して2024～2025年では、心理面での理由（9、10、11）は、その割合が前回に比べ大幅に減少していることから、心理面での弁護士へのアクセスという点も相当程度改善されていることが推測できる。

他方、解決出来るか分からぬ（4）という割合は、前回に比べて大きく減少しているにもかかわらず、弁護士に相談すべき内容か分からなかった（5）という割合が、前回に比べると微増していることから、弁護士に相談すべき、あるいは相談しても大丈夫な内容とはどういうものか、分かりやすく周知し、気軽に相談できる体制を構築することも検討する必要がある。

③弁護士に関する事項

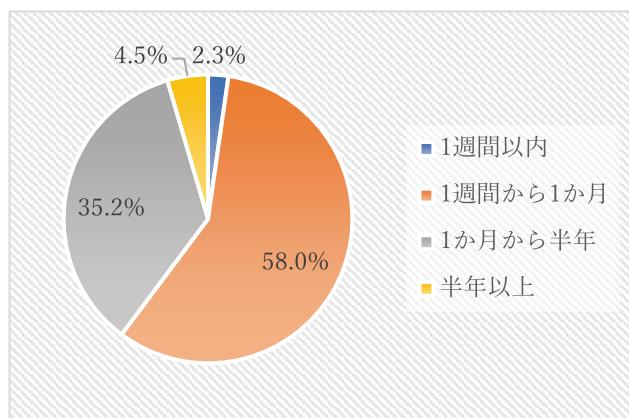
2007年は、そもそも弁護士自体を知らないという回答（2）もあり、弁護士そのものに対する情報不足も壁となっていた。

2024～2025年は、弁護士を知らなかった、予約が取れなかっ（2、3）という割合は、前回に比べて増加しており、とりわけ予約が取れなかっという点は、弁護士へのアクセスという点からは重大な問題といえ、その詳細を分析することにより、相談場所や相談可能な時間帯、相談の枠の数を増やすことで対応可能な余地は十分ある。

④予約が取れなかっという点について

2024～2025年において、予約が取れなかっと回答した回答者88名のうち、最終的にどのくらいの期間で予約が出来たのかを調査した結果は、次のとおりであった。

	回答数	割合
1週間以内	2	2.3%
1週間から1か月	51	58.0%
1か月から半年	31	35.2%
半年以上	4	4.5%
合計	88	100%



最終的に1週間以内に予約が出来たという回答については、元々すぐにでも相談したかった、あるいは相談したい弁護士に予約が出来なかっなどの理由が推測できる。

1週間から1か月以内に相談出来たという回答割合が約6割を占めているが、法律事務所への法律相談あるいは、行政等の会場で実施されている法律相談を希望し、申込をしてから、実際の相談日までに1か月程度を要することが多いという現状とある程度の整合性がみられる。

問題は、1か月から半年及び半年以上かかるから相談出来たという回答割合が合計39.7%と約4割に迫る点である。相談者が希望した相談会場の相談枠が、すでに予約でいっぱいだった可能性も考えられるが、弁護士へのアクセス障害という点では改善を検討する必要がある。

7-2 相談内容と相談までの期間との関係

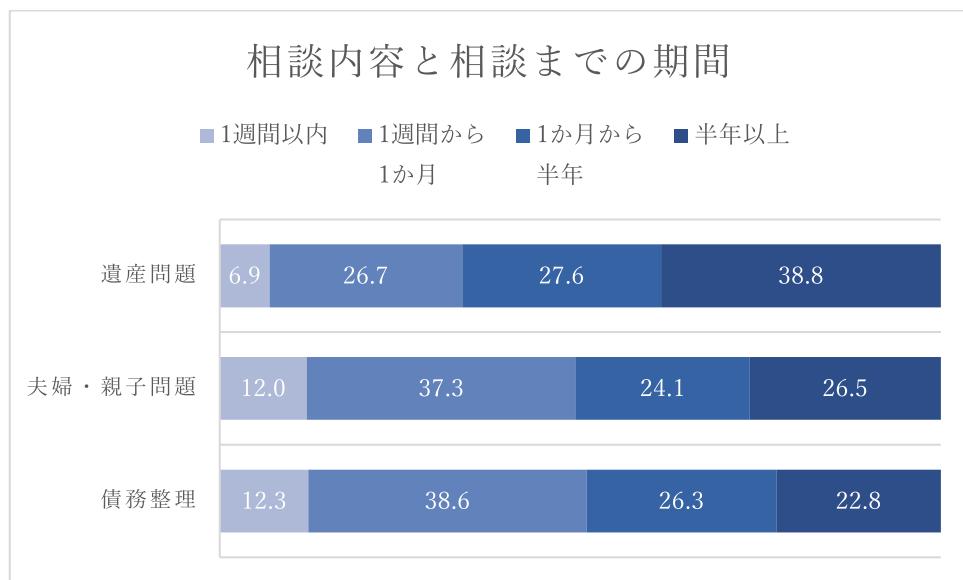
(1) 2024～2025年における相談件数の上位は次のとおりである（ただし、複数の法律問題に関わるものも含む。）。

- | | |
|------------|------|
| 1位：遺産問題 | 116件 |
| 2位：夫婦・親子問題 | 83件 |
| 3位：債務整理 | 59件 |

(2) 上記相談内容について、相談までの期間は以下の割合（%）となった。

	1週間以内	1週間から 1か月	1か月から 半年	半年以上
遺産問題	6.9%	26.7%	27.6%	38.8%
夫婦・親子問題	12.0%	37.3%	24.1%	26.5%
債務整理	12.3%	38.6%	26.3%	22.8%

※ 相談内容が複数の問題に関わる場合も含む



全体で最も相談件数が多い遺産問題は、1週間に内に相談に至る割合は1割に満たない。4割近くは、半年以上経過してからの相談である。半年以上経過してからの相談である理由としては、関係者（相続人）が身近であるとは限らないことや、遺産問題であっても、緊急に解決を要するケースではない等の理由が考えられる。

他方、夫婦・親子問題という問題は、身近な問題であるために早期の相談に繋がっていると推測できるが、1か月までの間に相談に繋がる割合が5割近くに達する。ただし、1か月から半年、半年以上の相談もそれぞれ2～3割程度の割合で存することから、夫婦・親子問題に関する相談は、問題発生初期から長期に渡る相談対象となっていると考えられる。

次に、一般的に早期の対応が求められる債務整理は、法律相談までの期間も短いと考えられ、「1週間以内」、「1週間から1ヶ月」及び「1ヶ月から半年」の間に相談に至る割合が約8割となる。なお、半年以上経過しての相談割合が2割以上存するが、これは、債務整理といつても、訴訟対応や自己破産という類型も考えられることが影響しているのかもしれない。

8 法律相談について誰に勧められたか



誰に勧められたかを見ると、自治体・公的団体が135件と最も多く、次いで知人・親戚が65件であった。誰にも勧められていない36件については、相談者自身で法律相談に行くことを決められたと思われる。

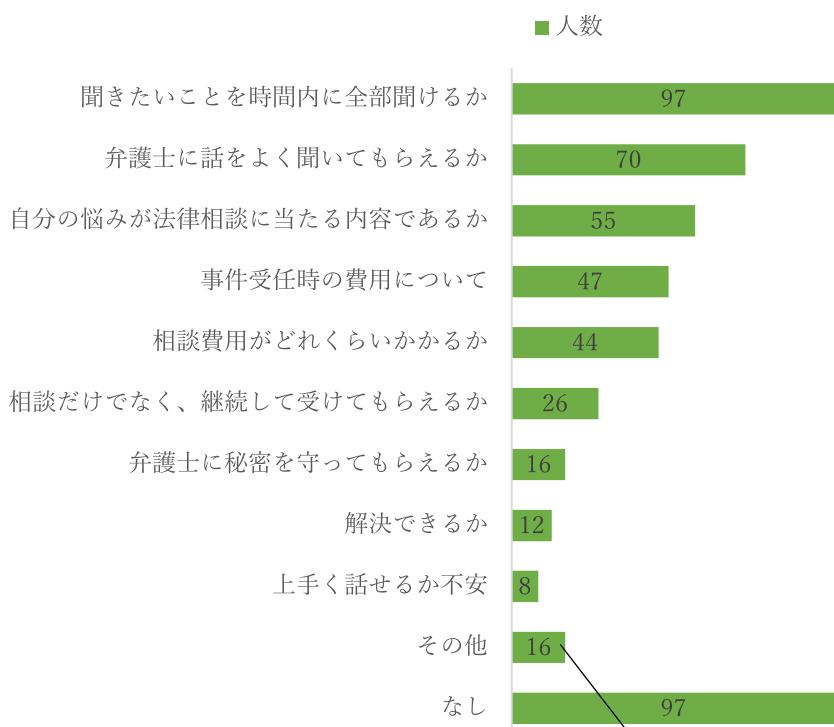
9 何で調べて相談に来たか



何で調べて相談に来たかを見ると、人から聞いたが129件と最も多く、次いで地域の広報誌が47件であった。インターネットは41件であった。相談者の年齢割合は70代以上が最も多いことからすると、インターネットよりも、知人や地域の広報誌、町内放送・防災無線などから法律相談を知る機会が多かったと言えるのではないだろうか。

10 相談に来るまでに不安に考えたこと

相談に来るまでに不安に考えたこと



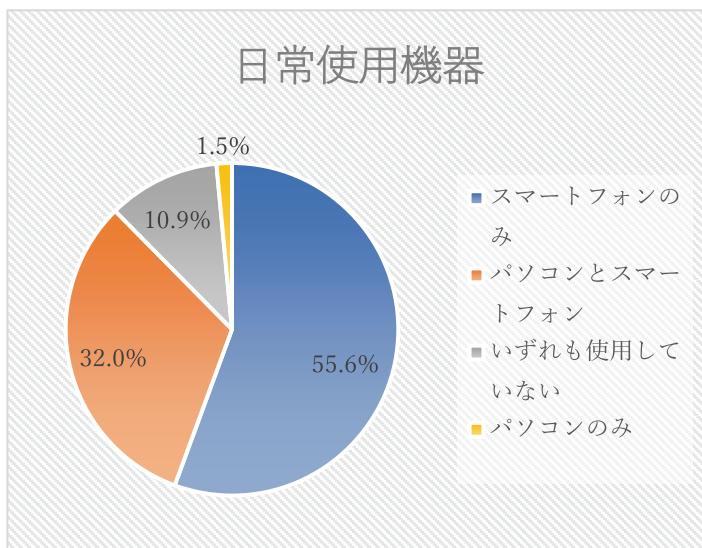
- ・相談内容について心配があった。眠れなかった。
- ・初めてのことなので、どういう話をされるか不安
- ・とにかく不安である
- ・どのくらい成果が期待できるのか
- ・弁護士に自分の考えが理解（共感）してもらえるか
- ・相談後どのように物事が進むのか、どのくらい時間がかかるのか
- ・弁護士と会うのが初めてで緊張した。
- ・敷居が高いイメージがあるので漠然とした不安があった
- ・自分なりに調べたことが本当かどうか。
- ・弁護士に当たりはずれがあると聞いていたので実際の弁護士がどのような人が不安
- ・相談する弁護士が相続分野の専門かどうかがわからない
- ・紛争解決に向け、どういう段取りで進めていけば良いか。
- ・どうすれば良いかわからない。夜も眠れなかった。
- ・依頼をしない場合継続して相談すると適時の対応が出来ないのではないか。
- ・自分の主張が法的に通るものかどうか。
- ・どの弁護士がよいか分からない。

相談に来るまでに不安に考えたことを見ると、時間内に全部聞けるかが97件であった。他方で不安なしも97件であった。次いで、弁護士に話をよく聞いてもらえる

かが70件であった。次に法律相談にあたるかどうか55件であった。不安なく法律相談に来て頂けているのは、弁護士に対する信頼が一定程度得られたと評価できるのではないか。30分という相談時間は、一般市民にとって、短いという感覚を与えているのかもしれない。また、自己の悩みが法律相談に該当するかどうか一般市民にとって判断が難しいこともありうるので、気軽に弁護士に相談できる雰囲気の醸成がより肝要であるといえる。

1.1 日常生活で使用している機器

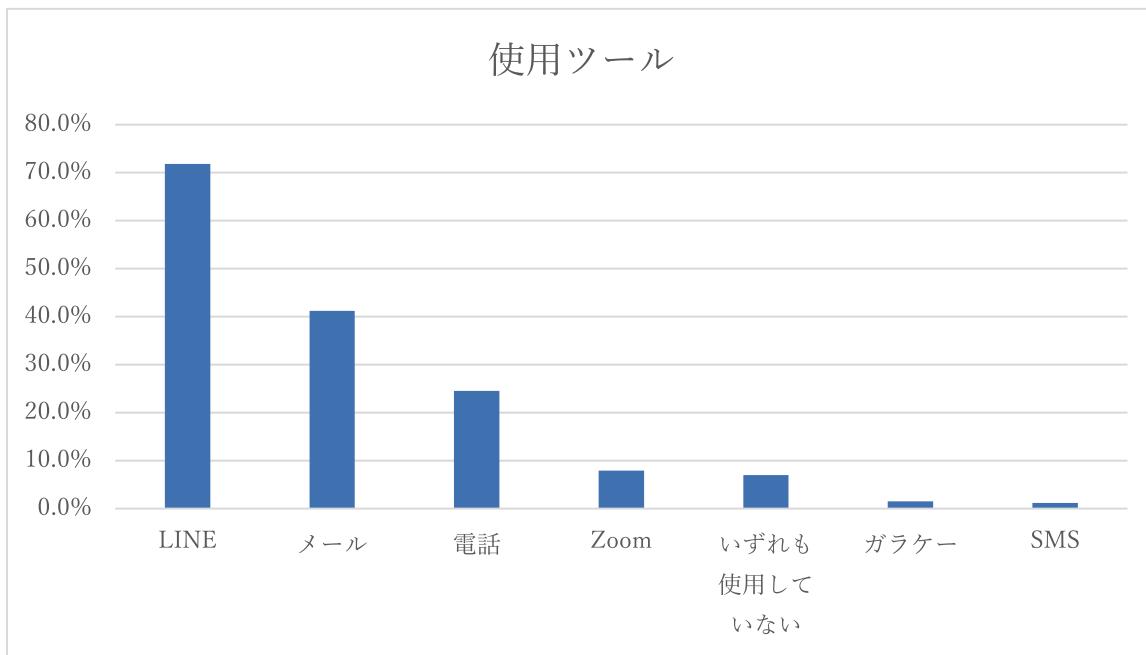
日常生活機器		
スマートフォンのみ	255	55.6%
パソコンとスマートフォン	147	32.0%
いずれも使用していない	50	10.9%
パソコンのみ	7	1.5%



パソコン又はスマートフォンのいずれかを使用している人の割合は約90%である。

1.2 日常生活で使用しているコミュニケーション方法

使用ツール		
LINE	237	71.8%
メール	136	41.2%
電話	81	24.5%
Zoom	26	7.9%
いずれも使用していない	23	7.0%
ガラケー	5	1.5%
SMS	4	1.2%



オンライン相談で使用されることが想定されるZ o o mの使用者は7. 9%に留まる。一方で、L I N Eの使用者は7 0 %を超えている。

1 3 自治体等まで赴いた場合の今後利用したい相談方法（居住地による比較）

居住地		対面	電話	メール	オンライン
全体	利用したい	91.7%	18.3%	6.3%	22.7%
	利用したくない	4.8%	77.3%	77.3%	61.2%
	わからない	3.3%	16.1%	16.1%	15.9%
宮崎市	利用したい	88.1%	16.5%	6.4%	33.9%
	利用したくない	8.3%	66.1%	78.0%	50.5%
	わからない	3.7%	17.4%	15.6%	15.6%
都城市	利用したい	90.9%	22.7%	13.6%	40.9%
	利用したくない	4.5%	54.5%	68.2%	54.5%
	わからない	4.5%	22.7%	18.2%	4.5%
延岡市	利用したい	91.2%	14.0%	7.0%	14.0%
	利用したくない	5.3%	75.4%	80.7%	70.2%
	わからない	1.8%	8.8%	10.5%	14.0%
地裁のない 市町村	利用したい	93.4%	19.6%	5.5%	18.5%
	利用したくない	3.3%	66.8%	77.1%	64.2%
	わからない	3.3%	13.7%	17.3%	17.3%
日向市	利用したい	100.0%	14.8%	11.1%	18.5%
	利用したくない	0.0%	77.8%	85.2%	77.8%
	わからない	0.0%	7.4%	3.7%	3.7%
日南市	利用したい	97.3%	10.8%	5.4%	27.0%
	利用したくない	2.7%	81.1%	81.1%	59.5%
	わからない	0.05%	8.1%	13.5%	13.5%
小林市	利用したい	93.3%	15.0%	5.0%	21.7%
	利用したくない	5.0%	68.3%	75.0%	60.0%
	わからない	1.7%	16.7%	20.0%	18.3%
西都市	利用したい	72.2%	33.3%	11.1%	16.7%
	利用したくない	11.1%	50.0%	61.1%	55.6%
	わからない	16.7%	16.7%	27.8%	27.8%
三股町	利用したい	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	利用したくない	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	わからない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
高鍋町	利用したい	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	利用したくない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	わからない	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%

えびの市	利用したい	90.5%	23.8%	9.5%	4.8%
	利用したくない	0.0%	71.4%	81.0%	76.2%
	わからない	9.5%	4.8%	9.5%	19.0%
その他	利用したい	94.3%	23.8%	2.9%	16.2%
	利用したくない	2.9%	60.0%	77.1%	63.8%
	わからない	2.9%	16.2%	20.0%	20.0%

対面相談、電話相談及びメール相談については、地域ごとの有意な差は認められなかった。

オンライン相談については、地方裁判所の本庁又は支部のある地域（＝人口の多い地域）の方が、地方裁判所の本庁も支部もない地域（＝人口の少ない地域）よりも、若干、「利用したい」者の割合が多かった。

1.4 その他、自由記載欄について

自治体等での対面面談に来ている相談者に対するアンケートであるためか、対面面談を希望する意見が多数見られた。他方、自宅での相談は希望しないという意見や、オンライン相談に抵抗がないとする意見も相当数見られた。

相談時間や相談会を増やしてほしいとの意見も相当数見られた。

以下では、自由記載欄の記載を羅列するが、多数にわたるため、重複するものやアンケート自体に対する意見等は掲載していない。

（1）対面面談を希望する意見

- ・ 60代女性だったが、メールやLINEは思いが伝わるか不安なので、なるべく電話か対面相談でしたいとのこと。無料相談でないと気軽に相談できないというのは根強い。
- ・ スマホやパソコンは所持しているが、いざというとき日常使用しない方法ができるか不安のこと。
- ・ 面談場所に赴くことが負担にならないか尋ねたところ、時間はあるし、簡単に車で行ける場所でもあるので、負担とならない、とのこと。
- ・ 不動産問題のため、写真や図面を見せるのに対面面談の方がよい。
- ・ インターネットが使えない（技術的な問題）がある人がいた。
- ・ パソコンもスマホも使用しない生活をしている人はオンライン相談をイメージしにくい。
- ・ 高齢者の場合、パソコン、スマホを利用していないので、対面面談以外は困難。
- ・ 高齢者でもスマホとLINEは利用している模様だが、相談に利用したいとは思わない模様。

・自宅からの相談についても、機器の使用に関する懸念があるようだ。
・D V被害者であり、対面面談を強く希望。
・高齢者であり、ウェブ相談に対する抵抗が強い印象を受けた。
・30代でもウェブに抵抗がある方もいる。
・会場に来て電話・メールで相談はメリットを感じないようである。
・高齢の方は、顔を見ながら相談したい気持ちが強い。
・スマホは持っているが、家族からの連絡を受けるのに使っており、能動的には使っていない。メールやオンラインでの法律相談はできない。
・弁護士と直接対面したうえで、その弁護士がどういう人となりなのか、判断したうえで法律相談を聴きたいとのこと。
・弁護士側の表情や受け取り方で、相談に対する真剣さを踏まえて法律相談内容を受け止めたいとのご意見。
・「なりすまし防止」というが、どのような方法で非弁を判断するつもりか尋ねたところ、「弁護士の証明書とか?」とのことで、あまり具体的な対策方法は思いついていないとのこと。この点、社協はしっかりしている組織なので、そこから紹介される弁護士は「なりすまし」ではないだろう、と考えているとのこと。生保受給の際にケアマネジャーから紹介された。
・自分の相談内容について、弁護士が理解しているかどうかアイコンタクトをしながら確認したいとのご意見。

(2) オンライン相談に抵抗はないとする意見

・業務上PCもZOOMも利用するが、プライベートではパソコンは全く使わず、スマホも持っているがLINEすら使用していないこと。業務上使用することもあり、ビデオ通話には抵抗はない模様。
・30代であり、オンライン相談に対する抵抗感は低いように思われた。
・20代で、オンラインに抵抗はなかった。ただし、オンラインよりは電話の方が気軽で相談しやすいとの意見。
・法律相談以外でZOOMを使ったことがあり、抵抗感がないようであった。
・オンライン相談はやり方がわかれれば抵抗はない。家に来られると世間体が気になるという点も含めて。
・比較的若い世代だが、自宅に出張してくることやオンライン相談にも関心があるようだった。
・比較的若い世代であるからか、オンライン面談にはあまり抵抗がないようだった。

(3) 対面相談やオンライン相談に関する意見

- ・相談内容による（複雑なら対面、簡単なら電話でもよい）。
- ・とにかく早く相談できることが大事で、対面かオンラインか等の相談手段にこだわりはないとのことであった。
- ・相談ができれば特に方法は問わない（但しメールは除く）とのこと。
- ・自治体に赴いての相談は対面の希望に限られるようだ。
- ・高齢者で体力的に外出が難しい場合、熱中症の危険がある場合等は、オンラインでの相談が望ましい。

(4) 自宅での相談を希望する意見

- ・何度か大病を患っていることもあり、出張相談についてはリアリティをもってイメージすることができたようである。
- ・遠方に住んでいるため対面面談は負担に感じている。
- ・今後も聞いてほしい場合があるが、出向くのはなかなか大変。
- ・自宅への出張相談は、地域が狭いと逆に法律相談をしていることの秘密が守られるという回答があった。
- ・足（身体）が不自由な方には自宅で利用できる相談のニーズが高い。

(5) 自宅は希望しない意見

- ・自宅への出張相談は抵抗がある人がいる。
- ・自宅での相談を受けたくないという理由として家族の介入があった。弁護士と直接のやりとりを希望しているところ、自宅に弁護士が訪問すると家族による介入があるから利用できないとのこと。
- ・宮崎市在住のため自宅で相談を受けたいとは思わないが、郡部等に住んでいたら違う考えが出るかもしれないとのこと。
- ・現在自由に動ける人にはピンと来ないようだ。自宅に来られるというのは、それはそれで構えてしまうとのこと。
- ・自宅で相談を受けることについては、必ずしも積極的に希望しない（わからない）という市民もいる。
- ・みな女性であったが、自宅への出張相談を希望する人はいなかった。
- ・相談が離婚事件で同居中であるため、自宅からの相談は想定しづらい類型。
- ・自分が動けるのであれば（弁護士に）失礼のないように自分が出向きたいとのこと。

(6) 自治体での相談希望

- ・いきなり相談予約は敷居が高いので、商工会職員のような信頼できる人に案内してもらえると助かる。仕事関係で行く場所で相談できると便利。
- ・まず役場に相談して、役場の職員が同席しているので不安や不満はなかった。
- ・法律相談は、日常から離れた場所で落ち着いてしたいという気持ちが強かった。
- ・公的な相談会は安心感がある。事務所に行くのは抵抗感がある。
- ・無料の自治体の相談なので安心感がある。

(7) 相談時間や相談会を増やしてほしいという意見

- ・30分が短く、社協職員に事情を話して整理してもらう必要があった。社協職員も近所に住む人なので個人情報を多く含む事情を話すのには勇気がいる。
- ・30分は短いので、30分以上時間がとれるなら他の相談方法を利用したい。
- ・相談時間が30分なのが短いとの不満あり。電話やメールなどの顔が見えない相談だと責任ある回答をしてくれないのでないかとの不安があるとのこと。
- ・時間が限られていると伝えきれない、聞ききれない。1コマをもっと長くしてほしい。
- ・1コマの相談時間を増やしてほしい。広報をもっとやってほしい。
- ・できれば時間がもう少しほしい。1回1時間。
- ・佐土原の相談回数が少ない。相談頻度が多いとよさそう。対面相談を重視しているため、オンライン相談への食いつきは悪い。オンラインなら頻度を上げられるかもと伝えても反応は芳しくなかった。
- ・日南市の場合、相談枠が少ないので、予約がすぐにとれるか心配。相談内容が相続放棄のことだったので、3か月以内に相談したかったので焦っていた。
- ・社協相談が月1回だが、相談しようと思ったときは前回の相談日の直後で時間が経ってしまったとのこと。
- ・月1回だと予定を合わせるのが難しい。
- ・19～20時頃の電話相談が増えればよい（当会で行われている電話相談のことは知っていた）。

(8) 相談費用に言及するもの

- ・相談方法よりは費用の方が格段に重要。オンラインによる相談はあって当然。
- ・自宅での出張相談は、無料であれば利用したい。
- ・無料相談をもっと広げてほしい。

(9) 秘密に言及するもの

- | |
|------------------------------------|
| ・相談手段にかかわらず、相談内容の秘密が守られることが重要とのこと。 |
| ・秘密が守られる場所での直接の相談を強く希望していた。 |

(10) その他

- | |
|--|
| ・自宅での相談より平日の相談が困難との強い訴えあり。 |
| ・免許がなく移動に負担があるので、支援員の事前相談についてもチャットやオンラインで実施してもらえば弁護士相談も早く受けられるのではないか。 |
| ・防災無線で案内があり法律相談に来たとのこと。普段は気にとめないが、ふと気づいたときに相談に行くきっかけになった。 |
| ・西都郵便局で法律相談先を紹介してもらったとのこと。郵便局がそのようなサービスをしているとは初耳。どのようなサービスなのか要確認と思料。 |
| ・相談だけで解決したが、アクセスまで1年以上かかった。弁護士に相談するという選択肢さえ知っていればここまで長くかかることはなかったと思われる。 |
| ・妻の代理で夫が相談したが、過去に訴訟したとき判決のみで執行や回収、控訴について何ら対応してくれなかつたと愚痴をこぼしていた。 |
| ・消費者被害に関して自ら動いてきた方で、相手方と話をする前に話を聞きに来たとのことで、相談への不安等はなかったとのこと。 |
| ・初めての相談だったので緊張。1週間程度であったが期間が長いか短いかわからぬ。テンポ感がピンとこないようだった。 |
| ・この地域では弁護士に相談した方がいいことを相談していない。何らかの会議に弁護士が参加してくれる体制にしてもらえると、もっと住民は弁護士を身近に感じて相談しやすくなると思う。 |
| ・昔弁護士に相談したら別の弁護士を紹介しただけで30万円取られたことがあったので、滅多なことで弁護士に相談なんかするものではないなと思った旨言っていた。おそらく何かを誤解していると思われるが。 |
| ・医療過誤と消費者被害の複合のような事案だったようで、「どの弁護士に相談したら良いかを、どこに聞いたら教えてくれるのか。」ということを質問された。 |
| ・夜間テレfon相談を2回程度利用したことがあるが、その際の弁護士の対応に違いがあったことが不安につながっているようであった。 |
| ・弁護士に対して敷居が高いイメージがあり、それが相談場所の選択にも影響を与える様子。 |
| ・「自治体等の相談場所に赴いてオンラインで相談」がピンときていない様子だった。 |

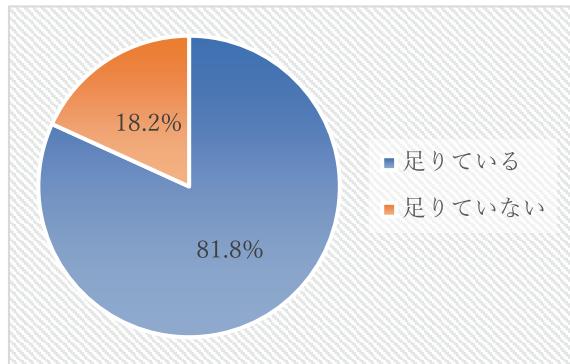
- | |
|------------------------------------|
| ・長年民生委員をしており、法律相談会などの制度には詳しいようだった。 |
| ・補助者が前面に出てきていたので相談者の意向がわかりにくかった。 |
| ・相談に来るまでに不安に感じることはない、という方が多い。 |
| ・弁護士を信用していない印象が強かったです。 |
| ・相談内容が複雑だったことが回答に影響した。 |
| ・県外の弁護士よりも地元の弁護士がよい。 |
| ・外国人の法律相談事例もあるようだ。 |

第3 自治体・公的団体アンケート分析報告

1 アンケート結果

①弁護士担当の法律相談について、相談の回数は足りていますか。

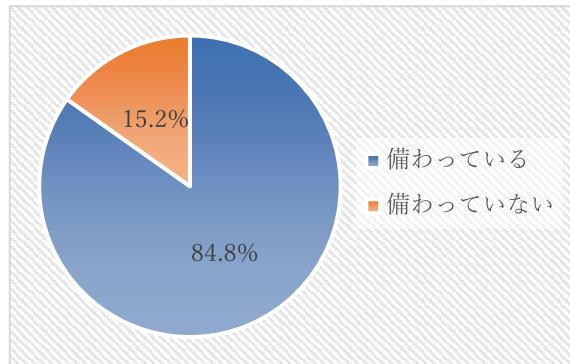
足りている	27(81.8%)
足りていない	6(18.2%)



②オンライン法律相談（相談者が自治体等に赴く相談）について

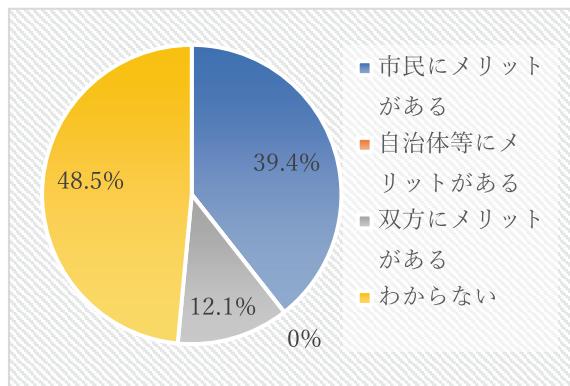
ア) 自治体等にWeb会議の設備が備わっていますか。

備わっている	28(84.8%)
備わっていない	5(15.2%)



イ) 自治体等で行う法律相談にオンライン法律相談を導入するメリットはあると考えますか。

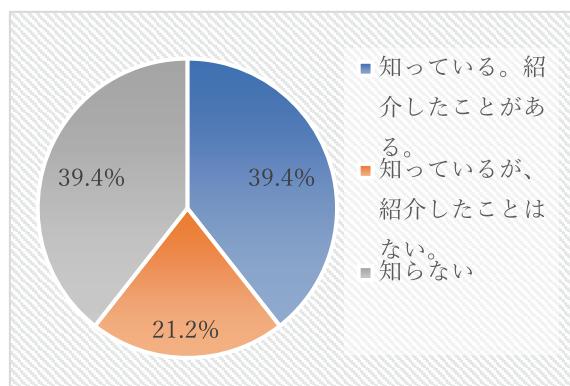
市民にメリットがある	13(39.4%)
自治体等にメリットがある	0(0%)
双方にメリットがある	4(12.1%)
わからない	16(48.5%)



③弁護士会が行っている電話相談について

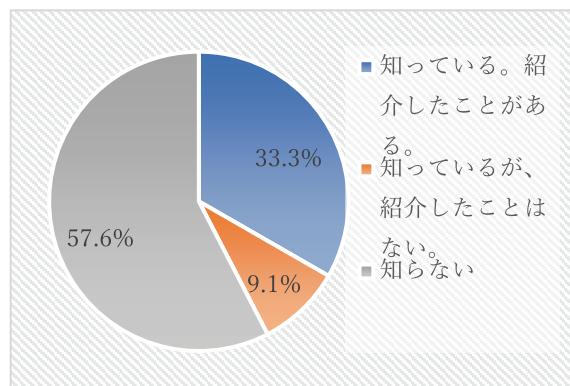
ア) 夜間電話相談（毎週水曜日 19 時～20 時30 分）をご存知ですか？

知っている。相談者に紹介したことがある。	13(39.4%)
知っているが、相談者に紹介したことはない。	7(21.2%)
知らない。	13(39.4%)



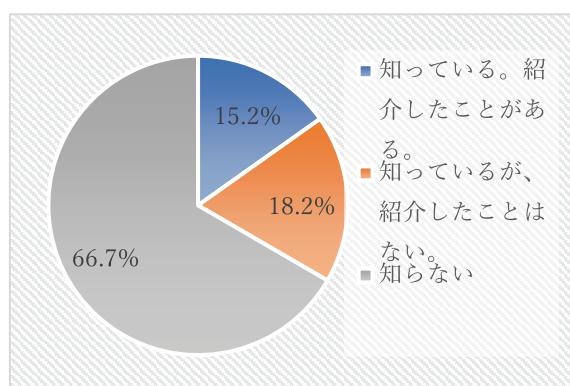
イ) 高齢者電話相談（毎週金曜日 10 時～12 時）をご存知ですか？

知っている。相談者に紹介したことがある。	11(33.3%)
知っているが、相談者に紹介したことはない。	3(9.1%)
知らない。	19(57.6%)



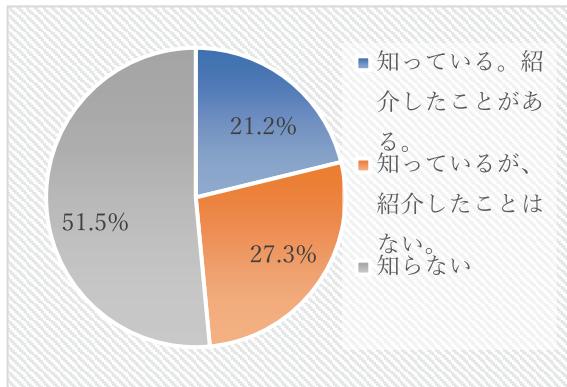
ウ) 交通事故電話相談（第1、第3火曜日 10 時～12 時30 分）をご存知ですか？

知っている。相談者に紹介したことがある。	5(15.2%)
知っているが、相談者に紹介したことはない。	6(18.2%)
知らない。	22(66.7%)



エ) 子どもの権利ホットライン（第1、第3月曜日16時～17時30分）をご存知ですか？

知っている。相談者に紹介したことがある。	7(21.2%)
知っているが、相談者に紹介したことはない。	9(27.3%)
知らない。	17(51.5%)



2 今回のアンケートから新たにわかること

(1) 法律相談全般について

相談機会に対する満足度は全体として高い傾向が見られるが、人口が多い宮崎市の相談会場においては、不足しているという回答が複数みられる。

(2) Web会議設備の整備とオンライン法律相談の可能性

- ・『Web会議設備が備わっている』：28件（84.8%）
- ・自由記述におけるオンライン法律相談に言及：『Web相談も選択肢として必要』など前向きな意見

→オンライン法律相談実施への技術的ハードルは低く、今後の導入促進が期待される。

(3) オンライン法律相談導入の障害について

- ・オンライン法律相談を導入するメリットが『わからない』回答数：48.5%
- ・オンライン法律相談を導入するうえで障害となりうる事情について『相談者が希望しない』：33.3%
- ・自由記述での主な声：
 - 支援者が法律相談へつなげる意識が希薄
 - 広報手段が市民に届いていない
 - 法律相談という手段そのものへの認識不足

→ソフト面でのバリアが根強く、相談機会の制度的保証だけでなく、実務運用面での強化が求められる。

3 総括

- ・全体として、物理的な相談機会や設備面での充足率は高い。
- ・他方、制度の認知不足やソフト面（支援体制や市民の動線）の課題が残る。
- ・電話相談制度の認知度の低さは特に深刻であり、相談制度全体の再周知が必要。

4 その他、自由記載欄について

アンケートを取った弁護士が記載したものであるが、自治体等においても、対面相談を希望する意見が多く、オンライン相談に積極的な意見は少数のようである。ただし、これまでオンライン相談について検討したことがない様子も見られた。詳細は以下のとおりである。

（1）対面面談積極意見（オンライン相談消極意見）

- ・夫婦関係等に関する相談は対面相談が向いているかもしれない。
- ・現在の相談場所まで相談者が来るのであれば対面相談を希望すると思うし、時間も限られるので、弁護士会等とつなぐのはあまり意味がないように思う。
- ・高齢者は対面相談希望が多い。
- ・オンライン相談は、業務が増える懸念があり、消極であった。
- ・オンライン相談は、現時点での意向はなさそう。
- ・困っている人との直接の接触を重視しているため、オンライン相談についてはとても反応が鈍かった。というか、「必要ない」と断言された。
- ・オンライン相談についてあまり現実的に考えてはいなそうであった。
- ・高齢者が多い地域では、オンライン相談は必ずしも司法アクセスの向上には結びつかないようである。
- ・相談者が高齢者ばかりのため、オンライン相談はそもそも現実的でない、という感じだった。
- ・オンライン相談については、現時点では消極的な様子だった。
- ・オンライン相談については全く考えていなさそう。

（2）オンライン相談積極意見（対面相談消極意見）

- ・日程の幅が広がるので調整しやすいかもしれない。日当が低くなるのであれば、件数を増やすこともできるのではないか。
- ・若年者は匿名での相談希望もあるので、オンラインや電話での相談の需要がある。

（3）オンライン相談の援助に関するもの

- ・「機器の操作補助」を自治体として支援できると回答しているが、職員の人数が少なくて、実際の対応は困難と思われるとの意見も述べていた。
- ・自宅からのオンライン法律相談について、社協としては支援するには複数のハードルがある（ので実現は難しい）と考えている、との印象を持ちました。

(4) 自宅を希望する意見

- ・相談者の多くは高齢者であり、能力や移動手段の問題から、オンライン相談よりも自宅からの電話相談の方が需要が高いと考えられる。

(5) 相談会を増やしてほしいという意見

- ・相談の枠が足りないことが多い。日当との兼ね合いで決まったと聞いている。支援相談員の相談についてもオンライン相談を案内しているがほとんど利用がない。
- ・月1回8枠の相談で、弁護士2から1に変更になった。キャンセル待ちが出ることも多い。商工会議所での弁護士会主催の相談を案内している。夜間電話相談を案内することもあるが、話し中でつながらなかつたというケースもあった。

(6) その他

- ・相談希望の問い合わせが多数あるようだった。オンライン相談の要望よりも、無料相談、法テラス相談の要望がかなり多いようだった。
- ・弁護士会の電話相談会については、チラシやメールなどの案内をしてもらえば周知できるので、ぜひお願いしたい。
- ・弁護士会が行う相談会等のイベントは、3週間～1か月前くらいに案内してもらえると市民に案内しやすい。
- ・今回の相談予約が0件であった理由として、前回は昼間と夜間に防災無線で告知したが、今回は昼間だけであったためかもしれない。偶数月は行政相談（市役所OB等による相談）が入っており、弁護士会相談とかぶるために相談が少なくなっていることも考えられる。
- ・自治体担当は、相談担当弁護士が近辺でない場合、相談後、移動手段が乏しいために受任に至らない（相談者が希望しない）ケースが多いのではないかという、司法アクセス全般（司法過疎含む）についての問題意識を持っている。
- ・商工会の法律相談において、充足が年々上がっている理由として、①広報誌に毎月掲載している、②LINEアカウントで都度告知している。
- ・社協の職員や支援者が市民の悩み事を振り分けて法律相談に積極的につなげようという発想はあまり感じられなかった。相談予約の大半は市民からの電話によるもの（社協への来所が可能な市民）で、法律相談に関し、アウトリーチの発想はあまりない様子であった。
- ・小林市、高原町と共同で、消費生活相談員（宮崎県消費生活センター所属）による巡回相談を実施しており、市外の方も相談に来られているそうです。近隣地域の連携によるよい事例だと思いました。

・対応していただいた職員は、法律相談以外にも様々な庶務を抱えており、相談時間中も別の業務をしていた。充足率は100%近いが、これ以上相談回数を増やすことは職員の負担から難しいため、「足りている」との回答になった。オンライン相談をするにはそのための人員配置が必要であり、そこまで対応するのは現状ではハードルが高そうである。

司法過疎地域との対話から —離島・山間・市境をめぐる、法的支援の実践とまなざし—

報告者 松浦里美

本報告は、椎葉村・えびの市における司法過疎の実情調査と、新上五島町のモデル事例を踏まえ、宮崎県内で試行されたオンライン法律相談¹の記録である。

第1 「自治体等との意見交換会」企画の趣旨・目的

1 問題意識

(1) 2007年（平成19年）時の調査の趣旨・目的

前年にあたる2006年（平成18年）10月1日、総合法律支援法に基づき、日本司法支援センター（法テラス）が独立行政法人として業務を開始した。これにより、弁護士過疎対策の制度面では、一定の成果と前進が見られた。

しかし、弁護士不在の地域に、具体的にどのように切り込んでいくのかという課題は依然として残されていた。とりわけ、当該地域では法的問題が「いわば無医村で自然治癒を待つような状態」で放置されているのではないか、という問題意識があった²。

そこで、その翌年にあたる平成19年には、まずは利用者サイドの生の声を聞くことが、現状把握と対策立案の上でも重要な課題と判断し、県内の自治体との意見交換会を実施するに至った。

意見交換の内容や、その後の宮崎県弁護士会（以下、適宜「弁護士会」、「当会」という。）における夜間電話法律相談³の試行的実施等を含む「アフター企画」については、第60回九州弁護士会連合会定期大会



¹ 「ウェブ法律相談」「オンライン法律相談」など、関係機関や職員の方々によって表現に違いが見られたが、本報告書では表記を「オンライン法律相談」に統一している。また、本報告書に掲載された写真のうち、特に提供元の記載がないものは、筆者および宮崎県弁護士会会員による撮影または提供によるものである。

² 第60回大会シンポジウム報告集 p.112「過疎地体験レポート報告」より抜粋。

³ アフター企画としての夜間電話相談は、平成19年に実施された意見交換会を契機に、えびの市および串間市の2自治体を対象として試行的に実施された。

実施期間は3日間であり、いずれも午後6時から午後8時までの2時間、相談受付は4回

第2 新上五島町（長崎県）におけるオンライン法律相談の実施の状況

1 新上五島町の成り立ち⁴⁵

新上五島町（長崎県南松浦郡新上五島町）は、長崎県五島列島の北部に位置する島嶼（とうしょ）の町で、平成16年8月1日、若松町、上五島町、新魚目町、有川町、奈良尾町の旧5町が合併して誕生した。

九州本土からは奈良尾港から長崎港まで約77km、有川港から佐世保港までは約60kmの距離にあり、海を隔てた静かな場所に人々の暮らしが根づいている。



海から五島列島を望む

新上五島町は、中通島と若松島を中心に、7つの有人島と60の無人島から成り立っている。総面積は213.98km²⁶、海岸線は約429km⁷に及ぶ。断崖と白砂が織りなす風景は、観光資源としても注目されている。令和7年8月1日時点での人口は16,379人⁸、世帯数は9,261世帯。高齢化率は約45.6%と推計されており、全国平均を大きく上回る状況にある。

この地には、古代から人々が暮らしていた痕跡が残り、平安時代には遣唐使船の寄港地として栄え、大陸との交流の拠点ともなった。江戸時代には、キリスト教徒が迫害を逃れて移住した歴史もあり、信仰の記憶が深く刻まれている土地でもある。現在多くのカトリック信者が暮らし、教会建築や祈りの文化が町の風景に溶け込んでいる。世界遺産に登録された頭ヶ島教会をはじめとした町内の教会群は、信仰と建築の融合を静かに物語っている。

⁴ 歴史 / 本町の成り立ち | 新上五島町のご紹介 | 新上五島 (good) 町なび

⁵ 町の紹介・概要 - 町政情報 - 長崎県 五島列島 新上五島町公式

⁶ 宮崎県内における自治体では、国富町 (130.63 km²)、高千穂町 (237.54 km²) と比較的近い規模である。

⁷ 因みに宮崎県の海岸線の長さは、約405.9kmとされている。宮崎県：宮崎（みやざき）はこんなところ

⁸ 宮崎県内における自治体では、門川町（東臼杵郡）が16,393人（差分+14名）、新富町（児湯郡）が15,718人（差分-661名）、えびの市が15,604人（差分-775名）が近い人口規模である。

シンポジウム「住民に身近な司法の実現をめざして一法テラス1年を機に弁護士過疎とアクセス障害の解消を考えるー」にて報告されたとおりである。

(2) 今回の調査の趣旨・目的

ア 意見交換会の実施

今回は、第60回大会時に訪問した2自治体（椎葉村、えびの市）において、この間の社会情勢の変化等を踏まえ、教育や医療と同様に、法律相談をはじめとする法的サービスの提供も社会的インフラ（基盤）であるとの認識のもと、自治体およびその関係者と当会との間で地域の実情について認識を共有し、より地域の発展に資することを目的として、再度意見交換会を実施するに至った。

イ 自治体におけるオンライン法律相談の実情調査

近年、デジタル技術の進展により、スマートフォンやパソコンなどの機器が生活に広く普及したことに加え、新型コロナウイルスの影響でウェブ会議などのオンラインツールが日常的に使用されるようになった。

このような状況の中、法律相談の分野にも、少しずつ「オンライン化」の波が広がり始めている。

実際に、長崎県の離島である新上五島町において、自治体におけるオンライン法律相談が実施されているとの情報を得たことから、当該実情の調査を行うこととした。

第2 新上五島町（長崎県）におけるオンライン法律相談の実施の状況

線体制で運用された。3日間の相談件数は計17件（えびの市6件、串間市11件）であり、相談内容は借金（6件）、離婚・相続・交通事故（各2件）、その他（5件）に分類された。当時は「予想よりも相談数が少なかった。これは、広報活動が不十分であったためと考えられる」との分析がなされている。その後、夜間電話相談は「夜間テレfon相談」として当会の常設法律相談の一つとなり、現在では全県下からの相談を受け付ける体制で運用されている。実施日時は毎週水曜日の午後7時から午後8時30分まで、相談受付は2回線体制で行われており、相談担当弁護士には当会より日当が支給されている。



石造の祈りが息づく、世界遺産・頭ヶ島教会

また、上五島神楽や青方念仏踊り、鯨唄（くじらうた）、羽差踊り（はざしおどり）など、海と祈りに根ざした郷土芸能が今も受け継がれており、弁財天祭などの神事も大切に守られている。町の木・花・鳥はすべて「ツバキ」と「メジロ」にちなんでおり、椿の香る島としても知られている。漁業が盛んで、アジ、イカ、ウニなどの海産物が特産品として親しまれている。

交通面では、若松大橋や頭ヶ島大橋などによって島々が結ばれ、海を越えて人々が行き交う風景が広がっている。かつて存在した上五島空港は平成18年に定期便の発着を休止し、現在は港を中心とした海上交通が町の要となっており、島と島、人と人を静かにつないでいる。

2 弁護士の配置状況・福江島へのアクセス

新上五島町には、現在、常駐する弁護士が存在しない。町民が法律相談を希望する場合、町外の法律事務所に依頼する必要がある。

五島列島全体においても、弁護士の数は極めて限られている。令和7年9月現在、五島列島には2名の弁護士が活動しており、いずれも福江島（五島市）に事務所を構えている。そのうち1名は法テラス五島（日本司法支援センター）に所属しており、両弁護士ともに、一定の条件下で無料法律相談を提供している。



新上五島町（中通島・若松島）と五島市（福江島）との間の主な海上アクセス経路

新上五島町の所在する中通島から福江島へ物理的に移動することは、地理的・交通的制約から容易ではない。代表的な移動経路は船便（フェリー）である⁹が、天候（台風・強風・海上時化）により欠航することがあり、安定した移動が困難な場合もある。また、

⁹ 本図は【初めての五島列島行き方ガイド】たくさんあるアクセス方法を分かりやすく徹

船便の本数も限られており、相談希望者が日帰りで中通島と福江島を往復することは現実的に難しい。同様に、福江島に所在する弁護士が福江島と中通島を日帰りで往復することも、船便の本数や天候による制約から現実的に困難である。

3 新上五島町における法律相談の実施状況～巡回法律相談の開始～

平成21年1月15日に法テラス五島法律事務所が開設された。平成18年に法テラス（日本司法支援センター）が設立された。全国的に法テラス法律事務所の設置が進むなか、法テラス五島法律事務所は、長崎県内の離島地域における法的支援の空白を埋める取り組みの一環として、法テラス設立から約3年後に開設された事務所であり、離島地域への展開の初期段階に位置づけられる事例のひとつである¹⁰。

法テラス五島法律事務所の開設を機に、新上五島町では、町内各地を巡回する対面型の法律相談（以下「巡回法律相談¹¹」）が開始された。

巡回法律相談は、新上五島町の5つの地区¹²（若松地区、上五島地区、新魚目地区、有川地区、奈良尾地区）をスタッフ弁護士が巡回し、対面で法律相談を実施する形態である。

実施にあたっては以下の特徴があった。

- ・月1～2回を目安に実施（ただし日付は不定）
- ・土日・午後5時以降の相談は実施せず



新上五島町の5地区（若松・上五島・新魚目・有川・若松・奈良尾）

底解説！ | 海外旅行、日本国内旅行のおすすめ情報 | ベルトラ YOKKA | VELTRA より引用。

¹⁰長崎県における法テラス地方事務所としては、平成18年10月に法テラス長崎法律事務所、法テラス壱岐法律事務所、法テラス佐世保法律事務所が開設され、平成21年1月には法テラス五島法律事務所、法テラス対馬法律事務所が、平成22年1月に法テラス平戸法律事務所が、平成23年1月に法テラス雲仙法律事務所がそれぞれ開設されている。

¹¹ 本報告書では、制度上の「巡回相談」（民事法律扶助業務運営細則第11条）と区別するため、新上五島町で実施された相談形態を「巡回法律相談」と呼称することとした。この「巡回法律相談」は、同細則に定められた「巡回相談」の枠組みに形式上は該当するものの、所長承認や本部への企画書提出・実施報告といった所定の手続が行われていないため、実態としては「指定相談場所相談」の枠組みで運用されていたと整理される。

¹² 本図は、泊まる | good な観光スポット | 新上五島 (good) 町なびより引用。

- ・有料相談と扶助相談が混在
- ・1回につき最大4枠の相談を実施
- ・年間12回（相談見込み件数48件）を想定¹³。

相談は事前予約制で、法テラス五島法律事務所の職員が資力確認を行い、相談希望者の居住地等も考慮しながら、新上五島町役場と調整を図りつつ、実施の都度、相談場所（新上五島町役場（新上五島地区）、奈良尾支所（奈良尾地区）、有川総合文化センター（有川地区）、新魚目支所（新魚目地区）および若松支所（若松地区））を決定していた。

上記のように、不定期に実施されていた巡回法律相談は、令和2年、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、島間の移動制限や対面相談の自粛要請が導入されたことを受け縮小され、最終的には中止に至った¹⁴。

4 オンライン法律相談に至るまでの経緯～寺井研一郎弁護士による着想～

新上五島町におけるオンライン法律相談の着想を得たのは、当時法テラス五島法律事務所のスタッフ弁護士であった寺井研一郎弁護士（以下、「寺井弁護士」という。）である。

以下は、寺井弁護士へのインタビューをもとに、その発案の背景、制度的課題、実現までの経緯、離島ならではの工夫、そして地域との関わりについて整理したものである（詳細は【資料①：寺井研一郎弁護士インタビュー】参照）。

（1）発案の背景

平成29年7月、法テラス五島法律事務所に5代目のスタッフ弁護士として赴任した寺井弁護士は、新上五島町における巡回法律相談の非効率性を実感した。相談会場までの移動は一日仕事であり、相談件数が少なく、相談枠（全4枠）が埋まらないことも多々あったからである。

同時に、困りごとを抱える町民は相応にいたはずであるところ、なかでも高齢者や障がい者にとって、福江島にある法律事務所までの物理的な移動は大きな負担であり相談機



左端:寺井弁護士とご家族(五島にて/寺井弁護士提供)

¹³ 法テラス長崎地方事務所による。

¹⁴ 法テラス長崎地方事務所によれば、令和7年9月現在、以前のような「巡回法律相談」という形式で再開する見込みはないとのことである。この点は、もちろんスタッフ弁護士の判断にゆだねられるところではあるものの、マンパワー不足の現状を考えると困難かと思われるとのこと。ただし、巡回法律相談の際の5つの法律相談会場は、いずれも指定相談所となっているので、スポット的に扶助法律相談を実施することは可能とのことである。

会の損失につながっていることや、相談希望者のタイミングと巡回法律相談の日程が合わないことが多く¹⁵、相談機会の喪失が、結果的に問題意識の希薄化につながる傾向が見られたため、自身が担当していた相談体系が町民のニーズを拾えていないことを痛感していた。

(2) オンライン法律相談の着想

令和2年、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、巡回法律相談が縮小・中止されてもしくなか、Zoomなどのオンライン会議ツールが普及し始めた時期にあたり、寺井弁護士はオンライン法律相談の可能性に着目した。これによって、可能な限り移動負担の軽減を図ることができ、適切な時期に法律相談を受けることが可能となると考えたからである。

理想的な運用としては、役場や社会福祉協議会に独立した法律相談会場を設けたうえで、そこにパソコンを設置し、柔軟な日時でオンライン法律相談を受けられる体制を構築することを想定し、可能であれば、高齢者や障がい者には、職員によるパソコン操作の支援があることが望ましいと考えていた。

(3) 制度的・技術的課題

しかし、令和2年当時、オンライン法律相談を行うにあたっては2つの問題点があった。

一つは、法律扶助制度および日弁連規程における「面談¹⁶」の定義が曖昧であり、オンライン法律相談が正式に認められるかは不明確であった点、もう一つは、Zoomに関するセキュリティ上の懸念（情報漏洩の可能性）もあり、守秘義務との両立が課題となった点である。

(4) 実現までの経緯

上記(3)の問題点を認識しながらも、寺井弁護士は、法テラス長崎地方事務所との協働により、モデル事業としての試行を検討した。

役場との協議においては、主に以下の4点、①ニーズがあるか、②（相談者側は）誰のパソコンを使用するのか、③誰がパソコンの設定や接続準備を行うのか、④職員は法律相談に立ち会うのか、をもとに協議を行った。

当初行政側の反応は鈍かったが、後任の川口智博弁護士らの尽力により実現に至った。

¹⁵ 「巡回法律相談」は、定期的な日程で各地を訪問するものではなく、相談者の居住地や希望に応じて、会場や日程をその都度調整する柔軟な運用であった。そのため、最初の相談希望者の希望に応じて「○月○日は○○会場で」と日程が確定した場合、以降の相談希望者は当該相談日時・相談場所に事実上拘束されることとなり、当該日程や場所が合わない場合、相談機会が失われる可能性がある。このような構造により、「相談希望者のタイミングと巡回法律相談の日程が合わない」という状況が生じていた可能性がある（筆者による整理）。

¹⁶ 日弁連「『債務整理事件処理の規律を定める規程』（平成23年2月9日制定）」第3条等。

また、可能な限り利益相反を防ぐ目的で、五島地域のもう一人の弁護士である古坂良文弁護士（五島ひだまり法律事務所）にも協力を依頼した。

(5) 離島ならではの工夫・地域との関わりと今後の示唆

令和2年12月、任期満了により、寺井弁護士は法テラス五島法律事務所を離れ、オンライン法律相談にかかる計画は後任の川口智博弁護士に引き継がれることとなった。

寺井弁護士は、法テラス五島法律事務所への赴任中、移動効率化のため、原付バイクを購入し、公共交通機関では到達困難な地域にも対応した。また、バスの待ち時間を活用して面談を行うなど、現地での柔軟な対応を行った。

この赴任経験を踏まえ、寺井弁護士は、過疎地においては、福祉との連携が不可欠であり、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治体職員との協働が鍵となること、民生委員、自治会、商工会など地域のキーパーソンとの接点が、潜在的な相談ニーズの掘り起こしにつながること、「弁護士はテレビの中の人」と認識されがちな地域においては、弁護士側から積極的に関わる姿勢が重要であることを述べ、弁護士が身近な存在として認識されるためには、地域に対する積極的な関与が不可欠であるとの見解を示した。

5 オンライン法律相談開始～～川口智博弁護士によるオンライン法律相談の実現と地域連携～

新上五島町におけるオンライン法律相談の実施に向けた調整と実現を担ったのは、法テラス五島法律事務所の6代目スタッフ弁護士として着任した川口智博弁護士（以下、「川口弁護士」という。）である。

以下は、川口弁護士へのインタビューをもとに、着任時の状況、制度的調整、地域との連携、そして相談実施に至るまでの経緯を整理したものである（詳細は【資料②】：川口智博弁護士インタビュー、資料③：令和5年度日本司法支援センタースタッフ弁護士全国経験交流会報告書（抜粋）、資料④：川口弁護士による新上五島町への説明資料（令和3年1月22日実施）、資料⑤：川口弁護士による新上五島町への説明資料（令和3年2月19日実施）¹⁷】参照）。

(1) 着任と引継ぎ

令和2年11月、川口弁護士が法テラス五島法律事務所の6代目スタッフ弁護士として赴任し、同年12月に正式着任した。赴任当初の約1か月間は、前任の寺井弁護士から事件等の引継ぎを受けるとともに、新上五島町におけるオンライン法律相談についても直接引継ぎを受けた。

¹⁷ 令和3年3月11日にも、川口弁護士による新上五島町職員ら向け説明会が実施されている。当該説明では、オンライン法律相談の導入経緯、予約方法から実施までの流れ、利用方法等について、パワーポイントを用いた資料提示が行われた。なお、当該説明会資料（パワーポイント）データは現存しておらず、本資料集には含まれていない。

寺井弁護士によれば、川口弁護士の赴任時点でオンライン法律相談の実施はほぼ決定しており、残るは新上五島町役場および同じく法律相談担当弁護士となる古坂良文弁護士との調整段階であった。

(2) 役場との連携と制度設計

川口弁護士は、新上五島町役場の総務課と連絡を取り、文書のやり取りや面談を通じて、オンライン法律相談導入の意義とメリットを丁寧に説明した。過去には巡回法律相談が途絶えた時期もあり、町側にも「定期的に弁護士にアクセスできる仕組み」への期待があったと考えられる。

制度実施に先立ち、法テラス長崎地方事務所主催の地方協議会において、新上五島町および五島市の関係機関に対して説明が行われた。古坂弁護士からも前向きな意見が寄せられ、月1回の実施に向けて、担当順や相談時間（1枠40分：相談30分＋入替10分）などの調整が行われた。

(3) 実施状況と住民の反応

令和3年6月11日、オンライン法律相談が正式に開始された。予約件数は回によってばらつきがあったが、川口弁護士が担当した回では相談件数がゼロの日はなかった。

相談内容は債務整理や離婚事件を中心であった。加えて「気になったので相談に来た」といった、法律相談に該当しないが、住民の不安に寄り添う相談も見られた。そのような実態も含め、「法律相談」という言葉に固い印象を持たせなかつたことが、利用促進につながったと考えられる。

また、実際に事件を依頼した住民が良い結果を得たことで、口コミによる広がりも見られた。一例として、養育費の回収に成功した相談者の紹介により、同様の相談が増加した事例がある。

相談後に直接感想を聞く機会は少ないが、役場職員を通じて「意外と話しやすかった」との声が寄せられている。

(4) 実務上の工夫と課題

オンライン法律相談においては、民事法律扶助制度の特例により、相談者が法律事務所に電話予約をした際に、職員による聴き取りのうえ相談票を記載する運用が取られていた（後記7参照）。

川口弁護士は、直接対面を希望する相談者に対しては、別途直接面談に応じる対応をしていた。弁護士側のスケジュールの都合上、新上五島町での直接面談相談は、主に土日に行われた。その際には、港近くの施設を予約し、打合せを行うなど柔軟な対応を行ってい



オンライン法律相談開始時に地元紙に掲載された川口弁護士の様子（役場提供）

た。

また、相談者の中には支援者が同席するケースもあり、予約の段階で支援者から事前に連絡が入ることもあった。高齢者の相談に関しては、役場の相談室が2階にあることから階段の昇降に支障がある可能性が懸念されたが、必要に応じてバリアフリー施設での面談も検討されていた。

継続相談や事件受任に関しては、オンライン法律相談の場で意思確認を行い、必要書類を郵送で受け取る形で対応していた。受任後は川口弁護士が新上五島町を訪問するタイミング（概ね月1～3回程度）に合わせ、直接面談を実施していた。

事件処理に要する時間は、弁護士・依頼者双方の日程調整に時間を要するため、法律事務所の所在する五島市内の依頼者と比べて約1.5～2倍かかるが、苦情は特に寄せられていない。

(5) 今後の課題と展望

川口弁護士は、同人が携わっていた時分におけるオンライン法律相談の実施態様について、「知っている人に見られることへの抵抗感」や、「(新上五島町役場(本書)の所在する)上五島地区以外の住民にとってのアクセスは依然として困難」などの課題を指摘している。

このため、町内の各支所（若松地区、新魚目地区、有川地区、奈良尾地区）での開催も検討されたが、川口弁護士の在任中には実現に至らなかった。

なお、令和5年8月以降、川口弁護士は、法テラス江差法律事務所（北海道江差町）にて執務しており、五島列島での経験を活かして奥尻町とのオンライン法律相談制度を立ち上げた。令和7年9月現在、相談実績はまだないが、地域のニーズに応える制度として継続していく意向を示している。

6 現在のオンライン法律相談を担う弁護士の視点—古坂良文弁護士・阿比留真由美弁護士インタビューより—

新上五島町におけるオンライン法律相談は、現在も定期的に実施されており、地域との連携を保ちながら制度的支援が行われている。

この章では、現在の相談を隔月で担当する古坂良文弁護士、阿比留真由美弁護士（以下、「古坂弁護士」、「阿比留弁護士」という。）へのインタビューをもとに、相談体制、地域特性、運用上の工夫、そして役場との連携について整理した（詳細は【資料⑥：古坂良文弁護士インタビュー、資料⑦：阿比留真由美弁護士インタビュー】参照）。



左から 2 番目:阿比留真由美弁護士(他は当会会員)

(1) 担当弁護士の着任と事務所の沿革

五島ひだまり法律事務所(旧:五島ひまわり基金法律事務所)は、平成 16 年に古坂弁護士が着任し、平成 29 年に現在の名称にて開業した。

また、法テラス五島法律事務所は、平成 21 年に開業し、令和 5 年 8 月、阿比留真由美弁護士が第 7 代目スタッフ弁護士として着任し現在に至る。

現在、両名が新上五島町におけるオンライン法律相談を隔月で担当している。

(2) 相談類型と地域特性

両弁護士ともに、現在の相談類型としては債務整理、相続、離婚、賃貸借、親族間トラブルなどが多く、特に家事事件や後見関連の相談が増加傾向にあると指摘している。

着任当初は刑事事件や債務整理を中心であったが、地域の法的ニーズが変化していることがうかがえる。

(3) オンライン法律相談の利点と課題

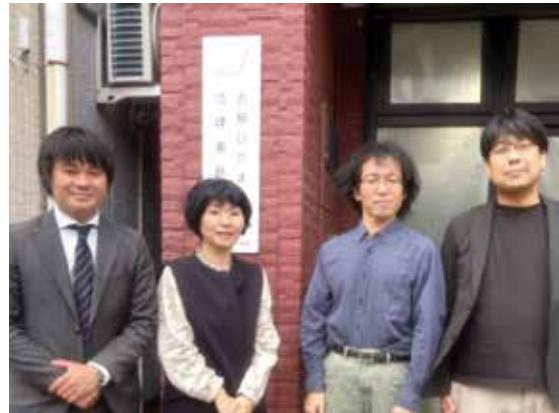
オンライン法律相談の利点としては、相談者が法律事務所まで移動する必要がないこと、弁護士側も現地への移動時間を省けること、従来の巡回法律相談では島間の移動に時間要するなど弁護士の負担も大きかったが、オンライン法律相談の導入によりその負担が軽減されたこと、相談者の様子を画面越しに確認できることや支援者の同席が可能であることなどが挙げられている。

一方で、資料の事前送付が難しい場合や、画面共有機能の不在、複雑な事案への対応には限界があるとの指摘もある。

古坂弁護士は、事前に資料を郵送・ファックス・メールで受け取る工夫をしており、相談時に資料が未送付の場合には、相談者にカメラへ資料を近づけてもらい、画面越しに確認する対応も行っている。阿比留弁護士も、役場職員による資料送付の協力が有効であると述べている。

(4) 繼続相談・受任時の対応

受任に至った場合は、原則として対面での面談を行っており、弁護士が現地に赴くか、相談者が法律事務所を訪れる形となる。オンライン法律相談後の継続的な打合せにはオンラインを用いず、電話や郵送による対応が中心である。



右から 2 番目:古坂良文弁護士(他は当会会員)

また、法テラスの資力要件を満たさない場合には、相談日前日までに相談料（5,500円）を送金してもらう形で対応しており、これまで送金漏れは発生していない。

(5) 運用上の工夫と役場との連携

古坂弁護士は、役場の負担を軽減することが重要であると述べており、相談室とパソコンの貸出のみで運用が可能となっている点を評価している。

予約や相談内容の確認は法律事務所側が直接行っており、役場職員が相談者の個人情報を把握しない運用がなされている。

阿比留弁護士も、役場職員による資料送付の協力があることで、相談の質が向上する可能性を指摘している。

7 電話等相談援助に関する制度運用（法テラスの電話等相談援助）

新上五島町におけるオンライン法律相談においては、法テラスの民事法律扶助制度を利用することで、所定の資力要件を満たす相談者は、本人負担なく（無料で）法律相談を受けることができる制度となっている¹⁸。

オンライン法律相談において法テラスの援助を利用するためには、弁護士側が、事前に法テラスへ「電話等相談事前申込書」を提出する必要がある¹⁹。

電話等相談援助においては、相談申込書に相談者本人の署名がなくても、申請は可能である²⁰。

具体的には、弁護士または法律事務所の事務職員が電話にて相談者の事情を聴取し、その内容をもとに援助申込書を相談者に代わって記載する（代筆する）。代筆された申込書は、法テラスに提出され、所定の手続を経て相談料が支払われる。

このような運用により、署名の取得が困難な相談者に対しても、柔軟な対応が可能となっている。

¹⁸ 日本司法支援センター業務方法書 第16条第2項参照

¹⁹ 民事法律扶助業務運営細則 第10条の2第4号参照

²⁰ 日本司法支援センター業務方法書 第16条第4項3号、民事法律扶助業務運営細則 第10条の2第3号ア参照

8 役場の視点から～新上五島町役場からみたオンライン法律相談—総務課・松田有希子氏インタビューより～

法律相談は、地域における社会的インフラのひとつであり、適切な法的サービスの提供には、弁護士の専門性だけでなく、行政の現場に根ざした視点が欠かせない。

ここからは、新上五島町におけるオンライン法律相談の実施経緯について、総務課の松田有希子氏のインタビューをもとに、行政側のまなざしから整理していく（インタビューの詳細は【資料⑧】新上五島町職員・松田有希子氏インタビュー】参照）。

(1) 弁護士側からの提案と実施までの経緯

新型コロナウイルス感染症の流行下にあった令和3年3月1日、法テラス五島法律事務所の川口弁護士より、オンライン法律相談の提案があった。

これ以前、新上五島町では、平成21年の法テラス五島法律事務所開業を契機として、旧5町に対応する町内5地区（若松地区、上五島地区、新魚目地区、有川地区、奈良尾地区）を巡回する対面型の法律相談（巡回法律相談）を、月2回の頻度で実施していた。

上記提案を受けた当初、高齢者の多い地域であること等に鑑み、役場としては対面相談の継続を理想としていたが、感染症対策の必要性や移動制限等の状況を踏まえ、総務課のみならず福祉課、社会福祉協議会、地域包括支援センターとの協議を経て、オンライン法律相談の実施に同意するに至った。



インタビューを受ける新上五島町総務課・松田有希子氏



新上五島町役場庁舎（外観）

令和2年度には役場内の会議もオンライン化が進んでいたことから、導入に際して役場内での大きな抵抗はなく、庁舎2階のミーティングルームを会場として、既存のモニターと集音マイクを活用する形で運用が開始された。

相談日は、奇数月は第2水曜日、偶数月は第3金曜日を基本として²¹、広報誌（【資料⑨】広報誌「広報しんかみごとう」2025.4月号）にて毎月

²¹ 相談会場となるミーティングルームの空き状況や相談担当弁護士の都合によって変更される場合もある。

案内されている。相談予約は、相談者本人が法律事務所に電話で申し込む方式であり、役場職員は予約手続には関与していない。ただし、必要に応じて福祉専門職が、電話予約時の支援や事前準備を行うことがある。

また、有料相談に関する費用徴収については、役場として現金の取り扱いができないため、法律事務所宛に振込送金する対応がなされている。

(2) 機材・人員体制と運用上の変化

オンライン法律相談にあたり、新たな機材購入は行っておらず、既存の会議用設備を活用している。人員体制についても、以前の巡回法律相談では、開催地区によっては、公共交通機関で最寄りのバス停等まで到着した弁護士を、職員が車で相談会場まで送迎する必要があったが、オンライン化によりその負担は軽減された。

(3) 過去の対面相談の実施状況

平成21年の法テラス五島法律事務所開業以前には、国や自治体等が主催するイベントに伴い弁護士が来島する際に相談場所の提供や広報協力を行っていた実績がある。広報手段としては、広報誌のほか、単発イベント開催時には地区の回覧板を活用している。新聞広告は費用や購読率の観点から使用していない。その他、八青会（大阪）による離島相談の申入れに対しても、相談場所の提供と広報協力を行った実績がある。

(4) オンライン法律相談実施後の受付件数と運用調整

オンライン法律相談が開始した令和3年6月から令和7年3月までの平均受付件数は2.37件であり、令和7年4月には4件の相談があった（詳細は【資料⑩：新上五島町におけるオンライン法律相談会実績】参照）。

開始当初は40分枠×6枠で案内していたが、Zoomの接続調整や相談者の入替時間を考慮し、令和7年5月からは60分枠×4枠に変更された。

(5) 利用者の反応と課題

利用者からの苦情はこれまで寄せられておらず、画面越しの相談が緊張を和らげるとの声もある一方、「先生がいないんですね」と驚かれるケースもあった。広報誌で「WEB相談」と明記しているが、さらなる周知が課題といえる。

(6) 福祉現場との連携と住民への案内

福祉課、社協、包括支援センター、福祉事務所等の専門職が、ケア会議等を通じて法的支援の必要性を判断し、オンライン相談を提案するケースが多い。消費者被害や金銭問題に関する相談が中心であり、病院の地域連携室や消費生活相談員からの紹介もある。

役場職員は約400名在籍しており、定期的な法律相談の存在を認識しているため、来庁者の相談ニーズに応じて総務課へ案内する体制が整っている。

(7) 今後の改善点と展望

今後は、町内5地区全てにオンライン会議環境が整っていることを踏まえ、役場（本所）以外の地区との接続による相談開催も検討されている。特に若松地区は、オンライン法律相談を実施している新上五島町役場（本所）まで車で片道1時間を要するため、アクセス

改善の観点からも有効と考えられる。

また、令和3年度、4年度には直接対面の法律相談も実施されていたが、令和5年度以降は（役場では）実施が確認されておらず、今後の必要性や運用方針についても、改めて検討する余地がある。

9 体験レポート—オンライン模擬法律相談を通じて見えた制度の「温度」と「距離」—

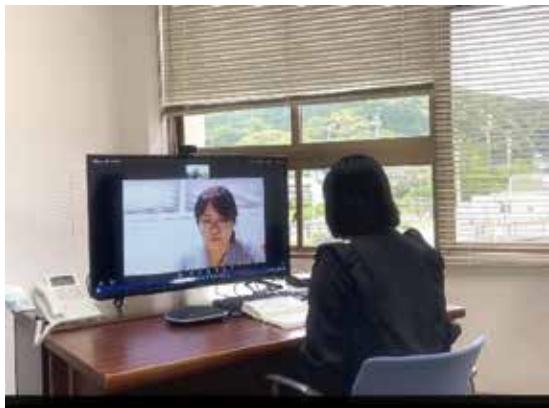
(1) 実施の背景と目的

令和7年5月16日、筆者は新上五島町を訪問し、役場庁舎内にて実際のオンライン法律相談の場を体験した。

本体験は、制度の運用実態を把握することを目的として、相談者役を務めながら模擬法律相談を実施し、弁護士とのやり取りおよび相談環境を観察したものである。

相談担当弁護士は、法テラス五島法律事務所の阿比留弁護士に依頼し、通常のオンライン法律相談と同様の方法で設定されたZoomを用いた形式で実施された。

(2) 相談環境と接続状況



オンライン模擬法律相談の様子（役場から撮影）

オンライン模擬法律相談は、通常のオンライン法律相談と同様に、役場庁舎2階のミーティングルームにて実施された。既存のモニターおよび集音マイクを活用した環境であり、特段の機材トラブルは確認されなかった。

役場によれば、画面越しに会話をする際のストレスを可能な限り軽減する目的から、画面に映る人物が実寸大に近いサイズで表示されるモニターを設置しているとのことである。

実際の体験においては、画面越しでも弁護士の表情や反応が確認でき、音声も明瞭であった。相談者役として着席した筆者に対して、職員による操作支援は不要であったが、高齢者やITに不慣れな相談者にとっては、支援体制の整備が重要であると感じた。

(3) 弁護士とのやり取りと相談の流れ

阿比留弁護士は、画面越しでも柔らかく丁寧な語り口で対応しており、相談者役を務め

た筆者も安心して話すことができた。

模擬法律相談の内容は「遺産相続」。相談者の父親が死亡し、法定相続人は相談者本人、その母、弟、妹の計4名。遺言は確認できておらず、弟とは連絡が取りにくい状況にあり、妹には特別受益に該当すると考えられる生前贈与があったという事案である（法律相談のやり取りの詳細は【資料⑪：オンライン模擬法律相談録音反訳】参照）。



オンライン模擬法律相談の様子(法律事務所から撮影)

阿比留弁護士には、事前に手書きの家

族関係図のみを送付した状態での法律相談となったが、弁護士側からの質問や確認事項は的確であり、その他の資料がなくても一定の方向性を示す対応であった。

画面共有機能は使用されなかったが、初回相談の内容が比較的シンプルであったため、特段の支障は認められなかった。

法律相談では、遺産目録の作成が指示され、収集すべき資料がリストアップされた。阿比留弁護士から「ご自身で作成できそうですか？」との問い合わせがあり、筆者が「一人で行うのは不安」と回答したため、次回は法テラス五島法律事務所にて直接面談での法律相談を受けることとなった。

具体的な相談日程は、船の便や資料収集の状況を踏まえ、相談者（役）が後日、法テラス五島法律事務所に電話予約することを確認した。初回法律相談は10分弱で終了した。

(4) 相談者（役）として感じた利点と課題

利点としては、相談者が船便で移動することなく専門的な助言を受けられる点、画面越しでも弁護士との心理的距離感が近く感じられる点が挙げられる。

一方で、相談室の位置（庁舎2階）や、相談内容が複雑な場合の資料共有の難しさ、相談者の緊張感など、相談者の状況や相談内容によっては、運用面でのさらなる配慮が必要と感じられた。

また、相談者が「画面越しに話すこと」に慣れていない場合、初動の緊張をほぐす工夫（職員による声かけや事前説明など）が有効であると感じた。

(5) 所感と今後への示唆

今回のオンライン模擬法律相談を通じて、オンライン法律相談が単なる技術導入ではなく、ともすれば孤立しがちな声に寄り添うための場として機能していることを実感した。

弁護士の語り口、相談環境の整備、役場職員の支援体制など、複数の要素が重なり合って、相談者の安心感につながっている。

今後は、可能であれば、実際の相談者の声をさらに収集し、制度改善に活かすとともに、

相談の「入り口」における心理的ハードルを下げる工夫が求められる。

10 小括～島嶼における法的支援の現在地と今後の展望～



有川港(新上五島町)フェリーターミナル

新上五島町におけるオンライン法律相談の導入は、司法過疎地域における法律支援の新たな展開として注目に値する取組みである。

本事例は、寺井弁護士による制度的着想、川口弁護士による実務的提案、現在の古坂・阿比留両弁護士による運用、そして町役場による運用体制の構築という、弁護士・行政の協働により実現されたものであり、地域の実情に即した柔軟な対応がなされた点に、

制度的な意義が見出される。

相談者の移動負担を可能な限り軽減し、相談機会の損失を防ぐという視点は、離島における法的支援の根幹に関わるものであり、オンライン法律相談の導入はその一つの答えとなつたといえる。

特に、高齢者の多い離島地域において、従来の対面型相談からオンライン型相談への移行が円滑に進められた背景には、既存の行政資源の活用、福祉部門との連携、そして住民への継続的な広報活動があった。これらは、制度設計における実効性確保の観点からも示唆に富む。

また、相談件数の推移や運用上の改善（相談枠の調整等）からは、利用者ニーズに応じた運用の柔軟性が確認されており、今後の地域司法支援のモデルケースとしての展開可能性が高い。

一方で、画面共有機能の不在、関係資料送付の困難さ、複雑な事案への対応限界など、制度の成熟にはさらなる工夫が求められる。また、役場本所以外の地区（若松地区、新魚目地区、有川地区、奈良尾地区）における開催の可能性や直接対面相談の再開についても、今後の検討課題として浮かび上がっている。

以上の点から、本取組みは、司法アクセスの地域格差是正に資する実践例として、他自治体への展開や制度的支援の検討に資するものである。

第3 意見交換会の記録 一宮崎県内の司法過疎地域との対話から見えたものー

1 椎葉村・えびの市を選定した背景

今回の意見交換会において、筆者らは宮崎県内の数ある自治体の中から、椎葉村およびえびの市の2地域を選定した。この選定には、単なる地理的条件や制度上の分類を超えた、過去からのつながりと、現在への問い合わせが込められている。

(1) 地理的条件・制度上の分類

その理由は、単に「司法過疎地域」という分類にとどまらず、それぞれが異なる地理的・文化的・制度的な課題を抱えていることにある。

椎葉村は、九州山地の奥深くに位置し、交通の便が限られる中で、地域のつながりが濃密である。とりわけ、村内 26 地区に伝承される椎葉神楽は、集落ごとに異なる舞や唱え言を持ち、冬祭りとして地域全体が関わることで、生活と信仰が融合した共同体の絆を育んでいる²²が、他方で、外部との接点が希薄になりがちな土地である。

一方、えびの市は、県境に位置し、高齢化と都市近郊性が交錯する中で、制度が届きにくいという課題が複雑に絡む地域である²³²⁴。

この 2 地域を選定することで、「司法過疎」という言葉の内側にある多様な現実を浮かび上がらせ、オンライン法律相談の可能性と限界をより立体的に検討できると考えた。

また、両地域ともに、地域福祉や行政との協働に積極的な姿勢を持っており、今回の意見交換会においても、単なる制度の受け手ではなく、制度を育てる側としての視点を共有できることが期待された。

(2) 過去からのつながり～18 年越しの再訪～

宮崎県弁護士会では、平成 19 年に両自治体を訪問し、司法過疎地域における実効性や課題を探るべく、意見交換会を実施した経緯がある。

その背景には、平成 18 年 10 月 1 日に総合法律支援法に基づき設立された日本司法支援センター（法テラス）の業務開始を受け、司法過疎対策における制度面での前進が見られる一方で、弁護士が不在の地域において、法的問題が「無医村で自然治癒を待つような状態」で放置されているのではないかという強い問題意識があった。

このため、制度の整備だけでなく、利用者サイドの生の声を聞くことが現状把握と対策立案に不可欠であるとの判断から、両自治体において意見交換会を実施したものである。

今回、18 年の時を経て、再び椎葉村およびえびの市を訪問する運びとなった。

この間の社会情勢の変化や地域課題の推移を踏まえ、法律相談をはじめとする法的サービスの提供が、教育や医療と同様に「社会的インフラ」であるとの認識のもと、自治体および関係者と当会との間で、地域の実情について改めて認識を共有し、より地域の発展に資することを目的として、意見交換会を実施することとなったものである。

²² 椎葉神楽 | 教育委員会 | 椎葉村

²³ 第4期えびの市地域福祉計画（2022年策定）a223.pdf

²⁴ 第4期えびの市地域福祉計画・えびの市地域福祉活動計画を策定しました／えびの市



2 意見交換会の共通構成（椎葉村・えびの市）

両地域における意見交換会は、以下の共通プログラムに基づいて実施された。

宮崎県弁護士会として、制度の紹介にとどまらず、地域に「手渡すもの」を届けたいという思いを込めて、以下の構成が企画された。

①ミニ講義（破産手続 Q&A）：破産手続に関する基礎的な解説

②制度紹介：宮崎県弁護士会が実施している各種法律相談制度（対面・電話）の紹介

③アンケート報告：県内の自治体・法律相談を受けた市民に対し、弁護士の法律相談を受けるまでの経緯等について実施したアンケート結果（暫定値）の報告

④オンライン法律相談の状況報告：宮崎県内の実施状況、市民の希望調査、新上五島町視察報告（※映像視聴含む）

⑤意見交換：自治体職員や地域の支援者との対話を通じた課題の共有

3 椎葉村編

(1) 椎葉村の地域概要（令和7年時点）

椎葉村（宮崎県東臼杵郡椎葉村）は、九州山地の奥深くに位置する山間の村であり、宮崎県の北西部に広がる。県内最大の面積を誇り、総面積は 537.29 平方キロメートル。これは東京都 23 区の約 1.4 倍に相当し、その広さにもかかわらず、人口密度は極めて低く、自然と人との距離が保たれた静かな空間が広がっている。

村の大部分は山林に覆われ、九州中央山地国定公園にも含まれる豊かな自然環境の中にある。耳川の源流域に位置し、清流と急峻な地形が織りなす風景は、訪れる人々に深い静けさと時間の重層性を感じさせる風景が広がっている。

宮崎市から椎葉村中心部までは車で約 3 時間。県内にありながら、アクセスには峠を越える必要があり、地理的な「隔たり」が村の暮らしと制度の届き方に影響を与えている。

椎葉村は、古代から続く山の民の暮らしを今に伝える土地でもある。平家落人伝説に彩られた歴史を持ち、伝統的な民俗文化や神楽が今も息づいている。



椎葉の山並みと、谷あいに広がる建物群



椎葉厳島神社の茅の輪くぐり

村の木はサンショウ（山椒）、花はシャクナゲ（石楠花）、鳥はヤマドリ（山鳥）——いずれもこの地の風土を象徴する存在であり、椎葉の人々の暮らしと自然とのつながりを物語っている。

(2) 椎葉村の変化（平成19年 → 令和7年）

ア 人口と暮らしの変化



椎葉村役場庁舎（外観）

平成19年時点での椎葉村の人口は約3,300人。令和7年には約2,400人前後と推計されており、約30%近い減少が見込まれている。

世帯数も減少傾向にあり、高齢化率は令和7年時点で約50%前後と推計され、全国平均²⁵を大きく上回る水準となっている。

この18年間で、若年層の都市部への流出が続き、村内の集落のいくつかでは空き家が増え、地域のつながり方にも変化が生じている。それでも、椎葉神楽や地域行事を通じた

人々のつながりは、今も村の暮らしの中に息づいている。

イ 交通アクセスの変化

平成19年当時、椎葉村へのアクセスは、宮崎市から国道10号線を北上して日向市へ至り、そこから国道327号線を経由する山間部のルートが主であり、所要時間は約2時間半～3時間を要していた。

令和3年までに東九州自動車道が整備されたことにより、宮崎市から日向市までの移動時間は、従来の約1時間30分～1時間45分から約50分～1時間程度へと短縮され、全体として椎葉村方面へのアクセスも改善された。

日向市から椎葉村へは、引き続き峠道を経由する必要があり、狭路や急カーブが連続する区間も多いが、宮崎市・日向市・延岡市などの地域からの移動が以前よりも円滑になったことで、支援者の訪問や物資の搬送等に一定の改善が見られる。

もっとも、実際の支援活動や訪問においては、地図上の最短ルートではなく、運転者の技量や道路状況を踏まえた経路選択が行われることがある。

日向市から椎葉村への国道327号線は狭路が多く、運転に不安がある場合には、高千穂町を経由する国道265号線ルートが選ばれることもあり、この経路を選択した

²⁵ 65歳以上人口が総人口に占める割合は29.4%と過去最高となっている（人口推計令和7年9月15日現在）。[統計局ホームページ/令和7年/統計トピックス No.146 統計からみた我が国の高齢者－「敬老の日」にちなんで－](#)

場合の所要時間は約4時間をする²⁶。

このような判断は、平成19年当時から現在に至るまで、支援活動の現場において継続的に見られる傾向である。

ウ 法的サービスの提供

椎葉村には、常駐する弁護士および司法書士はおらず、法的専門職による支援は主に県内他地域からの訪問や相談会を通じて提供されている。

平成19年当時、村における法的サービスは、地域福祉の一環として社会福祉協議会が主催する形で提供されていた。具体的には、年3回の弁護士による法律相談が実施されており、これに加えて、月1回の「心配ごと相談」（いわゆるよろず相談）が、地域住民の身近な相談窓口として機能していた。

令和7年現在では、法的支援の体制に一定の変化が見られる。弁護士による法律相談は年2回に減少したものの、司法書士による相談会が新たに年2回実施されるようになり、専門職の多様化が進んでいる。また、「心配ごと相談」は引き続き月1回開催されており、現在は心配ごと相談員による対応が行われている。これらの相談機会は、地域住民にとって制度への入口として機能しており、法的課題が顕在化する前段階での支援として重要な位置づけを持っている。

(3) 開催概要

日 時：令和7年7月18日(金)午後2時～4時30分

場 所：椎葉村総合保健センターすこやか館 大会議室

参加者：当会会員8名

西田隆二、柏田芳徳、永友郁子、谷口渉、畠原孝明、山田文美、

成合陶平、松浦里美（敬称略）

椎葉村：11名

民生委員（兼児童委員）：1名

社会福祉協議会 第三者委員会委員：3名（全員が民生・児童委員を兼任）

村・福祉保健課：3名

社会福祉協議会：2名

※民生委員の多くが役場OBであり、地域との深い接点を持つ。

(4) 相談内容と課題の共有

ア よく受ける相談類型等

- ・（村税務住民課：相続）

死亡届の提出のために役場を訪れた住民に対しては、村が作成している「おくやみリーフレット」を交付している関係で、相続に関する相談を受けることがある。

²⁶ 筆者らによる令和7年7月の訪問（後記(3))においても、本ルート（高千穂町経由・国道265号線）を使用した。

- ・(村税務住民課：相続（登記）)

相続登記の義務化が施行された以降は、登記に関する相談が多かった。相続人（の一部）が村外に出ているケースも多い。

- ・(福祉保健課：借金)

入院先の医療機関や施設から（本人の同意を得たうえでと思われるが）、支払いが滞っているケースについて相談を受けることがある。

- ・(村役場：借金)

村外で借金を作った後に本人が椎葉に帰郷してきたケースについて、本人から相談を受けた。

- ・(民生委員)

「心配ごと相談」の相談員を担当しているが、借金等について、民生委員という立場では（困りごとを抱えている）本人から相談を受けることがないように思われる（知人や親族を通じて相談を受けるケースはある）。

- ・(福祉保健課・社会福祉協議会：借金)

税金の滞納等があり、税務課職員が本人宅を訪問し、本人との面談や住まいの状況等を確認した結果、福祉職に連絡がくることがある。

イ 弁護士相談への導線と課題

- ・(村税務住民課)

「弁護士や司法書士を紹介してほしい」と相談されることもあるが、役場としての立場上、特定の専門職を紹介・あっせんすることはできず、躊躇している。

- ・(社会福祉協議会)

借金問題について、家計の整理等を行ったうえで弁護士に相談したほうがいいという場合には、社協で実施している法律相談の予約や法テラスに電話してみるよう伝えている。

- ・(民生委員)

弁護士に対しては依然として「敷居が高い」というイメージがある。また、弁護士費用についても正確な情報を得ていない等の理由で、「15分～1時間程度の相談でも、30万円ほど請求されるのではないか」といった誤ったイメージが先行しており、正確な情報提供の必要性が指摘された。

- ・(社会福祉協議会)

令和7年7月現在、弁護士による法律相談は年2回（6月・12月）1回30分×各4枠であるため、場合によっては、同じく年2回（3月、9月）に実施している司法書士による法律相談を勧める場合もある。しかしながら、相談者に勧めても、すみやかに相談できない（1か月以上待つ）場合には、相談者が「もういい」と言って、予約すら取らない場合もある。

- ・(社会福祉協議会)

一部の高齢者や障がい者にあっては、本人自身が「困った状況にある」という実感を持っていない場合がある。

・(福祉保健課)

弁護士と直接会う機会がないので、どうしてもテレビドラマに出てくるようなイメージがあり、直接話をするときに躊躇する住民もいるかと思われる。

・(福祉保健課)

椎葉地区の年金受給者の収入レベルからすると、法テラスを利用した弁護士費用の分割払金の支払いすらできないケースも多々ある。

ウ 当会が実施している法律相談等の浸透度

夜間テレフォン相談（毎週水曜日 午後7時～午後8時30分）については、認知にばらつきが見られた。参加者の中には利用経験や情報を持つ方もいたが、未認知の方も一定数存在した。

一方で、残り2つの電話法律相談（子どもの権利ホットライン（月2回 午後4時～午後5時30分、高齢者・障がい者電話相談（毎週金曜日 午前10時～午後0時））については、いずれの参加者も認知していなかった。

法テラスについては、参加者全員が名称を知っていたものの、認識は「法律相談に関する相談窓口」という一般的な理解にとどまっていた。具体的なサービス内容（例：無料相談の条件、支援の範囲等）については、把握している方はいなかった。

エ オンライン法律相談の提案

参加者には、新上五島町で実施されたオンライン模擬法律相談の様子（上記第2の9参照）を視聴していただいた後、椎葉村における今後の法的サービスの提供のあり方について協議を行った。

椎葉村側の参加者からは、「椎葉に住むわれわれは、アクセスが不便であるという環境に慣れてしまっていたのかもしれない」との声があり、できるだけ早期に、負担の少ない方法で法律相談につなげる必要があるとの認識が共有された。

特に、民生委員や社協職員をはじめとする第一次的な相談の受け手が「法律相談を受けるべきか否か」と判断するのではなく、判断を要する場面においても迷わず相談につなげることが望ましいという点について、概ね意見の一致をみた。

そこで当会からは、上記の課題解決に向けた一つの方法として、「オンライン法律相談（役場等と法律事務所を接続する）」の試行的実施を提案した。正式な制度化の前に、まずは一度試してみることが有効ではないかとの意見である。

幸いにも、椎葉村では村内全域に光ファイバーネットワークが整備されており、イン



椎葉村での意見交換会の様子

ターネット回線に関する技術的な障壁はないと考えられる。

また、相談会の周知方法については、防災無線や村内10か所の公民館から各集落の組合長を経由し住民に伝達するルートが機能していることから、これらの広報手段を活用することも併せて提案された。

なお、本日は社会福祉協議会事務局長が災害対応のため急遽欠席となったが、上記の提案（試行的実施を含む）については前向きに検討を継続することが確認され、意見交換会は終了した。

オ 意見交換会終了後の参加者からの声と質疑応答

意見交換会終了後も、参加者からは個々の弁護士に対し、オンライン法律相談を含む司法アクセスのあり方について、以下のような具体的な意見が寄せられた。

(ア)オンライン法律相談に関する提案・懸念

・商工会の活用案

椎葉村商工会も宮崎市に所在する関係機関とのオンライン接続環境を有しており、法律相談の会場として活用可能ではないかとの意見があった。

・法律相談開催場所への懸念

役場での実施だと、参加を躊躇する住民もいる可能性があるとの指摘があった。

・広報手段の工夫

ポスターによる周知も効果的ではないかとの提案があった。

・予約方法の柔軟化

役場を通じた予約方法に加え、住民が直接予約できる仕組みも検討すべきとの意見が出された。

・相談時間への懸念

高齢者・障がい者との対面相談の経験から、「30分で話を聞き、法的アドバイスを行うのは難しい」との実感が共有された。

(イ)破産手続に関する質疑応答

・官報への掲載内容について

「破産手続において不動産を処分したことでも官報で公告されるのか」との質問に対し、不動産処分自体は官報に掲載されないが、売却に伴う移転登記が行われるため、登記簿を通じて第三者に知られる可能性がある旨回答した。

また、官報は基本的に紙媒体であるが、近年はインターネットでも閲覧可能となっていること、かつて官報に掲載された破産者情報を地図上に可視化する「破産者マップ」と呼ばれるウェブサイトが存在し、プライバシー侵害の観点から大きな社会問題となったが、現在は法改正により官報情報の検索機能は廃止され、破産者情報のインターネット上での抽出は困難となっている旨を説明した。

・弁護士費用についての質問

「破産手続を依頼する際の費用の一例を知りたい」との質問に対し、講義担当弁護

士事務所の標準的な費用を紹介し、併せて法テラスによる代理援助制度についても説明を行った。

(5) 弁護士の視点・椎葉村編のまとめ

・導線と課題について

弁護士会からは、「相談者が『法律相談に来ていることを知られたくない』という心理的ハードルを抱えている場合もあり、相談会場の選定や受付方法の工夫が必要である」との意見が出された。また、「これは法律相談なのか」と迷う段階でも、早期に法律相談につなげることの重要性が強調された。

・制度理解と費用感について：

椎葉村では、弁護士費用に対する誤解や不安が根強く、「短時間の相談でも高額請求されるのでは」というイメージが先行しているとの声があった。法テラスの分割払い制度についても、年金受給者の収入水準では利用が難しいケースがあることが共有された。

・オンライン法律相談について

椎葉村では、山間部特有の地理的制約により、対面での法律相談が困難な場面も多い。こうした背景から、オンラインによる法律相談への期待が寄せられている。加えて、村内全域に光ファイバーネットワーク（椎葉村「かて～りネット」²⁷⁾）が整備されていることも、遠隔支援の現実性を高める要因となっていると考えられる。

4 えびの市編

(1) えびの市の地域概要（令和7年時点）



青空の下、えびのの稻田と遠景の山々
もアクセス可能な「三県境の結節点」として機能している。

一方で、市域の南西部には霧島連山の裾野が広がり、えびの高原や白鳥温泉などの観光資源も豊富で、自然と都市機能が共存する地域性を持つ。

えびの市（宮崎県えびの市）は、熊本県・鹿児島県との県境に位置する県内唯一の「市境のまち」であり、九州山地の南端に広がる高原地帯にある。総面積は 282.93 平方キロメートルで、椎葉村に比べると約半分の広さながら、市街地と農村・山間部が共存する地域構造を持つ。

市の中心部は、JR吉都線や国道 268 号線・221 号線が交差する交通の要所であり、宮崎市・鹿児島市・熊本市のいずれにも

²⁷ かて～りネットの手続き | 地域振興課 | 椎葉村

参加者：当会会員 7 名

西田隆二、柏田芳徳、永友郁子、谷口渉、坂巻道生、畠原孝明、
松浦里美（敬称略）

えびの市 9 名

民生委員：1 名

児童委員：1 名

市・福祉課：4 名

市・市民環境課：1 名

社会福祉協議会：2 名

※市民環境課が弁護士の法律相談受付等を担当している。

(4) 相談内容と課題の共有

ア よく受ける相談類型等

・(福祉課)

生活保護の場合には借金の返済をしてはいけないことになっている。そのため、借金を抱えている人でも、支払いを放置することになる。この点について、対応の在り方が問われている。

精神的な問題を抱える市民との対応で「人権侵害」と言わされることもあり、ケースワーカー自身の人権についても考える必要がある。

・(市民環境課)

隣地からの樹木越境など、民法改正に関連する境界トラブルの相談が多い。

・(民生委員)

相続、債務整理、土地トラブルなどの相談。借金を抱えているであろう市民からは「お金を貸してほしい」と言われるケースもあり、役割の線引きが難しい場面もある。

・(社会福祉協議会)

境界トラブルや親族間の紛争など、地域に根差した相談が多く、民生委員との連携も重要だと考えている。

イ 弁護士相談への導線と課題



えびの市社会福祉協議会（外観）

・(社会福祉協議会)

法律相談の予約を入れる際、公平な助言の提供および守秘義務の確保が必要であるため、紛争相手を確認しているが、説明を尽くしてもなお、相手方氏名の申告を避ける相談者が一定数存在する（約1割程度）。その場合には、西諸県地区の他の相談会場を案内することもある。

また、「法律相談に来ていること自体を知られたくない」という希望者もあり、場合によっては相談会場に向かう際に正面玄関ではなく通用口を使用する等の配慮を行われている。

相談枠が埋まっている場合には、近隣地区の社協を紹介するなど、地域間連携で対応している。

1回30分の法律相談で疑念が全て解決するかという点について、疑問を抱く相談希望者も見受けられる。

ウ 当会が実施している法律相談等の浸透度

・(社会福祉協議会)

えびの市の無料法律相談は月1回、年間72件で実施されており、約55～56件が利用されている。

・(市役所)

困りごとがあれば弁護士相談を案内する体制は整備されているが、相談者本人が法律相談の利用をためらうケースも少なくない。

・(民生委員)

宮崎県弁護士会が実施している各種法律相談制度のひとつとして「多重債務当番弁護士制度」についての紹介がなされた。これに対し、参加者からは「テレビ等で広告されている法律サービス（広告型法律サービス）との違いについて質問が寄せられた。ここでいう広告型法律サービスとは、債務整理等を中心に扱う大量広告型の法律事務所を指しており、制度の趣旨や運用に対する理解の差が浮かび上がった。

エ オンライン法律相談の提案

・(社会福祉協議会)

西諸県地区で足並みをそろえて導入を検討したい、月1回の無料法律相談に重複しないような日程を希望する。

オ 参加者からの声と質疑応答

上記に関連して、参加者からは、以下のような具体的な意見が寄せられた。

・(民生委員)



えびの市での意見交換会の様子

相続・債務整理に関する具体的な事例の共有がなされた。公正証書遺言の効力など実務的な疑問が出された。

- ・(児童委員)

ミニ講義（破産手続 Q&A）で、破産したとしても婚姻費用や養育費の支払義務は免除されないということを聞き、ほっとした。今日得た知見をもとに、今後、自分が支援をしている方々に対して助言を行っていきたい。

(5) 弁護士の視点・えびの市編のまとめ

- ・導線と課題について

えびの市では、法律相談について、市役所や福祉機関が窓口となるケースが多い。そのため、弁護士会としては、行政・福祉との連携を強化することのほか、住民が「相談してもいい」と思える心理的ハードルを下げる工夫が求められている。

- ・制度理解と費用感

えびの市では月に1回の頻度で弁護士による無料法律相談を実施していることもあって、この無料法律相談については、比較的認知度が高いように思われた。しかしながら、その他の当会が実施している各種法律相談制度に対する認知度はほとんどなかつた。現に、当会の「多重債務当番弁護士制度」と、いわゆる広告型法律事務所による債務整理との違いが分かりづらいとの声も寄せられた。

5 意見交換会（椎葉村・えびの市）のまとめ

椎葉村・えびの市の各意見交換会を通じ、共通して以下の問題意識が浮かび上がった。

- ・アクセスの課題

地理的・制度的・心理的な導線が見えにくく、法的支援にたどり着くまでに時間や迷いが生じている。

- ・制度理解の壁

18年前（平成19年）と比較すると、法テラス等の認知度は向上しているものの、住民にとっては費用感や仕組みが分かりづらく、安心して利用しづらい状況が続いている。

- ・オンライン法律相談への期待と配慮

通信環境の整備や生活スタイルの変化により、オンライン法律相談への関心が高まる一方で、機器や操作への不安も一定程度見受けられた。

これらの共通点は、地域の違いを超えて、「相談すること」そのもののハードルが、地域の違いを越えて共通していることが明らかとなった。

その上で、今回の意見交換を通じて、オンライン法律相談の必要性と実現可能性が確認され、令和7年9月以降に試行実施することとなった。

第4 アフター企画～オンライン法律相談試行へ～

1 オンライン法律相談試行の背景と目的

意見交換会においては、椎葉村・えびの市の自治体職員および関係者とともに、地域における法的支援の実情と課題を共有した。

そのなかで、新上五島町（長崎県）におけるオンライン法律相談の実態報告（模擬法律相談の動画再生を含む）を行ったところ、参加者から、自分たちの地域でも実施したいという前向きな声が多数寄せられた。

こうした声を受け、当会が実施主体となり、令和7年9月より、椎葉村・えびの市の2自治体を対象に、オンライン法律相談の試行的実施を行うこととなった。

本試行は、地理的な制約を越えて、誰もが気軽に、そして早期に専門家とつながることができる仕組みの可能性を探るものであり、将来的な制度設計に向けた第一歩となる。

2 相談形式・実施にあたっての留意事項等

オンライン法律相談の実施に際して、相談形式および留意事項の概要を以下に示す。

(1) 相談形式

- ・1枠30分のオンライン法律相談（Zoomを使用）
- ・相談者は、各社協に設置された端末から接続し、弁護士は宮崎県弁護士会館²⁹に待機する
- ・相談者ごとにZoomアドレスを設定し、都度接続を行う（アドレス設定は弁護士会事務局が担当）
- ・接続機器およびインターネット環境は、各社協にて準備する
- ・接続状況や相談内容に応じて、最大45分まで延長可能³⁰
- ・資料提示には画面共有機能を用いず、相談内容は口頭で確認しながら進行する

(2) 相談内容

制限なし（どのような法律相談でも対応）

(3) 対象者

制限なし

本人の希望があれば、支援者の同席も可能

(4) 受付方法・受付先

- ・事前予約制（予約締切：開催前週の金曜日午前中）
例）9月10日(水)開催の場合 → 9月5日(金)午前中まで
- ・予約受付は各社協が担当
- ・予約確定後、前週金曜日午後までに弁護士会よりZoomアドレスを各社協宛にメー

²⁹ 宮崎県弁護士会の会館は、本庁（宮崎市）に1か所のみ設置されている。

³⁰ 相談時間は原則30分と案内しているが、Zoomの設定上は1枠45分で確保する運用としており、この点については社協職員にも情報共有されている。

ルで送信

- ・相談終了後、簡単なアンケート³¹を実施（詳細は【資料⑫：オンライン法律相談アンケート項目】参照）

内容に応じて、①相談担当弁護士、②社協職員による聴取を予定

(5) 相談担当弁護士

宮崎県弁護士会の会員が担当

(6) 実施にあたっての注意事項

以下の内容について、社協側に事前連絡を行った。

- ・通常の対面法律相談と同様、相談者のプライバシーが確保できる部屋、およびオンライン回線・相談者用パソコンを準備すること



オンライン法律相談会場（椎葉村社協）



オンライン法律相談会場（えびの市社協）

- ・法律に関する一般的なアドバイスを提供し、画面共有機能は使用しない

※個別案件によっては継続的な対応が必要となる場合がある

- ・守秘義務に配慮し、相談内容は第三者に共有されない
- ・通信トラブル等により、相談時間が短縮または延期される可能性がある
- ・予約の変更・キャンセルは、原則として開催前週の金曜日までに連絡すること

3 実施体制と役割分担

本試行においては、当会と椎葉村・えびの市の社会福祉協議会が連携し、以下の体制で運用を行った。

(1) 相談予約の流れ

- ・相談希望者は、椎葉村・えびの市の各社協担当者を通じて事前予約を行う。
- ・社協担当者は、相談者名・相手方名・相談概要・希望時間枠（第1希望・第2希望）を聴取のうえ、弁護士会事務局へ電話連絡（0985-22-2466）により予約申込を行う。

³¹ 自治体での直接対面の法律相談を受けた市民に対するアンケート項目に加えて、オンライン法律相談に特化した項目も聴取した。

- ・弁護士会事務局は、予約状況を確認しながら仮予約を行い、相談担当弁護士に対し利益相反の有無を確認する。必要に応じて、社協担当者へ折り返し連絡を行う。

- ・弁護士会では、相談希望者の連絡先情報は収集せず、緊急連絡は社協を通じて行う。

(2) 予約締切とZoomアドレスの送信

- ・相談予約の締切は、相談日の前週金曜日の正午とする。

- ・弁護士会事務局は、締切後の同日午後に、相談枠ごとにZoomアドレス（各45分枠）を設定し、社協宛にメール送信する。

- ・各社協の送信先メールアドレスは、事前に弁護士会へ提供いただく。

- ・同日午後、担当弁護士にも相談枠の情報を適宜の方法で連絡する。相談が入らなかった場合にも、担当弁護士へその旨を連絡する。

4 椎葉村・えびの市における広報

本試行にあたっては、地域住民が安心して相談にアクセスできるよう、広報手段にも工夫を凝らしている。

弁護士会が作成した広報チラシ（【資料⑬】オンライン法律相談会チラシ（令和7年9月実施分）参照）データを各社協に送付し、役場および社協窓口にて設置するほか、以下の方法により地域への周知を行った。

①椎葉村

行政から地域の組合長に発送される定期文書（毎月20日発送予定）に広報チラシを同封し各集落へ伝達するルートおよび村内放送³²を活用する。

②えびの市

毎月20日付の市全体の回覧文書に広報チラシを添付し、情報共有を図る。

これらの広報手段は、地域に根ざした伝達ルート（組合長や回覧文書、村内放送等）を活かしながら、「法律相談は特別なものではなく、身近な支援のひとつである」というメッセージを届けることを目的としている。

5 実施状況

(1) 実施の概要

³² 椎葉村では、IP電話回線を利用した「やまびこ通信」という専用の受信機がほぼ全世帯無料で設置されており、定時（朝・昼・晩）に、村内行事（役場・商工会・社協）や商業放送などの情報が放送されている。

本年9月8日、当会の主催により、椎葉村およびえびの市の住民を対象としたオンライン法律相談会（以下、「オンライン法律相談会」という。）が試行的に実施された。相談はZoomを用いて行われ、各社協に設置された端末から相談者が接続し、弁護士は宮崎県弁護士会館に待機する形式で実施された。

なお、今回のオンライン法律相談では、画面共有機能等を用いた資料提示は使用せず、相談内容の確認は口頭によるやりとりを中心に進められた。

接続および進行は概ね円滑であり、法律相談は全件、予定通り30分以内で終了した。

(2) 参加者の属性と相談内容

相談者数は合計4名（椎葉村：1名、えびの市：3名）であり、70代以上の男性2名、40代の女性1名、30代の女性1名であった。相談内容は、遺産問題、不動産関係などが中心であり、いずれも初期的な法的アドバイスを通じて、今後の対応方針を整理する場となった。

(3) アンケート結果の概要（簡易）

相談終了後実施したアンケートによれば、相談者全員が、相談環境について「とても快適」、オンライン形式について「とてもスムーズ」と回答し、対面と同程度の安心感を得られたとの声も寄せられた。また、相談者全員から、今後もオンライン法律相談を利用したいとの回答が得られている。

(4) 運用体制

相談枠はすべて事前予約制で運用され、社協職員による受付が行われた。

6 分析と今後の展望～オンライン法律相談に同居する“気軽さ”と“専門性”～

(1) 初回実施における相談件数と広報の効果

新上五島町の実績（月平均2.37件）を人口比で換算すると、椎葉村・えびの市では2.89件程度が相応と推計される。今回の試行では4件の相談が寄せられ、初回実施としては想定を上回る結果となった。

自治体の広報誌や村内放送といった、住民になじみのある方法での周知協力があったことが、参加者の確保に寄与したと考えられる。

(2) 高齢者の参加とオンライン形式への受容

実施前には高齢者によるオンライン法律相談の利用に対する懸念もあったが、実際に70代以上の相談者2名が参加し、右2名を含むいずれの相談者も「今後もオンライン法律相談を利用したい」と回答している。



オンライン法律相談の様子（当会会館から撮影）

新上五島町（高齢化率45.6%）での継続的な実施とも照らし合わせると、高齢者層においてもオンライン法律相談が一定の安心感をもって受け入れられる可能性が示唆された。

(3) 継続相談への接続と支部体制の課題

ア 継続相談への接続と対面相談の意義、支部配置の課題

債務整理など一部の相談類型では、日弁連の規程により、受任に先立ち弁護士による直接面談が原則として義務付けられており、オンラインのみでの受任は原則認められない。また、継続相談に進む場合、関係資料の確認や信頼関係の構築の観点から、対面での対応が望ましいとされることが多い。そのため、オンライン法律相談後の接続体制が課題となる。

現在の試行では主に本庁の弁護士が担当しているが、地理的な距離等の問題から、相談者が継続相談に進むことが困難なケースも想定される。そこで、今後は、各支部における継続相談の受け皿の確保や、支部における制度の理解と地域への情報発信（広報）が求められる。

この点、支部事務所でのオンライン法律相談の実施は、弁護士の待機時間の効率化や地域への制度浸透という観点から一定の意義がある。しかし、相談者の居住地によっては、継続相談への接続が現実的でないケースも想定される。例えば、都城支部の弁護士がオンライン法律相談を担当した場合、小林市在住者であれば継続相談も可能性があるが、日向市在住者にとって都城までの移動は困難である。

このような地理的な制約を踏まえると、支部単位でのオンライン法律相談の運用には、地域ごとのアクセス性や継続相談の導線を考慮した柔軟な設計が求められる。また、オンライン法律相談担当弁護士が相談者に対して「対面相談の必要性」を丁寧に伝えることは、継続相談への導線や対面対応の意義を、相談者が納得をもって理解し、安心して次の一步を踏み出すための支えとなると考えられる。

イ オンライン法律相談の制度的位置づけと報酬体系

現在は「試行」という体裁のもと、限られた会員³³が無報酬で相談業務を担当しているが、今後継続的に実施するためには、会内での制度化が不可欠である。

制度化にあたっては、オンライン法律相談が「法律相談かどうか判断してもらう」「気軽に相談できる」といった目的も含んでおり、必ずしも受任に直結するものではない点を踏まえる必要がある。

そのため、受任率等の傾向を検証しつつ、担当弁護士の報酬体系を含めた制度設計について、今後会内での丁寧な検討が求められる。

報酬体系の整備にあたっては、弁護士会からの報酬支給に加え、相談者が民事法律扶

³³ 本シンポジウムの意見交換班のメンバー有志が担当している。

助（法テラス）制度を活用する方法も検討に値する³⁴。その場合、当該相談希望者が同制度を利用できるか（要件を充たすか否か）を確認する必要があり、誰がどのタイミングでその確認を行うのかについても、併せて検討する必要がある。

ウ 資料共有の方法と社協の運用負担

今回の試行では、契約書等の資料を持参された相談者もいたが、相談者・弁護士側とともに画面共有権限を使用しない運用体制であったため、資料を十分に確認したうえでの法律相談は実施できなかった。

こうした状況を踏まえると、今後は資料の共有方法について検討が必要であり、当面は社協から相談担当弁護士宛に事前提供する方法が現実的と考えられる。この方法は相談の精度向上に寄与する可能性がある一方で、社協職員の運用負担が増加する懸念もあるため、制度設計にあたっては、自治体・社協側のマンパワー等を確認したうえで方針を決定する必要がある。

(4) 実施日程の調整と自治体側の運用負担

現在、本相談会は試行的な取組みとして実施されており、毎月の実施日については、弁護士会（筆者）が都度、参加自治体（椎葉村・えびの市）に対して複数の希望日を聴取したうえで、弁護士会館の設備利用状況やオンライン回線の空き状況、相談担当弁護士の確保状況等を踏まえて日程を決定することとしている³⁵。概ね、翌月の実施に向けて、前月上旬に自治体から希望日程を聴取し、中旬頃までに日程を確定のうえ、自治体に回答するという運用となっている。

本年9月上旬現在、翌10月の実施に向けて、椎葉村・えびの市それぞれに希望日程を確認しているところである。

弁護士会としては、両自治体において共通の3日間を設定することで、担当弁護士の待機体制や運用の効率化を図ることができるのではないかという期待があった。しかし、実際の調整過程では、えびの市からは「1日間で十分」、椎葉村からは「2日間で対応可能」との希望が示され、かつ両自治体の希望日はまったく重ならなかった。

この結果は、弁護士会としても予想外であり、地域ごとの事情や運用負担の感覚が大きく異なることを改めて認識する機会となった。

(5) 受付窓口の工夫と相談者の心理的ハードル

椎葉村・えびの市での意見交換会では、「法律相談を受けること自体を知られたくない」という声が複数寄せられた。これは、人口が比較的少ない地域において、自治体・社協職

³⁴ この場合、相談担当弁護士は、法テラスの「指定相談所」として登録されている場所で相談を受けることが前提となる。宮崎県弁護士会館は指定相談所として登録済み。

³⁵ なお、初回（令和7年9月実施）については、日程確保の都合上、弁護士会側で3日程を設定し、自治体に提示した。これにより、椎葉村では会場等の都合から、1日間のみの受け入れとなった。

員とも顔見知りであることから生じる、心理的な障壁の一つであると考えられる。

今回の試行では、オンライン法律相談の受付窓口を社協に設けることとしたが、この方法については、上記意見交換会で聴取した意見——すなわち自治体・社協職員に相談の事実を知られることの抵抗感——が背景にあり、潜在的な相談者の掘り起こしにはつながらないのではないかという懸念も示された。

一方で、社協は住民にとって身近な存在であり、弁護士会という「遠い」窓口よりも、社協を通すことで安心して相談できるのではないかという考え方から、今回の試行では社協受付という形を採用したものである。

実際、アンケートでは4名すべての相談者が「社協を通すことで相談しやすかった」と回答しており、一定の効果があったと考えられる。

ただし、この方法では、「相談の事実を役場職員等に知られたくない層」へのアプローチが難しい可能性が依然として残る。そのため、制度設計の選択肢として、将来的には、社協を介さずに相談受付・相談実施を行う方法——たとえば、相談者自身が弁護士会に予約を申し込み、自身のスマートフォンで法律相談を受けるような仕組み——についても検討が望まれる。なお、予約の確定や相談日程の管理等、相談受付の最終的な調整役は弁護士会が担っていることから、こうした運用も技術的には不可能ではないと考えられる。

第5 おわりに

平成18年に法テラスが業務開始したことを受け、翌平成19年に実施された椎葉村・えびの市と当会との意見交換会。その訪問をきっかけに、夜間電話相談が始まり、地域との対話が静かに動き出した。

あれから18年——時代の変化に導かれるように、今年は新上五島町を訪れ、自治体が実施するオンライン法律相談の現状を見つめた。

そして再び、椎葉村・えびの市を訪問し、意見交換会を実施するなかで、「オンライン法律相談をやってみよう」という声が生まれ、9月、試行実施に至った。

オンライン法律相談の結果は上々であったが、やはり、直接面談による対話が必要な場面は多く、地理的な距離や交通手段の制約（以下、「地理的な制約等」という。）については、弁護士個人の対応だけでは限界がある。

この点、椎葉村・えびの市との意見交換会では、地理的な制約等だけではなく、費用面の不安、制度の不透明さ、心理的な抵抗感が、相談者が継続相談に進むことをためらう主な要因として、明確に指摘された。これらは、地理的な制約等といった「解消できない不便」とは異なり、制度設計や運用の工夫、具体的には、広報をはじめとする法律相談への同線の確保、プライバシーへの配慮、そして丁寧な法律相談によってやわらげることができる「解消できる不安」である。オンライン法律相談が、こうした相談者の不安を取り除く仕組みの一助として機能することが、今後の展望として重要である。

第6 雜感

今回の報告書作成にあたっては、これまで面識のなかった方々を含め、数十人の皆さまにお声がけをいたしました。とつぜんの訪問、とつぜんの質問にもかかわらず、皆さまが親身に耳を傾けてくださり、ご自身の経験や思いを丁寧に語ってくださったことに、心より感謝申し上げます。

なお、椎葉村での意見交換会に向かう道中、「道の駅たかちほ」で神楽笛を購入しました。機会が巡れば、感謝の気持ちに代えて、お世話になった方のもとへ、笛の演奏にうかがいたいと思っております。

本年9月現在、今すぐ吹ける曲は、「ひえつき節³⁶」と「たなばたさま」です。

以上

³⁶ 宮崎県椎葉村に伝わる民謡で、棚田での稗（ひえ）刈りの情景や、山間の暮らしの風景を歌ったもの。

【資料①】寺井研一郎弁護士インタビュー

令和7年5月7日（水）、新上五島町におけるウェブ法律相談の着想から実現までを担った寺井研一郎先生に、Zoomにてお話をうかがいました。

—先生が法テラス五島でオンライン法律相談実施を発案した経緯について教えてください。

私は令和2年2月まで、法テラスのスタッフ弁護士として活動していました。

法テラス在任中の異動歴は、北九州 ⇒ 福岡 ⇒ 鹿角（秋田） ⇒ 五島（長崎）で、通算10年間にわたって勤務しました。

法テラス五島法律事務所は、五島列島のなかでも福江島に位置しており、私は平成29年7月に赴任しました。

福江島には、法テラス五島法律事務所のほかに「五島ひだまり法律事務所」があり、島内の弁護士は合わせて2名でした。

法テラス五島法律事務所では、平成21年から令和2年までの約11年間

「巡回法律相談」を行っていました。これは、スタッフ弁護士が、五島列島の島々や地域を巡回し法律相談を行うというものです。巡回の頻度は、例えば若松島内の場合には3～4か月に1回、中通島内の場合には数か月に1回など、場所によって異なりました。

今回は、私がオンライン法律相談実施の着想を得た経緯についてお尋ねのことですが、端的に申し上げると、巡回法律相談の効率が悪いと感じたことが発端です。

といいますのも、五島市（福江島）のフェリー乗り場から中通島の港（奈良尾）へは、ジェットフォイル（高速船）で約30分、フェリーだと便によって異なりますが、最長で1時間40分かかります。また、港から、中通島内の出張相談所実施会場まで移動するには、さらにバスで40～50分、遠くの会場ですと1時間以上かかります。若松島への移動の場合には、フェリーの移動だけで片道2時間です。この移動時間を大変もったいなく

感じていました。

巡回法律相談の場合、全ての枠（4枠）が埋まるようなことは少なく、せっかく出向いたのに1件しか相談がないということはままありました。1件の相談のために移動に数時間かけ、一日を潰すのはあまりに非効率的です。

また、巡回法律相談が地域のニーズに応えられていないとも感じていました。令和2年



五島で過ごした時間は、家族みんなにとってかけがえのないものです。



移動は大変でしたが、途中でみられる景色は素晴らしいものばかりでした。

当時、新上五島町の人口は約1万5000人。トラブルや困りごとを抱える町民も、一定数いらっしゃったはずです。にもかかわらず相談件数が少ないということは、相談の頻度や場所の制約のために、町民にとって使い勝手のいい制度になっていないのではないか、とも思っていました。例えば、若松島に住む高齢者が法律相談を希望しても、巡回法律相談は3～4か月に一度の実施。タイミングが合わなければ、喉元過ぎて熱さを忘れてしまうこともあります。とはいえ、別の会場まで足を運ぶには、一日数本しかないバスに1時間ほど乗る必要があります。高齢者にとっては、現実的ではありません。

新上五島町の住民は、大規模に広告を打っている法律事務所に電話で相談をしているのか、片道数千円の船賃をかけて長崎市や佐世保市まで出向いて法律相談を受けているのか、それとも、法律相談そのものを受けていないのか——。少なくとも、私がやっている巡回法律相談がニーズを拾えていないことは明らかでした。

そして、当時はちょうどコロナが日本に上陸して半年ほどたった時期で、Zoomの利用が広まり始めたころでした。前述の課題を感じていた私は、自然と、ウェブによる法律相談が課題解決につながると考えるようになりました。理想とする形は、役場の各支所や社会福祉協議会等に専用の部屋とPCを設置してもらい、日時を限定することなく、双方の都合が合えばいつでもオンライン法律相談ができるというものでした。欲を言えば、利用する方は高齢者や障がい者も多いので、役場や社協の職員がPC操作をサポートしてくれないか、とまで思っていました。

ですが、2つの問題点がありました。

一つは、日弁連の「債務整理事件処理の規律を定める規程」です。この規定中「自ら面談して」という文言に、オンライン法律相談が含まれるかどうかという問題がありました。同様に、法テラスの民事法律扶助制度上、ウェブでの法律相談が法律相談として扱われるのかという問題もありました。コロナ後の現在では悩む必要のない問題ですが、当時はなかなか大きな壁でした。

もう一つは、守秘義務・プライバシーの問題です。当時は、Zoomのセキュリティに関する不安が広く共有されており、情報の保護や守秘義務との両立に慎重な検討が必要でした。オンライン法律相談が一般的でない中で、法テラススタッフ弁護士という、目立ちやすい立場の弁護士が、セキュリティ上の懸念が払しょくできない目新しいサービスを使うのは、かなり慎重にならざるを得ませんでした。

そういった状況でしたので、現実的にはなかなか難しいだろうなと思っていたのが、本



フェリーに乗り遅れると、海上タクシーを利用します。利用料〇万円！

音です。それでも、町民の潜在的ニーズを掘り起こすためにということで、（同時に、私が後任の移動の負担を軽減するために）、法テラス長崎地方事務所に相談しました。このときの地方事務所の事務局長は、以前福岡で一緒に働いていた方で、当時アウトリーチの制度（福岡リーガルエイド、弁ナビ、等というものです。）を立ち上げるにあたり協働した方でした。彼も、オンライン法律相談をおもしろいと思ってくれたようで、モデル事業として試行的に実施できないかを検討することになりました。そのなかで、私は弁護士として役場側と接触して①ニーズがあるか、②誰のパソコンを使うのか、③誰がパソコンの設定をするのか、④職員は立会うのか等について検討していくことになりました。

もっとも、この検討を始めたのは、任期の最後あたりでしたので、実際にできた行動は、1、2か所に持ちかけた程度のもので、着想を残して後任に引き継ぎ、五島列島から、また、法テラスからも飛び立ったわけです。

その後、オンライン法律相談は実現に至ったのですが、私が持ちかけたときの役場側の受け止めは、積極的な反応ではなかったように記憶しています。したがって、実現に至った経過においては、後任の川口弁護士と、長崎地方事務所の事務局長の、多大なご尽力とご苦労があったものと受け止めています。

少し話が前後しますが、このウェブ法律相談実施にあたっては、五島のもう一人の弁護士である古坂良文先生にもお声がけし、一緒に法律相談を担当していただくようお願いしました。これには理由が二つありました。公的資金で運営されている法テラスが独占するのは望ましくないという理念的な理由と、より重要な理由は、可及的に利益相反を防ぐということです。司法過疎地では利益相反は頻繁に起きます（嘘のようなホントの話として、地域に二つある弁護士事務所の両方に相談することで、相手方が弁護士を利用する機会を奪ってしまうという狡賢い人もいます。）。複数の弁護士が対応することで、利益相反により弁護士アクセスを失うということを防ぎたかったのです。古坂弁護士は快く引き受けてくださいました。

オンライン法律相談に関する私の関与は、ここまでとなります。以降は、後任の先生方に引き継がれました。

一新上五島町（中通島・若松島）にお住まいの方からの相談で、実際に受任に至ることもあるのでしょうか。

巡回法律相談時代、普通に受任していました。新上五島町で受任した場合は、受任後に依頼者の方に事務所に来ていただくことはあまりなく、手紙や電話を中心に、面談が必要であれば私が出向くという方法で事件処理を進めました。なお、当時は上五島町に住む知的障害の方の保佐人を務めており、前述の巡回法律相談と併せて少なくとも月2回以上は新上五島を訪れていましたので、それに合わせて面着での打ち合せも済ませることができたのです。なお、否認の刑事事件（傷害致死）があった時期は、ほぼ毎日上五島に行っていました。新上五島町の留置施設（新上五島警察署）は有川というところにあり、福江

島からの船がつく奈良尾港から有川まではバスで1時間15分程度かかり、本数も一日数百本くらいしかありません（船会社がやっているシャトルバスを利用できると、もう少しスマーズに移動出来ます）。バスやフェリーの時刻表をにらみながら、やりくりして面談を実施する、という感じです。

ちなみに、赴任2年目に入った頃だったと思いますが、中通島での移動の困難さに耐えかね、原付バイクを購入して新上五島町内の移動に使うようにしました。これは大変効果的で、効率も上がりまし、行ける場所も広範になりました。バイクの物入れに折り畳み式の釣り竿とリール、ルアーを入れていたのは内緒です。

—五島列島のうち、新上五島町以外の地域でも、ウェブ法律相談は実施されているのでしょうか。

私の知る限りでは、ありません。

前提として、奈留島と久賀島は行政区画上、五島市に含まれます。この2島と、五島市の中心である福江島は、フェリーの便も比較的充実しており、住民も買い物などで頻繁に福江島に訪れていましたし、巡回法律相談もしていたので、オンライン法律相談の必要性はそこまで大きくないと考えます。ちなみに、若松島は、新上五島町に含まれます。

中通島より北に位置する小値賀島、宇久島については、合わせて約400人が居住しているとされています。小値賀島は独立の自治体（小値賀島町）で、社協主催の研修で訪れたことがあるだけです。宇久島は訪れたことはありません。行政区画上は佐世保市に位置しており、福江町から移動した場合片道3~4時間かかるので、経済圏としても佐世保に属しています。宇久島の住民の方が法律相談に接する場合は、直通のある佐世保市内の弁護士が対応しているのではないかと考えられます。

—オンライン法律相談について、住民の方から要望が寄せられたことはありましたか。

住民の方からの要望は、私の知る限りではありませんでした。

当時、オンライン法律相談はまだ一般的ではなく、制度としても十分に認知されていなかったため、私からの発案によるものでした。

—他の士業（司法書士・行政書士など）との連携や交流はありましたでしょうか。

司法書士の先生とは、何名かお付き合いがありました。多くの方は登記業務を中心に活動されており、一部の方は相続も取り扱っていましたが、裁判業務には関与されていなかったと記憶しています。行政書士の先生とは、特に交流はありませんでした。

—過疎地特有の課題として、複数の事務所への相談による相手方のアクセス制限などがあると伺いましたが、離島での法律相談において、特にご苦労された点はありましたか。

私は離島での法律相談ということ自体に苦労を感じたことはありません。強いて挙げる

とすれば、これまでにお話しした移動の困難さ程度です。

相談内容としては、民事では債務整理が圧倒的に多く、その他離婚、貸金請求等の一般民事、刑事事件、後見事件などで、（過疎地以外の場所と）そんなに違いはなかったのではないかと思います。

地域的な特徴がある事件としては、例えば漁業者の破産事件で、海中に沈められた生け簀や廃網をどうするかという問題がありました。廃棄すると相当な金額がかかり財団から支出することは困難でしたが、最終的に自治体に「害獣ネット」として引き取ってもらいました。

ちなみに、私の前赴任地である法テラス鹿角法律事務所（秋田県鹿角）では、事務所立ち上げと同時の赴任だったこともあり、弁護士や法律事務所を地域に広げていく広報の部分の大変さがありました。広報の一環で、市の広報誌に毎月顔と名前を出してコラムを掲載していたのですが、あるときコンビニでホットコーヒーを注文したとき、（名乗ってはいないのに）店員の方から「寺井さん。コーヒーできましたよー。」と呼ばれて、プライバシーも何もあったもんじゃない、と焦ったこともあります。ただ、だからと言って、呼び出しや嫌がらせ、怖い思いをしたことはありませんでした。過疎地だと「事件の相手方の店には行けない。」「万引き事件の示談先の店舗は利用できない。」などと考え、弁護士自身が行動範囲を狭めてしまうこともあるようですが、そうすると精神的にも疲弊してしまいますし、せっかくの過疎地を楽しめないのではないかと考えます。

話を五島に戻しますと、私が赴任した際には、前任者の工夫により地域との接点が築かれていたため、広報面での苦労はほとんどありませんでした。

一過疎地では、障がいのある方や精神的な課題を抱える方も一定数いらっしゃると思いますが、そうした方々への対応について、どのような工夫や連携を意識されていたのでしょうか。

自治体の福祉関係部署や社会福祉協議会、社会福祉法人や事業所のケアマネージャーなどと協働して対応することも多かったです。そういった経験の中で、自然と、私自身も高齢や障害に対して一定の知見を身に着けた面はあると思います。

一過疎地で法律相談を行う際の工夫や心がけについて、寺井先生からアドバイスをいただけますか。

過疎地域では高齢者や障がい者の割合が高く、地域課題の多くは行政や福祉に集約される傾向があります。そのため、効率的な支援を目指す場合は、行政や福祉部門との連携を突破口とすることが有効です。

また、小規模な地域でも商工会などの地元経営者団体が存在することが多いため、講演等を通じて接点を持つことも有効です。地域の金融機関も連携の糸口となり得ます。効率を重視しない場合は、自治会の集まりや民生委員の研修会など、あらゆる場面が接点とな

り得ます。

重要なのは、弁護士側から積極的に地域に飛び込んでいく姿勢です。都市部では弁護士が身近な存在ですが、過疎地では弁護士は「テレビの中の存在」であり、住民が声をかけるには大きな勇気が必要です。

宮崎県でも椎葉地区や西米良地区など、地理的にアクセスが困難な地域があると伺っています。人口が5,000人程度の地域では、包括支援センターや自治体の保健福祉課に、地域の家庭状況を網羅的に把握している「キーパーソン」が存在する可能性があります。そうした方との接点を持つことで、法的支援が本当に必要な方につながることができると考えます。

聞き手：永友郁子、谷口渉、畠原孝明、成合陶平、松浦里美（敬称略）

実施日：令和7年5月7日（Zoomにて実施）

文責：松浦里美

※本記事に掲載の写真およびキャプションは、寺井弁護士ご本人のご提供によるものです

【資料②】川口智博弁護士インタビュー

令和7年6月12日（水）、新上五島町におけるオンライン法律相談の運用と現場対応を担い、制度の実践と継続に尽力された川口智博先生に、Zoomにてお話をうかがいました。

—寺井先生から引継ぎを受けたときの状況を教えてください。

私が法テラス五島に赴任したのは令和2年11月、正式な着任は令和2年12月で、6代目のスタッフ弁護士になります。赴任当初の1か月間は前任の寺井先生から直接事件の引継ぎを受けるなかで、新上五島町のオンライン法律相談（以下、「オンライン法律相談」といいます。）についても同じく引継ぎを受けました。

寺井先生のお話によれば、令和4年11月の時点で、オンライン法律相談の実施はほぼ決定しており、あとは、新上五島町役場、五島市に事務所のある弁護士である古坂良文先生との調整を行う段階でした。

私の記憶によれば、オンライン法律相談実施にあたっては、当時の法テラス長崎の事務局長の方が司法ソーシャルワークに強い気持ちがあり、それが実施を後押ししてくれました。

役場との関係では、担当課である総務課と連絡を取り、文書のやり取りや直接の面談を行うことで、オンライン法律相談の導入によるメリットを理解していただきました。

当時の新上五島町の状況ですが、平成21年に法テラス五島が設立した後は巡回法律相談（法テラス五島のスタッフ弁護士が中通島（新上五島町）などの地域を巡回する方法で実施する直接対面の法律相談）を実施していましたが、過去に何らかの事情で巡回法律相談が途絶えたことがあったようです（その後寺井先生が赴任された際に巡回法律相談が再開された）。そのため、新上五島町側でも、オンライン法律で定期的に弁護士にアクセスすることができれば、という気持ちがあったのかもしれません。

実施に先立って、法テラス長崎が主催する地方協議会が開催された際に、五島市、新上五島町もお招きし、関係機関宛の説明も行いました。

古坂先生からは、オンライン法律相談の実施に当たって前向きなご意見をいただき、月に1回の実施にあたってどのような順番で担当するのか、法律相談の時間をどのようにするかという調整を行いました。1相談枠40分を取っていますが、法律相談の時間は30分、残りの10分は相談者の入替えの時間にあてています。

—実際の実施状況はいかがでしょうか。

実施状況については、新上五島町が作成した一覧表のとおりです。

予約数が5件、1件という回が何回かありましたが、私が担当したなかでは0件という日はありませんでした。

相談内容としては、通常の相談と同様、債務整理や離婚事件が多かったですが、他方で、結論からいうと法律相談ではないものの、「気になったので相談に来た」というような相

談も、一定数寄せられており、「気軽に話してみよう」という空気が少しづつ根づいていくように感じます。

「法律相談」について固いイメージを作らなかったことによって、多くの人が利用してくれるようになったのではと思います。また、実際に事件を依頼された方が良い結果を得られた際に、その体験を周囲に伝えてくださったことで、“口コミ”というかたちで相談の輪が広がっているようにも感じます。例えば、養育費の請求事件を受け、実際に養育費を回収できた後に、同様の養育費に関する相談を受けるというようなことが多々ありました。

オンライン相談では、相談終了とともに回線が切断されるため、直接感想を伺う機会は限られますが、役場の方を通じて「意外と話しやすかった」といった声が届くこともあり、画面越しでも“安心して話せる場”が生まれているのだと感じます。

—オンライン法律相談にあたっては、要件に該当する相談者の場合には扶助を利用できるとのことです、相談票はいつどのようなタイミングで記載されていたのでしょうか。

当時は、コロナ禍における特例措置により、相談者が法律事務所へ予約の電話を入れた際に、電話応対をした職員が内容を聴き取り、相談票を記載する流れとなっていました。

—（直接対面の方法で実施する）巡回法律相談とオンライン法律相談を併用することは検討されなかったのでしょうか。

巡回法律相談との併用については、制度としては検討していましたが、電話予約の際に直接面談を希望される方には、私ほうで個別に対応していました。

法テラス五島が所在する福江島から、新上五島町のある中通島までは、ジェットフォイルやシャトルバスを乗り継いで、概ね1時間30分以上を要します。交通機関の便の都合もありますので、平日に中通島に行くことは難しく、土日に行くという対応が多かったです。土日に対応する場合には、港近くの施設を予約し、そこで面談を行っていました。

—実際にオンライン法律相談をスタートした後に、運用等を変更したことはありますか。

運用自体に変更はありませんでした。ただ、役場での相談となると、知人に見られる可能性があるため、相談者が行きづらさを感じていないかという点は気にかかっていました。

また、オンライン相談の接続場所が新上五島町役場の1箇所に限られていたため、青方（あおかた）地区から離れた地域にお住まいの方にとっては、依然としてアクセスが難しい状況にあったのではないかと感じていました。

場合によっては、役場の支所と法律事務所をオンラインで繋ぐという方法も検討の余地があったかもしれません。私の在任中には、そこまで発展させることはできませんでした。

—オンライン法律相談にあたって、支援者の方が同席する場合もあったのでしょうか。

支援者の方が同席されたケースも、数は多くはありませんでしたが、いくつかありました。支援者の方から相談予約のお電話をいただくこと也有ったと記憶しています。

—高齢者のオンライン法律相談等で、支障を感じることはありましたか。

高齢者の方に関して、実際に支障が生じたケースは記憶にありませんが、新上五島町役場の相談場所が2階にあり、階段の昇り降りにご負担があるのではと感じたことはありました。

身体に不自由のある方からの相談は私の在任中にはなかったように記憶していますが、もしそのような相談が入った場合には、バリアフリーの施設を利用して、対面での面談を行う予定で準備していました。

—継続相談の場合はどのように実施していたのでしょうか。

継続相談については、私が新上五島町に行くことができる日に、直接面談のかたちで対応していました。

オンライン法律相談は、古坂先生と私の2名の弁護士が隔月で担当しているため、利害関係が絡む可能性のある事案については、翌月の相談に回すことなく、私が引き続き対応するようにしていました。

—事件を受任する場合には、どのように手続していたのでしょうか。

事件を受任するかどうかについては、オンライン法律相談の場で意思確認を行い、「依頼します」と言われば、それで十分と考えて対応していました。

その場合には、扶助審査に必要な書類を依頼者の方に準備していただき、法律事務所宛に送付してもらうかたちを取っていました。

受任後、たとえば陳述書の作成などが必要な場合には、月に1～3回ほど新上五島町に赴くタイミングで、直接対面の打合せを設定していました。日程は、交通の都合もあり、土日になることがほとんどです。

私自身の都合と依頼者の方の都合をすり合わせて進めるため、事件処理に要する時間は、福江島（五島市）にお住いの依頼者の場合と比べると、1.5倍から2倍ほどかかっていたのではないかと思います。ただ、この点について苦情をいただいたことはありませんでした。

—先生がオンライン法律相談に携われたうえで、今後改善等を検討するべき点はありましたか。

今後の改善点としては、先ほど述べたように、「役場に行くとなると、知っている人に見られるのでは」という心理的な行きづらさへの配慮が必要ではないかと感じていました。

また、役場のある青方（上五島地区）まで足を運ぶことが難しい住民の方のために、若

松地区、新魚目地区、有川地区、奈良尾地区などの支所でも、場合によってはオンライン法律相談を開催できたらと考えていましたが、私の在任中にはそこまでの実施には至りませんでした。

—オンライン法律相談の実施に関連して、お考えになられたこと等を教えてください。

地理的に弁護士へのアクセスが困難な地域において、オンライン法律相談は有用な手段のひとつになり得ると感じています。

令和5年8月から私が執務している北海道の江差と、管内にある奥尻町との間の移動は著しく不便で、原則として宿泊を伴わざるを得ない位置関係にあります。

そこで、五島での経験を踏まえ、江差一奥尻島間のオンライン法律相談を立ち上げました。

現時点では相談実績は0件ですが、その理由としては、役場へのアクセスに必要な公共交通機関の便が限られていることもあるかもしれません。

ただ、地域の特性から考えても、制度としての必要性は高いと感じていますし、奥尻島の住民が約2000名であることを踏まえると、制度開始から0件という状況も、必ずしも少ないとは言い切れないと思います。

今後も、制度としてはこのまま継続していく予定です。

聞き手：永友郁子、谷口渉、坂巻道生、成合陶平、松浦里美（敬称略）

実施日：令和7年6月12日（木）（Zoomにて実施）

文責：松浦里美

令和5年度 日本司法支援センター¹ スタッフ弁護士 全国経験交流会 報告書

日時 2023年9月29日(金)午前10時30分～午後3時25分
場所 弁護士会館2階講堂クレオ
主催 日本司法支援センター
日本弁護士連合会

スタッフ弁護士からの報告

① 町役場と法律事務所をつなぐ Web 形式の定期法律相談の実施

法テラス江差法律事務所 川口 智博
法テラス五島法律事務所 阿比留 真由美

(川口・江差) 皆さん、こんにちは。法テラス江差法律事務所の川口智博と申します。よろしくお願いします。

(阿比留・五島) 法テラス五島法律事務所の阿比留真由美と申します。よろしくお願いいたします。

(川口・江差) このパートの発表は、まず私のほうで 10 分から 15 分ほどお話しさせていただいて、その後、私の後任として着任した阿比留先生との対談形式でお送りさせていただこうと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、私のほうからお話しします。私は今、北海道の江差にあります。江差に着任したのは今年のお盆過ぎ、8月 18 日です。

江差について簡単にお話しさせていただきます。江差に着いてまずびっくりしたのは、皆さんとても歌が上手いということが特徴的だと思いました。なぜそう思ったかというと、「江差追分」というニシン漁を背景とした民謡があるのですが、その歌が 5・7・5・7・7 の短歌で、短い歌詞を約 3 分かけて歌うというものになっていて、その声量や、抑揚や、個性的な雰囲気などが、総合的に見て一つの芸術作品になっていると実感するほど、素晴らしい「江差追分」なんです。江差の方々と飲みに行ったりすると、カラオケで歌われる歌がとても上手くて、びっくりさせられました。

江差の近くに、奥尻島という島があります。人口数万人ほどの地域ですが、奥尻島の方々も「江差追分」などの江差文化はお持ちになっていて、歌もお上手な方がたくさんいました。

そういった江差で今私は生活していますが、本日の経験交流会では、前任地の五島でやつてきたことの一つの成果をお話しさせていただこうと思っています。「成果」と申し上げましたが、決して私が全て企画・立案・実現したのではなく、法テラス五島法律事務所ができて以来、着任されたスタッフ弁護士の先生方や、勤務された事務職員の方々の思いが、10 年以上かけてようやく結実して、一つの形になったというお話です。そのような視点でお聞きいただければ幸いです。

早速本題に入ります。「町役場と法律事務所をつなぐ Web 形式の定期法律相談の実施」です。

2 枚目のスライドの左側の地図が、五島列島のほぼ全域を示しています。厳密には、赤いマークが付いている島の下にもいろいろな島がまだ無数にあるのですが、今日お話しさせていただく Web 相談を実施している、いわゆる「下五島」という地域と「上五島」という地域は、この地図が全て網羅しています。

五島列島は、長崎港から西に約 100 キロ離れたところに位置します。南の方に赤いマー

クが付いているのが、福江島というところです。この福江島の左側の平地になっている部分に、福江港や、裁判所、法テラス五島法律事務所、また、元ひまわり基金法律事務所の先生が五島ひだまり法律事務所という法律事務所を開設されています。

福江島と四阪島と奈留島辺りが、いわゆる「五島市」と言われているところです。法テラス五島法律事務所には、五島市内からの相談者・依頼者の方は結構いらっしゃいました。

ただ、私が五島に着任した令和2年12月には、「上五島」、上五島というのはこの中通島や新上五島町と書いてある地域ですが、上五島にお住まいの相談者からの新件相談は、月に1件か2件、2件あれば多く、むしろ1件もない月のほうが多い多かったことを印象的に覚えてています。

では、なぜ上五島の方々からの相談がないのだろうかと考えると、列島なので、地理的な条件が悪いのかなと思いました。島間の移動は、船になります。船のダイヤは、2枚目のスライドの右側のとおりです。スライドの地図に青方港、若松港、土井ノ浦港の位置が記載されていますが、上五島は広いので、これだけ距離が離れていると、出航する港と帰る港は基本的に一致していかなければいけません。

ですので、青方港を出発して福江港に来て相談するのであれば、一番上の「太古フェリー」のスケジュールで来なければいけないし、帰らなければいけない。若松港付近から来られるのであれば、その下二つのフェリーのスケジュールで対応しなければいけない。一番下の奈良尾ですと、基本的に日帰りできない形になっていました。青方港から福江港であれば、来て相談して帰ることは意外とできそうですが、朝6時5分発はちょっと早いので、相談件数は少なかったのかなと思います。

上五島からの相談件数がどれだけ少ないので、他の自治体と比較してみました。3枚目のスライドの上の表です。2019年度の民事法律扶助の実績に基づいた数字を示しています。新上五島町は一番下の欄に、特に法律相談件数、代理援助件数を赤字で書いています。ただ、この表だと人口数が異なっていますので、分かりづらいところがあります。

そこで、比較しやすいように新上五島町の人口に揃えてみたものが、下の表です。そうすると、相談援助件数は、新上五島町は35件ですから、五島市と比べると半分以下、壱岐・対馬と比べると3分の1以下になっていました。代理援助件数・受任件数に関しても、五島市の3分の2程度、壱岐・対馬の2分の1～3分の1程度と、低調な件数になっていました。

ここで気づいたことがあります。法テラス五島法律事務所には上五島からの新件相談は月1件あるかないかというお話をしましたが、新上五島町の2019年度の民事法律扶助の実績では、相談件数が35件あるんです。これらははたしてどこに行っているのでしょうか。新上五島町の方々の法律相談がなぜ五島列島内でうまく回っていないのか、私は真剣に考え始めました。

そうすると、これはあくまでも私の考えですが、要因は三つあるのかなと思いました。

一つ目は地理的な要因で、交通の便が悪いことです。先ほど申し上げたとおり、フェリーの便には限りがあり、ダイヤに拘束されてしまう、なかなか日帰りができないということが

あって、福江島に来られる方が多くないのではないかと思いました。

むしろ、上五島には有川という港がありまして、有川港から佐世保や長崎に行き来するフェリーがあります。そのフェリーはそれぞれ3便ずつ出ていて、行って帰って来られるパターンが結構あるので、ひょっとしたら新上五島町の方は長崎・佐世保の弁護士に相談されているのかもしれないとも考えられました。

また、福江島に相談に来られた場合、弁護士は2名しかいませんが、佐世保や長崎に行くことができれば、多くの弁護士の中から相談する弁護士を選ぶことができるという、相談者にとってのメリットもあるのかなと思いました。

さらに、相談者の方がなかなか福江島に来られないということは、裏を返すと、福江の弁護士が上五島に行き来することも相当な時間的コスト・負担がかかってしまうともいえるかと思いました。つまり、相談をしてその後依頼につながっても対応できないのではないかという不安を、弁護士も持つことがあったのかもしれないと思いました。

二つ目は心理的なハードルとして、よく挙げられることですが、「こんな質問をして怒られないかな」と思われて行きづらくなってしまったり、「面倒くさいな」「大丈夫だろう」と思われたり、気候によっては海上が時化でフェリーで行ったものの帰って来られないということもあり得るので、「天気が悪いから行きたくないな」と思われ、相談に行かないということも考えられるのではないかと思いました。

三つ目に、私が五島に着任した令和2年12月は、新型コロナウイルスが流行った時期で、移動制限が厳しい時期でした。島内の医療機関が脆弱ということもあります、自治体からの移動自粛要請をしっかりと守っている方が多かったです。そのことからも、上五島の方が福江に来て相談することがあまりないのかなと思いました。

ですが、Web会議システムを導入して法律相談をすれば、今挙げた問題点をすべて解決できるのではないかとも思いました。

つまり、Webで法律相談をすれば、交通の便が悪くても福江の弁護士にアクセスしやすくなりますし、弁護士も上五島に行って法律相談をする必要性はなくなります。また、心理的なハードルも、対面ではないので「こんな質問をして怒られないかな」と思われる可能性も低くなりますし、「面倒くさい」「大丈夫だろう」「相談場所に行くのが不便」というのも、Web相談ができる特定の場所に行けばよいだけになりますので、とりあえず行ってみようかという気持ちになるかもしれないと思いました。

また、Web相談ではフェリーは使いませんから、海上時化の問題もなく家に帰ることができますし、新型コロナウイルスとの関係においても、移動制限の影響を受けることがないので、相談したいときに相談できる環境作りにつながり、相談に来てくれるのではないかと思いました。

そういう形で、Web形式の法律相談をしようという流れができていった頃に、私が五島に着任しました。私が着任したときには、既にWeb形式の法律相談をすることは決まっていたので、あとは、どういう形式でやるかということと、その実施を私が主に担当しまし

た。

実施要領は、6枚目のスライドに書いてあるとおりです。上から下に時系列になっているのですが、年間スケジュールを作成し、新上五島町役場内にWeb会議システムが利用できるパソコンを設置する部屋を確保し、実施日を決めた上で、上五島の広報誌に毎月1回Web相談の案内文を掲載していただくことになっています。

相談対応は毎月交代制でやっており、広報誌をご覧になった新上五島町の住民の方が、その月の担当の法律事務所に電話で相談予約をします。その相談予約の状況を、実施の前日・前々日頃に町役場の方に連絡し、ZoomのURLを送信して、当日の対応を町役場の方にお願いしています。

具体的には、午後1時から午後4時50分まで、一枠30分ずつ全6枠で行っています。枠と枠の間に10分間の休憩を入れ、相談者同士の顔合わせを避けるようにしています。

Web相談は令和3年6月11日から実施しており、相談件数は7枚目のスライドに記載のとおりです。相談内容については、スライドのとおり、よくあるご相談が多く、伺うべきご相談をお伺いすることができているのかなと思っています。

Web相談が始まって、新上五島町の方々からの相談件数が増えたかというと、先ほどの表では、2019年度は35件の法律相談がありましたが、2022年度の法律相談援助件数は36件だったようです。7枚目のスライドの「令和4年度実施分」では相談件数が合計19件ありますが、これはあくまでも法テラス五島法律事務所で受けた相談の件数です。もう1事務所と併せればもう少しあるかと思いましたが、36件でしたので、相談件数自体はまだあまり変わっていません。

ですが、このWeb相談は、先ほど申し上げたとおり、これまで上五島にお住まいの方々が長崎や佐世保まで相談に行っていったのが、五島列島内で相談して不安を解消することができる仕組み作りになったのではないかと考えております。

このWeb相談については、1年に1回程度、役場の方と意見交換会をしているのですが、上五島にお住まいの方々から評判がよいと伺っています。

そういう評判を聞いて、自分もWebで相談をしたいという上五島の方々もいらっしゃいますが、そうではなく、福江や五島の事務所まで行って相談したいという方も増えてきました。そのような御希望の方には、できる限りフェリーのダイヤに応じ、相談時間を早めてその日のうちに帰りいただけるような配慮をして、対応しています。

ただ、改善すべき点はまだまだあると思っています。田舎のほうでは、知り合いに会いたくないから相談のために役場に行きたくない人もいるという話も聞いたことがありますし、また、五島列島には他にも有人島がありますので、それらの地域もしっかりフォローしなければいけないと思っています。

五島におけるWeb形式の法律相談の概要と経緯について、お話しさせていただきました。私からの発表は以上です。ありがとうございます。

(阿比留・五島) ここからは、現在五島に赴任しております阿比留のほうから、現状につ

いてお話しさせていただきたいと思います。

私が五島に赴任しましたのは今年の8月です。私自身、もともと長崎県の壱岐の離島の出身でして、島の暮らしには慣れていると思っていたのですが、五島に赴任した後、島の生活がこんなに不便だったのかと思い知らされることが多々ありました。弁護士業務をする中では、島内に年金事務所がないことや、法務局に一部の業務の取扱いがないといったこともあり、驚きました。

五島での現在のWeb相談の実施状況ですが、私が赴任した8月に2件の相談をお受けしました。相談希望者の方から、まずは事務所に予約をいただき、民事法律扶助の資力要件に該当する方であれば無料法律相談、それ以外の方は有料の法律相談となりますので、事前に料金をお振込みいただいて、法律相談を実施するということにさせていただいております。

そして、新上五島町の役場の方々に、メールで予約状況をお伝えし、接続テストをします。相談時間になりますと、役場の職員の方が相談者の方を相談室にお連れしてカメラの前にご案内し、部屋を退出されます。法律相談が終わった後は、相談者の方が部屋を退出し、職員の方に終了を告げます。このような形で、スムーズに法律相談を行うことができております。

では、このように遠隔地でのWeb相談を実施するに当たっては、役場等の関係機関の方々との連携が不可欠になってきますが、ここで、新上五島町でのWeb相談を実施するまでの経緯について、川口先生に質問させていただきます。

まず、このWeb相談を実施することは、最初はどなたが企画されたのでしょうか。

(川口・江差) 恐らく、私の前任でもう法テラスを退職された、寺井研一郎先生が企画立案されたと思います。

(阿比留・五島) 前任の寺井先生が、新上五島町の方と話合いを続けていらっしゃったということですね。実施に至るまでに、問題点や苦労したことはありますか。

(川口・江差) 実施に向けての苦労というのは、全くありませんでした。新上五島町の方が、弁護士とつながりたい、相談の窓口を設けたいという気持ちが強かったので、Web相談の実施に関しては、是非やりましょうと前向きで、協力的にご対応いただき、非常に助かりました。

(阿比留・五島) 町役場の方々が前向きでいらっしゃったことも実施できた理由だったということですね。

では、Web相談の実施継続に際し、新上五島町の方と連携するに当たって、気を付けていたことはありますか。

(川口・江差) 町役場の方から、役場に行きづらい方もいらっしゃることなど改善点をご提案いただいたので、新上五島町の社会福祉協議会などとも連携し、Web相談の在り方を改善していくように努めました。

(阿比留・五島) 確かに、田舎に住んでいらっしゃる方々は、人間関係がとても密接で、車が止まっていただけで、あの人があそこにいるということが分かってしまうので、その分、

気にしてしまわれるのですよね。この点に関しては、電話相談を積極的に活用する方法も有効なのでないかと思います。

他に、これは電話相談・Web 相談一般に関して私が感じた問題点ですが、相談者に届いた文書を見ながら相談するのはなかなか大変です。ですので、役場の方のご協力を得て、当日に持参された資料を FAX やメールで送っていただくような工夫も必要ではないかと思いました。これからも、役場の方々と意見交換をして、より工夫して改善していく必要があると感じております。今後も五島では、Web 相談を継続してまいります。

報告は以上です。ありがとうございました。



構成

- 1 潜在的相談者の数が多いはず!
- 2 現状の制度では限界がある!
- 3 改善策案
- 4 まとめ（前向きなご検討のお願い）

1 潜在的相談者の数が多いはず!

市町名	人口	65歳以上	法律相談援助件数	代理援助件数	弁護士数
対馬市	29337人	10675人	189件	48件	2人
壱岐市	25506人	9615人	162件	24件	2人
五島市	34960人	13710人	142件	26件	2人
新上五島町	18008人	7417人	35件	10件	0人

(2019年度・民事法律扶助実績)

1 潜在的相談者の数が多いはず!

新上五島町

人口：18,008人

法律相談件数：35件

代理援助件数：10件

対馬市

人口：18,008人

に直して計算し直すと……

法律相談件数：

115件!!

代理援助件数：

29件!!

1 潜在的相談者の数が多いはず!

新上五島町

人口：18,008人

法律相談件数：35件

代理援助件数：10件

壱岐市

人口：18,008人

に直して計算し直すと……

法律相談件数：

115件!!

代理援助件数：

17件!!

1 潜在的相談者の数が多いはず!

新上五島町

人口：18,008人

法律相談件数：35件



五島市

人口：18,008人

に直して計算し直すと……

法律相談件数：

74件!!

代理援助件数：10件



代理援助件数：

14件!!

潜在的相談者が
多いはず!!



法律相談につなげたい!!



2 現状の制度では 限界がある!

■現状の制度

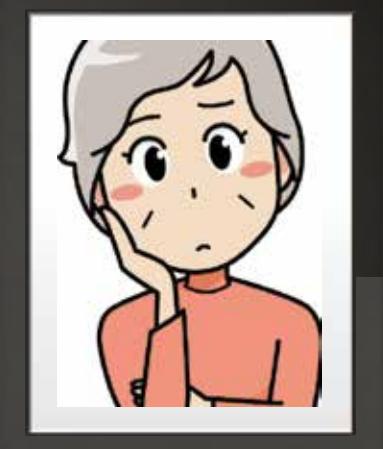
法テラス五島法律事務所へ
電話で法律相談を予約



2 現状の制度では 限界がある!

■問題点

- ×相談者が電話を掛けない。
(人的問題)
- ×相談実施が月1回
(地理的問題)



3 改善策案

×相談者が電話を掛けない問題
(人的問題)

- 電話を促す！

★ご協力ポイント①

- 代わりに電話する！

★ご協力ポイント②



3 改善策案

×相談実施が月1回問題
(地理的問題)

- ウェブ会議システム！

★ご協力ポイント③



3 改善策案

■検討事項

- ▶ 相談ブース、ウェブ端末等のインフラ確保（③）
- ▶ 社協、包括、福祉事務所等への橋渡し（③）
- ▶ 相談予約事務へのご協力（②）
- ▶ 実施までのスケジュール（②③）

4 まとめ（前向きなご検討のお願い）



Web法律相談イメージ化

令和3年2月19日
法テラス五島法律事務所
弁護士 川 口 智 博

Web法律相談の予約から実施までの流れ

- 1 広報
- 2 相談予約の申込み
- 3 予約の手続
- 4 法律相談の実施前
- 5 法律相談の実施

1 広 報

- 新上五島町の広報誌に定期相談会のご案内を掲載
(掲載事項)
 - ①実施日 (年間スケジュール希望), ②実施時間帯, ③実施場所
 - ④担当弁護士名・法律事務所名・電話番号
 - ⑤予約方法
 - ⑥削除 (相談料の説明は法律事務所が担当する。)
 - ⑦削除 (相談料の支払方法・時期は法律事務所が担当する。)
- ※ 振込先は、法律事務所で個別にご案内します。
- ⑧相談方式 (対面・Web), ⑨お問い合わせ先 (町役場) など

2 相談予約の申込み

(1) 法律事務所への電話

法律事務所に直接電話



※法テラス五島LOに新上五島町の住民から法律相談の予約が入った場合

(2) 町役場 (お問い合わせ) 経由

① 定期相談会の概要説明

※ 特に相談料の要否に関連して,
法テラスの制度をご理解いただきた
いと考えています。

② 相談希望であれば, **氏名・電
話番号を聴取の上**, 次回の定期
相談を担当する弁護士が所属する
法律事務所にご連絡ください。

ご利用の条件

無料法律相談を受けることができる方は、(1) (3) の条件を満たす方です。
弁護士・司法書士費用等の立替制度を利用できる方は、(1) (2) (3) すべての条件を満たす方です。現在、新型コロナウイルス感染拡大により、給与等の収入が昨年よりも大幅に減少した方については、審査において、申込みに近い時期の収入を考慮して資力を判断しておりますので、ご利用をご検討の方はご相談ください。
いずれも我が国に住所を有しなかったり、適法な在留資格のない外国人や、法人・組合等の団体は対象者に含まれません。

(1) 収入等が一定額以下であること

以下の資力基準をご覧ください。

(2) 勝訴の見込みがないとは言えないこと

和解、調停、示談等により紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みのあるものは、

(2) に含みます。

(3) 民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

資力基準

法テラスは、【収入基準】と【資産基準】を満たしている方がご利用できます。

収入要件とは

○ 申込者及び配偶者（以下、「申込者等」）の手取り月収額（賞与を含む）が下表の基準を満たしていることが要件となります。

○ 離婚事件などで配偶者が相手方のときは収入を合算しません。

人数	手取月収額の基準 <small>注1</small>	家賃又は住宅ローンを負担している場合に 加算できる限度額 <small>注2</small>
1人	18万2,000円以下 (20万200円以下)	4万1,000円以下 (5万3,000円以下)
2人	25万1,000円以下 (27万6,100円以下)	5万3,000円以下 (6万8,000円以下)
3人	27万2,000円以下 (29万9,200円以下)	6万6,000円以下 (8万5,000円以下)
4人	29万9,000円以下 (32万8,900円以下)	7万1,000円以下 (9万2,000円以下)

注1：東京、大阪など生活保護一級地の場合、() 内の基準を適用します。以下、同居家族が1名増加する毎に基準額に30,000円（33,000円）を加算します。

注2：申込者等が、家賃又は住宅ローンを負担している場合、基準額の額を限度に、負担額を基準に加算できます。居住地が東京都特別区の場合、() 内の基準を適用します。

資産要件とは

- 申込者及び配偶者（以下、「申込者等」）が、不動産（自宅や係争物件を除く）、有価証券などの資産を有する場合は、その時価と現金、預貯金との合計額が下表の基準を満たしていることが要件となります。（※無料法律相談の場合は、申込者等の有する「現金、預貯金の合計額」のみで判断します。）
- 離婚事件などで配偶者が相手方のときは資産を合算しません。

人数	資産合計額の基準 <small>注1</small>
1人	180万円以下
2人	250万円以下
3人	270万円以下
4人以上	300万円以下

注1：将来負担すべき医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。（無料法律相談の場合は、3ヵ月以内に出費予定があることが条件です。）

3 予約の手続

電話

- 広報誌又は町役場を通じて、相談希望者又は町役場から、法律事務所に電話していただきます。

利害関係
チェック

- @法律事務所／相談希望者の氏名、住所、電話番号、相手方がいる事件の場合には相手方の氏名を聴取し、利害関係の有無を確認する。

予約完了

- @法律事務所／利害関係がなければ、①相談料の要否を確認し、②事案の概要を聴取し、③相談枠に当てはめて、予約完了

4 法律相談の実施前（相談票の作成）

5 法律相談の実施



※ 相談料の授受に新上五島町役場は関与しない。

5 法律相談の実施

■ Web形式の場合

法律相談援助を利用する場合には、援助申込書の作成が必要になります。

そこで、町役場へのご協力のお願いですが、

- ①援助申込書の備え置き
- ②相談前に援助申込書の申込者欄に氏名を自署していただいてください。
- ③法律相談終了後に、法律事務所宛に着払いで申込書を郵送してください。

【資料⑥】古坂良文弁護士インタビュー

令和7年5月16日（金）、五島市にて長年地域の法律相談に携わり、新上五島町におけるオンライン法律相談の運用にも協力されてきた古坂良文先生に、五島ひだまり法律事務所にお話をうかがいました。

—法律事務所設立の経緯を教えてください。

平成16年4月1日に、当時の五島ひだまり法律事務所の所長として着任しました。もともと「島」が好きで、島への赴任を強く希望していたこともあり、五島での勤務は希望にかなったものでした。

その後、任期を延長していましたが、平成29年10月に「五島ひだまり法律事務所」として定着、開業しました。

—現在、相談の傾向に変化はありますか。

着任当初と比べると、事件の類型はかなり変化してきたと感じています。

着任当初は債務整理の相談が非常に多く、刑事事件も常にありましたが、債務整理や刑事事件はその後大きく減少し、全体の事件数も減ってきました。

現在は家事事件が中心で、後見や相続に関する相談が多くなっています。

—オンライン法律相談の印象について教えてください。

相談者の方にとっては、法律事務所まで足を運ばなくてよいという点が大きなメリットだと思います。

また、以前に行われていた出張での面談相談は、島と島の間の移動に時間がかかるなど、弁護士の負担も大きかったようです。

そうした点からも、オンライン相談の導入には意義があると感じています。

—オンライン法律相談後の継続相談や事件受任後の対応はどのようにされていますか。

受任時には、必ず面談を行うようにしています。

継続相談や受任後の打合せにはウェブを利用することはなく、郵送や電話でのやり取りが中心です。

市民の方が必ずしもウェブ設備を持っているわけではないため、面談以外の場面では、紙や電話のほうが確実だと感じています。

—新上五島町（中通島・若松島）以外でもオンライン相談は実施されていますか。

他の地域での実施については、私は聞いていません。

—オンライン相談の良い点や改善点について教えてください。

相談者が気軽に相談できる点は、非常に良い点だと思います。

接続の不具合もほとんどなく、音声も問題ありません。

私の事務所では無料の Zoom を使用しています。オンライン相談では持参した資料をその場で見ることが難しいので、相談予約の際にはできる限り詳細に内容を確認し、資料がある場合には事前にファックス、メール、郵送（郵送の場合は原本ではなくコピー）で送っていただくようにしています。

事前に送ってもらっていない資料を相談時に確認したい場合は、カメラに資料を近づけてもらい、画面に映していただくこともあります。

相談システム自体には、大きな改善点は感じていません。

耳が遠い方など、対応が難しいケースもありますが、それはオンラインに限ったことではないと思います。

—オンライン相談の実現にあたって、役場との連携はどのようにされていましたか。

役場の方の負担をいかに軽くするかが重要だと考えています。

新上五島町にやっていたり作業は、事前の広報への掲載、相談の時間に相談者のみがいる部屋とパソコンを用意してもらうこと、相談開始時に zoom の接続をすること、これだけで、スムーズな運用が実現しています。

予約の電話は法律事務所に直接入り、相談内容の確認も法律事務所で行います。法律事務所から役場に知らせる内容は、相談者の名字、開始時刻、zoom リンクだけですので、相談者は役場に相談の内容を知られることはできません。

聞き手：永友郁子、坂巻道生、成合陶平（敬称略）

実施日：令和 7 年 5 月 16 日（金）（五島ひだまり法律事務所にて実施）

文責：松浦里美

【資料⑦】阿比留真由美弁護士インタビュー

令和7年5月16日（金）、法テラス五島法律事務所にて現在のオンライン法律相談を隔月で担当されている阿比留真由美先生に、お話をうかがいました。

—法テラス五島法律事務所の設立と先生の着任について教えてください。

法テラス五島法律事務所は、平成21年1月から業務を開始しています。

私は7代目のスタッフ弁護士として、令和5年8月に着任しました。前任地は法テラス函館法律事務所です。

—現在、多く見られる相談の傾向について教えてください。

債務整理の相談が多くなっています。

その他には、相続、離婚、賃貸借、親族間のトラブルなど、一般的な相談が中心です。

事務所での対面相談とオンライン法律相談で、相談類型に大きな違いは感じていません。

—オンライン法律相談の印象について教えてください。

弁護士側からすると、現地への移動時間が不要である点は非常に助かります。

また、相談者の様子を画面越しに見ることができるために、反応や性格、身体的な状況などが把握しやすく、親族や福祉関係者の方が同席されることで、フォローもしやすくなります。

相談者の方にとっても、福江まで足を運ばずに済むため、「ちょっと話を聞いてみたい」といった気軽な相談がしやすくなっていると思います。

—相談料の取り扱いについて教えてください。

法テラスの援助制度を利用しない場合には、相談日前日までに5,500円を送金していただく形で対応しています。

これまで送金漏れがあったことはありません。

—継続相談や事件受任後の対応について教えてください。

受任に至るケースは多くはありませんが、受任時には面談を行うようにしています。

私が現地に赴く場合もあれば、依頼者の方に事務所まで来ていただくこともあります。

債務整理以外の案件では、電話や支援者の方を通じて受任手続を進めることもあります。

受任後の打合せにウェブを利用することはありません。

—新上五島町以外でもオンライン相談は実施されていますか。

現在のところ、他の地域ではオンライン相談は実施していません。

例えば奈留島にお住まいの方などは、（法律事務所のある）福江島の病院に通院されている方もいるので、法律事務所に直接来られることにそれほど負担を感じていないように思います。

—オンライン法律相談の良い点や改善すべき点について教えてください。

相談に必要な資料は、相談者から相談前にファックス又は郵送で送っていただくようになっています。

相談当日に持参された資料の確認が必要な場合には、相談者にウェブカメラに向かって提示していただいて確認することもあります。

今後、よりスムーズな資料共有のために、役場の方にファックスやメールで送っていただくなどの協力をお願いしてもよいかかもしれません。

聞き手：永友郁子、坂巻道生、成合陶平（敬称略）

実施日：令和7年5月16日（金）（法テラス五島法律事務所にて実施）

文責：松浦里美

【資料⑧】新上五島町職員・松田有希子氏インタビュー

令和7年5月16日（金）、新上五島町役場にて、現在オンライン法律相談の運用に携わっておられる総務課の松田有希子さんに、制度開始までの経緯や現場での工夫についてお話をうかがいました。

—弁護士側からオンライン法律相談の提案を受けて、実施に至るまでの経緯を教えてください。

以前は、対面での法律相談を実施していました。

令和3年3月1日、ちょうど新型コロナウイルスの流行期に、川口智博弁護士（以下、「川口弁護士」といいます。）からオンライン法律相談のご提案をいただいたのがきっかけです。

対面相談は、平成21年に法テラス五島が開設されたことを機に、毎月2回の頻度で町内5地区（若松、上五島、新魚目、有川、奈良尾）を巡回するかたちでスタートしました。上五島地区の相談は、役場庁舎ではなく、公民館と多目的施設が併設された石油備蓄記念会館で開催していました。

提案を受けた当初は、対面相談の継続が理想でしたし、高齢者の多い地域でもあるため、オンライン相談が住民に馴染むかどうかという懸念もありました。

しかし、感染症対策や移動制限の状況を踏まえ、総務課だけでなく福祉課、社会福祉協議会、包括支援センターとも協議を重ねた結果、町としてオンライン相談の実施に同意することになりました。

令和2年度当時、役場内の会議や打合せもオンライン化が進んでいたため、法律相談をオンラインで行うことについては、役場内で大きな議論になることはありませんでした。

—これまでに自治体として直接対面の法律相談を実施していましたか。

記録を確認したところ、直接対面の法律相談としては、平成21年に法テラス五島法律事務所が開設されたのを機に、法テラス五島法律事務所側から申し入れを受けるかたちでスタートしたのが初めてのようです。

それ以前には、国などが実施するイベントのために弁護士の方が来島される際に、相談場所を提供したり、広報に協力するかたちで対応していました。

広報については、全世帯に配布している「広報誌」のほか、単発開催の場合には地区的回覧板を活用しています。

新聞広告については、掲載費用がかかることや購読率が減少傾向にあることから、実施していません。

そのほかにも、一度、大阪の八青会（はっせいかい）という団体から、離島での相談の一環として新上五島町でも法律相談を実施したいとの申し入れを受け、同様に相談場所の提供や広報への協力を行ったことがあります。

2 オンライン法律相談実施以降のできごとについて

—現在のオンライン法律相談の実施状況について、教えてください。

現在、オンライン法律相談は庁舎2階の「ミーティングルーム」で実施しています。

モニターと集音マイクは、役場内の会議でも使用している備品です。

実施日は、奇数月は第二水曜日、偶数月は第三金曜日を基本としていますが、弁護士の予定や会議との重複により、日程を調整することもあります。広報誌で毎月案内しています。

予約方法は、開始当初から「相談希望者が法テラスに直接電話をかけて予約する」方式で、現在も変わっていません。

開始前には、法律事務所側から「法テラスの相談受付票の記載を役場で行ってほしい」との要請がありましたが、そこまでは対応できないとお断りした経緯があります。その代わりに、相談希望者が予約の電話をかける際に、支援者となる福祉専門職の方が同席したり、事前に伝えるべき要件を整理するなどのサポートを行っています。

また、法テラスの援助制度が利用できず、有料相談となる場合に「役場で費用を徴収してもらえないか」との打診を受けたこともあります。

これについては総務課だけでなく会計課とも協議しましたが、現金の取り扱いは役場として難しいため、現在は相談者が法律事務所に振込送金する方法で対応していると聞いています。

—実施開始した令和3年6月から、令和7年3月までの受付件数を教えてください。

件数は、ご提出した一覧表のとおり、平均受付件数は以下のとおりとなります。

- ・令和3年度：2. 30件（※6月以降の実施分）
- ・令和4年度：2. 75件
- ・令和5年度：2. 17件
- ・令和6年度：2. 25件

これまでの平均では、2. 37件です。ちなみに、令和7年4月の受付件数は4件でした。

これまで広報では、午後1時から午後4時50分までの間に、40分枠×6枠としてご案内していました。この40分単位は、Zoomの無料アカウントの時間制限に合わせたものです。

ただし、実際の運用では、相談者が鉢合わせしないように、また接続手続きの時間を確保するための配慮として、法律事務所側で枠の間隔を調整されることもありました。

たとえば、1枠目（午後1時～1時40分）に相談者が入った場合、次の相談者は3枠目（午後2時20分～3時）に入れるなどの工夫がされていたそうです。

こうした運用の工夫を踏まえ、令和7年5月からは、広報の段階で60分枠×4枠（午後1時～午後5時）としてご案内することになりました。

—実際にウェブ法律相談を開始した後に判明した問題点はありましたか。

広報誌には「WEB相談」と記載しているのですが、実際に相談室へご案内した際に「先生いないんだね……」と驚かれた方もいらっしゃいました。

反面、「画面の方が緊張しない」といったご意見をいただいたこともあります。

ウェブ法律相談は、今年の6月で4年目を迎えますが、これまでに利用者の方から苦情をいただいたことはありません。

—町広報誌での案内があるとお聞きしていますが、それ以外の方法で、オンライン法律相談にご案内しているのでしょうか。

福祉の専門職（福祉課、社会福祉協議会、包括支援センター、福祉事務所など）が、それぞれの判断やケア会議での協議を経て、福祉の分野だけでは解決が難しいと感じた場合に、ウェブ法律相談の利用を提案しています。

主には、お金に関する問題や消費者被害に関する相談をつなげることが多いように思われます。

そのほかにも、病院の地域連携室や消費生活相談員から、ウェブ法律相談につながるケースもあります。

新上五島町役場には、合計で400名弱の職員が在籍していますが、どの担当課の職員であっても、町内で定期的に法律相談が開催されていることを認識しています。

そのため、窓口で弁護士に相談した方がよいと感じる来庁者がいた場合には、総務課に開催日を問い合わせるなどして、オンライン法律相談を紹介しています。

これは、平成21年から定期的に法律相談を実施してきたことが、住民の中に自然に根づいているからこそ可能になっているのだと思います。

3 新上五島町における法律相談の今後について

—広報や運用面も含め、今後の改善点があれば教えてください。

先ほど申し上げたとおり、従前の「巡回法律相談」では、新上五島町内の5つの地区を弁護士の方に回っていました。

現在は役場庁舎でのオンライン法律相談が中心ですが、5つの地区にもそれぞれオンライン会議が可能な環境があります。

そのため、例えば月に1回は新上五島町役場、もう1回はそれ以外の地区と接続してウェブ会議相談を実施する方法もあるのではないかと感じています。特に若松地区は、役場まで車で片道1時間ほどかかるため、アクセスが良いとは言いづらい状況です。

月に2回の頻度で実施するとなると、弁護士側のご負担もあるかと思いますが、地域の実情に合わせた運用の工夫ができればと考えています。

—オンライン法律相談と併行して、直接対面の法律相談の実施を検討していますか。

令和3年6月にオンライン法律相談をスタートした際には、「どうしても直接対面の法律相談を希望される方がいれば、それまで実施していた巡回相談と同様に、弁護士が新上五島町に赴き、直接対面の法律相談を実施する」との方針が示されていました。

実際に、令和3年度には6回、令和4年度には9回、弁護士の方に直接対面の法律相談にお越しいただいています。その際には、弁護士側からの指示に従い、都度、法律相談のための部屋の確保を行っていました。

令和5年度以降は、直接対面の法律相談の実施がなくなっています。

これは単に必要性がなかったのか、それとも他の理由があるのか——少し気になるところではあります。

聞き手：谷口渉、松浦里美（敬称略）

実施日：令和7年5月16日（金）（新上五島町役場にて実施）

文責：松浦里美



WEB定期法律相談会(予約制)

弁護士による法律相談会を次の日程で開設しますのでご利用下さい。
※相談には必ず予約が必要です。

- とき／令和7年4月18日(金)
午後1時～午後4時50分
 - ①午後1時～
 - ②午後1時40分～
 - ③午後2時20分～
 - ④午後3時～
 - ⑤午後3時40分～
 - ⑥午後4時20分～

●ところ／役場本庁2階会議室

●相談料／無料

※相談者の資力によっては、有料となる場合があります。



申し込み先

法テラス五島法律事務所
☎ 050-3383-0516

春の全国交通安全運動
スローガン
てをあげて
くるまにおしらせ
ぼくはここ

4月6日(日)から15日(火)までの10日間、全国交通安全運動が実施されます。

一人一人が交通ルールの遵守を徹底し、正しい交通マナーの実践を習慣づけましょう。みんなで交通安全について考え、行動することで、悲惨な交通事故を無くしましょう。

問い合わせ

総務課 行政班
☎ 53-1112

防災行政無線戸別受信機について

各家庭および事業所等に設置されている戸別受信機は、町からの貸与品です。

- 長年電池を入れたままにしておくと液漏れが発生することがあります。故障の原因となりますので、定期的に電池の交換をお願いします。
- 町外への転出や空き家などで不要となった場合は、必ず、消防防災室、総務課または各支所へ返却してください。
- 不燃ゴミ等での処分は、絶対に行わないでください。



問い合わせ

消防防災室
☎ 43-0147

 ながさきピース
文化祭2025

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭
令和7年9月14日(日)→11月30日(日)

お知らせ

動物愛護及び飼い方について

- 動物の飼い主として責任を自覚し、終生飼育に努めましょう。
- 正しい知識を持って飼いましょう。
- 愛情を持ってしつけを行いましょう。
- 散歩をさせる時は、必ずリードをつけましょう。
- 犬のウンチの放置は、地区住民の方の迷惑となります。必ず持ち帰りましょう。
- 不幸な子犬・子猫が生まれないよう、繁殖制限(避妊手術)等に努めましょう。
- 放し飼いを行わず、噛み付き事故等が発生しないよう努めましょう。
- 野良猫・野良犬にエサを与えると、その場に住み着き、他の人に迷惑になることがあります。むやみにエサを与えるのはやめましょう。



問い合わせ

住民生活課 環境班
☎ 53-1161

ご自宅、アパート、店舗、倉庫等の解体工事なら！

広告



お客様の立場にたって一生懸命
サポートさせていただきます。
ぜひお気軽にご相談下さい。

解体工事業登録(内-172)

株式会社 川上解体

代表取締役 川上偉佐雄

新上五島町丸尾郷 257 携帯.090-5088-6649

文化財の届出制度について

文化財は、文化財保護法のもと、文化財の種類に応じた保護を行っています。そのなかで、不動産の文化財のうち、「埋蔵文化財」と「重要文化的景観」について、保護対象の土地で公共工事や家屋の建設などを行う場合、教育委員会への届け出が必要です。

【埋蔵文化財】

埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財のことで、いわゆる遺跡や遺物のことです。文化財保護法93条と94条に基づき、これまでの調査の結果、遺跡があることが明らかな土地については、施工前の計画段階で工事届を提出する必要があります。

民間事業者の場合は、工事に着手する60日前までに工事届と施行する範囲と掘削深度がわかる資料を揃えて文化財班までご提出ください。なお、町内の遺跡の有無については、「長崎県遺跡地図」から確認することが可能です。



長崎県
遺跡地図

【重要文化的景観】

北魚目地域及び崎浦地域は国の重要文化的景観に選定されています。地域内で土地の改変（造成や石垣の修復など）や住宅の塗装、屋根替え、解体などの行為を行う場合は、事前に協議、届出が必要です。

今後景観に影響ある行為を予定しているときは、文化財班までご連絡ください。

★重要な構成要素となる建物等で一定要件を満たす修繕などに活用できる補助制度をご紹介します。

※重要文化的景観選定時（平成24年）に重要な構成要素に指定されたものに限ります。

補助要件…重要な構成要素である建築物、石垣、石壙の外観の復旧修理及び修景に要する経費

（該当事業費の8/10以内補助 上限160万円）



重要文化的
景観について

文化的景観とは…

日本の多様な気候風土の中で、人々は、地域の自然と関わりながら生業を立て、生活を営み、長い年月をかけてその土地ならではの特徴的な景観を築きあげてきました。このような歴史と風土に根ざした暮らしの景観は、日本の文化を理解する上でとても大切ですが、身近であるがゆえに、その良さに気づかれることなく失われつつあります。

文化財保護法では、こうした景観を受けつぐ土地を「文化的景観」とし、文化財の一つに位置付けています。

問 教育委員会生涯学習課文化財班（鯨賓館ミュージアム内） ☎ 42-0180

健康で快適なタタミライフをつくる

タタミ・フスマ工事一式・イ草製品各種・障子・アミ戸張替え・オーダーカーテン各種

広告

合同会社 あおい畳店

0120-42-0739

【資料⑩】新上五島町におけるオンライン法律相談会実績

【オンライン法律相談会（新上五島町）】

令和3年度	担当事務所	件数	計	平均
6月11日（金）	A法律事務所	2	23	2.30
7月16日（金）	B法律事務所	3		
8月12日（木）	A法律事務所	4		
9月17日（金）	B法律事務所	1		
10月12日（火）	A法律事務所	3		
11月19日（金）	B法律事務所	2		
12月15日（水）	A法律事務所	3		
1月17日（月）	B法律事務所	1		
2月14日（月）	A法律事務所	2		
3月14日（月）	B法律事務所	2		
令和4年度	担当事務所	件数	計	平均
4月15日（金）	A法律事務所	3	33	2.75
5月17日（火）	B法律事務所	4		
6月17日（金）	A法律事務所	3		
7月13日（水）	B法律事務所	3		
8月19日（金）	A法律事務所	4		
9月15日（木）	B法律事務所	0		
10月14日（金）	A法律事務所	3		
11月18日（金）	B法律事務所	3		
12月16日（金）	A法律事務所	2		
1月16日（月）	B法律事務所	1		
2月17日（金）	A法律事務所	5		
3月14日（火）	B法律事務所	2		
令和5年度	担当事務所	件数	計	平均
4月21日（金）	A法律事務所	0	26	2.17
5月17日（水）	B法律事務所	2		
6月16日（金）	A法律事務所	3		
7月12日（水）	B法律事務所	1		
8月18日（金）	A法律事務所	2		
9月13日（水）	B法律事務所	1		
10月20日（金）	A法律事務所	3		
11月15日（水）	B法律事務所	3		
12月15日（金）	A法律事務所	3		
1月17日（水）	B法律事務所	3		
2月16日（金）	A法律事務所	4		
3月13日（水）	B法律事務所	1		
令和6年度	担当事務所	件数	計	平均
4月19日（金）	A法律事務所	4	27	2.25
5月15日（水）	B法律事務所	1		
6月21日（金）	A法律事務所	5		
7月10日（水）	B法律事務所	2		
8月16日（金）	A法律事務所	0		
9月11日（水）	B法律事務所	2		
10月18日（金）	A法律事務所	1		
11月13日（水）	B法律事務所	3		
12月20日（金）	A法律事務所	0		
1月15日（水）	B法律事務所	4		
2月21日（金）	A法律事務所	3		
3月19日（水）	B法律事務所	2		

【資料⑪】オンライン模擬法律相談録音反訳

阿比留弁護士と相談者（サザエ）の模擬オンライン法律相談

【実施情報】

実施日：令和7年5月16日（金）午後4時～
実施場所：新上五島町役場庁舎2階ミーティングルーム・法テラス五島法律事務所
相談形式：Zoomによる模擬オンライン法律相談
相談担当弁護士：阿比留真由美弁護士（法テラス五島法律事務所）
相談者役：松浦里美
文責：松浦里美

【全文反訳】

弁護士：これから法律相談を始めていきたいと思います。よろしいでしょうか？

相談者：はい、初めまして。よろしくお願いします。

弁護士：よろしくお願いします。弁護士の阿比留です。本日は相続のご相談と伺っております。

相談者：はい。

弁護士：事前に家系図をお送りいただいているだけでも、まずはご家族関係を確認させていただきたいと思います。この度お亡くなりになったのはお父様のナミヘイさんということでございますね。お亡くなりになったのは令和7年2月13日ということですね。

相談者：はい、今年の2月です。

弁護士：お家族はお母様がいらっしゃるということと、お子さんがサザエさん、そしてカツオさん、ワカメさんの3人ということですね。

相談者：はい。

弁護士：お父様なんですかでも、遺言書は残していらっしゃるんでしょうか？

相談者：いや、ちょっと今のところは見つかってないですね。・・・ないと思いますね多分。急に亡くなったりしないと思います。

弁護士：ではお父様の財産を教えていただきたいんですけども、よろしいでしょうか？

相談者：自宅というか、私にとっての実家で今私の住んでいる家と土地と、あとは預金と、もともと父親が乗っていた車があるかなというのは分かっているんですけど。

弁護士：そのほかに、例えば負債はありますか？

相談者：いや、ちょっとそんなの聞いたことないんですけど、それって調べられるんですか？

弁護士：相続人として信用情報の開示を行うことが考えられます。お父様の財産なんですかでも、分け方として他のごきょうだいの方は何か言っておられますか？

相談者：弟は親の面倒を全部私が見ているから、「遺産を好きにしていいよ」とは言っているんですけど・・・それぐらいです。

弁護士：そうなんですね。サザエさん（相談者）ご自身としては、どのように分けたいとお考えですか。

相談者：分けたいというのと違うかもしれないんですけど さっき言った実家に今母親と私と旦那が住んでいるので、これはこの後も住み続けたいなというふうには思っているんですよね。あと、もともと私は高校を出て東京に行って、東京で旦那と結婚してずっと東京に住んでいたんですけど 5年前に私の親の介護のために旦那も一緒に帰ってきてくれたので 旦那に申し訳ないなというところがあるから、そういうところをきちんとしておきたいなというのあります。ちょっと答えになっているかわからないんですけど。

弁護士：他の相続人の方で お父様から生前に何か物をもらった、お金をもらったという話はありますか

相談者：あります、あります。妹が去年家を建てたんですけど その時に父親からいくらか、たぶん1000万円くらいもらっていると思います。通帳を見たら絶対載っていると思うんです。1000万円かどうかわからないんですけど、絶対払ってもらっていると思います。

弁護士：そうなんですね サザエさんのご家族に関して、お父様の相続に関しては 共同相続分の法定相続分というのは まずお母様が2分の1、そしてお子様1人ずつ6分の1ずつという割合にはなるんですけど、相続人皆様の協議で、それ以外の割合でお分けになったりすることは自由に可能ではございます。今のところお話しはできていないということですね

相談者：そうですね、弟は葬式にも帰ってきていないので。母もちょっと高齢で、あんまり心配かけたくないの・・・私しか動く人がいないので、今日（法律相談に）来たという感じなんんですけど。（相続人間での）話、全然していないです。

弁護士：これからのことなんですかけれども、まず財産の一覧表をお作りになって お母様とごきょうだいと一緒に、どういうふうにお分けになるかというお話をしなければならないのかな、ということなんですかとも ご自分で出来になりますか？

相談者：いや・・・ちょっと財産の一覧とか、そんなことはあまり今までしたことがないので。ちょっと心配というか、自分でできるかなというのあります。

弁護士：弁護士の方で遺産分割協議を代理で行ったり、調停を申し立てたりすることも可能ではございますけれども、そういったご依頼をされようという気持ちはございますか？

相談者：そうですね、ちょっと一人じゃ無理かなと思っているので。できればどなたか一緒にやってくださるお願いができればな、というのあります

弁護士：そうなんですね。本日はウェブ相談ということで事前に家系図をいただいておりますが なかなか資料を見ながらお話しすることがちょっと難しい状況にはあります。私がお受けするときには、例えば土地の登記情報ですか あとは預金についても確認させていただきますし 様々な資料を拝見しないといけないかなと思っております。もしよろしければなんですかとも、福江島の私の事務

所にお越しいただくことは可能ですか？

相談者：はい、日程さえ決められれば行けます。

弁護士：分かりました。私の日程もございますし、サザエさんご自身も船の都合もございますでどうから 後ほど船の便を確認されて電話をいただいてもよろしいでしょうか？

相談者：これって財産の分かる書類ができた後に電話した方がいいんですか？

弁護士：そうですね、ご持参いただく予定の書類といたしましては、まずお父様の名寄帳、そしてそこに記載されてある不動産の登記事項証明書、そして預金通帳ですね。車ですと車検証を持ってきていただければなと思っております。そちらの書類がお揃いになる、そして船のご都合をお決めになられましたら、お電話をいただいてもよろしいでしょうか？

相談者：じゃあこっちのタイミングでまた電話してもいいってことですか？

弁護士：はい、結構です。

相談者：分かりました。

弁護士：今日はこれで終了させていただきます、ありがとうございました。

相談者：はい、ありがとうございました。もう一度お名前伺ってもよろしいですか？

弁護士：はい、弁護士の阿比留と言います。

相談者：阿比留先生、ありがとうございました。

※本反訳文は、模擬法律相談の録音内容をもとに作成したものです。発言の趣旨を損なわない範囲で、「えっと」「あの～」などのつなぎ言葉や重複表現を省略し、読みやすさを考慮して整文しています。原文のニュアンスを尊重しつつ、報告書用に編集を加えています。

【資料⑫】オンライン法律相談アンケート項目

(別紙) ver.o02

実施日：令和　年　月　日 実施場所：（　　）社会福祉協議会

オンライン相談の体験について

① 社協での相談環境（部屋の静けさ、画面の見やすさ、プライバシーなど）は快適でしたか？

- とても快適だった
- 快適だった
- やや不便だった
- 不便だった

②弁護士とのオンライン相談は、音声・映像の安定性ややりとりの流れなど、技術的にスムーズでしたか？

- とてもスムーズだった（音声・映像ともに安定し、やりとりも快適だった）
- 概ねスムーズだった（一部に途切れや聞き取りづらさがあったが、支障はなかった）
- 一部に気になる点があった（音声や映像の乱れなどで、やりとりに不安を感じた）
- 技術面の詳細はわからないが、音声・映像は問題なく感じた
- 技術面の詳細も、音声・映像の印象もよくわからなかった

③ オンライン相談という形式についてどう感じましたか？（相談の安心感や利便性について）

- 対面と同じくらい安心できた
- 対面よりやや不安だった
- 対面の方がよいと感じた
- オンラインの方が便利だと感じた
- 対面相談を受けたことがないので、比較できない／わからない

④ 今後もオンライン法律相談を利用したいと思いますか？（相談のしやすさや継続意向について）

- はい
- どちらとも言えない
- いいえ

⑤今回の法律相談は、社協を通じて弁護士会に依頼する方法でした。この依頼方法について、どのように感じましたか（複数選択可）？

- 社協を通すことで相談しやすかった（身近な窓口で安心できた）
- 社協を通すことに少し抵抗があった（相談内容や相手方を知られることが気になった）
- 今後は、弁護士会に直接依頼できる方法もあるとよいと思う（相談内容を知られずに予約できる仕組みが望ましい）
- 特に気にならなかった／どちらでもよい
- その他（自由記述）

（質問は以上です。ご協力ありがとうございました。）

オンライン無料法律相談会

～宮崎の弁護士がプライバシーを守って相談をお聴きします～

開催日時：令和7年9月8日(月)・9日(火)・10日(水)

- ①午後1時30分～午後2時00分（30分）
- ②午後2時15分～午後2時45分（30分）
- ③午後3時00分～午後3時30分（30分）
- ④午後3時45分～午後4時15分（30分）

ZOOMで
社会福祉協議会と
宮崎県弁護会とを
接続します



相談料無料
事前予約制

予約〆切
9月5日(金)午前中まで

こんなときもご相談ください

- ・クレジットカードの支払いが滞ってしまった・・・
- ・実家の相続について、どのように進めるべきか迷っている
- ・離婚後の子どもの養育費って、どうなるの？



お申込み・お問合せ先

椎葉村社会福祉協議会



(0982) 67-2275

えびの市社会福祉協議会



(0984) 35-2800

社協に直接来所、もしくはお電話で「オンライン法律相談の件」とお伝えください。

※一般的な法律アドバイスの提供を中心に対応しますが、内容によっては継続的な対応が必要となる場合もございます。
※相談内容は守秘義務に配慮し第三者に共有されることはありません。

主催 宮崎県弁護士会

雑感日記

坂巻道生

1 2025年5月16日（金）福江島

福江島の調査には、私が畏敬する公設事務所の先輩である古坂良文弁護士の事務所に行くと聞いたので参加しました。事前に福江島までの移動手段を調べ、午前2時ころ：小林市の自宅発（自動車）⇒午前7時40分：長崎港発（フェリー）⇒午前9時05分：福江島着という非の打ち所がないルートに決めた私は、来るべき日に思いを馳せていましたが、事務職員から「もう若くないのだから、そんな大学生みたいなことしないほうがいいですよ。」との箴言をうけ、結局、前日は長崎市内のカプセルホテルに宿泊しました。ちゃんぽんを食べ、安眠した私は、体調万全でフェリーに乗船し、乗船時間約3時間で事前に渡されていた資料を読み、堂々、福江島に上陸です。

福江島では、新上五島町とのオンライン法律相談を実施している古坂弁護士（五島ひだまり法律事務所）と阿比留真由美弁護士（法テラス五島法律事務所）を訪問し、それぞれインタビューをしたうえ、我々とは別に新上五島町に上陸した宮崎調査隊と阿比留弁護士との間で、オンライン模擬法律相談を行い、これらの様子を撮影しました。私は、両弁護士に対するインタビューの聞き手役を担当しています。拙い聞き手役でしたが、ご協力いただいた古坂弁護士及び阿比留弁護士、ありがとうございました。また、模擬法律相談に関しては、事前に設定や台本らしきものを準備したのですが、当事者は台本に従うことを良しとせず、誠実な阿比留弁護士とささくれ立ったサザエさんとのガチンコ法律相談は妙な緊張感があり、私はカメラ越しにヒリヒリしていました。阿比留弁護士及びサザエさん、お疲れさまでした。

日中の調査終了後、傘が吹っ飛んでしまう豪雨の中、五島の海の幸に舌鼓を打ちつつ、古坂弁護士と共に議論を深め、その後、我々宮崎調査隊は、福江島出身の某女優のルーツをたどり、スナック数件の現地調査を敢行しています。そして、長い一日の調査が終了した午前1時過ぎ、雨もすっかりあがり、福江島の空にはたくさんの星が瞬いていました。

2 2025年7月28日（月）えびの市

えびの市の意見交換会には、最も近くにある事務所に所属していることから、参加しました。私の事務所が位置する小林市からえびの市まで、車での移動時間は30分弱であり、この日のえびの市側の参加者は面識のある方が多く、ホームグラウンドの感覚で臨んでいます。

移動に一日かかる福江島と新上五島町とは異なり、30分弱の時間で事務所に辿り着くえびの市でオンライン法律相談を進めることに思うところはありました、利用者目線では、法律相談の糸口が増えること自体は望ましいことに疑いなく、また、民事裁判手続でもデジタル化が進んでいる中、私たちも新しい技術を取り入れなければ、時代に取り残されるのでしょうか。今後、調査研究すべき点は多々あると思いますが、今後、宮崎県弁護士会として試行的にオンライン法律相談を実施する予定ですので、私もこの動向に注目していきたいです。

以上

福江島記

成合陶平

2025年（令和7年）5月16日、永友郁子弁護士、坂巻道生弁護士とともに、長崎県の福江島にある五島ひだまり法律事務所と法テラス五島法律事務所に伺いました。

福江島について

福江島は、長崎県の五島列島最大の島です。面積は約326キロ平方メートル、人口約3万3000人とされています。

島内には、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に含まれる教会群が点在し、潜伏キリシタンの歴史を伝える堂崎教会、水ノ浦教会などが訪れる人々を魅了します。自然の景観も豊かで、高浜海水浴場の白砂青松、大瀬崎灯台から望む夕日、草原が広がる鬼岳など、四季折々の絶景を楽しむことができます。食文化も大きな魅力のひとつで、五島うどん、五島牛、新鮮な海の幸、そして素朴な郷土菓子「かんころ餅」など、島ならではの味覚がそろいます。

最近では、2022年後期放送の、NHKの連続テレビ小説「舞い上がり」の舞台となったことでも知られています。島民の方によると、「舞い上がり」の影響で、観光客が急激に増え、バラモン鳳の認知度も急激に上がったとのことです。



五島つばき空港のバラモン鳳

福江島における司法体制

福江島には、長崎地方・家庭裁判所五島支部、五島簡易裁判所、長崎地方検察庁五島支部、五島区検察庁があります。法律事務所は、五島ひだまり法律事務所（古坂良文弁護士）と、法テラス五島法律事務所（阿比留真由美弁護士）の2つがあり



ます。

裁判所の庁舎は非常に新しく、室名札には五島列島を象徴する花である椿があしらわれていたり、エレベーター横には大きなバラモン鳳が飾られていたりと、魅力的な庁舎でした。この日、裁判所職員の方々以外に来庁者はいな

長崎地方裁判所五島支部

い様子で、私が庁舎内をウロウロしていたところ、挙動不審に思われたのか、書記官さんが書記官室から出てこられ、「何をされているんですか。」と職務質問していただきました。

前日調査（令和7年5月15日）

私は、意見交換班の班長から、福江島の写真をたくさん撮るようにという重大ミッションを課されていたため、インタビュー前日の5月15日12時25分にプロペラ機で五島福江空港に上陸しました。

福江島の観光地を回るには、レンタカーが必須だということは頭にあったものの、「とりあえず空港に着けば、何とかなるだろう」と思い、事前予約はしませんでした。ところが、空港が思った以上にコンパクトで、空港近くにレンタカー受付カウンター等は一切ありませんでした。

到着後、レンタカーカー会社に5社ほど電話し、やつとのことで軽自動車1台を借りられることになりました。ご年配の女性がショッキングピンクの軽自動車で空港まで迎えに来てくださいり、そのままその車をお借りしました。福江島に行かれる際には、レンタカーの事前予約をお勧めいたします。



長崎天主堂

その後、レンタカーで堂崎天主堂、カトリック水ノ浦協会、遣唐使ふるさと館、高浜海水浴場、大瀬崎展望台と、島を一周するようなかたちで観光地を周りました。堂崎天主堂は、明治6年に禁教令が解かれ、五島キリスト復活の拠点となった教会ですが、潜伏キリストと呼ばれる方々の存在や、キリスト弾圧の歴史を学ぶことができました。

インタビュー当日（令和7年5月16日）

当日、宮崎調査隊は、14時に五島ひだまり法律事務所前に集合となっていました。現地集合であったため、自分をはじめ全員たどり着けるかどうか不安でしたが、無事同時刻に集合でき、安心しました。五島ひだまり法律事務所、法テラス五島法律事務所にてインタビューを行い、法テラス五島法律事務所の阿比留弁護士には、同じく新上五島町を訪れていた宮崎調査隊と実際に模擬ウェブ法律相談を実演していただきました。詳しくは「司法過疎地域との対話から」をご覧ください。

古坂先生、阿比留先生におかれましては、ご多忙のところ温かくご対応いただき、誠にありがとうございました。



古坂弁護士と宮崎調査隊



法テラス五島法律事務所



椿茶屋の海の幸



古坂弁護士のお話に聞き入る宮崎調査隊

五島の夜1

インタビュー終了後は、古坂弁護士がお店（椿茶屋）を予約してくださり、五島の海の幸を堪能させていただきました。

古坂弁護士は、島がお好きであり、五島ひだまり法律事務所を開所されたのも、島が好きであったからだそうです。ご自身も数々の島（200島くらい？）を旅されているということで、実は、弁護士でありながら、島嶼学者でもあるそうです。例えば、2023年に国土地理院が日本の島の総数を14, 125島であると発表したのに対し、具体的にどの陸地を「島」として数えたのか、公文書開示請求を行うなどして島の研究を行っているのだそうです。大変貴重なお話で、聞き入ってしまいましたが、何より印象的だったのは、島について語っておられるときの古坂弁護士の目がとても輝いていたことでした。

島の研究をライフワークとし、ご自身も島に住みながら島民の方々の法的紛争解決に日々奔走されているご様子を拝見できたのは、五島での忘れられない思い出となりました。

椿茶屋からの帰りは、あいにくのどしゃぶりでしたが、古坂弁護士に島の中心地まで車で送っていただき、我々は島民の方々との交流を図るべく、スナックへ繰り出しました。



五島産いも焼酎

五島の夜2

初めて訪れた地で、その土地のことを知りたいときはスナックでママや常連さんからお話を聞くことが一番早い気がします。

例えば、私がお聞きした話だと、福江島には大きな病院がなく、大怪我や緊急事態が起きたときは、ヘリコプターで長崎本土まで搬送されるそうです。そのため、「ヘリコプターで搬送されているうちに力尽きるから、大きな病気や怪我はできんね。」と日々話しているとのことです。また、津波の心配はないのでしょうかと質問したところ、福江島は、地震が少ない地域なのだということを知りました。さらに、「福江島の人は、親戚でもいない限り、上五島には行かない。似たような場所に行ってもしょうがないから、長崎市内か福岡に行く。」と聞きました。スナックにおける現地調査も大いに盛り上がったところで、我々は最終的に福江島出身の某女優のルーツについて詳しいという方のお店にたどり着きました。有力な情報は得られたのですが、お話しいただいた方のキャラがかなり濃いめで、有力な情報の中身はほとんど覚えておりません。午前1時を過ぎたころ、現地調査は無事に任務完了、現地解散となりました。

最終日（令和7年5月17日）

私は、最後に山本二三美術館に行ってみたいと思っており、二日酔いの苦しみに何とか打ち勝ち、訪れることができました。山本二三氏は、福江島出身の背景画や美術監督として日本のアニメーションを支えた方で、代表作に「天空の城ラピュタ」「火垂るの墓」「もののけ姫」等があります。宮崎駿さんも、山ちゃんがいなければ我々の夢は成し遂げられなかつたと、その功績を称えておられました。美術館内の、二三雲と呼ばれる独特の雲の描写で囲われた空と雲の部屋の中で、ひとり目を瞑り、自然あふれる福江島での出会いや思い出を回想しながら、五島での現地調査を終えました。



空と雲の部屋（山本二三美術館）

雑感

永友郁子

令和7年7月18日開催の椎葉村社会福祉協議会との意見交換会、7月28日開催のえびの市社会福祉協議会との意見交換会に参加しました。

お忙しいところ、意見交換会の企画にご協力いただいた各社会福祉協議会の皆様、意見交換会に参加いただいた、椎葉村、えびの市の皆様、本当にありがとうございました。

本シンポのテーマ「アクセスの壁を乗り越える」を中心とした意見交換会でしたが、私個人的には、特に弁護士側に「壁」の原因があるのではないかと思っており、これを是非探りたいと思って、参加しました。

(椎葉)

弁護士の費用について不安に思っておられる方が多いことを改めて知りました。

数十万円を一度に支払う必要があることに躊躇されることはもつともなことで（しかも弁護士がやることや結果は目に見えない）、まだまだ「弁護士」の業務内容や費用の周知が不足していると感じました。

第三者委員の方、役場職員の方からも、地域のつながりが強いが故のお悩み（借金の整理の相談はあまりない）ったり、相談場所に出向くこと自体が難しい（地域の人に知られる、タイミングが合わない）という事情などをお聞きし、オンライン相談のご提案にも積極的にご意見をいただきました。対面相談に加えて、オンライン相談の運用次第ではこれら事情もクリアできるのではないかと期待しています。

～全くの余談～

鶴富屋敷に宿泊しましたが、食事がとてもおいしくて、山菜もジビエ料理も甘くて、感動しました！企画いただいた松浦先生、連れてきてくれた畠原先生、ありがとうございました！！

(えびの市)

高原町、小林市と協力して、各種相談会の実施などを工夫されていました、各委員の方からも、弁護士相談や法テラスを紹介してもらっているというお話もあり、非常に積極的に活動されていると感じました。

出席されていた市の職員の方、民生委員、児童委員の方などから、個別の相談を受ける時間がありましたが、弁護士側の事情（費用）で相談者が弁護士に上手くつながっていなかつたり、相談者自身を相談する気にさせること自体が難しかったりなどの具体的なお話があり、キーパーソン・支援者である市の職員、各委員の方々との意見交換や交流に加えて、支援者の方が抱えられている個別の相談を受ける機会もあってもよいかと思いましたし、対面相談でも、オンライン相談でも、本人に加えて、支援者の方も一緒に相談いただけるよう案内することも有効ではないかと感じました。

以上

意見交換会@椎葉 雜感

山田 文美

2025年7月18日、椎葉村社会福祉協議会にて、村民の方、社会福祉協議会職員・村役場職員の方との意見交換会に參加した。

椎葉村では、現在年2回、社会福祉協議会で無料弁護士相談会が開催されており、我々県北で活動する弁護士が持ち回りで法律相談を担当している。法律相談を担当する頻度は多くないため、県北の弁護士にとっても、椎葉村を訪問する機会は貴重なものとなっている。神秘的な雰囲気を纏う椎葉村を訪問できることは、それだけでも高揚感を覚えるものだった。

以前法律相談を担当した際にも感じたことだが、椎葉村社会福祉協議会は非常に活気がある。今回の意見交換会でも、参加者がそれぞれ問題意識や意見を持っておられ、普段から社会福祉協議会に村民が集い、関係機関との連携も密になされている様子が感じられた。そして、同時に、その密な連携の中に弁護士の存在が入って行けていないことも実感した。「弁護士は敷居が高い・近寄り難い」「弁護士費用が心配」「弁護士に相談するほどまでではない」というイメージが根強いようだ。椎葉村に事務所を構える弁護士はいないし、近隣の町村にもいない。1番近い法律事務所まで行くのに1時間半もかかるのだから、そのようなイメージが強くなるのも自然なことなのかもしれない。このイメージを少しずつ和らげ、問題解決方法の選択肢の一つとして「弁護士への相談」が当然のように挙がるよう、弁護士側の努力が必要であると感じた。

他方で、希望もある。アンケート調査のために、弁護士2名で椎葉村社会福祉協議会を訪問し、社会福祉協議会の職員おひとりと意見交換をした。費用の話なども含め、かなりざっくばらんに意見を出し合ったのだが、その際、職員の方が「今、(弁護士の)おふたりが話しているところを、住民にも聞いてもらいたいと思った」とおっしゃった。それまでの弁護士のイメージとは違う面を少しはお伝えできたのであれば、とてもうれしいことだ。対面相談でも、オンライン相談でも、実際に話す機会が増えることで、椎葉村と弁護士がよりよい関係性を築くことができるのではないかと思う。

以上

雜感

谷 口 渉

椎葉村の意見交換会に参加した。宮崎市から椎葉村は実に遠い（車で片道約4時間）。意見交換会の結果、試験的にオンライン法律相談を実施することが決まった。今後の運用が楽しみである。なお、椎葉村では参加した弁護士は全員宿泊した。夕食会場は本物の鶴富屋敷。料理は山の幸が豊富だった。



翌朝、上椎葉ダムを訪れた。日本初の100メートル級の大規模アーチダム。



椎葉村は観光地としても訪れる価値がある。

意見交換会 雜感

畠原孝明

椎葉村での意見交換会、えびの市での意見交換会に参加させていただきました。

1 椎葉村

大雨のなか宮崎市から車で片道4時間ほどかけて向かいました。

意見交換のなかで、椎葉では弁護士と会う機会がなくテレビドラマなどのイメージが強く敷居の高さがあるというお話や、問題を抱えていてもすぐに法律相談を受けられなかつたために相談することをあきらめてしまうというお話がありました。

先に行われた長崎県新上五島町の意見交換会（自分は参加せず）のときの模擬オンライン相談の様子を撮影した映像をこのとき初めて見たのですが、住民の方々が抱えている問題を法律相談につなげ、アクセスの問題を緩和、解消する一つの方策として、オンライン相談はとても有効な手段に感じました。

なお、椎葉村は人生で初だったので行く前からとても楽しみにしていましたが、今度はプライベートでも訪れたいと考えています。

2 えびの市

夏の暑い日差しのなか宮崎市から車で片道1時間半ほどかけて向かいました。

えびの市の社協では、法律相談が月1回実施され、枠も比較的多く埋まっているということでした。もっとも、法律相談を案内してもためらうケースや、法律相談を利用する際に周りの目を気にする方のお話など、心理的なハードルが一定程度存在しているように感じ、より弁護士会から情報提供を行ったり、連携を深めるなどしてこうしたハードルを解消していく必要性を感じました。

なお、えびの市についてのがちょうどお昼時だったので飲食店に立ち寄りそこで美味しい海鮮丼を食べました。久しぶりにえびの市を訪れましたが、今度は温泉などゆっくり観光に行ってみたいと考えています。

3 総括

とても充実した意見交換会となり、お忙しい中ご参加いただいた椎葉村、えびの市の方々、どうもありがとうございました。また、試験的オンライン相談の実施にもご協力いただきありがとうございます。

以上

意見交換会 雜感

柏田芳徳

第78回九弁連定期大会（宮崎大会）シンポジウムに先立って開催された椎葉村及びえびの市の法律相談に関わる方々との意見交換会に参加させて頂きました。企画段階では意見交換会の開催に賛同して頂けるのか、賛同頂けるとしてもどのくらいの方々に参加して頂けるのかといろいろと懸念もあったのですが、すべては杞憂に終わり、大変意義のある充実した意見交換会となりました。

ご参加の皆様から様々なご意見を頂きながら、私たち弁護士が「司法アクセス」、「弁護士へのアクセス障害」といった言葉を用いるとき、一体どのような場面を前提としているのだろうかという疑問が頭をよぎりました。住民の日常の中で生じるほんの小さな心配事や不安、ほんの小さな諍い…そういった日々の「些細な出来事」の中に僅かばかりの弁護士の助言や助力を必要とする程度の「大きな出来事」が紛れているという実状やそのような「些細な出来事」のほんの一部が弁護士の助言や助力を必要とする程度の「大きな出来事」に発展していくというプロセスを考えたとき、この「大きな出来事」を抱える方々だけを前提としてアクセスを論じていないか、そのような前提是地域の住民の方々あるいは住民を支える職員、関係者の方々が弁護士あるいは弁護士会に求める期待とは必ずしも合致していないのではないかという疑問です。「大きな出来事」を抱えた方々にとっての弁護士へのアクセス障害は喫緊に解決すべき重要な課題ではあります。弁護士側の業務拡大あるいは業務改革といった視点に立てば、潜在需要となり得る「大きな出来事」の掘り起こしが重要であるとの考え方もあり得るのかも知れません。しかしながら、皆様のご意見をお聞きし、「司法アクセス」、「弁護士へのアクセス」が住民にとって不可欠な社会的インフラであるとの観点から考えたとき、弁護士及び弁護士会として、「些細な出来事」であっても、あるいは「些細な出来事」であるうちに、地域の住民の方々あるいは住民を支える職員、関係者の方々が、遠慮なく、もっともつと気軽に弁護士に相談できるよう体制を整えていくこともまた、私たちに期待される社会的役割として積極的に取り組むべき重要な課題であるということに気づかされました。もちろん、あくまで一弁護士としての感想に過ぎませんし、言うは易しで、実際には自治体との密な連携や制度設計、費用負担といった解決すべき様々な課題があることは理解しているつもりですが、引き続き私なりに考えていただきたいと思います。

最後に、御多忙中にもかかわらず、意見交換会開催の趣旨に賛同して頂き、ご参加頂いた椎葉村及びえびの市の職員、関係者の皆様には深く感謝致します。誠にありがとうございました。

以上

司法アクセスの現状を探る地域訪問に参加して

西田隆二

前回の宮崎での九弁連シンポで司法アクセスの問題をとりあげてから18年、その後、日向、日南、西都、小林のひまわり基金法律事務所の弁護士が定着し、また、自治体、社協と連携しての無料法律相談が拡充され、弁護士会では、夜間無料電話相談、民事当番弁護士等々、司法アクセスの機会が拡充されてきたと実感している。夜間無料電話相談は今でもひっきりなしに電話が鳴り続けている。

さて、その後どうなっているか、振り返りの機会として、法律事務所や裁判所から物理的に距離がある椎葉村、えびの市を訪問した。懇談を通じて、社協を中心とした法律相談の定着が感じられ、また、周辺自治体の弁護士数が増え弁護士事務所の敷居も大分低くなっているという感触を得た。

しかし、一方で、最寄りの裁判所まで車で2時間近くかかる椎葉村では、困りごとがあるのでちょっと無料相談に行ってみようかという感覚からは程遠いことが実感できた。えびの市では、近隣市町と連携して法律相談枠をシェアするなど進んだ取り組みをされているが、それでも急ぎの案件など、自治体レベルでは対応が困難なケースがあるようだった。また、今でも、「弁護士に相談しただけでも何十万もとられるらしい」、「悩みはあるが弁護士に相談するようなことかどうかわからない」といった心理的な障壁があるといった発言もあった（程度の差こそあれ椎葉村やえびの市に限らないと思われる）。

困りごとがあった場合に気軽に相談しようと思ってもらえるために何が必要か、弁護士を身近に感じてもらえるために何が必要か。同じテーマで、18年前知恵を出し合い、夜間無料電話相談を実施することになったが、実施までにはハードルが高かった。「気軽に相談できるという点では電話が一番だ」「普通に働いている人は夜じゃないと相談できないのではないか」という意見が出つつ、一方で、「夜間の相談を会員が担当してくれるか」「匿名なのでいい加減な相談が多いのでは」「電話での相談では誤解が生じやすく、トラブルのもとではないか」等々消極の意見も・・・喧々諤々の議論を経て実施するに至った。今でもひっきりなしに電話が鳴っている。勿論、これで一気に敷居が下がったわけではない。しかし、できるところから一步踏み出すこと、これに尽きるのではないかと改めて振り返っている。

それにもしても、椎葉村、えびの市、やはり自然豊かな地は素敵である。食べ物もうまい。飲み物もうまい。毎年訪問させてもらいたいという気持を強く持った訪問であった。

以上

プレシンポジウム「オンライン法律相談の今後の展望」実施報告書

谷 口 渉

日 時：令和7年8月6日（水）17時30分～19時30分

場 所：宮崎県弁護士会館

開催趣旨：自治体等と弁護士会が協働して実施している法律相談が住民のニーズに十分に応えられているのかという点を出発点に、今後の制度の在り方、とりわけ、「オンライン法律相談」の導入可能性とその課題に焦点を当てて議論を深める。

基調報告：松浦里美（宮崎県弁護士会会員）

パネリスト：岡部秀幸（熊本県弁護士会会員）

小林孝志（宮崎県弁護士会会員）

持永展孝（宮崎県福祉保健部福祉保健課地域福祉保健・自殺対策担当係長県職員）

村岡慎也（宮崎県総合政策部消費生活センター相談担当職員）

コーディネーター：谷口涉（宮崎県弁護士会会員）

参 加 者：宮崎県弁護士会会員 現地参加26名、ZOOM参加5名



第1 基調報告（オンライン法律相談の現状）

1 社会環境の変化

近年、デジタル技術の発展し国民にデジタル機器が普及したことに加え、新型コロナ禍にウェブ会議等の利用が広まり、法律相談もオンライン化の動きが少しずつ広がっている。オンライン法律相談は弁護士へのアクセス障害の解消・緩和という観点からは一定の有用性があると考えられる。



2 オンライン法律相談の課題・問題点

もっとも、日弁連公設事務所・法律相談センター（L C）ブロック協議会では、オンライン法律相談についての慎重な意見もあり、オンライン法律相談の課題・問題点等が検討されている。そこでは、①コミュニケーションの質的な違い、②設備の問題、③録画・録音のリスク、④相談料の徴収問題、⑤大量広告事務所への集中のおそれ、⑥箱モノ法律相談センター衰退のおそれ、⑦受任率の低下のおそれ、等が検討されている。

3 オンライン法律相談への規制

とはいっても、オンライン法律相談については、日弁連において、これを規制する会規、規則等は定められていない（ただし、「債務整理事件を受任するに当たって」は面談することが必要とされている（日弁連：債務整理事件処理の規律を定める規程第3条）、また日弁連リーガル・アクセス・センター（L A C）は一定の要件を満たす場合のみオンライン法律相談の法律相談料が支払われることになっている。）。

そのため、個々の事務所でオンライン法律相談を実施する弁護士が増えてきているのが実情である。

4 全国及び九弁連管内のオンライン法律相談実施状況

弁護士会単位での実施状況としては、大阪、神奈川、仙台、京都、鳥取及び新潟ではいずれもZoom又はLINE（ビデオ通話）を利用したオンライン法律相談を実施している。

九弁連管内でも、鹿児島、沖縄、熊本の各弁護士会ではLINEビデオ通話を利用した法律相談会を、福岡及び佐賀の各弁護士会ではZoom法律相談会を、大分県弁護士会ではLINEを利用した文字での法律相談を実施したことが報告されている。

オンライン法律相談がそれほど広がっていない理由の一つとして、広報が十分でないことのほか、法律相談料の徴収の問題があると考えられる。クレジット決済や各種電子マネーによる決済を導入する必要があるが、それらの導入にはカード会社の選定や決済時期（前払いか後払いか）など様々なハードルがあり、各単位会とも苦労しているようである。

5 長崎県五島の取り組み

今回、当会では、自治体と連携してオンライン法律相談を実施できないかを検討することとした。そして、自治体と連携してオンライン法律相談を実施している長崎県五島の運用を調査したので、五島での運用を紹介する。

(1) 導入の経緯について

五島列島は九州本土から約100キロメートル西に位置している。五島列島のメイン島は一番南に位置する福江島である。現在、五島列島には2つの法律事務所があり、2名の弁護士が勤務しているが、そのいずれもが福江島である。裁判所も福江島にある。五島列島のうち2番目に大きな島が一番北に位置する中通島であり、平成16年に旧5ヶ町（若松町、上五島町、新魚目町、有川町、奈良尾町）が合併して新上五島町が誕生し、令和7年4月1日現在の人口は約1万6000人である。かつては福江島にある法テラス五島のスタッフ弁護士が新上五島町に月2回の巡回

相談を行っており、毎回数時間をかけて移動していた。新型コロナ禍の移動制限によって中止となった。

その後、法テラス長崎及び法テラス五島のスタッフ弁護士が新上五島町に提案し、令和3年6月からオンライン法律相談を実施するようになった。

(2) 実施方法について

実施方法は以下のとおり。

①オンライン法律相談は月1回実施し、福江島の2人の弁護士が隔月で担当する。

②相談者は、担当の弁護士事務所に予約の電話を入れ、相談援助の資力基準を満たす場合には、同事務所において電話等相談援助用の援助申込書を代筆し、相談後に法テラスにFAX送信する。資力基準を満たさない相談者の場合には、相談料を前払いして銀行口座に送金してもらう。

③担当弁護士は、相談日までにZoomのURLを新上五島町役場にメールで送信する。

④相談当日、相談者は新上五島町役場の庁舎2階、総務課の向かいにある「ミーティングルーム」で待機する。室内には同役場の会議で使用するモニターと集音マイクが設置されている。

⑤相談時間になると、職員が同室のパソコンを操作し、弁護士の事務所と接続する。

(3) 実施状況と住民の反応について

制度開始から令和6年度までの相談数は月平均2.36件であり、これまで相談者からオンライン法律相談についての苦情はない。

(4) 広報について

新上五島町では、町の広報誌でオンライン法律相談を案内しているほか、役場の職員（400名弱）が住民の相談を受け、担当課での解決が難しいと感じたときはオンライン法律相談の利用を勧めているとのことである。

6 法テラスの電話等相談援助

法テラスの相談援助は、直接面談方式による相談だけではなく、電話相談やオンライン相談でも利用できる（以下、「電話等相談援助」という。資料6）。電話等相談援助を利用する場合、事前に、法テラスに「電話等相談事前申込書」を提出する必要がある（民事法律扶助業務運営細則第10条の2第4号）。電話等相談援助の場合、援助申込書の相談者自署欄の記載は不要であり（業務方法書第16条第4項第3号、民事法律扶助業務運営細則第10条の2第3号ア）、弁護士又は法律事務所の事務員が電話聞き取りをして代筆した援助申込書を法テラスに提出することで、相談料が支払われる。

7 当会での会員アンケート結果

当会では、今回の九弁連大会で「もういちど住民に身近な司法を考える」をテーマにシンポジウムを実施することを検討する上で、自治体で実施している法律相談にオンライン法律相談を導入することができないかということが議論になった。議論の中で、オンライン法律相談自体に反対する意見もあったため、会員アンケートを実施した。

アンケートは会員140名中102名から回答があった。これによると、オンライン法律相談を導入することについての全体的な意向としては、「賛成」、「どちらかといえば賛成」が全体の約3分の2（64.8%）を占め、導入に前向きな意見が多数を占める一方で、導入に慎重な「反対」、「どちらかといえば反対」も約2割（18.6%）となった。また、オンライン法律相談への協力意思については、「積極的に協力したい」（18.6%）又は「条件や内容が合えば協力したい」（54.9%）が全体の約4分の3に迫る73.5%を占め、具体的な制度設計次第で多くの会員の協力が得られる可能性が示唆されるが、今後は、会員が協力するまでの条件整備が重要であることが窺える。

第2 パネルディスカッション



1 宮崎県の自殺対策に関するオンライン相談の紹介

谷口：持永さん、宮崎県で実施しているオンライン相談についてご紹介ください。

持永：宮崎県では、自殺対策行動計画の一環として「ワ

ンストップ相談会」を実施しています。この相談会は、直接対面式で行う形式と、オンラインで行う形式の2種類の方法で開催しています。直接対面式の相談会は、ここ最近ですと、毎年9月と3月にいずれも宮崎市内で開催しています。宮崎市内で開催するのは、ご協力いただく弁護士会、司法書士会、看護協会、精神保健福祉士会等の専門家団体の方々が宮崎市でしか集まれないといった事情があつたからです。そのため、令和4年度までは、宮崎市内で直接対面式の相談を行うという方法のみでした。しかしながら、県としては、宮崎市内だけでなく県内全域でまんべんなく実施したいという意向があること、県内各地で専門職を集めたり会場を準備するのは難しいこと、遠方にお住まいの方が少しでも相談しやすいようにと考え、令和5年度からは直接対面式の相談会のほかに、オンライン形式での相談会もを開催するようになりました。オンライン形式の場合には、相談を受ける専門家団体の方々には宮崎市に集まつてもらい、相談者が来場する県内各地の相談会場とオンラインで接続すると



いう方法で開催しました。

令和5年度は都城市、日南市及び延岡市の3会場でオンライン相談会を開催し、相談件数は合計8組11名でした。令和6年度は都城市及び小林市でオンライン相談会を開催し、相談件数は合計16組19名でした。今年度もオンライン相談会を実施する予定です。

2 宮崎県消費生活センターでのオンライン法律相談の紹介

谷口：続きまして、村岡さん、宮崎県消費生活センターで実施しているオンライン法律相談についてご紹介ください。

村岡：宮崎県消費生活センターの相談場所は①本所（宮崎市）、②都城支所、③延岡支所の3カ所です。相談日数等は、①本所年間12回、②都城支所年間7回、③延岡支所年間7回、トータルで年間26回×6枠（1回あたり）で弁護士による相談を実施しています。弁護士相談にはセンターの消費生活相談員も同席します。以前は、年間26回×6枠が有効利用されていない状態でした。本所では



は予約で一杯なのに支所では枠が余っているケースや、支所の相談日よりも本所の相談日の方が近いケースなどで相談枠を有効利用するために令和5年度の途中からオンライン法律相談を導入することにしました。現在は、直接面談相談とオンライン法律相談のハイブリッド方式で実施しています。オンライン法律相談の場合は、本所、都城支所、延岡支所のいずれか2カ所（又は3カ所）をオンライン（Teams）で接続して実施しています。モニターは42インチのものを使用しています。

（例1）弁護士 - 本所、相談者 - 都城支所、センター職員 - 都城支所

（例2）弁護士 - 本所、相談者 - 延岡支所、センター職員 - 本所

(例3) 弁護士 - 本所、相談者 - 本所、センター職員 - 延岡支所
オンライン法律相談を導入した結果、相談回数も相談件数も顕著に増加しました。

令和4年度 17回実施 相談件数42件

令和5年度 23回実施 相談件数50件(年度途中でオンライン導入)

令和6年度 23回実施 相談件数82件(オンライン導入)

3 熊本県弁護士会のオンライン法律相談の紹介

谷口：続きまして、岡部さん、熊本県弁護士会で実施しているオンライン法律相談についてご紹介ください。

岡部：熊本県弁護士会ではLINEのビデオ通話機能を使ってオンライン法律相談を実施しています。弁護士が法律相談センターに出向き、相談者は例えば自宅から端末を使用して法律相談を受ける、という方式です。正式運用開始したのは令和5年3月です。オンライン法律相談を導入した理由としては、新型コロナ禍に伴う非対面型相談のニーズが高まったことにあります。



また、当時の熊本県弁護士会会長が法律相談センターの委員を長く務められていたことや、近年の災害（地震（平成28年）、水害（令和2年））の発生により弁護士会が新たな法律相談制度を創設することに慣れていて、躊躇がなかったこともあるのではないかと思います。もっとも、現在では新型コロナ禍に対する移動制限等が解除されたこともあり、相談件数は低調です。オンライン法律相談の利用件数は、令和5年度11件、令和6年度13件となっています。この結果は、予約システムが複雑（クレジット決済と統合した複雑な予約システム）であるという固有の問題も大きく影響している

ると思われます。

4 オンライン法律相談を巡る議論状況

谷口：岡部さん、オンライン法律相談について、日弁連ではどのような議論状況にあるのか、あるいはどのような方向性で議論をしているのかをご紹介ください。

岡部：日弁連では、基本的には直接面談相談が原則であるというスタンスです。そして、どういったときにオンライン法律相談が設置されるのかという観点から次の3つの方向性を区別して議論されているように思います。まず、①必要性が高いときです。例えば、新型コロナ化などで直接面談相談の実施自体が困難になったような場合に、住民へのリーガルサービスを補充するという方向性です。次に、②アクセス障害のある住民へのアウトリーチです。例えば、子育て中、介護中、入院中、施設入所中などで外出ができない、外出を控えたいというような住民へのリーガルサービスを拡充するという方向性です。そして、③相談件数の増加対策です。これは弁護士の業務対策ということです。新しいツールを使って業務を拡充していくという方向性です。この3つの方向性で議論されているように思います。

オンライン法律相談のメリット・デメリットの議論をする際に、デメリットを並列的に列挙してしまうと空中戦になってしまい、議論がかみ合わないということがあるので、類型を整理した方がいいと思います。各地で実施されているオンライン法律相談を類型化すると、以下の4つに整理できると思います。

(1)企画イベント型（非常設型）

まず、企画イベント型です。先ほど、持永さんからご紹介のあった「ワンストップ相談」もこれに該当しますし、沖縄弁護士会が実施している久米島でのLINEを使ったオンライン法律相談会もこれに該当します。常設ではない

いので相談料は無料とすることが多い。ただ、これを何度も続けるとなると、弁護士会会員の負担が重くなる。

(2) 委員会型（常設）

次に、委員会型です。子どもの権利委員会の委員が熱意を持って取り組んでいます。私も大阪弁護士会の子どもLINE相談に登録しております。当然、相談料は無料です。

(3) 常設型（法律相談センター）

そして、常設型ですね。これが大阪弁護士会や熊本県弁護士会が実施しているもので、常設の法律相談の一つの相談枠としてオンライン法律相談を常設するものです。常設型になると、相談予約を受け付ける事務局機能が必要になります。予約システムを取り込むのに相当な費用がかかります。無料で続けるわけにはいかないので、有料相談に対応するためにオンライン決済も必要となります。

(4) 委託契約型（常設）

4つめは、委託契約型です。これは費用は自治体から弁護士又は弁護士会に支払われるが、利用者の相談料は無料です。持永さんからご紹介のあった「ワンストップ相談」や村岡さんからご紹介のあった県消費生活センターの弁護士無料相談はこれに該当します。

このような類型を意識した上で、メリット・デメリットを整理していく方が議論がしやすくなるのではないかと思います。

もう一つだけ、アクセスのお話をとおきます。先ほど、オンライン相談が実施される3つの方向性をお話しました。②アクセス障害のある住民へのアウトリーチという方向性で、弁護士へのアクセスの距離がどれくらいあるかというところを測っていくと、ただ、このアクセスの問題は、持永さんの「ワンストップ相談」をお聞きした時に思ったのですが、アクセスというのは司法からの距離だけではなく、アクセスの時期の問題も考えなくてはいけない

のかなあと思います。いつまでも、弁護士は危機介入的介入、もうおしりに火がついてホントにものすごい覚悟で高い敷居をまたいで弁護士に相談しにくるというお話をよく聞きます。いつまでも、我慢の限界に達してしまったときのためだけの相談をしていてはいけない。予防的に、もっと早く介入するべきではないかという観点からも、気軽に相談できるオンライン法律相談が有効になるのではないかと思っています。さらにセーフティネットとして、本当に限界の人が藁をもつかむ思いで一つのメールを送るというような相談制度、行政、県は、LINEのシステムを使ってそういう制度を立ち上げるのが上手だなあと思います。弁護士会もそういうところを取り入れて、そういう方々に寄り添っていければいいなあと思います。

5 オンライン法律相談のデメリット

谷口：今回、宮崎県弁護士会の会員アンケートを実施しました。「自治体等における住民向けオンライン法律相談制度」の新設に関する会員アンケートです。その回答の中で、オンライン法律相談のデメリットとして一番多かったのが、相談内容の質という点でした。この点について、ご意見をお願いします。

小林：オンライン法律相談の質が、直接面談相談と比較してよくないという点については争いはないと思います。直接面談相談の方が相談者の表情とか挙動がよく分かりますし、やはり、気持ちが伝わり易い。先ほどモニターの話がありましたが、やはりモニターだとどうしても、人っていう感じがしない。ただ、弁護士と直接面談相談をする際に職員がついていると、相談者は弁護士的眼光が怖いから、ずっと下を見ていることがあります。ところがオンラインだと弁護士的眼光が怖くないから弁護士



の方を見れるっていう話をオンライン法律相談のメリットとして挙げられるのを聞いて、なるほどそういうこともあるのか、とは思いましたね。オンライン法律相談は前捌き相談としてはいいのかなあと思ったりもしますが、それは人間関係が希薄だからということにも同時につながる話で、一つの視点だなあとは思います。

意外と見落とされているのは、皆さん、委員会等のオンライン会議に出てらっしゃると思いますが、自分が疑問をもったときに、なかなか手を挙げられないですよね。なんか、会場の雰囲気を壊しちゃいけないんじゃないかなあって遠慮してしまって、つい言えなくなるということがどうしてもある。オンラインでやっていると、そういう細かい話は「まあいつか」という風に思ってしまって、後で聞き返すということができなくなってしまうこともあります。あと、資料の原本が確認できないとか当然かなあと思います。あと債務整理相談を念頭において話をしますが、通常の法律相談だと、契約書の成立の真正とか印影の状態とか見ようつたって、なかなか画面じゃ確認できません。

谷口：小林さんのご意見の中で、オンライン法律相談だと気持ちが伝わりにくい、あるいは相談者が遠慮する場合があるんじゃないかな、ということが出てきました。持永さん、県の「ワンストップ相談」でも相談者からそのようなご意見が寄せられましたか？

持永：相談会の現場で使用しているモニターは小さいサイズのものだったので、専門家と相談者が、お互いの表情を確認できていたかどうかは分かりません。しかしながら、それぞれのやり取りの中で、何かしら心理的な障壁があって、言いにくいとか、そういった報告は特に受けておりません。

谷口：村岡さん、県消費生活センターで実施している相談者からオンライン法律相談だと気持ちが伝わりにくい、あるいは相談者が遠慮するといったご意見が寄せられたということはありましたか？

村岡：私の印象では、そういう方はあまりいらっしゃらないかなあ。相談者の方が自分から弁護士にいろんな意見を聞きたい、アドバイスをもらいたいという積極的な人であれば、オンラインであろうと対面であろうと全然違和感なく自分からガンガン質問するという相談者もいらっしゃいます。相談者の中で、自分の思い通りになつてないアドバイスをもらった時なんかに黙りこくつちやつたり、そういう相談者の方はないと、・・・うへん、やり辛いかなあ？っていう印象を今のところ感じています。

6 ②アクセス障害の問題と③相談件数の増加対策との区別

小林：先ほどの基調報告で、オンライン法律相談を規制するのは例外であるという説明がありまして、規則上は確かにそのとおりなんですけど、我々の実務の実態からいうと、やっぱり直接面談相談が原則だと思います。やはり質的したことから言うと、直接面談相談の方がよいわけですから、そっちを原則にすべきだと思います。オンラインがもし標準になつてしまうと、そっちが基本になつてしまうと、我々としては、どうでしょう、心が緩くなっていくんじゃないかということを懸念しています。オンラインの裁判が導入されたときに、多くの人が、まあ近くに裁判所があるんだから、オンラインを使わずに裁判所に行きますよ、って言っていた人が多かったです。ある先生が、アンケートで「近いんだから裁判所に行けばいいじゃないか」という回答されたのをよく覚えているが、今ではその先生は期日には毎回オンラインで出席している。ということでオンラインが原則になると、我々の意識が下がってしまうんじゃないかなと懸念します。私が最大のデメリットだと考えるのはここだと思います。

谷口：オンライン法律相談を導入すると、いつかそれが原則になつてしまうのはよろしくない。そして、そのきっかけになり得る以上は、自治体等でもオンライン法律相談はやらない方がよい、そういうご意見ですか？

小林：だから、オンラインが常に許容されるという風潮ができると、そちらが標準化されるんじゃないかな、ということです。

谷口：オンライン法律相談が標準化されると、弁護士の意識が下がり、ひいては将来、依頼者が困ることになる、というご意見ですね。

小林：まあそうですね。

谷口：岡部さん、この点についてご意見はいかがですか？

岡部：まずですね、小林先生のデメリットのお話ですけど、これが標準化されてきたときということ、これはT e a m s の発展によって劇的に弁護士の期日の在り方、日常がガラリと変わったので杞憂ではないというか、やはり意識しなければいけない点だと思っています。

ただ、「自治体等における住民向けオンライン法律相談制度」の新設というのは、先ほどお話ししたオンライン法律相談が設けられる理由・方向性のうち2番目の②アクセス障害のある人たちにアクセスの機会を提供する必要性の問題ですよね。アクセス障害があって法律相談を受ける機会すら十分満足に得られていない方々に、どう機会を増やしていくかという議論においては、オンライン法律相談は、ある程度積極的に考えられると思います。もっと「ワンストップ相談」を増やして、もっと県消費生活センターの相談のコマ数を増やして、もっと宮崎県の先生方が市民の相談を受けられる機会を増やして、という一助になれば、ということではオンライン相談はある程度積極的に考えられる。もちろん、オンラインだけで面談をして、いい加減な債務整理をするような事案というのは、本当に目に余ります。個人的には、いわゆる「会わざ弁護士」という問題は本当に深刻だと思っておりまして、私たちは、その人たちよりも早く相談の機会を提供してあげて、良からぬ仕事をする弁護士にたどり着く前に「よかったねえ、県の人たちが相談の機会を設けてくれて、宮崎県の先生に相談できてよかったね。」とか、そういう件数を増やしていきたいと思っているところです。

だから、3つ目の類型の③相談件数の増加対策として業務拡大のためにオンライン法律相談を実施していく人たちの規制というのは、別枠で考えた方がいいと思います。やはり、弁護士会が規制を行って、いい加減な、オンラインだけで済ますような仕事は弁護士としてあるべき姿ではないよ、という形で、同時並行で動いていかなければいけないと強く感じたところあります。

谷口：前提として、法律相談を受ける機会が与えられていない住民の方々もいる。

そういう方々に法律相談の機会を提供するという②アクセス障害のある人たちにアクセスの機会を提供する必要性という方向性で考えるときには、オンライン法律相談はある程度積極的に考えられる。他方、オンライン法律相談を、③相談件数の増加対策、つまり業務の拡張という方向性で考えるときには弊害が生じるおそれがあるため、それは業務に対する規制で対応すべきだというご意見ですね。

7 債務整理事件処理の規律に関する規程

谷口：この点に関連して、小林さんが、日弁連の債務整理事件処理の規律に関する規程について、ご意見があるということですので、どうぞお話しください。

小林：資料に債務整理事件処理の規律に関する規程というのがあります。これは弁護士に対する規制です。債務整理事件というのは、いわゆる過払金請求事件を含みませんが、借金が絡む相談・事件については債務整理事件にあたる。そして、債務整理事件については面談をしなきやいかんと。同規程第3条1項但書「ただし、面談することに困難な特段の事情があるときは、当該事情がやんだ後速やかに、自ら面談をして、次に掲げる事項を聴取することで足りる。」とあって、例外にあたる場合でも面談しなくていいのではない。例外事由が解消されたら面談しなければならない。そして「困難な特段の事情があるとき」というのが、「面談を要求する理由を犠牲にしても、面談せずに受任することが当該債務者の利益に適うと認められる特段・特別な事情が

あること」が必要とされています。要は、個別の事案に応じて、どうしてもオンラインで受任しなければならない事情があるか。オンライン法律相談では質がよくないというのは争いのないところだが、そういうデメリットを考慮してもなお必要性がある、そういう事情が必要である。例外は非常に厳しく定められております。例外を広げると悪用されるんですよ。オンライン相談を1ヵ所でも解禁すると、大きな弊害があります。いわゆる大量広告系の面談義務を軽んじる弁護士や司法書士に関しては、たぶん、皆さん一致して何とかしなきゃいかんと思ってはいると思っています。

谷口：今の小林さんのご意見は、日弁連の「債務整理事件処理の規律に関する規程」に関するもので、しかもこれは法律相談を受ける場面ではなく「受任するに当たって」という場面での規制ですので、自治体等で実施している法律相談にオンライン法律相談を導入するのはどうか、という議論とはちょっとズレているものだと考えています。先ほどの岡部さんの分類でいうと、③相談件数の増加対策、つまり業務の拡張という方向性でのオンライン法律相談の活用に対する弁護士会側の規制についてのご意見だと整理できると思います。

8 災害時の備えとしてのオンライン法律相談

谷口：岡部さん。熊本では、平成28年に熊本地震、令和2年には豪雨災害に見舞われましたが、災害時の対応や災害時の備えという観点からオンライン法律相談についてご意見をお願いします。

岡部：災害のときには法律相談が不可欠のものになってくると思っております。熊本地震は、熊本市内はかなりの被害を受けて、その周辺地域である益城町というのが一番激震で震度7というところだったんですね。そして、阿蘇地域、南阿蘇地域でも、法律相談センターがストップしました。市役所、区役所で実施されていた全ての自治体相談、何十件という相談がストップしました。数日間は法律相談どころではないでしょうが、同時に自然災害債務整理ガイ

ドラインとか、3.11以後に作られた制度が実際にここで初めて実働しますと、いうようなニーズも当初から高まってくる。その中で、熊本県弁護士会では「弁護士会ニュース」っていう、いろんな相談制度についての瓦版みたいなものを配りました。一か月くらいは、ゴチャゴチャしているのでなかなか厳しいんですが、そのうち法律相談センターも復旧し、市役所の相談も早期に復活しました。それとともに相談枠を増やして欲しいという要望があり、合計の相談枠は倍増くらいになったと思います。災害用の相談日を新設して、ものすごい回転数で法律相談を実施しました。そのときに、弁護士側も「被災者の方に役に立てるんだなあ」という実感もありましたし、会員たちも自分たちも被災者なんですが積極的に参加してくれました。そんなときですね、例えば、益城町には法律相談センターがなく、委託相談もなかったんですよね。ですから、そういうところには出張相談会を実施しました。法テラスの相談援助を利用するためには指定相談場所になつていなければいけないですね。市役所や法律相談センターはもともと指定相談場所なので、当然のように法テラスの相談援助が使えますし、被災後1年間は資力要件を問わない法律相談援助が利用できます。そのときに「法律相談センターがあつてよかったです」と思いました。もともと委託相談をやってくれていた自治体は、法律相談のニーズがあるというのが分かっているので話が早いんですが、委託相談をやっていない自治体では法律相談のニーズを把握していないため、3か月くらいは場所がない、職員も割けない、ということで、こちらから連絡をしても「必要ありません」という話になつたんです。でも、やはり3か月くらい経つてから、紛争が具体化していく、弁護士に相談しなければいけないということになつたときに、やはり、それまで接点のなかつた自治体とかでは、かなり後手に回つたというか、遅くなつてしまつたというのがありました。なので、法律相談は社会インフラだと思います。そして、当初は、会員も必死になって各地に飛び回っていましたが、半年過ぎて、一年過

ぎたとき、やっぱり、キツいというか、逆に若手の会員にそこまで無理を強いていいのだろうか？と、執行部もどこかで止めなきやいけないと、何でもかんでも引き受けはだめだよ、と考えたようです。災害弁護士の分野ではそのあとケースマネジメント、もっと内に入っていく活動というのが本当は想定されるんですが、そこまで辿り着かなかつたですね。そのときに、無数に行つた出張相談は、「iPad一つ回していけば、ある程度任せたんじやないか」と思うところがあります。42インチのモニターでっていう話を聞いたときに、凄いなっていうか、それくらいの画面で、対面でお話しできたら、行けないところにももっと相談会を企画できたんじやないかなとかですね、あのときオンライン法律相談のノウハウがあれば、法テラスの相談援助もオンライン法律相談に拡充されたので、もっと会員の負担を少なく、もつと継続して、被災者の方に寄り添えたんだろうと思うんですよね。だから、オンライン法律相談は災害時には使えると今は思っています。水害の時にはですね、法律相談センターもかなり深く被害を受けて復旧できなかつたので、人吉の弁護士の先生の事務所の駐車場にプレハブを建てました。そこを拠点に瓦版のようなものを配布したり、出張相談の拠点にしたりしましたが、オンライン法律相談をもっと上手に使えたらって今は思っています。

谷口：小林さん、この点についてご意見をお願いします。

小林：災害に関して、オンライン法律相談が有効だということはよくわかります。

私はオンラインを全否定しているわけではなくて、特段の事情があればいいと考えています。

谷口：持永さん、この点について、ご意見又はご感想をお願いします。

持永：災害時に關しましては、もちろん我々行政としても、危機管理の場面で、非常に様々な方面で対応していかなきやいけないというところがございます。今、私は福祉の分野に携わっておりますが、高齢者とか障がい者といった方々のこととも視野に入れながら対応していく必要がございます。一方で、高

齢者や障がい者に限らず、被災者の皆さんは様々なお困りごとを抱えていらっしゃるというところは、確かに間違いないなというところはございます。そういった意味で、先ほど、岡部さんがおっしゃっておられた点は、非常に重要な視点だと感じております。一方で、公的な相談機関については、都市部の方は受け皿はあるものの、地方部ではそういった受け皿がない、そもそも受けるノウハウもないため、そもそも被災された住民の方々が相談できないというところもあったりします。そういった意味合いで、県の方で実施しているオンライン相談会等でも、市町村の職員と少しでもノウハウを共有することも重要なのだという点を改めて実感したところです。非常によいご提言をいただいたと思っております。ありがとうございました。

谷口：村岡さん、この点について、ご意見又はご感想をお願いします。

村岡：県の組織なので、災害が起こったときにどう対応するかBCPマニュアルが作られているんですけれども、それが本当に消費生活センターで機能するのかどうかっていうところがですね、実証したことないので、自分たちが被災した時にまず、相談を受けるところにまずたどり着けないだろうなっていうのが、どうするんだろうというのがですね、また再検討したい、やらないといけないんだろうなって思っているところです。

9 広報について

谷口：弁護士会で実施しているオンライン法律相談がそれほど広がりを見せていない理由の一つとして広報の問題が指摘されているところです。持永さん、広報について、県の取り組みをご紹介ください。

持永：相談会、直接面談形式、オンライン相談形式とともに、やっぱり訴求効果を考えるとテレビCMとかがいいかなということで、自殺対策一般の広報予算を使ってテレビCMを行ったというところが一つございます。あと、県の事業ではあるものの、やはりそれぞれの地域の住民の方にも来ていただく趣旨も

ございますので、市町村の方にもお願ひして、各市町村の広報誌とか回覧板を等を使って相談会のご案内をしていただくようご協力いただきております。実際、「CMとかチラシを見て来ました」、という相談者も多く、県としても、市町村のご協力をいただかないとこの事業は成り立たないなというところを実感しています。そのほか、県では、インターネットのポータルサイトを開設しております。「ひなたこころサポート」というキーワードで検索してもらえば、自殺対策の様々な相談窓口が載っているページがございます。こちらのページにつきましては、例えば弁護士会の方で相談会やりますとか、各種相談会に関して、ご相談いただければサイトに掲載できるような形のご案内もできますので、もし、よろしければ、一緒に勉強しながら、広報できるといいなあと思っています。よろしくお願ひいたします。

谷口：村岡さん、県消費生活センターでの広報の取り組みについてご紹介ください。

村岡：県消費生活センターでは、無料弁護士相談会について積極的に広報しているということはないですね。通常の相談対応の中で、法律専門家の方に相談したほうがいいとなったときに、県消費生活センターで実施している無料弁護士相談会を、タイミングが合えば勧めますし、タイミングが合わなければ違う無料弁護士相談会を案内するということにしております。

谷口：岡部さん、熊本県弁護士会での広報の取り組みについてご紹介ください。

岡部：この点に関してはですね、熊本県弁護士会は大惨敗というか、本当に困っているところです。広報をかけようとすると、かかる費用が、弁護士会単位の予算だと全然足りないという悩ましい問題があります。熊本県弁護士会では2年くらい前までは、対外広報PTという対外広報に力を入れる専門の機関があったんですが、今は廃止になっています。どの単位会もそうなのかもしれませんのが、熊本県弁護士会は、今、広報については、少し緊縮的に見直しを図るような時期に入っているような感じです。なかなか有効な広報手段がなく、さらに複雑な予約システムを導入したことも相まって年間13件とい

う状況です。今日は行政の方々から弁護士を頼りにしてくださっているお話をお聞きして、エネルギーを少し充填しながら、熊本に帰って行こうというような感じになっています。もしかしたら、弁護士会がもっと信頼を得て行けば、行政の方々が口コミで法律相談センターもあるよって言ってくれるようになるのかなとは思うんですが、やはり組織的に法テラスの圧倒的な存在感というか、経済力というか、システム構築力、桁違いの予算、あれには勝てないというところがあります。地道にこういう一人ひとりの職員さんが困っている人を見つけたときに、弁護士会に相談してみたらいいんじゃない、っていってもらえるように地道にやるとともに、本当に有効な広報手段を考えないといけないなと思っています。

谷口：小林さん、この点についてご意見をお願いします。

小林：弁護士会としての広報は、岡部さんと同じ受け止めをしておりまして、非常にお金がかかると。だいぶ前ですけど、多重債務と交通事故について宮崎県弁護士会がCMを作ったかと思うんですけど、あれもすごいお金がかかりました。そのときは相談者も来ていましたけど、結局、それで終わっちゃったという。本当にCMはお金がかかる。あとはインターネットですね、SNSを使った広告っていうのはどうかなと思います。某知事とか某政党とかもSNS戦略を使って話題になっていましたし、安価に利用できるというところがあつて、そういう方面っていうのを研究できないかなって思います。やっぱりテレビは高いし、新聞だって高いですよね、はたしてそれだけお金をかけて効果があるのかっていう、何と言いましょうか、今日はとても参考になるデータをいただいたんですけど、本当に難しい問題だなって思っています。

谷口：やはり、弁護士会だけで広報をやっていくっていうのは難しいということがよく分かると思います。お金もそうですし、人的資本もそれほどでもない弁護士会としては、県や市町村と連携していくというのが広報戦略の方向性としては第一歩になるんじゃないかなあと今日のお話を聞きして思いました。

10 会場参加者からの質問

質問1：九弁連の法律相談事業に関する連絡協議会の中で長崎県五島で実施しているオンライン法律相談についてどのように評価されていますか？

岡部：九弁連では五島（新上五島町）の取り組みを把握していませんでした。私がこの分野で、LC関係で少し光が見えるのは、ニーズを感じていただける市町村、行政が委託契約を増やしてくれるのではないかと希望を感じたことです。弁護士を市町村に派遣する形の相談制度をするときに、やっぱり、弁護士がその市町村に出向かなければならぬ、というハードルがあります。そして、熊本では、会員がなかなか周辺地域の相談制度の名簿に登録してくれなくなっているという現状があり、九弁連にも報告しています。そんな中、こういう風に委託をうまく使って、そしてさらに、オンラインを活用したりとか、すると、相談者は無料、弁護士の方も有償というか対価を得られるという形は、非常に良いと思います。予約受付を市町村がしてくれれば、さらによいと思います。この話を長崎の先生にご報告を促す形でアップしていましたくといいんじゃないかなと思うくらい、とてもよいトピックとして今回伺ったところです。

質問2：日弁連のLCでの議論の中で「受任率低下のおそれ」というのがあるということですが、これはどういうことを意味して、どういう議論をされているのですか？

岡部：これが、どのいうふうに受任率が下がるという話になっているのか、ちょっと私もよく分からんんですが、たぶんアクセスの問題で、アクセスの時期を早める、つまり、危機介入的アプローチではなくて、予防的アプローチをすることで受任に至らない相談が増えるということではないかと思います。「これちょっと聞いてみたかったんだけど」という相談のニーズは結構あり

ますよね。例えば、熊本では「鶴屋」というデパートのレストラン街のど真ん中にブースを設けて相談会をやってるんですが、とても盛況なんですね。目の前に法律相談センターがあるのに、みんなが鶴屋に行く。どうやら「鶴屋で無料相談やってるよ」という口コミで広がっていったようです。ただ、そういう相談って、受任には至らないケースが多い。やっぱり「これ聞いてみたいな」ということで簡単に聞けるというところがありますので、弁護士の介入の時期、アクセスの時期が早いんですよね。そこでは、弁護士に依頼しようと決意して相談に来るケースは少なくなっているのではないかと思います。企画イベント型の法律相談会を開催したとき、受任に至ったかどうかのアンケートをすると、あまり振るわない。相談だけで終わって、受任には至らなかつたっていう結果が報告される。受任率低下のおそれというのは、たぶんそういう問題なんではないかと思っています。オンラインにしたから受任率が下がるというのは、うへん、電話相談で聞いてみたいだけの人が多かったりしますよね。法律相談センターよりも社協とかの相談に行くと、ちょっと聞いたかつただけという相談が多かったりします。そういう問題ではないかと思っています。

質問3：先ほど、オンライン相談では口が挟みにくい、質問がしにくいでないか、という意見が出ましたが、この点について熊本県弁護士会でオンライン法律相談を導入するにあたって、そのような議論があったのか？あったとすればどういう議論になったのかを教えてください。

岡部：熊本県弁護士会でそのような議論があったという話は聞いておりませんが、関連して私自身の経験をお話します。法律相談のマナーの研修って時々各県でもあると思うんですけど、LINE相談だと弁護士のマナーがよくなるような気がします。LINE相談のときは、自分の顔がずっと画面に映ってるんですよ。なので、自分の顔がムスっとしてると、「ヤバい！」と思うので、すごく笑顔になります。で、私はそこで笑顔になりすぎたせいで、その後に

受任するためのリアル相談のときに「そんな人とは思わなかった」と言われ、1回断られそうになったことがあります。LINE相談のときには、とてもよく映ってしまったようです。で、どうですかね、口をはさみにくいかどうかについてはちょっと分からなっていますが、こちらのマナーはちょっと良くなるような気がします。直接面談相談だと、すぐ、資料見せてください、とか言うじゃないですか、弁護士って。だけども、資料が見れないので聞き取りが丁寧にならざるを得ないというか、そういうところでですね、ちょっと丁寧になっているというのはありますね。だけど、会員の中にはそういうのが苦手な方がいて、急に「今日はLINE相談です」といわれても困るという意見もあります。ちょっと回答になっていないかもしれません、明確には答えにくいところです。

11 総括

谷口：今回のパネルディスカッションでは、自治体等と弁護士会が協働して実施している法律相談が住民のニーズに十分に応えられているのかという点を出発点に、今後の制度の在り方、とりわけ、「オンライン法律相談」の導入可能性とその課題に焦点を当てて議論していただきました。岡部さんの分類でいうと、②アクセス障害のある人たちに法律相談というサービスを提供するという方向性では、やはりオンライン法律相談というのは有用な方法の一つになるのではないかと思います。ただ、どういった方々に法律相談というサービスを届けるにしても、広報が必要であり、どうしても弁護士会だけで広報するのは難しいですので、自治体との連携・協力が不可欠ではないかと思います。この点について、引き続き議論し



ていく必要があるのではないかと思います。それと同時に、初回の法律相談にオンライン法律相談を導入する際の問題とその後の受任に至るまでの問題というのは、岡部さんの分類でいうと、前者が②アクセス障害の問題、後者は③相談件数の増加対策（業務拡大）の問題というふうに区別できます。そして、初回法律相談におけるオンライン法律相談の有用性やデメリットの検討と、その後のオンラインを利用した業務の規制というのは、明確に区別して議論をしていかなければならぬのではないかと感じました。いずれにせよ、オンライン法律相談はこれまでの直接面談方式による法律相談を否定するものではなく、むしろそれを補完し、より住民のニーズに応える手法として当会でも今後も自治体との協力や協議を継続して検討すべき問題ではないかと思います。

以上

「自治体等における住民向けオンライン法律相談制度」の新設に関する会員アンケート調査報告書

シンポジウム部会事務局長 谷 口 渉
同部会委員 柏 田 笙 磨

1 調査の目的と概要

本調査は「自治体等における住民向けオンライン法律相談制度」の新設案に対する会員の意見を把握するために実施した。

- ・ 調査期間：令和7年7月8日～7月25日
- ・ 調査対象：宮崎県弁護士会 全会員
- ・ 有効回答数：102名

2 調査結果（別紙1）の概要

（1）制度案への全体的な意向

制度案に対する全体的な意向としては、「賛成」、「どちらかといえば賛成」が全体の約3分の2（64.8%）を占め、導入に前向きな意見が多数を占める一方で、導入に慎重な「反対」、「どちらかといえば反対」も約2割（18.6%）となった。

また、制度への協力意思については、「積極的に協力したい」（18.6%）又は「条件や内容が合えば協力したい」（54.9%）が全体の約4分の3に迫る73.5%を占め、具体的な制度設計次第で多くの会員の協力が得られる可能性が示唆された。会員が協力する上での条件整備が重要であることが窺える。

（2）期待されるメリットと懸念されるデメリット

制度導入によって期待されるメリットとしては（複数回答可）、「特に司法過疎地域や移動が困難な住民の司法アクセス改善」（77件）が最も多く、次いで「これまで相談に繋がらなかつた住民の法的問題の早期発見・解決」（52件）、「早期の法的アドバイスによる地域住民間の紛争予防・軽減」（42件）と続き、本制度の公益的な意義が広く認識されていることがわかる。

一方で、懸念されるデメリットとしては（複数回答可）、「相談内容の質の担保」（76件）が突出して多く、非対面でのコミュニケーションによる限界を危惧する声が非常に強いことが明らかになった。次いで、「本人確認の確実性と、なりすまし等のリスク」（40件）、「自治体ごとの対応格差」（34件）が挙げられ、具体的な運用面でのリスクが懸念されている。

（3）具体的な制度設計に関する意見

制度に協力する上での条件としては（複数回答可）、「自治体側の十分な協力体制の確保」（61名）が最も多く、次いで「適切な相談料が支払われること」（43名）、「自治体と弁護士会事務局の明確な役割分担と円滑な連携体制」（41名）

が挙げられた。自治体との連携と、弁護士会による明確なルール作りが強く求められている。

また、自治体に期待する役割としては（複数回答可）、「相談予約の受付、住民と弁護士との日程調整」（85件）が最も多く、次いで「相談前の簡単な内容聴取や必要な情報の整理」（69件）、「オンライン相談時の住民への技術的サポート」（64件）と続き、弁護士が相談業務に集中できるような、自治体側の手厚いサポート体制を望む声が多数を占めた。

オンライン相談に適した相談内容については、多様な意見が寄せられたが、大きく3つの傾向が見られた。

第一に、最も多くの回答者が支持した考え方として、オンライン相談を事案の初期段階における「トリアージ（選別）」機能として位置づける活用法が挙げられる。「『初回相談』であれば分野を問わず広く適している」という意見は27件に上り、「そもそも相談分野でオンライン法律相談の適否を類型的に判断することは不可能」であるため、まずはオンラインで受け、対面相談の必要性を判断すべきだという、合理的な意見が多数を占めた。

第二に、具体的な相談分野としては、家事事件（22件）、交通事故（20件）、多重債務問題（16件）などのうち、定型的で一般的な手続きの説明に適した案件を挙げる声が多かった。

第三に、「分野ではなく事案の性質で判断すべき」という実務的な意見も22件と多く、資料の要否や事案の複雑性が重要な判断基準であると認識されている。

これとは対照的に、オンライン法律相談に不向きな内容としては、「資料・証拠の現物確認や、図面等の参照が不可欠な案件」（50件）と「事実関係が複雑、または詳細な聴取を要する案件」（47件）が突出して多く、次いで「相談者の精神状態や特性への配慮が必要な案件」（14件）が挙げられた。これらの意見は、オンライン相談の限界と、対面相談の重要性を再認識させる結果となった。

(4) 自由記述欄等に見られる主な意見の傾向

自由記述欄等には、制度のあり方に関する多様かつ示唆に富む意見が寄せられた。主な傾向は以下の通りである。（具体的なご意見は別紙2参照）

- **賛成論：**時代の潮流としてオンライン化への対応は重要であるとする意見や、相談だけでなく受任まで可能にすべきという、より積極的な活用を促す意見が見られた。
- **条件付き賛成論：**オンライン相談の役割を限定することでリスクを管理しようとする意見が複数見られた。具体的には、オンライン相談を「初回相談」に限定する提案や、司法アクセスが特に困難な地域から試験的に導入する「段階的導入」を提案する意見があった。
- **根強い反対・慎重論：**「オンラインでは信頼関係の構築が困難」といった対面原則を重視する意見が根強くあった。また、「自治体の箱に出向いてオン

ラインで相談する仕組みに、住民の現実のニーズがあるとは思われない」といった制度の有効性そのものに疑問を呈する意見や、既存の相談会が相談者数の減少に直面している実情を指摘する声も寄せられた。

- **具体的な運用への提案:** 自治体への具体的な要望として「WEB 機器と部屋の確保」や「法律相談用専用車」といった意見があった。また、住民への情報提供手段としての「広報の重要性」を指摘する意見も見られた。

3 総括

本アンケート調査の結果、会員の多くは、司法過疎地域や移動困難者の司法アクセスを改善するという本制度の公益的な意義を高く評価しており、約3分の2が導入に前向きな姿勢を示していることが明らかになった。

しかし、その一方で、相談の質の担保、本人確認の確実性、相談者との信頼関係構築、プライバシー保護といった実務上のリスクに対する懸念も根強く、制度への協力意思も、「明確な運用ガイドラインの策定」や「自治体の手厚い協力体制」といった条件が整うことを前提とする意見が過半数を占めた。

これらの結果から、自治体等におけるオンライン法律相談の導入を検討するにあたっては、自治体との関係では、より一層の協議を重ねてお互いの役割分担を明確にすると同時に、会内においては、会員が抱える懸念や制度の有効性に関する疑問を払拭するための議論を深めていく必要があると思われる。

以上

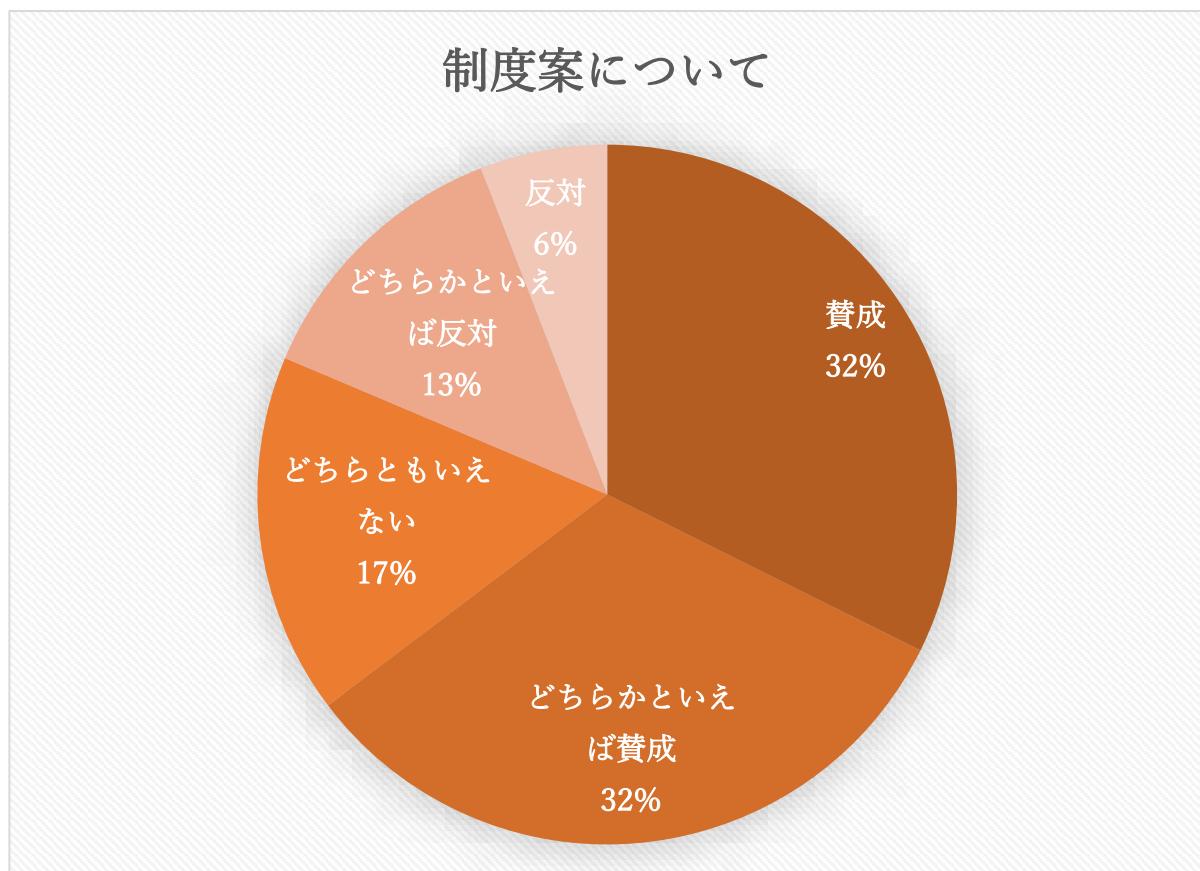
別紙1 アンケート集計・整理結果

総回答者数：102名

第1部：制度案への全体的な意向

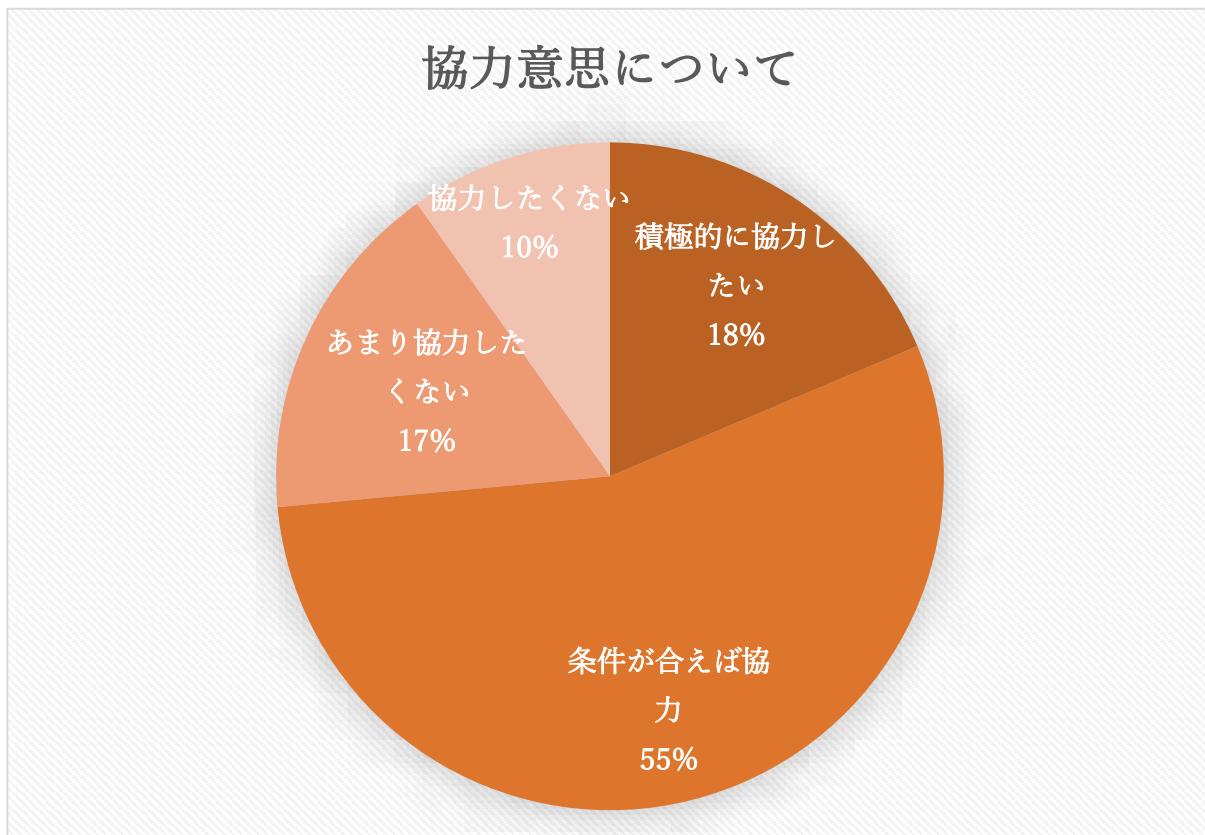
1. 制度案への基本的な考え方

- 賛成: 33人 (32%)
- どちらかといえば賛成: 33人 (32%)
- どちらともいえない: 17人 (17%)
- どちらかといえば反対: 13人 (13%)
- 反対: 6人 (6%)



2. 制度への協力意思

- 条件や内容が合えば協力したい: 56 人 (55%)
- 積極的に協力したい: 19 人 (18%)
- あまり協力したくない: 17 人 (17%)
- 協力したくない: 10 人 (9.80%)



第2部：メリットとデメリットに関する認識

3. 期待できる効果・メリット（複数回答可）

- 特に司法過疎地域や移動が困難な住民の司法アクセス改善: 77 件 (38.12%)
- これまで相談に繋がらなかった住民の法的問題の早期発見・解決: 52 件 (25.74%)
- 早期の法的アドバイスによる地域住民間の紛争予防・軽減: 41 件 (20.30%)
- 弁護士及び弁護士会の認知度向上と、地域社会へのより一層の貢献: 21 件 (10.40%)
- 弁護士の移動負担軽減、移動時間の有効活用: 6 件 (3.00%)
- 特になし。: 2 件 (1.00%)
- いずれの効果も期待しない。デメリットの方が大きい。: 2 件 (1.00%)
- 弁護士の市場競争の活性化: 1 件 (0.50%)

4. 懸念されるデメリット・リスク（複数回答可）

- 相談内容の質の担保(対面であれば感じ取れるはずの機微なニュアンスや相談者の真意を汲み取りにくい、対面と比較して画面越しでは信頼関係構築が困難になりやすい、証拠資料の確認や聞き取りが困難、通信障害などオンライン特有の限界等): 76 件 (36.19%)
- 相談者の本人確認の確実性と、なりすまし等のリスク: 40 件 (19.05%)
- 自治体ごとの対応格差(提供できる設備、職員のスキル、相談環境等): 34 件 (16.19%)
- 問題発生時の責任の所在の曖昧さ(弁護士会、自治体、担当弁護士間): 19 件 (9.05%)
- 相談者のプライバシー保護(自治体が用意する相談場所の環境等): 19 件 (9.05%)
- 特定の弁護士に相談が偏る可能性(名簿登録者が少ない等): 9 件 (4.29%)
- 上記のリスクは、いずれも回避可能なもので、杞憂と考えます。: 1 件 (0.48%)
- 民事訴訟の IT 化のように、ウェブ相談が原則になり、直接面談による相談が消滅する。: 1 件 (0.48%)
- 方言の聞き取り難さ生じるのでは。: 1 件 (0.48%)
- 録音録画による弁護士業務妨害の懸念: 1 件 (0.48%)
- 相談だけ行われて、必要な受任がされない(たらい回し)。自治体が、費用を払わなくてよい弁護士に相談を直接依頼するようになり、弁護士会による法律相談業務が縮小する。非弁関係者による悪用についても懸念しておく必要あり。: 1 件 (0.48%)
- 県外の法律事務所が無料・格安で引き受け事件受任に繋げ、県内弁護士の経済基盤の脆弱化と消費者被害を広げるおそれ: 1 件 (0.48%)
- 対面相談とそう変わらないと思う: 1 件 (0.48%)
- 他の地域の住民からの相談予約の増加により、その地域の住民の予約が困難になる可能性: 1 件 (0.48%)
- 相談時間を延長してしまう相談の場合に、対面の場合は行政職員が知らせてくれるがオンラインの場合それが困難ではないか。: 1 件 (0.48%)
- 各事務所での面談による法律相談の減少(直接面談相談の方が「望ましい」ものではある): 1 件 (0.48%)
- 途中で通信不能となった場合の対処が困難。: 1 件 (0.48%)
- オンラインは接続時のトラブルが非常に多く、オンライン相談ができると約束をしておきながら、相談の実施ができなかった場合にクレームにつながる懸念: 1 件 (0.48%)
- 遠距離での相談が予想されるが、受任が必要と思われる場合に受任が可能かどうか。: 1 件 (0.48%)

第3部：具体的な制度設計に関する意見

5. 協力する上での条件（複数回答可。上位抜粋）

- 自治体側の十分な協力体制(相談場所、機材、現地サポート人員など)の確保: 61 件
- 適切な相談料が支払われること(自治体等からの相談料等): 43 件

- ・自治体と弁護士会事務局の明確な役割分担と円滑な連携体制(情報共有、事前準備等)が確立されていること:41件
- ・明確な運用ガイドライン(責任範囲、禁止事項など)の策定:33件
- ・対応可能な曜日や時間帯を事前に登録・調整できること:33件
- ・相談時の録音・録画に関する明確なルール(原則禁止、例外的な場合の条件など)を定める:30件
- ・オンライン相談で対応可能な事件類型や相談内容を限定する:25件
- ・1回あたりの相談時間が十分に確保されること(例:接続等のバッファーを要する可能性があるが相談自体は最低30分を確保したい。):21件
- ・住民側の個別のニーズ(多様な背景、感情面への配慮等)と担当弁護士側の得意分野のマッチングシステムやサポートがあること:5件
- ・その他:1件

6. 自治体に期待する役割 (複数回答可)

- ・相談予約の受付、住民と弁護士との日程調整:85件(29.01%)
- ・相談前の簡単な内容聴取や必要な情報の整理(弁護士会への事前伝達):69件(23.55%)
- ・オンライン相談時の住民への技術的サポート(機器操作補助等):64件(21.84%)
- ・相談場所(個室等)およびオンライン接続機材の提供のみ:46件(15.70%)
- ・相談後のフォローアップ(弁護士への再相談の案内、関係機関への紹介等):22件(7.51%)
- ・その他(個別の回答):6件(2.05%)

7. オンライン法律相談が適している相談分野 (複数回答可)

1. 相談種別による適否はないという意見:14件
2. 「初回相談」であれば、分野を問わず広く適しているという意見(「初回相談ならOK」「分野を問わず初回は受けるべき」「対面相談の選別として」等の趣旨的回答):27件
3. 定型的・一般的な相談に適しているという意見
 - ・家事事件(相続・離婚など):22件
 - ・交通事故:20件
 - ・多重債務問題:16件
 - ・その他、一般的な手続き・法制度の説明など:15件
 - ・消費者問題(クーリングオフ等):1件
 - ・LGBT問題:1件
4. 分野ではなく「事案の性質」で判断すべきという意見(「資料が少ない案件」「事実関係が複雑でないもの」「助言のみで終了することが予想される事案」):22件
5. オンライン法律相談そのものに懐疑的・消極的な意見(「わからない」を含む):5件

8. オンライン法律相談には不向きな相談分野 (複数回答可)

- ・資料・証拠の現物確認や、図面等の参照が不可欠な案件:50件

- **事実関係が複雑、または詳細な聴取を要する案件:47 件**
 - **相談者の精神状態や特性への配慮が必要な案件:14 件**
 - **受任や訴訟移行の可能性が高い案件:5 件**
 - **分野や内容で一律に判断は困難、または不向きなものはないとする意見:18 件**
-

第4部：回答者の属性

9. 修習期

- **~40 期台: 12 人 (11.76%)**
- **50 期台: 20 人 (19.61%)**
- **60 期台: 58 人 (56.86%)**
- **70 期台: 12 人 (11.76%)**

10. 事務所所在地

- **宮崎市: 75 人 (73.53%)**
- **都城市: 11 人 (10.78%)**
- **延岡市: 7 人 (6.86%)**
- **日向市: 4 人 (3.92%)**
- **日南市: 2 人 (1.96%)**
- **高鍋町: 1 人 (0.98%)**
- **西都市: 1 人 (0.98%)**
- **小林市: 1 人 (0.98%)**

別紙2　自由記述欄における意見（抜粋）

【制度設計に関する提案】

- ・ 「初回法律相談ならどのような内容でもOKだと考える。」
- ・ 「オンライン相談をする市民側のメリットとして、相談会が少ない自治体において相談機会が増えることが重要と考える。現在は月に1回などと固定化されているが、自治体と弁護士会をつなぎ、平日毎日相談の機会を設け、自治体が空いた相談枠に予約ができるシステムが望ましいと考える。相談担当の弁護士は弁護士会に赴けばよく、様々な自治体からアクセスされて法律相談を受けることになるが、相談相手の場所が異なることで問題は起きないと考える（受任するかは別問題）。」
- ・ 「段階的な導入も、…有効な選択肢の一つではないかと考えております。…司法アクセスが特に困難な地域（例：椎葉村など）から試験的に導入（スマートスタート）してみてはいかがでしょうか。」
- ・ 「市町村側に『WEB』機器と部屋の確保を要請することが前提であろうが、更に、高齢者相談者が自宅で法律相談が可能になる方式（法律相談用専用車で相談者宅を訪問して、専用車にWEB機器やカメラ等が整備してあるので、その専用車に乗り込んでもらって法律相談をする方式、専用車が市町村予算で購入する）まで視野に入れて、市町村に検討してもらうことも必要だと思う。」
- ・ 「早期に、気軽に相談できるシステムであると思いますので、自治体の負担が現在（直接面談のみ）よりも重くなることはないと理解いただくことが必要かと思います」
- ・ 「相談だけでなく、受任も可能にするのが双方にとってベターと考えます。」
- ・ 「面談なしでの任意整理の受任は禁止してほしい。」
- ・ 「実施する場合、広報の仕方について色々検討、工夫する必要があるものと考えます。」
- ・ 「相談者の相談場所としては、その人の自宅等ではなく、最寄りの自治体等に来てもらい、そこの職員がサポートする形で実施する方がよいのではないかと思います。」

【制度への懸念・反対意見】

- ・ 「信頼関係構築という点で、少なくとも初回相談とオンラインは相性が悪い。」
- ・ 「自宅から電話やビデオ会議ツール等を利用して相談を受けられる仕組みならばともかく、自治体等の窓口に出向いて、相談自体はオンラインという仕組みで、現実にニーズがあるとは思われない。これに予算を投じるくらいであれば、…対面法律相談の充実化や、出張法律相談に対する自治体・弁護士会の援助を手厚くするなどした方が良いと思われる。」
- ・ 「誰のニーズでこのような制度を検討しているのでしょうか？」
- ・ 「離島などで行われているケースを一般化すべきではないと思います。むしろ、弁護士会としては、安く、手軽に依頼できることが正解ではないという

ことをアピールしていくことが重要だと思います。」

- ・「面談相談の代替ではなく、電話相談の延長として考えていただき、面談相談が減ることの内容にしていただきたい。」

【その他】

- ・「世間ではZOOM会議、弁護士も裁判所とチームスでのやりとりが中心となっている現状からすれば、オンライン相談を一切否定するのは実態に合わない。こと初回の法律相談に限定すればなおさら。」
- ・「裁判手続きもオンライン化される時代なので、相談もオンラインに対応していくことは重要だと思う。」
- ・「問題をある程度クリアできるのあれば、素晴らしい制度であると思います。」
- ・「自治体ではないですが、ある団体の相談を担当しています。コロナ以降、電話での相談となっていますが（私が相談場所に行き、相談者が電話を掛けてくる）、そこまで大きなトラブルが起きたことはありません。相談に必要な資料は事前に用意していただける場合とそうでない場合がありますが、資料がないと回答が難しい相談（例えば契約書や賃貸借契約書の文言が必要な場合）や資料を相談者と細かく確認しながらすべき相談（例えば、土地の境界などが絡む相談）などで、相談しにくいと感じたことはあります。」
- ・「日南については相談者数の激減のため、社協相談が月4回から月1回に削減され、それでも相談者が一人二人のことがあり、社協側から弁護士相談自体廃止してもよいのではといわれたことがあります、今後なくなる可能性もあると思います」

第2 寄稿・資料集

司法過疎地での日常

坂巻 道生

1 九弁連シンポジウム「もういちど住民に身近な司法を考える」にご参加された皆様、こんにちは。私は62期の坂巻道生と申します。簡単に自己紹介をします。私は平成21年12月に弁護士登録し、九弁連が設立した司法過疎地派遣のための養成事務所である福岡県の「あさかぜ基金法律事務所」で修業期間を過ごしました。今から振り返ると、あさかぜ在職時には、福岡県弁護士会をはじめ九弁連管内の心ある先輩方からの多くの薰陶を受け、実り多い日々であったと実感しています。そして、平成24年4月、宮崎県小林市の「小林ひまわり基金法律事務所」に登録替えをしました。この事務所は、日弁連、九弁連及び宮崎県弁護士会が設立した公設事務所であり、心から敬愛する初代の安里学弁護士（現沖縄弁護士会）から引き継ぎ、私が二代目にあたります。なお、私は幼少期から弁護士登録に至るまでの多くの期間を実家のある千葉県や関東地方で生活していましたが、宮崎県はおろか、九州とも全く縁がなく、小林市という地名すら聞いたことがありませんでした。その後、平成29年にこの地に定着し、現在に至っています。「サカマキさんは、どうして縁のない小林に来たのですか？」と聞かれることがあります、その都度、思いついた適当な回答をしています。旅人気質なのでしょう。登録替から早10年以上が経過し、色々あったような気もしますし、何もなかったような気もしてきます。ただ、十年一昔とも言いますので、この街も私もそれなりに変化があったのだろうと思います。月日は百代の過客なので、行きかう年もまた、旅人なのです。

2 事務所が位置する小林市には、独立簡裁である小林簡易裁判所があり、小林市、えびの市及び高原町を管轄しています。この地域は、霧島連山の麓に位置

し、温泉や湧水が噴出し、農畜産業が盛んに行われています。私も温泉で湯につかることは多々ありますが、宮崎牛やマンゴーのような高級食材については、贈答用で購入したことはありますが、自分のために購入して、食べたことはありません。管内2市1町を合わせた人口は、現在、約6万4000人ですが、平成24年当時は約7万9000人でした。数にして約1万5000人、率にして約19%の人口減少があった計算になります。人口減少に伴う地域の衰退を目の当たりにするのは、寂しいものがあります。小林簡易裁判所管内の弁護士数は現在1名です。一時期、宮崎市にある事務所の支店が小林市に設立されましたが、気が付いたら撤退していました。おそらく、儲からないのでしょうか。

3 受任する事件の種類としては、時期によって流行り廃りがありますが、現在は、破産申立や破産管財などの債務整理事件、刑事事件、離婚や相続などの家事事件、民事交通事故事件などが中心です。中でも特に件数が多いのが民事法律扶助による破産申立事件、小林警察署待機名簿終身名誉1位である国選刑事事件であり、経済的利益が望めない事件が全体の半数近くを占めています。どうやって事務所が維持できているのか自分でも不思議な限りですが、私は、地方公務員の父やクリーニング屋パート従業員の母の下、幼少期から慎ましやかな生活を送っていたので、今でもお金を使わずに生活ができているのでしょう。ここ1、2年では、東京や大阪の法律事務所や司法書士事務所に債務整理を依頼したものの中で頓挫したケースにおいて、当該弁護士や司法書士が、「地元の法テラスに連絡をして、事件を引き継いでもらってください。」と丁寧な指示をし、私の事務所を訪れる事例が増えていきます。何度も人の尻拭いをすることは愉快なものではありませんが、これも、地域に一つしかない法律事務所の宿命だと諦めています。お金には縁がなかったので、せめて、成仏できることを祈るばかりです。

4 その他、地域の活動としては、中核機関の委員、法人後見を受任する一般社団法人の理事や社協成年後見センターの運営委員、地域連携ネットワーク運営委員、行政の審議会委員等を務めています。地域の資源が限られるため、これらの組織は名前こそ異なるものの、構成員はほとんど同じだったりします。私にとってこれらの活動は、様々な職種の異なる方々と議論することができて、一人でする仕事に比べ、楽しいものです。

5 とある場所で参加者の前で話をすることがあります。数年が経ち、すっかり忘れたころに、会合参加者から紹介されたと言って、私の事務所を来訪する方がいます。私は、ネット上に氾濫する「口コミ」は一切信用していませんが、顔の見える関係でつながる「口コミ」は力強いものであると感じました。それは、弁護士が行うどんな広告にも勝るものです。ただし、その「口コミ」は悪い内容での伝播にも繋がります。まさに制御不能な諸刃の剣です。事務所が設立されて15年以上が経過しますが、「小林に弁護士さんがいるなんて知らなかったよ。」と言われ、私の力不足を感じます。これまで以上に地域の中で顔の見える関係を築き、自分の役割を果たしていきたいと思います。

6 依頼者や相談者のなかには、特に高齢者の方など、他の事務所にアクセスすることが困難な方もたくさんおられます。先に、「儲からない」という話を書きましたが、私の事務所がなかったら泣き寝入りしていたかもしれない方が、事件が解決して笑顔で帰っていかれる姿を見ると、心の底から「ここに来てよかったです。」と思えます。

日常生活の面でも、全く不便はなくとても暮らしやすいです。どの飲食店に行っても安くおいしく、ついつい食べ過ぎてしまいます。周りの方も親切な方ばかりです。今では、地元小林高校駅伝部の活躍を熱烈応援するようになりました。

以上、地域の紹介と慎ましやかな私の日常の紹介でした。



宮崎県小林市による「お肉のフリー素材サイト oniku images コンテンツ」から転載

(資料1) 弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言（名古屋宣言）

第47回定期総会・弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言

▶ 1990年代の次の項目へ

～弁護士過疎・偏在の解消と法律相談体制の確立をめざして

日本弁護士連合会は、過去3度にわたり、総会において司法改革に関する宣言を採択し、市民にとって利用しやすい、開かれた司法をめざして、司法改革に取組んできた。特に、一昨年の第45回定期総会の「司法改革に関する宣言（その3）」においては、全国どこにでも身近なところに弁護士が存在し、市民が適切で迅速な権利の実現を得られるような体制を整備することを目標の一つに掲げ、弁護士の偏在問題の解消に向けて努力することを宣言した。その結果、昨年9月、関係諸団体の協力を得て島根県内に石見法律相談センターが開設されたほか、他の地域での取組みも始まっており、一定の前進を見ている。

しかしながら、今なお、全国の地方裁判所・家庭裁判所の支部管轄区域において法律事務所が全くないか、または1か所しかない、いわゆる0～1地域は極めて多数に及んでおり、弁護士の過疎・偏在は厳然として存在している。

当連合会は、司法改革の一環として、被疑者国公選弁護制度の創設、法律扶助制度の抜本的改革、法律相談事業の全国的展開・拡充などに取組んでいるが、これら諸施策の実現のためにも、弁護士過疎・偏在を解消し、全国各地域に弁護士が存在するような体制を主体的に整備することが必要であると考える。

よって、当連合会は、弁護士過疎・偏在問題の解決のために全力をあげて取組むことを決意するとともに、当面の措置として5年以内に、いわゆる0～1地域を中心として緊急に対策を講すべき弁護士過疎地域に法律相談センターを設置するなど、市民が容易に弁護士に相談し、依頼することができる体制を確立するよう最善を尽くす。

以上のとおり宣言する。

1996年（平成8年）5月24日

日本弁護士連合会

提案理由

1. 弁護士過疎・偏在が意味するもの。

弁護士の偏在問題が全国的視野で検討されたのは、1993年11月第8回日本弁護士連合会・弁護士業務対策シンポジウムである。そこで公表された「弁護士0～1マップ」（裁判所の支部はあるが、弁護士がない〈0〉

あるいは弁護士事務所は一つだけ〈1〉という地域の実態を明らかにした地図)は、マスコミからも「法の谷間」として問題提起された。

現在、全国には203か所の地方・家庭裁判所支部管轄区域があるが、このような弁護士事務所が存在しないか、一つしか存在しない、いわゆる0~1地域が78か所と全体の約4割にも及んでいる。

このことが示すように、都市部とそうでない地域との間には弁護士へのアクセスの機会一つとっても不平等が存在している。この不平等性は、市民の裁判を受ける権利(憲法第32条)や弁護人依頼権(憲法第34条)の実質的保障にもとることは明白である。したがって弁護士過疎・偏在は、法律事務の独占が認められているわれわれが主体的に取り組み、速やかに対処すべき緊急課題であって、地域を問わず市民が必要とするときは、いつでも、弁護士の助言等が得られるなど、その法的サービスの享受が受けられるようにすべきことを、弁護士側の体制として求められている。

一例をあげれば、1994年2月に法曹養成制度等改革協議会が実施した世論調査の結果では、最近10年間に何らかの法律問題を抱えたことがある人の中で弁護士、弁護士会に相談した人の割合は、都市規模別では東京都区部が33.3%であるのに対し、町村では17.1%と約2倍の開きがあり、また、地域別にみると、近畿地方が33.7%であるのに対し、中国地方が10.0%と約3倍強の開きがある。この調査結果が弁護士過疎・偏在問題を示す全てではないが、少なくとも、求められている体制に至っていないことは指摘できよう。いわゆる小単位会における人的物的体制は、市民に対し法的サービス享受の不平等を一層招来させている可能性がある。

われわれの使命は、基本的人権の擁護と社会正義の実現であり、司法の一翼を占めるものとして、その使命を果たさなければならないが、このように弁護士が偏在している状況においては、われわれが司法の一翼を担っているものと自信をもって言えるか、問題であろう。むろん、弁護士の過疎・偏在問題の原因は、多様な要因が複雑に関係しているとはいえ、求められる弁護士側の体制の確立のためには、弁護士会が指導力を発揮して、これらの問題解決にあたることが喫緊の課題であることを明示している。

2. 弁護士過疎・偏在問題に関する諸宣言・決議・提言.

この課題に関する諸宣言・決議としては、関東弁護士会連合会定期大会決議(1994年9月28日)、中国地方弁護士大会宣言(同年10月7日)、島根県弁護士会決議(同年10月7日)、中国地方弁護士大会宣言(1995年10月13日)と続き、これらの動きとともに、1994年12月26日には会員50人以下の19弁護士会で構成する小規模単位会協議会も意見書を発表した。

また、当連合会における討議でも、弁護士業務対策委員会ほかで構成する弁護士偏在問題プロジェクトチームから1995年3月20日に「弁護士偏在対策要綱」が答申され、さらに、国選弁護に関する委員会が1995年9月22日開催の第5回国選弁護シンポジウムの論議を踏まえて、同年12月19日付で被疑者国公選弁護制度の実現を視野においた「弁護士過疎地域登録援助制度(通称Jターン制度)」を、法律相談事業に関する委員会から1996年2月14日付で「法律相談体制の確立の諸施策」がそれぞれ提言されている。

これらの弁護士会内部における諸動向は、まさに弁護士過疎・偏在の解消という喫緊の課題に対して、われわれはいかに対応すべきか、その解消に向けた在り方の討議であった。

3. 実践段階に入った弁護士過疎・偏在を解消するための諸施策.

下記に掲げるこの2年余の動きをみると、弁護士過疎・偏在問題を解消するための諸施策は実践段階に入ってきたと言ってよいであろう。

1. 会員が50人以下の弁護士会が集まり、小規模模擬会議会が発足し、この問題に関する具体的な改革の途を検討していること。
2. このような問題解消のパイロット事業として、当連合会は中国地方弁護士会連合会、島根県弁護士会と協同して、島根県西部地区の浜田市に「石見法律相談センター」を開設し、地元自治体の支援もあって、これが地元市民と弁護士とのアクセスの機会を確保し、その権利擁護に役立っていること。
3. 法曹養成における改革として司法修習生の実務修習地への配属が全都道府県に広がるとともに、日弁連新聞あるいは各弁護士会誌などで全国各地の情報が提供されるようになったこと。
4. いわゆる0～1地域が多数存在する各弁護士会連合会が集まって「偏在サミット」が開催されていること。
5. 九州の離島地域での法律相談、阪神大震災における被災地住民に対する法律相談等において、地元弁護士会を超えた広域的な相互協力体制がとられるなど、弁護士過疎・偏在の補完対策がとられるようになったこと。

われわれは、現在、司法改革の諸施策として、被疑者国公選弁護制度の実現、法律扶助制度の抜本的改革、法律相談事業の全国的展開などに取り組んでいるが、これら市民にとって有意義な改革の実現のためには、速やかに弁護士過疎・偏在を解消し、全国各地域に相当数の弁護士事務所が所在するような体制が整備されることが急務であることを強く認識し、いま、過疎・偏在解消のため実践されている流れを一層早める必要がある。

4. どのような対策がとられるべきか.

さしあたって、全国各地における法律相談センター等を一層充実強化することである。すなわち、全ての弁護士過疎地域で、少なくとも週1回以上の法律相談が実施される体制を整え、民事、刑事、行政等の諸問題について、希望する市民がいつでも弁護士に相談し、または依頼して自己の権利擁護に資する体制が早急に確立される必要があり、われわれにはその責任がある。

そして、この過疎・偏在問題の根本的な解消の途が、弁護士の過疎地域への定住促進にあることから、大都市圏以外からの求人求職情報の提供システムの確立や就職、開業のための財政的な支援策等についても検討する時期にきており、また、公設法律事務所の設置、複数事務所の設置の当否など、中長期的な抜本的対策の検討も必要である。

このような弁護士過疎・偏在の解消は、各弁護士会が単独で対策を講ずることは困難である。そのため、各地の弁護士会連合会、弁護士会と協力し、司法改革の実現のための最重要課題として、弁護士過疎・偏在の解消を速

やかに実現できるように努める。当面の対策として、弁護士会が主体的に関与して、可能な限り週1回以上の法律相談を行う体制を整備し、希望する市民が弁護士に事件依頼できる法律相談センターなどを、5年以内に、いわゆる0～1地域を中心として緊急に対策を講ずべき弁護士過疎地域に設置することに最善の努力をし、また、中長期的な対策として、抜本的対策の検討を可及的速やかに提示できるよう、当連合会の組織を挙げて、これを実現させることを決意し、本宣言を提案するものである。

以上

(資料2) 司法サービスの全国展開と充実のための行動計画（第三次行動計画）

司法サービスの全国展開と充実のための行動計画

2022年（令和4年）2月17日

日本弁護士連合会

当連合会は、2012年に策定した「司法サービスの全国展開と充実のための行動計画」を踏まえ、司法サービスを更に充実させるため、今後の10年間で取り組むべき新たな行動計画を、以下のとおり定める。

1 法律事務所の設置等

- (1) 全ての地方裁判所支部管内において、弁護士ゼロワン状態を解消する。
- (2) 人口3万人以上の簡易裁判所管内及び人口3万人以上の市町村において、弁護士過疎度が高く、弁護士の需要が高いと考えられる地点から、順次、弁護士の過疎・偏在状態の解消を目指す。
- (3) (2)以外で、人口にかかわらず、弁護士に対するアクセスの不便性や地域の要望などを総合的に考慮して、法律事務所の設置の必要性が高いと判断される地域にも、法律事務所を設置する。
- (4) 地方裁判所支部管内において、女性弁護士がゼロである地域をできる限り減らし、最終的には解消するための制度設計を行い、地方裁判所支部管内における女性弁護士ゼロ地域の解消に取り組む。

2 法律相談サービス提供態勢の整備・確立

- (1) 全ての地方裁判所支部管内に、法律相談の需要等を勘案しつつ、弁護士会主催の法律相談センター（巡回型の法律相談センターを含む。）（以下「法律相談センター」という。）を設置することを原則とする。地域の実情により設置が困難な場合にも、市民の多様な法律相談ニーズに応じた代替制度（事務所待機制度、弁護士紹介制度、Web相談・電話相談等の非対面型相談制度等）を整備するよう努めることで、弁護士による1週間以内の法律相談、及び速やかな事件受任ができる態勢を確立する。
- (2) 人口3万人以上の簡易裁判所管内及び人口3万人以上の市町村において、日本司法支援センター（「以下「法テラス」という。」）、自治体（都道府県及び市町村）、社会福祉協議会、法務局、商工会議所、多文化共生総合相談ワシントップセンター等の機関・団体と積極的に連携し、弁護士による1週間以内の法律相談、及び速やかな事件受任ができる態勢を整備する。

3 法律相談サービス等の充実

- (1) 全ての地方裁判所支部管内に、民事法律扶助の契約弁護士が2名以上常駐する態勢を整備し、かつ、全ての法律相談センターにおいて、原則として民事法律扶助による相談ができる態勢を整備する。
- (2) 人口3万人以上の簡易裁判所管内及び人口3万人以上の市町村に、民事法律扶助の契約弁護士が少なくとも1名常駐する態勢を目指し、かつ、法テラス、自治体等と連携して、民事法律扶助の事件受任ができる態勢を整備する。
- (3) 法律相談センター（代替する制度においても同じ。）において、できる限り女性弁護士の相談枠を設けるなどして、女性弁護士に対する法律相談ニーズに対応できる態勢を整備する。
- (4) 法律相談センターの利用者が、法律相談だけでなく、弁護士会主催のADRセンターなどをできる限り利用して、迅速に紛争解決が図られるような態勢を整備する。

4 刑事国選弁護事件及び少年付添事件の対応態勢の整備

- (1) 逮捕段階の公的弁護制度の実現に備え、対応態勢の確立を目指す。
- (2) 少年鑑別所に収容された少年事件全件を対象とする全面的国選付添人制度の実現に備え、対応態勢を確立する。その他の弁護士付添人の援助が必要な事件についても、全国で確実に対応できる態勢を整備する。
- (3) 刑事国選弁護事件及び少年付添事件の対応態勢の整備のため、「少年・刑事財政基金」を継続、発展させるとともに「日本弁護士連合会法律援助事業」の充実を図る。

5 犯罪被害者対応態勢の整備

犯罪被害者が、早期の段階から国費によって弁護士による支援を受ける制度（犯罪被害者法律援助事業の国費化）の実現に備え、全国で確実に対応できる態勢を整備する。

行動計画策定の経緯

当連合会は、1996年の定期総会においていわゆる「名古屋宣言」を採択した後、1999年に「日弁連ひまわり基金」（以下「ひまわり基金」という。）を設置し、2000年1月から弁護士過疎・偏在解消のための特別会費を徴収して、ひ

まわり基金による法律相談センターへの援助及びひまわり基金法律事務所（以下「公設事務所」という。）の設置を開始した（なお、現在は、特別会費の徴収は停止し、一般会計からひまわり基金へ繰入を行っている。）。

2001年5月に「司法サービスの全国展開に関する行動計画」を策定して、全国各地で法律相談センターの展開と公設事務所の設置を進めてきたが、2006年に法テラスが業務を開始し、当連合会の「弁護士過疎・偏在解消のための経済的支援」制度（以下「経済的支援制度」という。）が導入された。

このような取組の結果、弁護士過疎・偏在の解消は、2001年の段階と比較して相当程度進捗が見られたものの、いまだ弁護士・過疎偏在が解消されているという実情には至らなかったことから、2012年3月に、更に、「司法サービスの全国展開と充実のための行動計画」（以下「新行動計画」という。）を定め、今後10年間の当連合会の行動計画を策定した。

その結果、地方裁判所支部単位の弁護士ゼロワン地域は解消された後、その後再びゼロワン地域となった支部が出てくるということを繰り返しているものの、現時点ではゼロワン地域はほぼ解消されるに至っている。さらに、公設事務所と、経済的支援制度を利用して設置された法律事務所（以下「経済的支援法律事務所」という。）も加えれば、全国的に弁護士過疎・偏在地域に設置された法律事務所の数も飛躍的に増加してきている。

また、法律相談センターは、地方裁判所支部がある253か所中、2022年1月1日時点で208か所に設置され、また、残り45か所の支部のうち19か所で代替制度が整備されている。

このように、この約四半世紀にわたる弁護士過疎・偏在解消に向けた当連合会の行動によって、全国各地で弁護士を通じての司法アクセスは相当程度改善されたと言えるが、人口の高齢化などにより市民が弁護士にアクセスすることが困難な地域が存在しないと言える状況にはないこと、弁護士の絶対数が4万人以上に増えたものの、現在も登録している弁護士の約3分の2が東京や大阪、名古屋の大都市に集中していること、他方、地方や支部で登録する弁護士の数は減少し、地域住民に対する司法サービスは、質・量ともに十分とは考えられないことからすれば、いまだ弁護士過疎や弁護士の偏在状態が十分に解消されたとは言えず、今後とも当連合会が率先して市民の司法アクセスの充実に向けた行動を展開していく必要性はなお高いと言うべきである。

そして、弁護士が法律事務を独占していることからすれば、弁護士過疎や弁護士偏在状態の解消は、当連合会に課せられた重要な責務である。

そこで、新行動計画策定から10年余りが経過し、地方裁判所支部単位で弁護士

ゼロワン地域がほぼ解消された現在において、新行動計画策定時と状況が変わった点についても留意しつつ、当連合会の責務等を含めた弁護士過疎・偏在対策の総合的政策に基づき、弁護士過疎・偏在の解消に向け、当連合会は今後10年の新たな行動計画を策定する。

行動計画の策定理由

1 法律事務所の設置等

(1) 2022年1月1日現在、公設事務所は設置累計122か所となり、現在稼働中の公設事務所の数は36か所である。

また、経済的支援制度を利用して法人の常駐従事務所を設置したり、独立開業したりする弁護士も、2022年1月1日現在、累計で201名となった。

その結果、現時点では、地方裁判所支部単位での弁護士ゼロワン地域はほぼ解消されている（2022年1月1日現在、弁護士ワン地域2か所）。

(2) しかしながら、今後も地方裁判所支部で開業している弁護士が廃業し、あるいは何らかの事情で他の弁護士会に登録換えするなどして、地方裁判所支部単位でのゼロワンが更に増える可能性がある。

また、紛争の当事者が最低でも2名以上であることからすると、支部単位で最低2人以上の弁護士が存在することが必要であり、支部単位での弁護士ゼロはもとより、ワン地域についても解消状態を目指していくことが必要である。

そこで、今後とも地方裁判所支部単位で弁護士2名以上が常駐する状態を維持すべきである。

(3) さらに、よりきめ細かく、弁護士による司法サービス提供の必要性が相当程度見込まれる人口3万人以上の簡易裁判所及び市町村単位でも、弁護士が常駐する状態を実現し、弁護士ゼロ地域（2022年1月1日現在131か所）の解消に向けて取り組む。

なお、人的資源及び予算上の制約から、これらを全て直ちに実現することは困難であると思料されるが、基本的な視点に立ち返り、利用者である市民の司法アクセスの観点から、弁護士過疎度が高く、弁護士の需要が高いと考えられる地点から、順次解消を目指していくべきである。

(4) ただし、人口が3万人に満たない地域であっても、例えば市民からのアクセスが困難で、法的需要が見込まれるような地域については弁護士ゼロの解消を目指すものとする。

(5) また、当連合会は、DV・性犯罪被害・離婚等はもとより、あらゆる分野における女性の法的ニーズに応えるため、地裁支部単位の女性弁護士ゼロ地域（2022年1月1日現在63か所）をできる限り減らし、最終的には解消するための制度設計を行う。これは、第三次男女共同参画基本計画第2部第1分野(2)ウ（弁護士における女性の参画の拡大）における当連合会への要請に引き続き応えるものであり、弁護士人口増加に伴う女性弁護士の自然増に委ねるのではなく、当連合会として、地域における女性弁護士に対するアクセス障害の実情を調査し、地域ニーズに応じた、積極的具体的施策を実施する。

2 法律相談サービス提供態勢の整備・確立

(1) 2012年3月に新行動計画を策定した後、過疎地型の法律相談センターの一部が、管内に法律事務所が設置されたこと等により地域の相談需要が満たされて廃止された。また、いわゆる「箱モノ」の法律相談センターを廃止して、相談担当弁護士の事務所で法律相談を実施する事務所待機制度に移行する弁護士会が現れた。さらに、コロナ禍において非対面の方法による相談が増えていく。近時、法律相談センターを巡る情勢にこのような変化が生じている。

しかしながら、法律相談は、対面型で現実に顔を合わせて行うことで、市民がより安心し、紛争解決により資すると考えられることから、対面型の相談を基本とする法律相談センターの存在価値はなお高いと考えられる。また、当連合会の実施した市民アンケートによれば、法律トラブルについて弁護士に相談しなければならないとする場合に個々の法律事務所よりも法律相談センターを選ぶという回答が78.0パーセントもあり、複数ある法律事務所のどの事務所に相談に行けばよいのか分からない市民や、個々の法律事務所に相談に行くことに心理的に抵抗がある市民にとって、今もなお法律相談センターの有用性は変わっていない。さらに、管内の法律事務所の数が少ない過疎地型の法律相談センターでは、利益相反を回避するためにも法律相談センターが必要である。

したがって、法律相談の需要等を勘案しつつも、全ての地方裁判所支部管内に、法律相談センターを設置する原則は、引き続き維持されるべきである。

なお、現在、一部の弁護士会で実施されている巡回型の法律相談センターは、自治体施設等の複数の拠点で相談を実施することにより、相談者により身近な場での対面型の法律相談を提供するものであり、今後、積極的に整備を検討すべきである。

(2) もっとも、法律相談の需要や地域的な問題のため、法律相談センターを設置

することが困難な場合があり、その場合には、法律相談センターに代替する制度を整備すべきである。この点、コロナ禍において非対面の方法による法律相談が従来相當に多く行われるようになる等、市民の法律相談におけるニーズにも変化が生じている。

そこで、近時の市民の法律相談におけるニーズの多様化に対応するため、新行動計画で代替措置として挙げられていた弁護士紹介制度のみならず、事務所待機制度やWeb相談・電話相談等の非対面型相談制度も含めて、法律相談センターの代替制度を整備することを柔軟に検討すべきである。

なお、2021年7月1日現在、全国の地方裁判所支部管内の9割を超える地域で法律相談センター又は事務所待機制度を実施する等の代替制度が整備されている。

(3) また、司法サービス提供の必要性が相当程度見込まれる人口3万人以上の簡易裁判所及び市町村単位では、2021年7月1日現在、4割を越える地域で法テラスや自治体委託相談等を活用して相談拠点の整備が進められているが、今後も同様に、整備を進めることとする。

3 法律相談サービス等の充実

弁護士の常駐、法律相談拠点の設置によって、弁護士の偏在を原因とする距離的アクセス障害は取り除ける。しかし、法的サービスへのアクセス障害は弁護士偏在に基づく距離的アクセス障害にとどまるものではなく、経済的、心理的問題などを原因とするアクセス障害も多くある。法的サービスの充実には、これらのアクセス障害にも目を向け、それを取り除いていく努力が必要である。

経済的アクセス障害を取り除く手段としては、法テラスの民事法律扶助制度が存在する。

よって、全ての地方裁判所支部管内で民事法律扶助による法律相談・代理援助が利用できる態勢を整備するとともに、法律相談センターでは原則として民事法律扶助制度による相談が受けられる態勢を整備することを目指すべきである。2021年7月1日現在、6割を越える地方裁判所支部管内の法律相談センターで、法テラスの民事法律扶助が利用できる態勢となっている。

なお、心理的なアクセス障害に対しては、広報活動を継続的に行い、法律相談センターが広く市民に開かれた存在であることを周知していくことにより、市民の弁護士に対する心理的障壁を取り除くことが考えられる。

4 刑事被疑者国選弁護事件及び少年付添事件の対応態勢の整備

現在、刑事被疑者国選弁護事件及び少年付添事件の対応態勢はできているが、さらに逮捕段階の公的弁護制度の実現を見据え、対応態勢の確立を目指す。少年付添事件についても、少年鑑別所に収容された少年事件全ての全面的国選付添人制度の実現に向けて対応できる態勢を確立するとともに、その他の弁護士付添人の援助が必要な事件についても全国で確実に対応できるよう、万全の対応態勢を整備する。対応態勢の整備、確立のために「少年・刑事財政基金」を継続、発展させるとともに「日本弁護士連合会法律援助事業」の充実を図る必要がある。

5 犯罪被害者対応態勢の整備

現在、当連合会が法テラスに委託して実施している犯罪被害者法律援助事業（生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた者又はその親族若しくは遺族のうち、一定の資力要件を満たす者を対象に、弁護士による援助の必要性と相当性を要件として、弁護士報酬や費用等を援助する事業であり、当連合会ではその費用を国費負担とすることを求めている。）については、全国47都道府県にて利用実績があるが、統一的な弁護士名簿を作成するなどの対応態勢が確立しているものではない。

犯罪被害者法律援助事業が国費によって運営されることになれば、国選被害者参加弁護士と同様に、一定の要件を満たした弁護士の名簿の作成等、全国で確実に対応できる態勢の確立が必要となると考えられることから、研修の実施等必要な準備を行っていく必要がある。

6 司法基盤整備に向けての働き掛け

司法サービスの全国展開と充実のためには、当連合会が全国の各弁護士会と連携して弁護士過疎・偏在の解消に取り組むとともに、支部の常駐裁判官・検察官ゼロの解消や、法律扶助予算の拡大など司法基盤の整備が不可欠である。当連合会は、自ら行動計画に従って、司法サービスの充実に努めるとともに、地方自治体との連携を深めるなどして、国に対しても司法基盤の整備を働き掛けていく。

刑事弁護に関しては、離島や遠隔地等、地理的、物理的にも速やかな接見が困難な場所において身体拘束された被疑者、被告人にも対応する必要があり、リモート接見の制度が必要である。当連合会は、刑事の分野でも、自らの行動計画に従って対応態勢の確立を目指すとともに、国に対しても必要な制度の整備を働き掛けていく。

7 結論

当連合会は、国民の期待に応え、全国各地においてあまねく、良質な司法サービスが提供できる態勢の整備に、今後も全力を挙げて取り組む。

8 付言

今回の行動計画は今後10年の当連合会の指針となるものであるが、弁護士会員数や法律相談センターを取り巻く社会情勢は今まさに推移しており、今後10年以内に更に大きく変化する可能性も否定できない。

また、地方裁判所支部管内ゼロワンの解消の達成状況、弁護士過疎度が高く、法律事務所を設置する需要があると考えられる地域についての法律事務所の設置状況の達成度や、経済的支援制度を利用した開業の促進等による人口3万人以上の簡易裁判所管内及び人口3万人以上の市町村における法律事務所設置の状況については、地域の現状も踏まえて検証していく必要がある。

これに加えて、その他の施策についても達成状況を検証していく必要があることは言うまでもない。

よって、行動計画策定から5年が経過した時点で、各行動計画の達成状況やその時点の問題点を洗い出し、将来的な課題について検証することとする。

以上

(資料4) 地方裁判所支部・簡易裁判所管内弁護士数(2025年9月1日現在)

地方裁判所支部・簡易裁判所管内弁護士数

2025年(令和7年)9月1日現在／日本弁護士連合会調べ

番号	地方裁判所	本・支部名	簡易裁判所 *独：独立簡裁	簡裁別 弁護士数	支部別 弁護士数
1	東京	東京本庁	東京	22,780	22,780
2	東京	東京本庁	八丈島	独 0	
3	東京	東京本庁	伊豆大島	独 0	
4	東京	東京本庁	新島	独 0	
5	東京	立川	八王子	独 131	846
6	東京	立川	立川	389	
7	東京	立川	武藏野	独 183	
8	東京	立川	青梅	独 16	
9	東京	立川	町田	独 127	
10	横浜	横浜本庁	横浜	795	1,271
11	横浜	横浜本庁	神奈川	独 164	
12	横浜	横浜本庁	保土ヶ谷	独 147	
13	横浜	横浜本庁	鎌倉	独 47	
14	横浜	横浜本庁	藤沢	独 118	
15	横浜	川崎	川崎	260	260
16	横浜	相模原	相模原	91	91
17	横浜	横須賀	横須賀	58	58
18	横浜	小田原	平塚	独 31	138
19	横浜	小田原	小田原	70	
20	横浜	小田原	厚木	独 37	
21	さいたま	さいたま本庁	さいたま	351	
22	さいたま	さいたま本庁	川口	独 42	634
23	さいたま	さいたま本庁	大宮	独 231	
24	さいたま	さいたま本庁	久喜	独 10	
25	さいたま	越谷	越谷	120	120
26	さいたま	川越	川越	110	168
27	さいたま	川越	飯能	独 7	
28	さいたま	川越	所沢	独 51	
29	さいたま	熊谷	熊谷	71	80
30	さいたま	熊谷	本庄	独 9	
31	さいたま	秩父	秩父	5	
32	千葉	千葉本庁	千葉	482	
33	千葉	千葉本庁	市川	独 169	651
34	千葉	佐倉	佐倉	37	37
35	千葉	一宮	千葉一宮	9	9
36	千葉	松戸	松戸	178	178
37	千葉	木更津	木更津	24	24
38	千葉	館山	館山	5	5
39	千葉	八日市場	銚子	独 4	10
40	千葉	八日市場	東金	独 3	
41	千葉	八日市場	八日市場	3	
42	千葉	佐原	佐原	3	3
43	水戸	水戸本庁	水戸	120	

地方裁判所支部・簡易裁判所管内弁護士数

2025年（令和7年）9月1日現在／日本弁護士連合会調べ

番号	地方裁判所	本・支部名	簡易裁判所 *独：独立簡裁		簡裁別 弁護士数	支部別 弁護士数
44	水戸	水戸本庁	笠間	独	1	
45	水戸	水戸本庁	常陸太田	独	0	121
46	水戸	日立	日立		9	9
47	水戸	土浦	土浦		88	
48	水戸	土浦	石岡	独	4	92
49	水戸	龍ヶ崎	龍ヶ崎		20	
50	水戸	龍ヶ崎	取手	独	17	37
51	水戸	麻生	麻生		8	8
52	水戸	下妻	下妻		13	
53	水戸	下妻	下館	独	11	
54	水戸	下妻	古河	独	11	35
55	宇都宮	宇都宮本庁	宇都宮		169	169
56	宇都宮	真岡	真岡		3	3
57	宇都宮	大田原	大田原		13	13
58	宇都宮	栃木	栃木		9	
59	宇都宮	栃木	小山	独	24	33
60	宇都宮	足利	足利		15	15
61	前橋	前橋本庁	前橋		118	
62	前橋	前橋本庁	伊勢崎	独	10	
63	前橋	前橋本庁	中之条	独	1	129
64	前橋	高崎	高崎		145	
65	前橋	高崎	藤岡	独	1	
66	前橋	高崎	群馬富岡	独	0	146
67	前橋	太田	太田		34	
68	前橋	太田	館林	独	6	40
69	前橋	桐生	桐生		7	7
70	前橋	沼田	沼田		2	2
71	静岡	静岡本庁	静岡		191	
72	静岡	静岡本庁	清水	独	18	
73	静岡	静岡本庁	島田	独	17	226
74	静岡	沼津	熱海	独	6	
75	静岡	沼津	三島	独	16	
76	静岡	沼津	沼津		79	101
77	静岡	下田	下田		6	6
78	静岡	富士	富士		38	38
79	静岡	掛川	掛川		9	9
80	静岡	浜松	浜松		160	160
81	甲府	甲府本庁	甲府		119	
82	甲府	甲府本庁	鰍沢	独	0	119
83	甲府	都留	都留		2	
84	甲府	都留	富士吉田	独	3	5
85	長野	長野本庁	長野		101	
86	長野	長野本庁	飯山	独	3	104

地方裁判所支部・簡易裁判所管内弁護士数

2025年（令和7年）9月1日現在／日本弁護士連合会調べ

番号	地方裁判所	本・支部名	簡易裁判所 *独：独立簡裁	簡裁別 弁護士数	支部別 弁護士数
87	長野	上田	上田	24	24
88	長野	佐久	佐久	19	19
89	長野	松本	松本	58	
90	長野	松本	木曾福島	独 1	
91	長野	松本	大町	独 2	61
92	長野	諏訪	諏訪	24	
93	長野	諏訪	岡谷	独 7	31
94	長野	飯田	飯田	20	20
95	長野	伊那	伊那	17	17
96	新潟	新潟本庁	新潟	196	
97	新潟	新潟本庁	新津	独 1	197
98	新潟	三条	三条	16	16
99	新潟	新発田	新発田	7	
100	新潟	新発田	村上	独 2	9
101	新潟	長岡	長岡	36	
102	新潟	長岡	十日町	独 1	
103	新潟	長岡	柏崎	独 6	
104	新潟	長岡	南魚沼	独 2	45
105	新潟	高田	高田	18	
106	新潟	高田	糸魚川	独 1	19
107	新潟	佐渡	佐渡	5	5
108	大阪	大阪本庁	大阪	4,648	
109	大阪	大阪本庁	大阪池田	独 20	
110	大阪	大阪本庁	豊中	独 44	
111	大阪	大阪本庁	吹田	独 40	
112	大阪	大阪本庁	茨木	独 46	
113	大阪	大阪本庁	東大阪	独 30	
114	大阪	大阪本庁	枚方	独 93	4,921
115	大阪	堺	堺	131	
116	大阪	堺	富田林	独 10	
117	大阪	堺	羽曳野	独 8	149
118	大阪	岸和田	岸和田	36	
119	大阪	岸和田	佐野	独 7	43
120	京都	京都本庁	京都	763	
121	京都	京都本庁	伏見	独 46	
122	京都	京都本庁	右京	独 15	
123	京都	京都本庁	向日町	独 13	
124	京都	京都本庁	木津	独 16	
125	京都	京都本庁	宇治	独 6	859
126	京都	園部	園部	2	
127	京都	園部	亀岡	独 3	5
128	京都	宮津	宮津	5	
129	京都	宮津	京丹後	独 3	8

地方裁判所支部・簡易裁判所管内弁護士数

2025年（令和7年）9月1日現在／日本弁護士連合会調べ

番号	地方裁判所	本・支部名	簡易裁判所 *独：独立簡裁	簡裁別 弁護士数	支部別 弁護士数
130	京都	舞鶴	舞鶴	6	6
131	京都	福知山	福知山	9	9
132	神戸	神戸本庁	神戸	633	633
133	神戸	尼崎	西宮	独 93	141
134	神戸	尼崎	尼崎	48	
135	神戸	伊丹	伊丹	61	61
136	神戸	明石	明石	36	36
137	神戸	柏原	篠山	独 3	5
138	神戸	柏原	柏原	2	
139	神戸	姫路	姫路	139	150
140	神戸	姫路	加古川	独 11	
141	神戸	社	社	7	7
142	神戸	龍野	龍野	5	5
143	神戸	豊岡	豊岡	8	8
144	神戸	豊岡	浜坂	独 0	
145	神戸	洲本	洲本	7	7
146	奈良	奈良本庁	奈良	149	149
147	奈良	葛城	葛城	45	45
148	奈良	葛城	宇陀	独 0	
149	奈良	五條	五條	1	3
150	奈良	五條	吉野	独 2	
151	大津	大津本庁	大津	125	130
152	大津	大津本庁	高島	独 1	
153	大津	大津本庁	甲賀	独 4	
154	大津	彦根	彦根	30	41
155	大津	彦根	東近江	独 11	
156	大津	長浜	長浜	7	7
157	和歌山	和歌山本庁	和歌山	128	130
158	和歌山	和歌山本庁	湯浅	独 0	
159	和歌山	和歌山本庁	妙寺	独 0	
160	和歌山	和歌山本庁	橋本	独 2	
161	和歌山	田辺	田辺	11	11
162	和歌山	田辺	串本	独 0	
163	和歌山	御坊	御坊	2	2
164	和歌山	新宮	新宮	3	3
165	名古屋	名古屋本庁	名古屋	1,769	1,832
166	名古屋	名古屋本庁	春日井	独 39	
167	名古屋	名古屋本庁	瀬戸	独 17	
168	名古屋	名古屋本庁	津島	独 7	
169	名古屋	一宮	一宮	49	59
170	名古屋	一宮	犬山	独 10	
171	名古屋	半田	半田	38	38
172	名古屋	岡崎	岡崎	71	

地方裁判所支部・簡易裁判所管内弁護士数

2025年（令和7年）9月1日現在／日本弁護士連合会調べ

番号	地方裁判所	本・支部名	簡易裁判所 *独：独立簡裁		簡裁別 弁護士数	支部別 弁護士数
173	名古屋	岡崎	安城	独	49	158
174	名古屋	岡崎	豊田	独	38	
175	名古屋	豊橋	豊橋		90	91
176	名古屋	豊橋	新城	独	1	
177	津	津本庁	津		77	85
178	津	津本庁	鈴鹿	独	8	
179	津	松阪	松阪		16	16
180	津	伊賀	伊賀		7	7
181	津	四日市	四日市		71	80
182	津	四日市	桑名	独	9	
183	津	伊勢	伊勢		10	10
184	津	熊野	熊野		1	2
185	津	熊野	尾鷲	独	1	
186	岐阜	岐阜本庁	岐阜		146	150
187	岐阜	岐阜本庁	郡上	独	4	
188	岐阜	大垣	大垣		23	23
189	岐阜	御嵩	御嵩		11	11
190	岐阜	多治見	多治見		21	23
191	岐阜	多治見	中津川	独	2	
192	岐阜	高山	高山		8	8
193	福井	福井本庁	福井		103	104
194	福井	福井本庁	大野	独	1	
195	福井	武生	武生		7	7
196	福井	敦賀	敦賀		9	10
197	福井	敦賀	小浜	独	1	
198	金沢	金沢本庁	金沢		170	170
199	金沢	小松	小松		13	13
200	金沢	七尾	七尾		5	5
201	金沢	輪島	輪島		1	1
202	金沢	輪島	珠洲	独	0	
203	富山	富山本庁	富山		87	87
204	富山	魚津	魚津		5	5
205	富山	高岡	高岡		34	35
206	富山	高岡	砺波	独	1	
207	広島	広島本庁	広島		489	509
208	広島	広島本庁	東広島	独	11	
209	広島	広島本庁	可部	独	8	
210	広島	広島本庁	大竹	独	1	
211	広島	吳	吳		22	22
212	広島	吳	竹原	独	0	
213	広島	尾道	尾道		16	16
214	広島	福山	福山		68	69
215	広島	福山	府中	独	1	

地方裁判所支部・簡易裁判所管内弁護士数

2025年（令和7年）9月1日現在／日本弁護士連合会調べ

番号	地方裁判所	本・支部名	簡易裁判所 *独：独立簡裁	簡裁別 弁護士数	支部別 弁護士数
216	広島	三次	三次	6	
217	広島	三次	庄原	独	2
218	山口	山口本庁	山口		59
219	山口	山口本庁	防府	独	9
220	山口	周南	周南		32
221	山口	萩	萩		3
222	山口	萩	長門	独	0
223	山口	岩国	岩国		15
224	山口	岩国	柳井	独	1
225	山口	下関	下関		49
226	山口	宇部	船木	独	4
227	山口	宇部	宇部		13
228	岡山	岡山本庁	岡山		329
229	岡山	岡山本庁	玉野	独	2
230	岡山	岡山本庁	児島	独	3
231	岡山	岡山本庁	高梁	独	2
232	岡山	倉敷	玉島	独	2
233	岡山	倉敷	倉敷		38
234	岡山	倉敷	笠岡	独	3
235	岡山	新見	新見		1
236	岡山	津山	津山		12
237	岡山	津山	勝山	独	1
238	鳥取	鳥取本庁	鳥取		32
239	鳥取	倉吉	倉吉		7
240	鳥取	米子	米子		35
241	松江	松江本庁	松江		52
242	松江	松江本庁	雲南	独	0
243	松江	出雲	出雲		14
244	松江	浜田	浜田		8
245	松江	浜田	川本	独	0
246	松江	益田	益田		5
247	松江	西郷	西郷		2
248	福岡	福岡本庁	福岡		1,115
249	福岡	福岡本庁	宗像	独	8
250	福岡	福岡本庁	甘木	独	3
251	福岡	飯塚	飯塚		18
252	福岡	直方	直方		11
253	福岡	田川	田川		5
254	福岡	小倉	小倉		213
255	福岡	小倉	折尾	独	4
256	福岡	行橋	行橋		10
257	福岡	久留米	久留米		93
258	福岡	久留米	うきは	独	0
					93

地方裁判所支部・簡易裁判所管内弁護士数

2025年（令和7年）9月1日現在／日本弁護士連合会調べ

番号	地方裁判所	本・支部名	簡易裁判所 *独：独立簡裁	簡裁別 弁護士数	支部別 弁護士数
259	福岡	柳川	柳川	5	5
260	福岡	大牟田	大牟田	10	10
261	福岡	八女	八女	5	5
262	佐賀	佐賀本庁	佐賀	76	87
263	佐賀	佐賀本庁	鳥栖	11	
264	佐賀	武雄	武雄	8	13
265	佐賀	武雄	鹿島	3	
266	佐賀	武雄	伊万里	2	
267	佐賀	唐津	唐津	12	12
268	長崎	長崎本庁	長崎	92	92
269	長崎	大村	大村	9	17
270	長崎	大村	諫早	8	
271	長崎	島原	島原	6	6
272	長崎	佐世保	佐世保	30	30
273	長崎	平戸	平戸	3	3
274	長崎	壱岐	壱岐	2	2
275	長崎	五島	五島	2	2
276	長崎	五島	新上五島	0	
277	長崎	厳原	厳原	2	2
278	長崎	厳原	上県	0	
279	大分	大分本庁	大分	122	129
280	大分	大分本庁	別府	7	
281	大分	大分本庁	臼杵	0	
282	大分	杵築	杵築	2	2
283	大分	中津	中津	15	16
284	大分	中津	豊後高田	1	
285	大分	日田	日田	6	6
286	大分	竹田	竹田	2	2
287	大分	佐伯	佐伯	3	3
288	熊本	熊本本庁	熊本	260	262
289	熊本	熊本本庁	宇城	1	
290	熊本	熊本本庁	御船	1	
291	熊本	玉名	荒尾	4	6
292	熊本	玉名	玉名	2	
293	熊本	山鹿	山鹿	2	2
294	熊本	阿蘇	阿蘇	1	2
295	熊本	阿蘇	高森	1	
296	熊本	八代	八代	10	10
297	熊本	八代	水俣	0	
298	熊本	人吉	人吉	3	3
299	熊本	天草	天草	5	5
300	熊本	天草	牛深	0	
301	鹿児島	鹿児島本庁	鹿児島	188	

地方裁判所支部・簡易裁判所管内弁護士数

2025年（令和7年）9月1日現在／日本弁護士連合会調べ

番号	地方裁判所	本・支部名	簡易裁判所 *独：独立簡裁		簡裁別 弁護士数	支部別 弁護士数
302	鹿児島	鹿児島本庁	伊集院	独	2	191
303	鹿児島	鹿児島本庁	種子島	独	1	
304	鹿児島	鹿児島本庁	屋久島	独	0	
305	鹿児島	名瀬	名瀬		4	5
306	鹿児島	名瀬	徳之島	独	1	
307	鹿児島	加治木	加治木		13	13
308	鹿児島	加治木	大口	独	0	
309	鹿児島	知覧	知覧		2	4
310	鹿児島	知覧	加世田	独	1	
311	鹿児島	知覧	指宿	独	1	
312	鹿児島	川内	川内		4	6
313	鹿児島	川内	出水	独	2	
314	鹿児島	川内	甑島	独	0	
315	鹿児島	鹿屋	大隅	独	2	11
316	鹿児島	鹿屋	鹿屋		9	
317	宮崎	宮崎本庁	宮崎		107	
318	宮崎	宮崎本庁	西都	独	3	110
319	宮崎	日南	日南		2	2
320	宮崎	都城	都城		13	14
321	宮崎	都城	小林	独	1	
322	宮崎	延岡	延岡		10	
323	宮崎	延岡	日向	独	4	14
324	宮崎	延岡	高千穂	独	0	
325	那覇	那覇本庁	那覇		221	221
326	那覇	沖縄	沖縄		50	50
327	那覇	名護	名護		9	9
328	那覇	平良	平良		4	4
329	那覇	石垣	石垣		5	5
330	仙台	仙台本庁	仙台		452	452
331	仙台	大河原	大河原		8	8
332	仙台	古川	古川		9	11
333	仙台	古川	築館	独	2	
334	仙台	登米	登米		3	
335	仙台	石巻	石巻		14	14
336	仙台	気仙沼	気仙沼		7	7
337	福島	福島本庁	福島		48	48
338	福島	郡山	郡山		66	66
339	福島	白河	白河		11	11
340	福島	白河	棚倉	独	0	
341	福島	会津若松	会津若松		14	
342	福島	会津若松	田島	独	0	14
343	福島	いわき	いわき		42	43
344	福島	いわき	福島富岡	独	1	

地方裁判所支部・簡易裁判所管内弁護士数

2025年（令和7年）9月1日現在／日本弁護士連合会調べ

番号	地方裁判所	本・支部名	簡易裁判所 *独：独立簡裁	簡裁別 弁護士数	支部別 弁護士数
345	福島	相馬	相馬	10	10
346	山形	山形本庁	山形	66	66
347	山形	新庄	新庄	4	4
348	山形	米沢	米沢	11	12
349	山形	米沢	赤湯	0	
350	山形	米沢	長井	1	
351	山形	鶴岡	鶴岡	8	
352	山形	酒田	酒田	10	10
353	盛岡	盛岡本庁	盛岡	74	74
354	盛岡	花巻	花巻	12	12
355	盛岡	二戸	二戸	2	3
356	盛岡	二戸	久慈	1	
357	盛岡	遠野	遠野	1	
358	盛岡	遠野	釜石	2	3
359	盛岡	宮古	宮古	3	3
360	盛岡	一関	大船渡	3	11
361	盛岡	一関	一関	8	
362	盛岡	水沢	水沢	6	6
363	秋田	秋田本庁	秋田	57	57
364	秋田	秋田本庁	男鹿	0	
365	秋田	能代	能代	2	2
366	秋田	本荘	本荘	3	3
367	秋田	大館	大館	5	6
368	秋田	大館	鹿角	1	
369	秋田	横手	横手	5	
370	秋田	横手	湯沢	0	5
371	秋田	大曲	大曲	4	4
372	秋田	大曲	角館	0	
373	青森	青森本庁	青森	44	49
374	青森	青森本庁	野辺地	0	
375	青森	青森本庁	むつ	5	
376	青森	五所川原	五所川原	4	5
377	青森	五所川原	鰺ヶ沢	1	
378	青森	弘前	弘前	19	19
379	青森	八戸	八戸	30	30
380	青森	十和田	十和田	6	6
381	札幌	札幌本庁	札幌	838	838
382	札幌	岩見沢	岩見沢	3	3
383	札幌	岩見沢	夕張	0	
384	札幌	滝川	滝川	3	
385	札幌	室蘭	室蘭	9	11
386	札幌	室蘭	伊達	2	
387	札幌	苫小牧	苫小牧	9	9

地方裁判所支部・簡易裁判所管内弁護士数

2025年（令和7年）9月1日現在／日本弁護士連合会調べ

番号	地方裁判所	本・支部名	簡易裁判所 *独：独立簡裁	簡裁別 弁護士数	支部別 弁護士数
388	札幌	浦河	浦河	1	
389	札幌	浦河	静内	独 2	3
390	札幌	小樽	小樽	10	10
391	札幌	岩内	岩内	2	2
392	函館	函館本庁	函館	47	
393	函館	函館本庁	松前	独 0	
394	函館	函館本庁	八雲	独 2	
395	函館	函館本庁	寿都	独 0	49
396	函館	江差	江差	2	2
397	旭川	旭川本庁	旭川	68	
398	旭川	旭川本庁	深川	独 1	
399	旭川	旭川本庁	富良野	独 1	70
400	旭川	名寄	名寄	1	
401	旭川	名寄	中頓別	独 1	2
402	旭川	紋別	紋別	2	2
403	旭川	留萌	留萌	3	3
404	旭川	稚内	稚内	3	
405	旭川	稚内	天塩	独 0	3
406	釧路	釧路本庁	釧路	28	28
407	釧路	帶広	帶広	30	
408	釧路	帶広	本別	独 1	31
409	釧路	網走	網走	3	3
410	釧路	北見	北見	13	
411	釧路	北見	遠軽	独 0	13
412	釧路	根室	根室	2	
413	釧路	根室	標津	独 4	6
414	高松	高松本庁	高松	163	
415	高松	高松本庁	土庄	独 1	164
416	高松	丸亀	丸亀	24	
417	高松	丸亀	善通寺	独 1	25
418	高松	観音寺	観音寺	9	9
419	徳島	徳島本庁	徳島	83	
420	徳島	徳島本庁	鳴門	独 2	
421	徳島	徳島本庁	吉野川	独 2	87
422	徳島	阿南	阿南	4	
423	徳島	阿南	牟岐	独 0	4
424	徳島	美馬	美馬	2	
425	徳島	美馬	徳島池田	独 1	3
426	高知	高知本庁	高知	82	82
427	高知	須崎	須崎	3	3
428	高知	安芸	安芸	3	3
429	高知	中村	中村	3	3
430	愛媛	松山本庁	松山	124	124

地方裁判所支部・簡易裁判所管内弁護士数

2025年（令和7年）9月1日現在／日本弁護士連合会調べ

番号	地方裁判所	本・支部名	簡易裁判所 *独：独立簡裁		簡裁別 弁護士数	支部別 弁護士数
431	愛媛	大洲	大洲		5	5
432	愛媛	大洲	八幡浜	独	0	
433	愛媛	西条	西条		3	14
434	愛媛	西条	新居浜	独	8	
435	愛媛	西条	四国中央	独	3	14
436	愛媛	今治	今治		15	15
437	愛媛	宇和島	宇和島		4	4
438	愛媛	宇和島	愛南	独	0	

計

47,013

47,013

(資料5) 弁護士ゼロワンマップ（2025年4月1日現在）

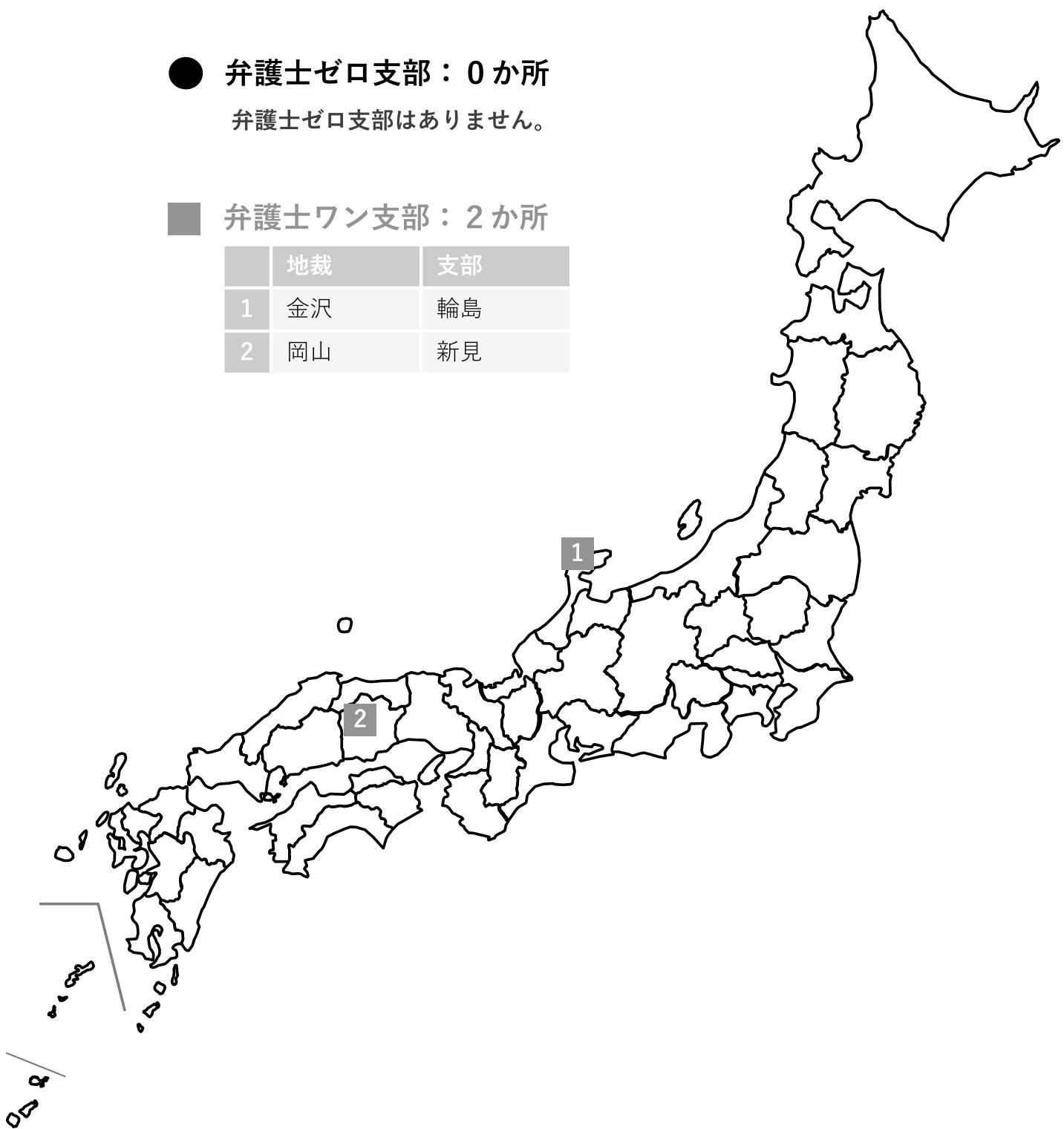
弁護士ゼロワンマップ（2025年4月1日現在）

● 弁護士ゼロ支部：0か所

弁護士ゼロ支部はありません。

■ 弁護士ワン支部：2か所

	地裁	支部
1	金沢	輪島
2	岡山	新見



※「弁護士ゼロ」「弁護士ワン」とは、地方裁判所の支部管轄地域を1つの単位として、弁護士が全くいないか、1人しかいない地域をいいます。

(資料6) ひまわり基金法律事務所・法テラス法律事務所設置地域
(2024年12月1日現在)

ひまわり基金法律事務所 法テラス法律事務所 設置地域

ひまわり基金法律事務所

(2024年12月1日現在)

番号	公設事務所名	番号	公設事務所名
1	稚内	17	糸魚川
2	紋別	18	下田
3	流氷の町	19	木曽
4	留萌	20	小浜
5	オロロン	21	熊野
6	根室	22	紀中
7	岩内	23	あわじ
8	浦河	24	高梁
9	本別	25	隱岐
10	オホーツク枝幸	26	安芸
11	つがる	27	須崎
12	釜石	28	中村
13	遠野	29	壱岐
14	新庄	30	対馬
15	横手	31	飛鸞
16	村上		



(資料7) 法テラス7号事務所とひまわり基金法律事務所の併存地域
(2024年12月1日現在)

法テラス7号事務所とひまわり基金法律事務所の併存地域

2024年12月1日現在

北海道・中部・近畿

なし

東北

五所川原支部：つがるひまわり／法テラス鰺ヶ沢（青森県）

関東

下田支部：下田ひまわり／法テラス下田（静岡県）

四国

須崎支部：須崎ひまわり／法テラス須崎（高知） 安芸支部：安芸ひまわり／法テラス安芸（高知） 中村支部：中村ひまわり／法テラス中村（高知）

中国

西郷支部：隱岐ひまわり／法テラス西郷（島根県）

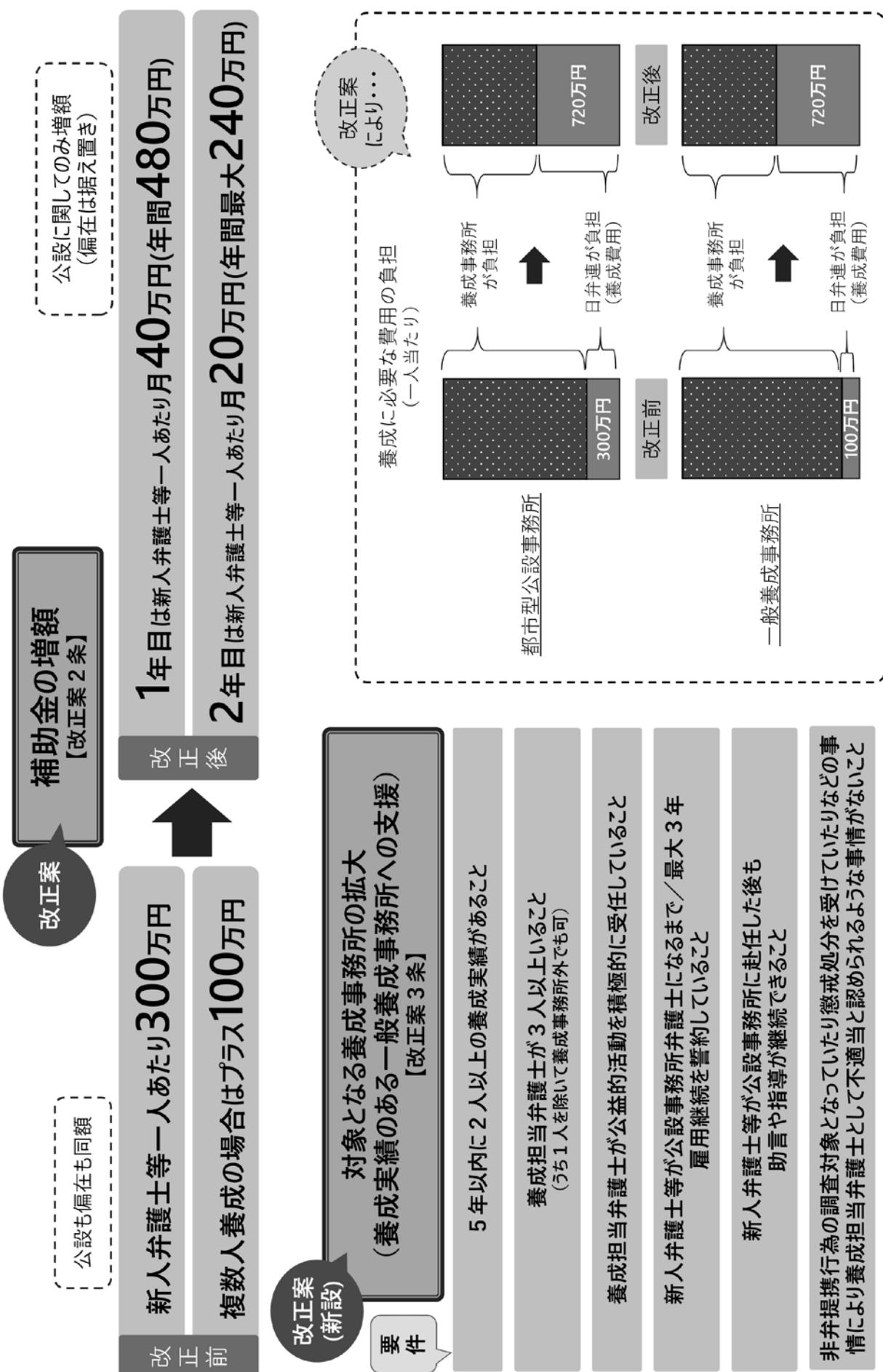
九州

壱岐支部：壱岐ひまわり／法テラス壱岐（長崎県） 厳原支部：対馬ひまわり／法テラス対馬（長崎県） 平戸支部：飛鸞ひまわり／法テラス平戸（長崎県）

新人弁護士等養成事務所養成支援補助金について弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則の特例を定める規則

改正案

※2020年（令和2年）10月20日特則改正時のポンチ絵



(資料9) 養成事務所リスト

養成事務所リスト

ひまわり基金弁護士養成事務所・偏在対応弁護士養成事務所・新人養成型弁護士任官支援事務所・スタッフ弁護士養成事務所一覧

採用条件や最新の募集状況等、詳細については、各事務所に直接ご照会いただくか、[ひまわり求人求職ナビ（弁護士・司法修習生求人求職システム）](#)から閲覧ください。

スタッフ弁護士養成事務所の養成には、2種類あります（当面併存します）。新スキームでの養成をご希望の場合は、原則として法テラス本部が養成事務所を紹介します。ご自身で養成事務所を訪問されることは可能ですが、養成事務所を選択することはできませんので、その点ご注意ください。

新スキーム = 法テラス採用方式

法テラスがスタッフ弁護士として直接採用し、任期1年の間、養成事務所において研修(養成)を受ける。

従来スキーム = 養成事務所採用方式

養成事務所が採用主体となり、スタッフ弁護士候補者として1年間養成を受ける。

護士任官支援事務所は、[任官支援事務所についてをご覧ください。](#)

公設 = ひまわり基金弁護士養成事務所

偏在 = 偏在対応弁護士養成事務所

スタッフ・新 = スタッフ弁護士養成事務所（新スキーム）

スタッフ・従来 = スタッフ弁護士養成事務所（従来スキーム）

弁護士会	事務所	養成区分
仙台	内田・後藤法律事務所	スタッフ・新
山形県	弁護士法人 武田法律事務所	スタッフ・新
福島県	浜通り法律事務所	公設 偏在 スタッフ・新 スタッフ・従来
埼玉	弁護士法人川越法律事務所	スタッフ・新
	岩槻総合法律事務所	スタッフ・新 スタッフ・従来
	浦和ふたば法律事務所	スタッフ・新
東京	弁護士法人北千住パブリック法律事務所	公設 偏在
	弁護士法人東京パブリック法律事務所	公設
	桜通り法律事務所	公設
第一東京	寺本法律会計事務所	スタッフ・新
	弁護士法人渋谷シビック法律事務所	公設 偏在 スタッフ・新 スタッフ・従来
第二東京	法律事務所イオタ	公設 偏在 スタッフ・新
	ひめしゃら法律事務所	スタッフ・新
	森・濱田松本法律事務所	公設 偏在 スタッフ・従来
	紀尾井町法律事務所	公設 スタッフ・新
	桜丘法律事務所	公設 偏在 スタッフ・従来 スタッフ・新
	弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所	公設 偏在 スタッフ・新
	弁護士法人空と海 そらうみ法律事務所	公設 偏在

	池袋総合法律事務所	スタッフ・新
千葉県	東京湾岸法律事務所	公設
神奈川県	弁護士法人かながわパブリック法律事務所	公設 偏在 スタッフ・従来 スタッフ・新
	武藏小杉あおば法律事務所	公設 偏在
	道しるべ法律事務所	公設 偏在 スタッフ・新 スタッフ・従来
	法律事務所インテグリティ	公設 偏在
静岡県	日出町法律事務所	スタッフ・新
	弁護士法人KURATA 中央法律事務所	スタッフ・新
愛知県	弁護士法人大樹法律事務所	公設 スタッフ・新
大阪	小谷法律事務所	スタッフ・新
	中本総合法律事務所	スタッフ・新
	弁護士法人大江橋法律事務所	スタッフ・新
	小西法律事務所	スタッフ・新
	きづがわ共同法律事務所	スタッフ・新
	京橋共同法律事務所	スタッフ・新
京都	弁護士法人田中彰寿法律事務所	スタッフ・新
兵庫県	新神戸法律事務所	スタッフ・新
奈良県	登大路総合法律事務所	スタッフ・新
岡山県	弁護士法人岡山パブリック法律事務所	公設 偏在 スタッフ・新 スタッフ・従来
広島県	弁護士法人あすか	スタッフ・新
	弁護士法人広島みらい法律事務所	公設 偏在
香川県	田岡・佐藤法律事務所	スタッフ・新 スタッフ・従来
愛媛県	弁護士法人たいよう	公設 偏在 スタッフ・新 スタッフ・従来
福岡県	河野・野田部法律事務所	スタッフ・新
	弁護士法人かばしま法律事務所	スタッフ・新
	弁護士法人あさかぜ基金法律事務所	公設 偏在 スタッフ・従来 スタッフ・新
沖縄県	弁護士法人空と海そらうみ法律事務所浦添事務所	公設 偏在

(資料10) 養成・魅力発信の取組について

養成・魅力発信の取組について

【学部・L.S生】

- ・ガイダンス（修習生対策協議会）
- ・20周年記念動画（魅力発信PT）
- ・ひまわりエクスターーンシップ（魅力発信PT）

【合格者向け】

- ・合格祝賀会（修習生対策協議会）
- ・ひまわりバスター（弁護士会・弁連）
- ・東京三会就職説明会
- ・都市型公設・養成事務所説明会

【各養成事務所】

- ・事務所説明会
- ・採用面接

【有志による活動】

- ・法学セミナー連載
- ・大学等での講演
- ・ロースクール奨学生ちゅうぶ

【経験弁護士向け】

- ・「自由と正義」等における広報（魅力発信PT）
- ・経済的支援制度を用いた開業のノウハウ動画（3部会）
- ・ポスターによる広報（魅力発信PT）

(資料11)ひまわり基金法律事務所・法テラススタッフ弁護士制度に関するガイドンス・説明会・動画等記録集

ひまわり基金法律事務所・日本司法支援センターガイダンス実施一覧（2021年度～2024年度）

※法テラスと共同主催

【2024年度】

実施法科大学院	日時	開催方法	参加者数
専修大学法科大学院	2024年4月1日(月) 14:00～15:30	現地	14名
広島大学法科大学院	2024年4月4日(木) 16:20～17:50	現地	15名
中央大学法科大学院	2024年4月25日(木) 18:00～19:30	現地	6名
集合ガイダンス	2023年8月29日(火) 16:30～18:00	WEB	41名

【2023年度】

実施法科大学院	日時	開催方法	参加者数
専修大学法科大学院	2023年4月1日(土) 10:45～12:15	現地	16名
中央大学法科大学院	2023年6月9日(金) 18:00～19:30	現地	7名
集合ガイダンス	2023年8月29日(火) 15:30～17:00	WEB	45名

【2022年度】

実施法科大学院	日時	開催方法	参加者数
専修大学法科大学院	2022年4月1日(金) 15:00～16:00	現地	25名
中央大学法科大学院	2022年6月16日(木) 18:00～19:30	現地(webex併用)	7名
早稲田大学法科大学院	2022年6月23日(木) 14:45～16:15	現地	13名
第1回集合ガイダンス	2022年8月5日(金) 14:30～16:00	WEB	21名
第2回集合ガイダンス	2023年3月27日(月) 14:30～16:00	WEB	21名

【2021年度】

実施法科大学院	日時・開催方法	開催方法	参加者数
早稲田大学法科大学院	2021年6月10日(木) 14:45～16:15	WEB	31名
中央大学法科大学院	2021年6月22日(火) 18:00～19:30	WEB	9名
東京都立大学法科大学院	2021年6月24日(木) 14:50～16:20	WEB	2名
専修大学法科大学院	2021年6月26日(土) 16:00～	WEB	1名
北海道大学法科大学院	2021年6月29日(火) 18:00～19:30	WEB	4名
東北大学法科大学院	2021年7月7日(水) 18:00～19:30	WEB	3名
名古屋大学法科大学院	2021年8月23日(月) 14:45～16:15	WEB	3名
上智大学法科大学院	2021年8月31日(火) 14:00～15:20	WEB	4名
大阪大学法科大学院	2021年9月18日(土) 14:00～15:30	WEB	5名
慶應義塾大学法科大学院	2021年9月27日(月) 18:10～19:40	WEB	4名
千葉大学法科大学院	2021年10月22日(金) 18:00～19:30	WEB	1名
京都大学法科大学院	2021年10月28日(木) 15:00～16:30	WEB	7名
神戸大学法科大学院	2022年2月17日(木) 13:15～14:45	WEB	3名
明治大学法科大学院	2022年3月16日(水) 14:30～16:00	WEB	4名

ひまわり基金弁護士 法テラススタッフ弁護士 ● ガイダンス ●

JBA 日本弁護士連合会

オンライン開催
(Zoomミーティング)
要・事前申込

2024年8月29日(木) 16時30分～18時00分

対象：大学生・法科大学院生・修了生、司法修習予定者等

進行 川辺 雄太 弁護士 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所（第二東京弁護士会）

第1部 ガイダンス

ひまわり基金法律事務所や、法テラスのスタッフ弁護士について、
分かりやすくご説明します。

三柴 萌実 弁護士 法テラス本部（第二東京弁護士会）

第2部 養成について

ひまわり基金弁護士・スタッフ弁護士は、赴任する前に、
養成事務所で1年ほど、実務スキルを身に付けながら、
日弁連主催の研修会（年10回程度）を受講することができます。
養成期間の過ごし方について聞いてみましょう！

岩本 輝尚 弁護士 法テラス雲仙法律事務所（長崎県弁護士会）

久住 和輝 弁護士 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所
(第二東京弁護士会)

第3部 赴任後の業務

実際に赴任してからはどんな業務に取り組んでいるのでしょうか？
やりがいや魅力について、経験談からご紹介します。

松田 明子 弁護士 法テラス岩手法律事務所（岩手弁護士会）

備酒 貴也 弁護士 糸魚川ひまわり基金法律事務所（新潟県弁護士会）

参加申込

左下の【二次元バーコード】または下記URLからお申し込みください。
申込みをいただいた方に、Zoomミーティングの参加方法をご案内します。

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/himawaristaffmf/entry/>



申込期限：8月22日(木)

締切後の参加希望については
お問い合わせください。

お問合せ先：日弁連 業務部業務第二課 TEL 03-3580-9921

【個人情報の取扱いについて】ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理し、本ガイダンスの運営のために利用します。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会または日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍のご案内その他当連合会が有益であると判断する情報をご案内させていただくことがあるほか、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないよう統計情報として公表することがあります。

日弁連主催
ひまわり基金弁護士・法テラススタッフ弁護士ガイダンス【8月29日】



法テラススタッフ弁護士

(日本司法支援センターに勤務する常勤弁護士)

日本司法支援センター（法テラス）に勤務する常勤弁護士のこと。給与制。赴任先は、全国にある84の法テラス法律事務所。都市部もあれば司法過疎地域もあります。

法テラススタッフ弁護士になるには？

法テラスのスタッフ弁護士への応募につきましては、募集期間を設けています。詳しくは、法テラススタッフ弁護士採用サイトをご確認ください。



スタッフ弁護士採用サイト



ひまわり基金法律事務所弁護士

(公設事務所弁護士)

弁護士過疎の解消のために、日弁連・弁護士会連合会・弁護士会が支援して開設・運営される「ひまわり基金法律事務所」（公設事務所）の所長として赴任する弁護士のこと。任期制。法テラススタッフ弁護士と違い、独立して事務所を運営しますが、運営にあたっての費用援助や一定の所得保障があります。



ひまわり基金法律事務所弁護士になるには？

ひまわり基金法律事務所（公設事務所）の所長は公募制であり、随時、募集がなされます。所長選定にあたっては、民事、刑事、債務整理等、一定の事件処理経験を有しているかが考慮要素の一つとなります。

また、ひまわり基金法律事務所弁護士を目指す新人弁護士が一定の経験を積むために、各地に養成事務所があります。詳しくは日弁連ウェブサイトをご確認ください。



日弁連ウェブサイト



パンフレット「津々浦々にひまわりの花を」



偏在対応弁護士

対象となる弁護士過疎・偏在地域に個人で独立開業する、または、法人の支所として開設し赴任する弁護士のこと。日弁連から事務所開設にあたっての資金貸付の制度や、ある一定の条件下で返済の免除もあります。

偏在対応弁護士になるには？

偏在解消対策地区（詳しい要件はお問い合わせください）で独立開業した場合に、支援を受けることができます。また、司法修習生が登録後すぐに独立開業する場合は、所属弁護士会等の技術的支援を条件に経済的支援の申請が可能です。



パンフレット「司法修習生・弁護士のみなさん 地方で独立開業してみませんか？」

第78期司法修習予定者対象 ひまわり基金法律事務所に関するイベント情報！

弁護士過疎解消のため、日弁連・弁護士会・弁護士会連合会の支援を受けて開設・運営される「ひまわり基金法律事務所(公設事務所)」では、多くの弁護士が活躍しています！あなたも「ひまわり基金弁護士」として弁護士過疎地で「ここに弁護士がいてよかった」という声をダイレクトに感じてみませんか？

まずは、ひまわり基金法律事務所に関する各種イベントに是非ご参加ください！！

ひまわり基金法律事務所希望者向け相談ブース（東京三会就職合同説明会プレイベント）

日時:2024年11月20日(水) 19:00～20:00 11月22日(金) 19:00～20:00

開催方法:Zoomミーティング

内容:ひまわり基金法律事務所への赴任経験者からお話をいただくと共に、

参加者の方からのご相談・ご質問にざっくばらんにお答えいたします。



司法試験合格祝賀会—すべての人に司法を—

日時:2024年12月4日(水) 18:00～20:00

開催方法:弁護士会館(霞ヶ関)17階1701会議室(一部Zoom併用)

内容:本祝賀会では、日本各地で活躍するひまわり基金弁護士・法テラススタッフ弁護士の

経験談や、やりがい・魅力についてお話しします。

会場では歓談タイムを設け、OB・OGなどの先輩弁護士から直接話を聞くことができます。



ひまわり基金法律事務所見学バスツアー（関東弁護士会連合会主催・日弁連共催）

日時:2024年11月29日(金) 9:30～18:00

内容:静岡県の「弁護士法人 K アライアンス(元伊東ひまわり基金法律事務所)」や

「熱海法律事務所」等をバスで訪問し見学します



あなたも『ひまわり基金弁護士』に！～都市型公設事務所・養成事務所による合同説明会～

日時・場所:第1回: 2024年12月11日(水) 17:00～19:00 in 東京(日弁連・弁護士会館)

第2回: 2025年1月8日(水) 15:00～17:00 in 京都(京都弁護士会館)

内容:ひまわり基金法律事務所に関するガイダンス、赴任経験者による座談会、

ひまわり基金弁護士を養成する都市型公設事務所・養成事務所による

説明・相談会(就職説明会)を行います。



ひまわり基金法律事務所見学バスツアー（近畿弁護士会連合会主催・日弁連共催予定）

日時:2025年1月25日(土) 12:00～

内容:紀中ひまわり基金法律事務所を見学し、現地弁護士と意見交換を行います。



★参加申込方法★

二次元バーコードから、各HPのイベントページの参加申込方法をご確認のうえお申込ください。

主催：日本弁護士連合会

お問い合わせ先：日本弁護士連合会 業務第二課 (03-3580-9922)

JBA 日本弁護士連合会

【第78期司法修習予定者対象】

司法試験合格祝賀会

— すべての人に司法を —

2024年12月4日(水) 18:00～20:00

弁護士会館(霞が関)17階1701会議室 (Zoom併用)

軽食・飲み物を用意して
お待ちしています！

第78期司法修習予定者の皆様、司法試験合格おめでとうございます！

本祝賀会では、日本各地で活躍するひまわり基金弁護士・法テラススタッフ弁護士の経験談や、やりがい・魅力についてお話しします。

進路検討の一助として、また同期の参加者同士の交流に、ぜひご参加ください。

主な内容

「裁判員裁判無罪第1号（チョコレート缶事件）はどのようにして得られたか」～スタッフ弁護士という選択～

浦崎寛泰 弁護士・南川学 弁護士（元 法テラス千葉法律事務所）

「司法過疎地域で働くということ」

千葉飛鳥 弁護士（元 紀中ひまわり基金法律事務所）・多田崇 弁護士（東讃岐法律事務所）

歓談タイム（軽食・飲み物あり）

ひまわり・スタッフのOB・OGなどの先輩弁護士から直接、話を聞くことができます！

参加申込

左下の【二次元バーコード】または下記URLからお申し込みください。

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/syukugakai/qoukaku/>



締切後の参加希望については
お問い合わせください。

【申込期限：11月27日(水)】

お問合せ先：日弁連 業務部業務第二課 TEL 03-3580-9921

【会場アクセス】
東京都千代田区霞が関1-1-3
丸ノ内線・日比谷線・千代田線
「霞ヶ関駅」B1・b出口直通



【個人情報の取扱い】御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理します。この個人情報に基づき、日本弁護士連合会より、シンポジウム等のイベントの開催案内ほか当連合会が有益と判断する情報を御案内させていただくことがあります。



法テラススタッフ弁護士

(日本司法支援センターに勤務する常勤弁護士)

日本司法支援センター（法テラス）に勤務する常勤弁護士のこと。給与制。赴任先は、全国にある84の法テラス法律事務所。都市部もあれば司法過疎地域もあります。

法テラススタッフ弁護士になるには？

法テラスのスタッフ弁護士への応募につきましては、募集期間を設けています。詳しくは、法テラスホームページスタッフ弁護士採用サイトをご確認ください。



スタッフ弁護士採用サイト



ひまわり基金法律事務所弁護士

(公設事務所弁護士)

弁護士過疎の解消のために、日弁連・弁護士会連合会・弁護士会が支援して開設・運営される「ひまわり基金法律事務所」（公設事務所）の所長として赴任する弁護士のこと。任期制。法テラススタッフ弁護士と違い、独立して事務所を運営しますが、運営にあたっての費用援助や一定の所得保障があります。

ひまわり基金法律事務所弁護士になるには？

ひまわり基金法律事務所（公設事務所）の所長は公募制であり、隨時、募集がなされます。所長選定にあたっては、民事、刑事、債務整理等、一定の事件処理経験を有しているかが考慮要素の一つとなります。

また、ひまわり基金法律事務所弁護士を目指す新人弁護士が一定の経験を積むために、各地に養成事務所があります。詳しくは日弁連ホームページをご確認ください。



日弁連ホームページ



パンフレット「津々浦々にひまわりの花を」



偏在対応弁護士

対象となる弁護士過疎・偏在地域に個人で独立開業する、または、法人の支所として開設し赴任する弁護士のこと。日弁連から事務所開設にあたっての資金貸付の制度や、ある一定の条件下で返済の免除もあります。

偏在対応弁護士になるには？

偏在解消対策地区（詳しい要件はお問い合わせください）で独立開業した場合に、支援を受けることができます。また、司法修習生が登録後すぐに独立開業する場合は、所属弁護士会等の技術的支援を条件に経済的支援の申請が可能です。



パンフレット「司法修習生・弁護士のみなさん 地方で独立開業してみませんか？」



【第78期司法修習予定者対象】第16回「ひまわり基金法律事務所見学バスツアー」（関弁連主催・日弁連および静岡県弁護士会共催）

関東弁護士会連合会は、日本弁護士連合会との共催により、司法修習予定者の皆様を対象として「ひまわり基金法律事務所見学バスツアー」を実施いたします。弁護士を志望される修習予定者の皆様に、「ひまわり基金法律事務所」（公設事務所）等への訪問を通じて、その活動内容についてご理解をいただくとともに、公設事務所等への赴任、弁護士過疎地での就職・開業について関心をお持ちいただくために実施するものです。ぜひ、積極的にご参加ください。今回のツアーでは、静岡県の「弁護士法人Kアライアンス（元伊東ひまわり基金法律事務所）」、熱海法律事務所（関東弁護士会連合会弁護士偏在問題対策委員会高山功委員長の事務所）および熱海簡易裁判所をバスで訪問し見学します。司法修習予定者の皆様のご参加をお待ちしております。

なお、関東弁護士会連合会ウェブサイトにおいても、イベントのご案内を掲載しております。

関東弁護士会連合会ウェブサイト

【第78期司法修習予定者対象】第16回「ひまわり基金法律事務所見学バスツアー」のご案内

日時	2024年11月29日（金） 9時30分～18時00分 ※当日は9時15分までに弁護士会館1階正面玄関前にご集合ください。 ※終了時刻は交通機関の混雑状況により前後する可能性がありますのでご了承ください。
場所	■集合場所 弁護士会館1階エントランス 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号 (地下鉄霞ヶ関駅B1-b出口直結) ■見学先 ・弁護士法人Kアライアンス（元伊東ひまわり基金法律事務所） ・熱海法律事務所 ・熱海簡易裁判所
参加費・受講料	参加費無料（昼食付き） ※なお、集合場所までおよび解散後の交通費は各位にてご負担願います。
同行者（予定）	第78期司法修習予定者・定員20名
内容（予定）	<見学コース>（※訪問先および順番は検討中のため変更となる可能性があります。） 9時15分 弁護士会館集合

	<p>9時30分 出発 ↓ (バス移動)</p> <p>11時30分 热海簡易裁判所・静岡家庭裁判所热海出張所見学</p> <p>12時10分 热海簡易裁判所・静岡家庭裁判所热海出張所出発 ↓ (徒步移動)</p> <p>12時15分 热海法律事務所見学</p> <p>12時45分 同法律事務所発 ↓ (バス移動)</p> <p>13時30分 昼食 伊東マリンタウン</p> <p>14時30分 伊東マリンタウン出発 ↓ (バス移動)</p> <p>14時45分 Kアライアンス見学</p> <p>15時30分 Kアライアンス出発 ↓ (バス移動)</p> <p>18時00分 弁護士会館着・解散</p>
申込方法	<p>■事前申込をお願いいたします。</p> <p>以下のGoogleフォームにてお申し込みください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申込みGoogleフォーム</p> <p>※お申し込み後、Googleから、申込み内容のコピーが指定したアドレスにメールで送信されますので、ご確認ください。</p> <p>2024年11月27日(水)までにお申込みください。</p> <p>定員（修習予定者20名）に達した場合には、締切日よりも前にお申込み受付を終了させていただく可能性がございますので、ご了承ください。</p>
主催	関東弁護士会連合会
共催	日本弁護士連合会および静岡県弁護士会
ご連絡事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当日は司法試験の受験票をご持参ください。 ・ツアー中はマスクの着用は任意ですがバス移動等を伴いますのでご配慮をお願いします。 ・当日37.5度以上の発熱や風邪症状のある方はご参加いただけませんのでご了承ください。乗車前に検温いたしますのでご協力をお願いいたします。 ・バスは45名席の大型貸し切りバスを利用し乗車中は換気等の感染症対策をいたします。
お問い合わせ先	<p>関東弁護士会連合会 (担当事務局: 大野) 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階 TEL: 03-3581-3838 FAX: 03-3581-0223</p>

個人情報取り扱いについての記載:

ご提供いただいた個人情報等は厳重に管理し、関東弁護士会連合会の開催する本バスツアー参加者の把握および事務連絡の目的以外には使用いたしません。

第78期司法修習予定者対象

JBA 日本弁護士連合会

あなたも『ひまわり基金弁護士』に!

～都市型公設事務所・養成事務所による合同説明会～

第1回：2024年12月11日(水) 17時～19時 in 東京

(場所：千代田区霞が関1-1-3弁護士会館17階1701AB会議室)

第2回：2025年1月8日(水) 15時～17時 in 京都

(場所：京都市中京区富小路通丸太町下ル京都弁護士会館)

日弁連では、弁護士過疎の解消のために、「ひまわり基金法律事務所」を全国に設置し、運営を支援しています。現在赴任中の弁護士の多くは弁護士登録後1～2年の養成を受けた若手弁護士です。

「若手弁護士でも1人でやっていけるのか?」「法テラスのスタッフ弁護士との違いは?」

今回の説明会では、これらの疑問にお答えするとともに、ひまわり基金法律事務所に赴任する新人弁護士の養成を行う事務所にも参加いただきますので、採用担当者と参加者が会場で直接お話しいただける機会として、活用いただきたいと思っています。あなたも「ひまわり基金弁護士」として弁護士過疎地で活躍してみませんか?

第1部：ガイダンス（約20分）

ひまわり基金法律事務所、新人弁護士等養成事務所についてご紹介します。

第2部：座談会（約20分）

赴任経験者から、弁護士過疎地で働くことのやりがいやキャリアパスについて語ってもらうほか、参加の皆様からのご質問・ご相談をお受けいたします！

第1回（2024年12月11日）：相高 宏太弁護士（元遠野ひまわり基金法律事務所所長）

第2回（2025年1月8日）：村上 いゆ弁護士（小浜ひまわり基金法律事務所所長）

第3部：新人弁護士等養成事務所による各事務所説明会・相談会（約80分）

各事務所ごとのブース形式で、弁護士過疎地へ多くの赴任者を輩出している養成事務所の採用担当者らと直接お話いただく機会を設けます。希望があれば、その場で各事務所への応募エントリーも可能です。

※なお、各ブースでの説明は20分×4回程度を目安としています。参加者の皆様は興味のある事務所のブースを自由に回っていただけます。当日の参加状況により個別面談形式又はグループ形式となりますのでご承知おきくださいますようお願いいたします。

★参加事務所は、順次当連合会ウェブサイトに掲載予定です。

(参考) 昨年の参加事務所 ①弁護士法人東京パブリック法律事務所、②弁護士法人渋谷シビック法律事務所、



③森・濱田松本法律事務所、④弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所、⑤紀尾井町法律事務所、

⑥弁護士法人空と海 そらうみ法律事務所、⑦弁護士法人かながわパブリック法律事務所、

⑧日出町法律事務所、⑨弁護士法人大樹法律事務所、⑩弁護士法人岡山パブリック法律事務所、

⑪田岡・佐藤法律事務所、⑫弁護士法人たいよう、⑬弁護士法人あさかぜ基金法律事務所

※当時のスケジュール・参加事務所は変更となる可能性がありますので、最新情報は当連合会ウェブサイト（HOME>司法修習生）をご覧ください。



参加をご希望の方は、各日程の【3日前】までに二次元バーコードからお申し込みください。
2回開催しますが、両日程に申し込むことも可能です。

【個人情報の取扱いについて】

ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護指針に従い厳重に管理いたします。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会もしくは日本弁護士連合会が委託した第三者より、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍のご案内その他当連合会が有益であると判断する情報をご案内させていただくことがあります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することができます。

参加費無料・夕食付

ひまわり基金法律事務所 見学バスツアー

in 紀中ひまわり基金法律事務所

1月25日(土) 対象者 司法修習予定者・弁護士

12:00～20:00 集合場所 大阪弁護士会館

※ 紀中ひまわり基金法律事務所
はどんなところ？

紀中ひまわり基金法律事務所は、和歌山県御坊市にある
ひまわり基金法律事務所です。弁護士過疎の問題を解消
するために日弁連・弁護士会・弁護士会連合会の三者の
支援を受けて開設されました。「弁護士過疎地ってどん
なところだろう？」と疑問に感じてる皆さん！過疎地で活
躍している現地弁護士と意見交換できる貴重な機会です
ので奮ってご参加ください。



お申し込みはこちら

12月18日(水)申込み〆切 定員25名



主催 近畿弁護士会連合会
共催 日本弁護士連合会

お問い合わせ先 ☎ 06-6364-1238
大阪市北区西天満1-12-5大阪弁護士会館内



若手・中堅・ベテラン大歓迎！

北海道で拓こう！ 新たな弁護士ライフ

ひまわり基金法律事務所説明会

開催日時 2025年2月3日（月）18：00～

ZOOMで開催！全国どこからでも参加可能！



★お申し込みは右記のQRコードから→

<https://forms.gle/RUwmrTVByow5KQqp9>



北海道には10か所のひまわり基金法律事務所があり、所長弁護士を募集中です。「地方でのやりがいは?」、「どのくらいの収入があるのか?」、「どんな業務を手がけているのか?」、「赴任後の進路は?」などなど様々な疑問にお答えします。北海道の雄大な自然の中、地域住民から頼りにされる弁護士として新たに再出発してみたい、あるいは将来的な選択肢の一つとして検討したいという皆さんのご参加を心よりお待ちしています。

若手・中堅・ベテラン大歓迎！
北海道で拓こう！新たな弁護士ライフ
ひまわり基金法律事務所説明会

日時：2025年2月3日（月）18：00～19：30（予定）

ZOOMにて開催

【Googleフォームより事前申込み／締切令和7年1月31日（金）】
【プログラム】



第1部：北海道のひまわり基金法律事務所について（20分）

◆講師 佐々木将司弁護士

（元・岩内ひまわり基金法律事務所所長・58期）

◆ひまわり事務所の紹介

◆応募条件

◆収入、任期等の諸条件の説明



第2部：パネルディスカッション（60分）

◆パネリスト 川瀬敏朗弁護士

（元・オホーツク北斗ひまわり基金法律事務所所長・51期）

古宮靖子弁護士

（元・岩内ひまわり基金法律事務所所長・64期）

池田慎介弁護士

（現・稚内ひまわり基金法律事務所所長・71期）

◆コーディネーター 中島正博弁護士

（元・名寄ひまわり基金法律事務所所長・58期）



第3部：質疑応答（10分）

主催：北海道弁護士会連合会
後援：日本弁護士連合会

●お問い合わせ先●

中島綜合法律事務所 弁護士 中島正博
〒060-0062 札幌市中央区南2条西9丁目1番地2
サンケン札幌ビル4階
TEL 011-211-0090
FAX 011-211-0092
メールアドレス nakajimamasahiro@movie.ocn.ne.jp

日弁連ひまわり基金動画シリーズ 『ここに弁護士がいてよかったです』

「いつでも、どこでも、だれでも良質な司法サービスを受けられる社会」の実現を目指し、日弁連は1999年に「日弁連ひまわり基金」を設立し、弁護士過疎・偏在対策の各種取組を行っています。弁護士過疎・偏在地域で様々に活躍する弁護士の様子について、是非動画でご覧ください！



【日弁連ひまわり基金動画】(NICHIBENREN TV-日弁連公式動画チャンネル)

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLIoChNPoYfU30qZNv2Jcc9mzZ3TisPN-6>

「日弁連ひまわり基金について」(6:25)



弁護士過疎・偏在問題とは、そして、日弁連の「日弁連ひまわり基金」に基づく取組・支援（ひまわり基金法律事務所、独立開業支援制度、法律相談センター）についてご紹介します。

「養成事務所編」(17:17)



弁護士過疎地への赴任に向けて、新人弁護士がどのような養成を受けているのかをご紹介します。舞台は東京のど真ん中にある都市型公設事務所、弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所（第二東京弁護士会）です。新人弁護士が悩みながらも日々成長していくプロセス、それを温かく見守る養成弁護士の想いをお届けします。

「北海道・オホーツク枝幸編」(13:19) ※ショートバージョンあり (①6:10、②0:59)



北海道枝幸町に2019年に設置されたオホーツク枝幸ひまわり基金法律事務所の初代所長として赴任した出村弁護士から、弁護士過疎地域で働くことのやりがいや魅力をお話いただき、そして、地元と連携して弁護士過疎地域で活躍する様子をご紹介します。

「奈良・桜井編」(10:14)



日弁連の支援制度を利用し、弁護士過疎・偏在地域である奈良・桜井市に開業した後藤弁護士から、地縁のない桜井市に開業を決めるまでの経緯、日弁連からの支援制度、実際の開業後のライフスタイルについてご紹介します。

「離島・長崎壱岐編」(16:43)

※ショートバージョンあり (0:59)



福岡県の「あさかぜ基金法律事務所」で養成を受けて、2019年に長崎・壱岐島の「壱岐ひまわり基金法律事務所」へ赴任した古賀弁護士の壱岐での生活や後任所長への引継ぎの様子、そして所長退任後の進路を含めた弁護士としてのキャリアの描き方についてご紹介します。

「広島・廿日市編」(17:08)



日弁連の支援制度を利用し、弁護士過疎・偏在地域である広島・廿日市市に開業した佃弁護士の開業に至るまでの道のり、開業後の地域や市民との関わりの様子、そして、弁護士過疎地域に弁護士がいる意義やメリット等についてご紹介します。

「北海道・紋別編《夏》」(11:37)

※ショートバージョンあり (0:59)



北海道紋別市の2つのひまわり基金法律事務所を舞台に、2名の所長がこども食堂の活動に参加したり、地域に密着して地域自治体やNPO法人と連携する日々の様子についてご紹介し、夏編では宮下弁護士、冬編では大根田弁護士から、同じ地域で2名の弁護士が協働して活動する意義についてご紹介いたします。

「北海道・紋別編《冬》」(15:11)

※ショートバージョンあり (0:59)



本件に関する問い合わせ先：日弁連業務第二課

(03-3580-9922)

偏在対応弁護士等経済的支援事業について

対象地域

偏在解消対策地区

…以下のいずれかに該当する地域

- ◆ 地裁支部管内における弁護士一人あたり人口が3万人以上の地域
- ◆ 簡裁管内において法律事務所が2か所以上存在しない地域
- ◆ 市町村において弁護士が存在しない地域
- ◆ その他弁護士会、弁護士会連合会が特に必要と認めた地域

①独立開業支援

偏在解消対策地区で独立開業する弁護士に、開設資金等として上限350万円を貸付（7年間無利息）。

- ・公益的活動を積極的に行うこと等を要件とする。
- ・収入要件（5年平均600万円以下で免除）が満たない方については、公益的活動を積極的に行う等の要件を満たせば免除することができる。

②常駐従事務所開設支援

偏在解消対策地区に弁護士常駐従事務所を開設する弁護士法人に、開設資金等として上限350万円を貸付（7年間無利息）。その他要件等については、①独立開業支援と同様。

対象地域

特別独立開業等支援対象地区

…以下のいずれかに該当する地域

- ◆ 第一種弁護士過疎地域であって、国選弁護事件、当番弁護事件及び民事法律扶助事件のいずれかを受任する弁護士が一名以下であるもの
- ◆ イに掲げる地域に準ずる地域その他弁護士偏在解消のために特別な対策が必要と認められる地域

③特別独立開業等支援

特別独立開業等支援対象地区で独立開業する弁護士に、開設資金等として上限650万円を貸付（7年間無利息）。

- ・公益的活動を積極的に行うこと等を要件とする。
- ・収入要件を課さずに公益的活動を積極的に行うことで100万円×3年（計300万円）の免除を可能とする。
- ・残り350万円につき、従来の独立開業支援制度と同じ収入要件（5年平均600万円以下で免除）としたうえで、公益的活動を積極的に行うこと等で免除可能とする。

偏在対応女性弁護士等経済的支援事業

対象地域

女性弁護士偏在解消対策地区

…以下の事項に該当する地域

- ◆ 地方裁判所支部の管轄区域に該当する地域であって、当該地域内に弁護士登録をする女性弁護士がいないもの。
- ◆ 上記に準ずる地域その他女性弁護士偏在解消のために特別な対策が必要と認められる地域であって、当該地域を管轄区域とする地方裁判所に対応する弁護士会が女性弁護士偏在解消対策地区として指定し、本会が当該指定を承認したもの。

対象者

偏在対応女性弁護士

…自己を除くと女性弁護士偏在解消対策地区となる地域内に弁護士登録をする女性弁護士であって、次の①から④までに該当しないもの。

- ① 公設事務所所属の弁護士
- ② 日本司法支援センターの常勤スタッフ弁護士
- ③ 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員又は使用人である弁護士であって、期間を限定して当該地域内の主たる法律事務所又は従たる法律事務所において執務しているもの
- ④ 弁護士職務基本規程第五十条に規定する組織内弁護士

(1) 偏在対応女性弁護士登録支援補助金

偏在対応女性弁護士になろうとする女性弁護士、女性司法修習生及び司法修習生の修習を終えた女性に対する貸付。

- ・500万円の範囲内で貸付。※無利息
- ・「女性弁護士偏在解消に資する活動」を行うこと等を要件とする。
- ・収入要件を課さずに「女性弁護士偏在解消に資する活動」を積極的に行うことで100万円×3年（計300万円）の免除を可能とする。
- ・残り200万円につき、従来の独立開業支援制度と同じ収入要件（5年平均600万円以下で免除）としたうえで、「女性弁護士偏在解消に資する活動」を積極的に行うこと等で免除可能とする。

(2) 偏在対応女性弁護士採用支援補助金

偏在対応女性弁護士を採用した弁護士、弁護士法人又は共同法人に対する給付。

- ・50万円の範囲内で給付。
- ・給付の日から10年を経過する日までの間に通算して5年間以上の偏在対応女性弁護士の在籍を求め、それに達しなかったときは返還対象とする。
- ※当該偏在対応女性弁護士が女性弁護士偏在解消対策地区に独立開業したとき、偏在対応女性弁護士の都合で退所したときは返還を求める。
- ・受入れ事務所には、公益的活動・偏在対応女性弁護士への所得保障などの要件なし。

～技術的支援～

日弁連は、弁護士登録後、会長が相当と定める期間、当該偏在対応女性弁護士の業務を支援する弁護士を選任することができる。

- ・人数は2名以内。任期は2年（ただし、再任を妨げない。）。

女性弁護士がいない地域での勤務・開業・採用をご検討中の

女性弁護士・司法修習生・事務所の方へ

偏在対応女性弁護士等経済的支援制度

のご案内

日弁連は、男女共同参画社会の理念の下、市民の女性弁護士に対するアクセスの向上を図り、女性弁護士が不足する地域での女性弁護士の登録を促進するため、新たな経済的支援制度を創設しました。

女性弁護士等への支援

500万円の支援

女性弁護士偏在解消対策地区に登録しようとする女性弁護士、女性司法修習生及び司法修習生の修習を終えた女性に対する貸付。

- ・上限500万円
- ・300万円までは、公益的活動等により原則免除！
- ・残りについても、経済的事情により免除の場合あり

事務所への支援

50万円の支援

女性弁護士偏在解消対策地区に登録する女性弁護士を採用した弁護士、弁護士法人又は共同法人に対する給付。

- ・上限50万円
- ・女性弁護士等への公益的活動要件あり
- ・5年程度の在籍が必要

※本制度の趣旨に反した場合には、返還義務が生じる可能性があります。

日弁連・弁護士会による技術的支援もあります！

女性弁護士偏在解消対策地区

- ◆地方裁判所の支部単位で当該地域内に弁護士登録をする（偏在対応）女性弁護士がいるもの。
- ◆上記に準ずる地域その他女性弁護士偏在解消のために特別な対策が必要と認められる地域であって、弁護士会が女性弁護士偏在解消対策地区として指定し、日弁連が当該指定を承認したものです。

女性弁護士偏在解消に資する活動（公益的活動）

日本司法支援センターが行う次の①～③に掲げる業務に関する活動を含む当該女性弁護士偏在解消対策地区の市民の女性弁護士に対するニーズに応える活動全般

- ① 民事法律扶助業務 ②日弁連からの委託による援助業務 ③DV等被害者法律相談援助業務



制度の詳細はこちら



申請の流れ



女性弁護士ゼロの地方裁判所支部：60か所

2023年4月1日時点

No.	地方裁判所	支部									
1	千葉	一宮	16	金沢	輪島	31	大分	佐伯	46	盛岡	宮古
2	千葉	八日市場	17	山口	萩	32	熊本	玉名	47	盛岡	一関
3	千葉	佐原	18	岡山	新見	33	熊本	山鹿	48	秋田	能代
4	宇都宮	真岡	19	松江	西郷	34	熊本	八代	49	秋田	本荘
5	前橋	桐生	20	福岡	田川	35	熊本	人吉	50	秋田	大館
6	前橋	沼田	21	福岡	行橋	36	鹿児島	知覧	51	秋田	大曲
7	新潟	新発田	22	福岡	柳川	37	鹿児島	川内	52	札幌	滝川
8	京都	園部	23	福岡	八女	38	宮崎	日南	53	札幌	岩内
9	京都	舞鶴	24	佐賀	武雄	39	那霸	石垣	54	旭川	稚内
10	神戸	柏原	25	長崎	島原	40	仙台	大河原	55	釧路	網走
11	神戸	社	26	長崎	平戸	41	仙台	登米	56	徳島	美馬
12	神戸	龍野	27	長崎	壱岐	42	仙台	気仙沼	57	高知	安芸
13	神戸	洲本	28	長崎	五島	43	山形	新庄	58	高知	中村
14	津	伊賀	29	大分	杵築	44	盛岡	二戸	59	愛媛	大洲
15	津	熊野	30	大分	日田	45	盛岡	遠野	60	愛媛	宇和島

(1)上記の一覧表は、2023年4月1日時点で女性弁護士の登録が形式的にゼロとなっている裁判所支部です。その後、登録状況が変動していることがあります。最新状況をお知りになりたい場合は、担当者へお問い合わせください。

(2)女性弁護士の登録があっても、当該弁護士が下記①～④に該当し、「偏在対応女性弁護士」にあたる弁護士がない場合は、偏在対応女性弁護士経済的支援制度の対象地域となります。このため、上記の一覧表に記載がなくても、同支援制度の対象地域となる可能性があります。

◎支援対象者… 偏在対応女性弁護士

女性弁護士偏在解消対策地区内に弁護士登録をする女性弁護士であって、次の①から④までに該当しないもの

- ①公設事務所所属の弁護士
- ②日本司法支援センターの常勤スタッフ弁護士
- ③弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員又は使用人である弁護士であって、期間を限定して当該地域内の主たる法律事務所又は從たる法律事務所において執務しているもの
- ④弁護士職務基本規程第50条に規定する組織内弁護士（ただし、非常勤の者を除く。）

主催：日本弁護士連合会

お問い合わせ先：日本弁護士連合会 業務第二課（03-3580-9918）
人権第二課（03-3580-9941）

お気軽に
お問い合わせください。

(資料14) 大規模災害により被災した偏在解消対策地区の会員に対する支援制度

2023年10月1日施行

大規模災害により被災した偏在解消対策地区の会員に対する支援制度

対象

ひまわり基金法律事務所の所長弁護士

(1) 被災時移転開設費援助金の給付

大規模災害による被災を原因として、同一の市町村内に当該ひまわり基金法律事務所を移転した場合、移転に要した費用のうち、ひまわり基金法律事務所の設置に係る費用に対する開設費援助金（500万円の範囲内）に準じて必要と認める額を給付。

(2) 被災時復旧費援助金の給付

大規模災害による被災を原因として、当該ひまわり基金法律事務所が損害を受け、その復旧のために支出した場合、100万円の範囲内で必要と認める額を給付。

※被災時移転開設費援助金と併用不可。

対象

大規模災害により被災した偏在解消対策地区等に事務所を設置している弁護士等であって、当該大規模災害による被災をしたもの

(3) 大規模災害により被災した場合の既存貸付金の返済免除要件緩和

経済的支援（①偏在対応弁護士独立開業支援補助金 ②偏在対応常駐従事務所開設支援補助金 ③偏在対応特別独立開業等支援補助金）を受けた弁護士が大規模災害により被災した場合に、当該補助金の返済の全部又は一部を免除することができる。

(4) 偏在対応弁護士等移転支援補助金の貸付け

大規模災害による被災を原因として、当該法律事務所を当該対象地域内に移転し、又は他の対象地域内に移転した場合に、350万円を貸付（7年間無利息）。

※大規模災害の発生から3年以内の申請。

※移転先の対象地域の弁護士会等の申請により

偏在対応弁護士等移転支援の対象指定が必要。

・(1)と合わせての利用も可能

・独立開業・開設の際に貸付けを受けていた弁護士等も利用可能

(5) 偏在対応復旧費用支援補助金の給付

被災を原因として損害を受け、その復旧費用として必要な支出をし、又は支出を必要とする場合、

100万円を給付。

※大規模災害の発生から3年以内の申請。※返還の要件あり。

・(1)と合わせての利用も可能

・(2)の貸付けとの併用不可

【対象災害】

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項及び第二項の救助の対象とされた災害及び弁護士会が指定し本会が承認した災害による被災（大規模災害）であって次に該当するもの。

(1) 偏在対応弁護士等移転支援補助金及び偏在対応復旧費用支援補助金については、2020年（令和2年）10月1日以降に発生した大規模災害による被災。

(2) 被災時移転開設費援助金及び被災時復旧費援助金については、2023年（令和5年）1月1日以降に発生した大規模災害による被災。

～支援制度のご案内～

大規模災害により被災された 偏在・過疎地域にいる会員の皆様へ

日弁連公設事務所・法律相談センターでは、

2023年10月1日から、「偏在解消対策地区」に登録する弁護士・弁護士法人等が大規模災害により被災してしまった場合の経済的支援制度を創設しました。

本被災支援制度は、近年各地でたびたび発生している大規模災害により被災してしまった、弁護士の不足する地域で登録している弁護士が、当該地域・偏在解消対策地区で活動を続けることができるよう、経済的なサポートをするものです。

大きく3つの支援制度を創設しましたので、該当すると思われる方は、下記担当課までお問い合わせください。

対象者……大規模災害により被災した偏在解消対策地区等に事務所を設置している弁護士等
であって、当該大規模災害による被災した会員

大規模災害…災害救助法第2条第1項及び第2項の救助の対象とされた災害と、弁護士会が指定し日弁連が承認した災害

① 偏在対応弁護士等経済的支援事業補助金の返済免除要件の緩和

偏在対応弁護士等経済的支援事業補助金（偏在対応弁護士独立開業支援補助金、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金、偏在対応特別独立開業等支援補助金）を受けた弁護士が、大規模災害により被災した場合に、当該補助金の返済の全部又は一部を免除することができる。



詳細はこちら

② 偏在対応弁護士等移転支援補助金

被災を原因として、当該法律事務所を当該対象地域内に移転し、又は他の対象地域内に移転した場合に、350万円の範囲内で貸付（7年間無利息）。

※大規模災害の発生から3年以内の申請。

※公益的活動の積極的受任義務あり。

※移転先の対象地域の弁護士会等の申請により偏在対応弁護士等移転支援の対象指定が必要。

※①との併用可。

③ 偏在対応復旧費用支援補助金

被災を原因として損害を受け、その復旧費用として必要な支出をし、又は支出を必要とする場合、100万円の範囲内で給付。

※大規模災害の発生から3年以内の申請。

※復旧費用として支出したことが要件。

※災害復旧支援活動に努めなければならない。

※原則、返還不要。

※①との併用可。※②の貸付けとの併用不可。

問い合わせ先：日本弁護士連合会 業務部業務第2課

TEL:03-3580-9918（直通）

E-mail:legalcenter@nichibenren.or.jp

経済的・技術的
支援制度のご案内
(資料15) パンフレット「司法修習生・弁護士のみなさん地方で独立開業してみませんか?」

司法修習生・弁護士のみなさん 地方で独立開業 してみませんか?





経済的支援の実施地域

日弁連は、2008年から独立開業予定の司法修習生や若手弁護士の支援を行っています。支援の内容は、①技術的支援と②経済的支援があります。前者は、弁護士登録と同時に、又は弁護士登録後1年未満で独立開業する弁護士に対して、開業準備や開業後の弁護士業務についてアドバイスや情報提供を行う制度です。後者は、弁護士不足地域で独立開業する場合に、開業資金や運営資金を貸付する制度です。

経済的支援の対象地域としては、偏在解消対策地区(※1)と特別独立開業等支援対象地区(※2)があります。

これまでに経済的支援を利用して独立開業した地域は、次のとおりです。

※弁護士数の変動等により現在の支援対象地域とは必ずしも一致しません。詳細はお問い合わせください。

経済的支援実施地域 (2019年6月末日現在)

実施地域	開設時期
① 鉄路根室簡裁	2016年
② 鉄路北見	2008年
	2009年
	2009年
③ 鉄路遠軽簡裁	2009年
④ 北海道深川市	2013年
⑤ 札幌地裁岩見沢	2018年
⑥ 札幌室蘭	2011年
⑦ 青森県八戸	2008年
⑧ 青森県十和田	2011年
⑨ 青森県五所川原	2015年
⑩ 秋田県大館	2014年
⑪ 秋田県大曲	2011年
	2011年

実施地域	開設時期
⑫ 秋田県本荘	2009年
	2011年
⑬ 岩手県八幡平市	2012年
⑭ 岩手県花巻	2010年
	2011年
⑮ 岩手県一関	2010年
⑯ 宮城県築館簡裁	2011年
⑰ 宮城県登米	2012年
⑱ 宮城県石巻	2010年
	2010年
⑲ 宮城県東松島市	2013年
⑳ 宮城県多賀城市	2016年
㉑ 山形県酒田	2008年
㉒ 山形県鶴岡	2008年



※1 偏在解消対策地区とは

以下のいずれかに該当する地域

- ①地方裁判所支部管内における弁護士1人当たりの人口が3万人以上
- ②簡易裁判所管内において弁護士が常駐する法律事務所が2か所以上存在しない地域
- ③市町村において弁護士が常駐する法律事務所が存在しない地域
- ④その他弁護士会／弁護士会連合会が特に必要と認めた地域

※2 特別独立開業等支援対象地区とは

地裁支部管内等において法律事務所が3か所

以下であり、かつ国選弁護・当番弁護・法律扶助のいずれかを受任する弁護士が1人以下の地域（実質ゼロワン地域）





即時独立・開業される方等を対象とした経済的支援

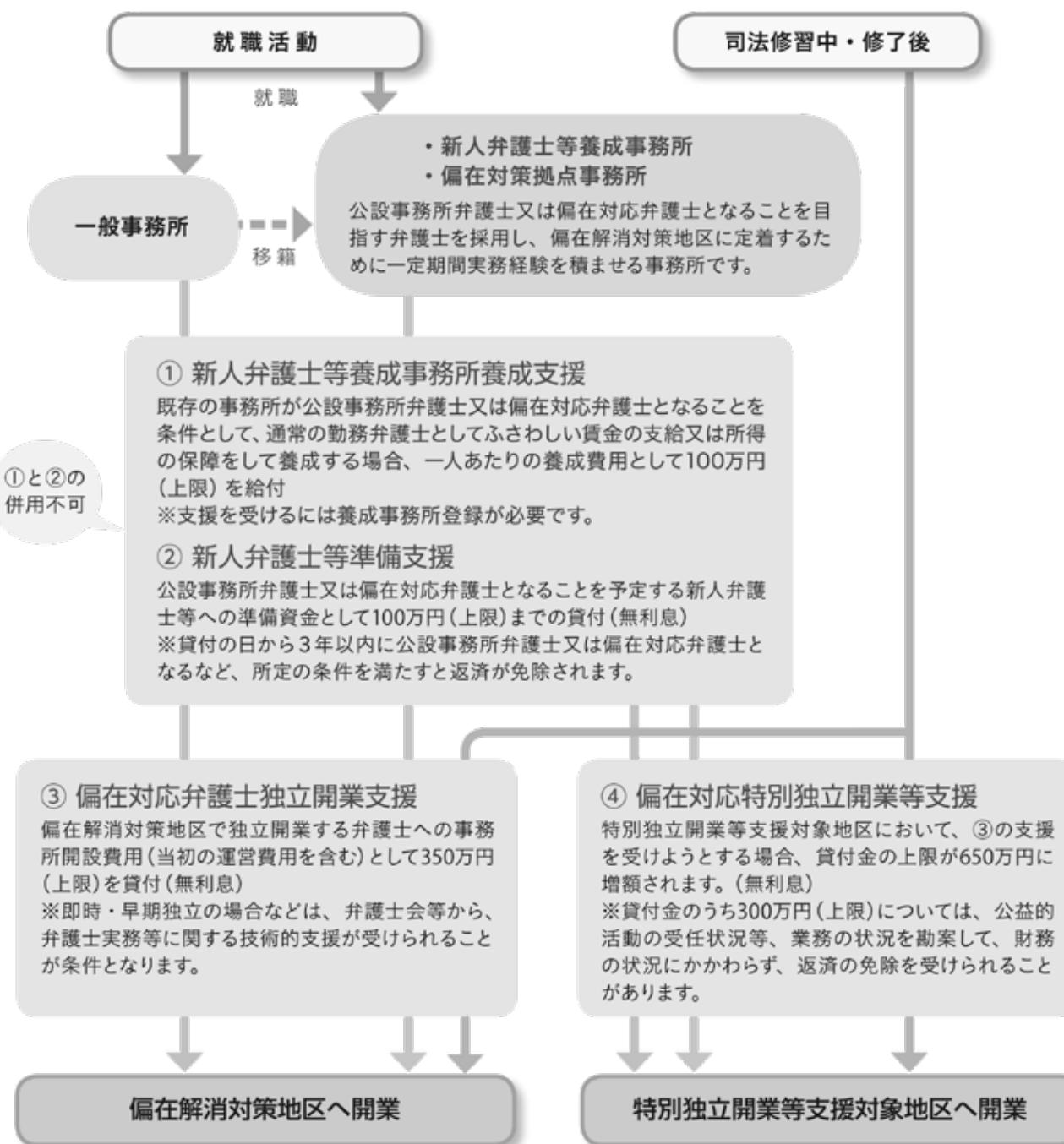
弁護士が不足している地域（経済的支援の対象地域）に独立開業（定着）される場合は、開設資金及び運営資金の貸付が受けられます。

偏在解消対策地区で 独立開業するまで

新人弁護士等養成事務所や偏在対策拠点事務所に就職する場合、または即時独立開業する場合のいずれでも、日弁連が毎月開催する定期研修会に参加できます。交通費も日弁連から支給されます。

(1) 法律事務所就職後の独立開業

(2) 即時独立開業





利用可能な支援の種類

① 新人弁護士等養成事務所養成支援

既存の事務所が公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを条件として、通常の勤務弁護士としてふさわしい賃金の支給又は所得の保障をして養成する場合に、新人弁護士等1人あたり上限100万円の養成費用を給付します。

新人弁護士等の雇用の日から3年を経過する日までに、当該弁護士が公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士とならなかった場合など、養成の目的が果たせなかつた場合は、補助金をご返還いただくこととなります。

②との併用はできません。

② 新人弁護士等準備支援

おおむね2年以内に公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを予定する新人弁護士等に、その準備のための費用として、上限100万円(貸付)を無利息で貸し付けます。

貸付の日から3年以内に公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となるなど、所定の条件を満たすと返済が免除されます。

①との併用はできません。

③ 偏在対応弁護士独立開業支援

偏在解消対策地区で独立開業しようとする弁護士又は弁護士登録をした上で独立開業しようとする司法修習生等に対し、事務所開設費用及び当面の運営費用として上限350万円を無利息で貸し付けます。返済期限は貸付の日から7年以内です。一定の要件を満たすと返済の免除が受けられることがあります。

④ 偏在対応特別独立開業等支援

特別独立開業等支援対象地区において、③の支援を受けようとする場合、貸付金の上限が650万円に増額されます。

貸付金のうち300万円(上限)については、公益的活動の受任状況等、業務の状況を勘案して、財務の状況にかかわらず、返済の免除を受けられることがあります。

※ ③、④ともに、独立開業後、公益的活動を積極的に受任することが必要です。

即時・早期独立の場合などは、弁護士会等から、弁護士実務等に関する技術的支援が受けられることが条件となります。

経済的支援の詳細な手続等については、以下の連絡先までお問い合わせください。

日本弁護士連合会 業務部業務第二課

電話：03-3580-9918 Eメール：legalcenter@nichibenren.or.jp



日弁連ウェブサイト
「偏在対応弁護士等経済的支援、
新人弁護士等準備養成等援助について」
https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/counsel/kaso_taisaku/henzai_shien.html



会員専用ページ
「弁護士偏在解消のための経済的支援」
https://www.nichibenren.jp/opencms/opencms/shoshiki_manual/kaso_henzai/henzai_shien.html



即時独立・開業される方等を対象とした技術的支援

修習終了後即時に独立開業される方や、いったん法律事務所に入所後1年未満の早期に独立開業される方を対象として、以下の技術的支援を行っています。「独立開業を考えているが何から始めればいいのかわからない」、「身近に気軽に相談できる先輩弁護士がいない」、といった方など是非ご活用ください。

各種制度の詳細・お申込方法は日弁連ウェブサイトをご覧ください。



修習生の方

<http://www.nichibenren.or.jp/recruit/lawyer/dokuritsukaigyo.html>



弁護士の方

<https://www.nichibenren.jp/opencms/opencms/wakate/>

独立開業を考えているが何から始めればいいのかわからない

▶若手会員・修習生向け支援メーリングリスト

(修習生・弁護士登録後1年未満の方対象)

開業した後の事件処理等について不安・疑問がある

▶独立開業支援メーリングリスト

(弁護士登録5年未満の方対象)

開業したが、身近に気軽に相談できる先輩弁護士がない

▶独立開業支援チューター制度

(弁護士登録後1年未満の方対象)

即時独立・開業された方を対象として、弁護士業務に関するア

ドバイスを行うチューター制度を実施しています。チューター弁護士は弁護士登録後5~10年の弁護士が中心ですので、初步的なことから気軽に相談いただけます。

▶弁護士業務支援ホットライン

登録5年目までの全ての弁護士を対象として、弁護士業務について幅広く

相談できる「弁護士業務支援ホットライン」を開設しています。事前予約は不要

です。祝日等を除く火曜日・木曜日の16時30分から18時30分まで、2人の先輩弁護士が1回20分程度の無料電話相談を受け付けています(TEL: 080-7854-1212・通話料は相談者負担)。

▶開業支援情報受付窓口

質問・相談をメールにて受け付けています。「開業準備や開業にあたっての各種手続」、「事件処理に関する一般的な事柄」、「依頼者との関係、事務所の運営方法」など、お気軽にご活用ください。

その他、日弁連ウェブサイトからマニュアルや経験談集を入手することができます。

① 即時・早期独立開業マニュアル

徹底した費用の節約と専門家としての力量アップをキーワードに弁護士開業ノウハウを集約したマニュアルです。

② 即時・早期独立経験談集

独立までの経緯、独立にあたって準備したこと、困ったこと、良かったことなどが語られています。

③ 弁護士業務に関する質問事例集～即時・早期独立弁護士向け～

弁護士業務について特に初歩的なQ&Aを取りまとめています。

④ 書籍「弁護士のための事務所開設・運営の手引き」(日本加除出版株式会社)

事務所開設、事務職員の雇用、業務の獲得・遂行、経理・税務、報酬の決め方について等、主に独立開業を考えている方に役立つ情報を掲載しております。

独立開業を考えているが修習中に何をやっておくべきか

「いつ頃から準備を始めれば良いのか」「事務所の場所はどのように選べば良いのか」など…



「事件処理を行う上で、どのような手続を行えば良いのか」

「他のML参加者が同様の事案にどのように対応したか聞いてみたい」など…

「事件処理についてちょっとした疑問が出てきたけれど、修習時の指導担当弁護士には聞きづらい」「依頼者との関係や事務所経営について不安があるが、身近に相談できる先輩弁護士がない」といった方など…



技術的支援については、以下の連絡先までお問い合わせください。

日本弁護士連合会 業務部業務第一課

電話: 03-3580-9331 Eメール: shuushoku-kaigyou@nichibenren.or.jp

地方で独立開業した弁護士を紹介します

経済的
支援

中之条町で開業して

群馬県吾妻郡中之条町 小林 有斗 弁護士

平成 26 年に、群馬県吾妻郡中之条町で開業しました。

吾妻郡は群馬県の北西部に位置し、群馬県の面積の約 5 分の 1 を占める広大な地域で、郡内の人口は約 5 万 5000 人です。草津温泉、四万温泉をはじめ温泉が豊富で、軽井沢や志賀高原とも隣接し、観光地としても名の知れたところです。

吾妻郡には裁判所の支部がなく、管轄の地裁・家裁は前橋本庁になりますので、期日に出頭する際には車で片道 1 時間以上かかります。近くには簡易裁判所と家裁出張所がありますが、簡裁は週 1 日しか裁判官が来ず、家裁出張所は月 1 日のみの開廷(調停のみ)ですので、本庁へ通うことがメインになります。

高齢化が進んでおり、自力で移動のできない方も多くいます。社会福祉協議会をお借りりして出張相談を行ったりもしますので、裁判所への出頭以外にも、車で郡内を動き回ることがよくありますので、慌ただしく動き回っているというのが実態です。

このように、移動の負担は大きいのですが、言い換えると、この地域で生活する方々は同じ負担を抱えていることになり、近くに法律事務所があることが必要だと思っています。

地方開業の魅力についてですが、さまざまな話を伝え聞く限りでは、弁護士の「都会志向」はいっそう強まっているようになります。確かに、都会は経験できる事件の種類が豊富で、また潜在的依頼者の層も広く、娯楽の幅も広く、仕事のしやすい環境だと思います。しかし、地方開業の魅力は、自分がこの地域に住む方々の力になれているということを実感しやすいことにあると思っています。また、地域的特性として債務整理や交通事故の案件が多くなりますが、それ以外にもさまざまな相談を受けますので、経験が偏るということもないと思います。



事務所の周りにも緑が多いので(写真は事務所の外の風景です)、緑に囲まれながら仕事をしていると、慌ただしい生活の中でもふと心が安らぐ瞬間があります。

地方で仕事をすることに魅力を感じる方がおられましたら、選択肢の一つとして是非ご検討をいただけたらと思います。

技術的
支援

大崎で開業して

宮城県大崎市 今野 勝之 弁護士

私は、67期(2015年)に登録し、登録とともに、宮城県大崎市で独立開業いたしました。登録した時点で、管内の弁護士は10名弱で、都市の規模の割に弁護士が少なかったため当地で開業することを決めました。

私が開業するにあたり心配していた点は、①仕事があるのかという営業面と②即ちで仕事ができるのかという技術面の2点でした。仕事があるのかという面については、都市と地方でまったく違う様相であると思いますが、私の支部においてはなんとかなっているというのが実情です。はじめのうちは弁護士会や法テラスから事件の紹介がきて、数か月もするとぼつぼつと相談の電話も鳴り始めました。

また、しっかりと仕事ができるのかという面については、まずは自分の努力が一番必要だと思います。簡単に調べられることはなるべく調べる、日頃から勉強して必要な知識を蓄える、弁護士会や日弁連の研修を受けるなどです。特に、日弁連のeラーニング(総合研修サイト)は、基本的な内容から発展的・専門的な内容まで備えられており、開業当初の暇な時期はよく閲覧していました。現在は無料で使用でき、より使いやすくなっています。また、調べてもわからぬことは、誰かに聞くしかありません。同期などには気軽に

質問することができますが、なるべくなら、上の期の先輩弁護士に質問できる環境があるのがベターです。ですが、初めから気軽に質問をする先輩弁護士を作るのはなかなか難しいかと思います。弁護士会によっては、チーター制度がある弁護士会もあるそうですが、私の弁護士会にはそのような制度はなかったため日弁連のチーター制度を利用しました。チーターになっていただいた先生も非常に質問をしやすい環境を整えてくださり、気兼ねなく質問ができるお世話になりました。現在では、弁護士登録後5年目までの会員を対象に弁護士業務支援ホットラインという、基本的な事柄から具体的な事件の方針まで(電話で)相談できる制度もあるため、そのような制度を利用することも一つかと思います。



地方で開業することのハードルがあるのも事実ですが、地方でしかできない仕事もあると思います。是非紹介したような制度を利用してチャレンジして欲しいです。



独立開業への経済的・技術的支援

Q & A

Q 弁護士登録後1年以内に独立開業することを考えています。どのような支援が受けられるでしょうか。

A 登録後1年未満に独立開業する方であれば6頁に記載の「若手会員・修習生向け支援メーリングリスト」や「独立開業支援メーリングリスト」、「独立開業支援チーター制度」の技術的支援が受けられます。また、弁護士業務支援ホットラインも利用可能です。さらに、開業予定地が特別独立開業等支援対象地区(3頁)や偏在解消対策地区(3頁)であれば、経済的支援として開設費や運営費の貸し付け(5頁)を受けられます。

Q 登録後1年以上経過してから独立開業する場合は、どのような支援を受けられるでしょうか。

A 6頁に記載の技術的支援のうち、若手会員・修習生向け支援メーリングリストやチーター制度については、登録後1年未満の弁護士に対象が限定されていますが、独立開業支援メーリングリスト、弁護士業務支援ホットラインについては登録後満5年未満の方、またマニュアル等の各種冊子については、日弁連ウェブサイトでどなたでもご覧いただけます。なお、経済的支援については、弁護士であればどなたでも利用できます。

Q 司法修習生ですが、登録後すぐに独立開業することを考えています。現段階から申請は可能でしょうか。

A 経済的支援については、司法修習生であっても申請が可能です(但し、実際に出金するのは弁護士登録後です。)。申請から出金までの手続には3~4ヶ月を要しますので、お早めに申請されることをお勧めします。

Q 経済的支援の具体的な対象地域をることはできますか。

A 開業を予定されている地域が具体的にお決まりであれば、形式的な要件にあてはまるかお調べしますのでお問い合わせください。なお、要件を直ちに満たしていないなくても、地域の実情を把握する弁護士会が必要と判断すれば、支援対象となることもあります。

Q 経済的支援を受けた弁護士にはどのような義務が生じるのでしょうか。

A 国選弁護、当番弁護、民事扶助等の公益的事件の受任義務があり、受任件数等について、定期的に報告をしていただきます。

●経済的支援について

電話：03-3580-9918 メール：legalcenter@nichibenren.or.jp

●技術的支援について

電話：03-3580-9331 メール：shuushoku-kaigyou@nichibenren.or.jp

●日弁連ウェブサイト



「偏在対応弁護士等経済的支援、新人弁護士等準備養成等援助について」

https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/counsel/kaso_taisaku/henzai_shien.html



会員専用ページ

「弁護士偏在解消のための経済的支援」

(マニュアル、様式・書式等掲載)

https://www.nichibenren.jp/opencms/opencms/shoshoiki_manual/kaso_henzai/henzai_shien.html

(資料16) 偏在対応弁護士等経済的支援事業、新人弁護士等準備・養成等援助事業 (弁護士白書2024年版より)

第3編 日弁連・各弁護士会の活動状況

3-5-2 日弁連・弁護士会等による弁護士過疎・偏在解消のための取組

4 偏在対応弁護士等経済的支援事業、新人弁護士等準備・養成等援助事業

日弁連では、2008年から弁護士過疎・偏在問題の解決に向けて、経済的支援を実施し、2007年のパイロット事業を含めて2024年10月1日までに442件の利用があった。なお、2013年4月から、「弁護士過疎・偏在対策事業」として従来のひまわり基金と偏在解消のための経済的支援制度を一本化し、従来の弁護士偏在解消のための経済的支援制度は、偏在対応弁護士等経済的支援事業と新人弁護士等準備・養成等援助事業として制定されている。

また、2024年4月1日から、市民の女性弁護士に対するアクセスの向上を図り、女性弁護士が不足する地域での女性弁護士の登録を促進するための偏在対応女性弁護士経済的支援制度が施行された。

資料3-5-2-6 偏在対応弁護士等経済的支援事業、新人弁護士等準備・養成等援助事業の概要

(2024年10月1日現在)

支援メニュー	支援対象	給付(貸付)金額	備考
偏在対応 弁護士独立開業支援	弁護士 司法修習生	上限 350 万円 (貸付注1)	偏在解消対策地区(注3)に独立開業する弁護士の事務所開設・運営資金貸付
偏在対応 常駐従事務所開設支援	弁護士法人 共同法人	上限 350 万円 (貸付注1)	偏在解消対策地区に弁護士常駐従事務所を開設する弁護士法人の事務所開設・運営資金貸付
偏在対応 特別独立開業等支援	弁護士 司法修習生 弁護士法人 共同法人	上限 650 万円 (貸付注2)	特別独立開業等支援対象地区(注4)に法律事務所又は從たる法律事務所を開設する弁護士・弁護士法人の事務所開設・運営資金貸付
新人弁護士等準備支援	弁護士 司法修習生	上限 100 万円 (貸付)	おおむね2年以内に公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士(注5)となることを予定する新人弁護士等の準備費用貸付(新人弁護士等に通常金額の給与等が支払われていない場合のみ)
新人弁護士等養成事務所 養成支援	弁護士 弁護士法人 共同法人	上限 100 万円 (給付)	公設事務所弁護士等は偏在対応弁護士となることを条件として新人弁護士等を養成する場合の養成費用支援(新人弁護士等に通常金額の給与等が支払われている場合のみ)
新人弁護士等養成事務所 養成支援(特則)(注6)	弁護士 弁護士法人 共同法人	(養成区分: 公設) 1年目・月額 40 万円 2年目・月額 20 万円 (上限計 720 万円) (養成区分: 偏在) 月額 25 万円 (上限 300 万円)	公設事務所弁護士等は偏在対応弁護士となることを条件として新人弁護士等を養成する場合の養成費用支援(新人弁護士等に通常金額の給与等が支払われている場合のみ)※ただし、注7の条件を満たす場合のみ
新人弁護士等養成事務所 拠点支援	弁護士 弁護士法人 共同法人	上限 200 万円 (給付)	公設事務所弁護士等は偏在対応弁護士となることを予定する新人弁護士等を養成する事務所の拠点(移転、備品購入、改装を含む)費用支援
偏在対応拠点事務所 開設支援	弁護士会 弁護士会連合会	上限 1,500 万円 (給付)	公設事務所弁護士等は偏在対応弁護士となることを目標とする事務所の開設・運営資金支援
偏在対応弁護士等移転支援 (注8)	弁護士 弁護士法人 共同法人	上限 350 万円 (貸付注1)	大規模災害(注9)により被災した偏在解消対策地区・特別独立開業等支援対象地区に法律事務所等を設置している弁護士・弁護士法人が、当該被災を原因として、当該対象地域内・他の対象地域内に移転するための貸付
偏在対応復旧費用支援 (注8)	弁護士 弁護士法人 共同法人	上限 100 万円 (給付)	大規模災害(注9)により被災した偏在解消対策地区・特別独立開業等支援対象地区に法律事務所等を設置している弁護士・弁護士法人が、当該被災を原因として、当該法律事務所について損害を受けた場合の復旧費用支援
偏在対応女性弁護士登録支援	弁護士 弁護士法人 共同法人	上限 500 万円 (貸付)	女性弁護士偏在解消対策地区(注10)に登録しようとする女性弁護士、女性司法修習生及び司法修習生の修習を終えた女性に対する事務所開設・運営資金貸付
偏在対応 女性弁護士採用支援	弁護士 弁護士法人 共同法人	上限 50 万円 (給付)	女性弁護士偏在解消対策地区(注10)に登録する女性弁護士を採用した弁護士・弁護士法人又は共同法人に対する採用支援

[注] 1. 遅滞期間は貸付から7年以内で、貸付金利返済に足りる相当な収入が得られなかったことや公益的活動を積極的に受任していること等、一定の要件を満たす場合は、返済を免除。
2. 1と基本的に同じですが、業務実況(公益的事件受任)を勘案し、財務状況にかかわらず、300万円の範囲内で返済を免除できる。

3. 以下のいずれかの要件を満たす地区。
①弁護士1人あたりの人口が3万人を超える地区。(地方裁判所支部管轄区域単位)
②当該地域に法律事務所が3か所以上存在しない地区。(簡易裁判所管轄区域単位)
③当該市町村に法律事務所が存在しない地区。(市町村単位)
④上記①②③に準ずる地区その他弁護士偏在解消のために特別な対策が必要と認められる地域

4. 以下のいずれかの要件を満たす地区。
①第一種弁護士過疎地域(地裁支部管内)の法律事務所が3以下(の地域等)で国選弁護事件、当番弁護事件、及び民事法律扶助事件のいずれかについてこれを受任する弁護士が1人以下である地区

②①に準ずる地域その他弁護士偏在解消のために特に必要な対策が必要と認められる地域であって、弁護士会又は弁護士会連合会が対象として指定し、日弁連が指定を承認した地区

5. 公設事務所弁護士、偏在解消対策地区において独立開業する弁護士又は偏在対応常駐従事務所若しくは偏在対応特別常駐従事務所の常駐社員等となる弁護士の総称。

6. 2020年12月1日から2030年11月30日まで適用。

7. 以下の要件をすべて満たす場合、特別に養成費用が増額される。

都市型公設事務所の場合
①弁護士会又は弁護士会連合会からの貸付、給付その他の経済的支援を受けて、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを目指す弁護士を採用し、一定期間養成することを目的の1つとする法律事務所を設立したこと

②新人弁護士等の養成に向け、弁護士会又は弁護士会連合会において支援委員会等が設置され、対象弁護士に対する指導又は支援が行われていること

③公設事務所弁護士若しくは偏在対応弁護士又は日本司法支援センターの常勤スタッフ弁護士(従来スキーム・新スキームいずれでも可)の赴任実績が新人弁護士等の雇用日より前に2年間に1人以上(女性は5年間に2人以上)いること

④一般事務所の場所(偏在解消対策地区)で公設事務所弁護士の養成のみ

⑤公設事務所の場所(偏在解消対策地区)又は日本司法支援センターの常勤スタッフ弁護士(新スキーム・従来スキームのいずれでも可)の赴任実績が新人弁護士等の雇用日より前に3年間に1人以上(女性は5年間に1人以上)いること

⑥新人弁護士等養成委員会及び指導担当弁護士が2人以上いること(指導担当弁護士は他の事務所の弁護士でも可)

⑦新人弁護士等養成委員会及び指導担当弁護士が、公益的活動を積極的に受任していること

⑧新人弁護士等が公設事務所弁護士として赴任するまで又は3年間雇用を継続できること

⑨新人弁護士等が公設事務所に赴任した後も、指導や助言を継続できること

⑩被指定当弁護士に不適当事由がないこと

8. 2023年10月1日施行。なお、2020年10月1日以降に発生した大規模災害による被災に係る申請から適用する。

9. 災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条第1項及び第2項の救助の対象とされた災害及び弁護士会が指定し本会が承認した災害。

10. 地方裁判所の支部単位で当該地域内に弁護士登録をする。(偏在対応女性弁護士がいない地区及び、それに準ずる地域その他の女性弁護士偏在解消のために特別な対策が必要と認められる地域であって、弁護士会が女性弁護士偏在解消対策地区として指定し、日弁連が当該指定を承認したもの。

資料3-5-2-7 偏在対応弁護士等経済的支援事業、新人弁護士等準備・養成等援助事業の利用状況

(2024年10月1日現在)

支援内容	件数(件)	支援内容	件数(件)
特別独立開業支援	22	拠点事務所開設支援	6
新人弁護士等準備支援	3	養成事務所拡張費用支援	6
独立開業支援	175	養成事務所養成支援	141
常駐従事務所開設支援	10	養成事務所養成支援(特則)	77
女性弁護士登録支援	1	復旧費用支援	1
		合 計	442

[注] 1. 新人弁護士等準備支援は、従来の弁護士偏在解消のための経済的支援制度による定義(独立開業)等準備支援を含む。

2. 拠点事務所開設支援6件の内1件は理事会決議による災害等による特別援助によるもの。

3. 養成事務所養成支援の内4件は常勤スタッフ弁護士養成援助金返還に伴う振替によるもの。

(資料17) オンライン法律相談の有無に関する照会（九弁連管内・愛知・大阪
(令和7年9月時点 宮崎県弁護士会調べ))

単位会 オンライン予 約(システム)	オンライン予 約(システム) 相談方法	利用場所	支払方法	メリット	デメリット	受任率	他機関 連携	具体例・構想
熊本 ○(独自)	○(LINE) 相談センター	クレジット	予約がしやすい	事情聴取や資料の確認困難 相談者担当者と共に操作に不慣れな 点あり	—	—	×	検討中
佐賀 ○(弁連)	×	—	—	—	—	—	×	コロナ禍においてZOOM相談を2回実施したが相談予約なし。
長崎 ○(独自)	×	—	—	—	—	—	—	令和3年度に、会と地方公共団体共済で弁護士が常駐していない2市で実施 (担当者は弁護士会館、相談者は地方公共団体の会議室でZOOM)。 担当からの意見「オンラインは、理解の程度がわからない。」「資料を確認する のが困難」
福岡 ○(独自)	○(LINE) 弁護士会	—	—	予約がしやすい 法律相談をすることが困難な市民 も相談しやすい(子ども) 相談内容を事前にまとめていないく ても、チャットで弁護士からの質 問に答えていくことで相談でき る。)	—	子ども本人 なし 大人あり	市役所 も、利用実績なし。	市役所の法律相談で、本庁に相談担当者、支部に相談者の制度あり。もつと 行政
鹿児島 ○(独自)	×	弁護士会(予約)	—	—	—	—	—	相談担当弁護士が行政機関に出向き、ZOOMでの法律相談を実施。
大阪 ○(独自)	○(ZOOM) (予約) 弁護士会 (相談)	全法律相談センター 銀行振込 コンビニ払い	クレジット 予約がしやすい	予約がしやすい 法律相談をすることが困難な市民 も相談しやすい(高齢者) 電話での予約を躊躇する方も予約 しやすい。	—	7.5(40件 中3件)	自治体 も用意して、オンライン相談を実施しているところもある。	—
愛知 ○(独自)	○(独自) 弁護士会	無料の離婚相談のみ	予約がしやすい 法律相談をすることが困難な市民 も相談しやすい(高齢者) 電話での予約を躊躇する方も予約 しやすい。 会としても条件設定等により、確 認や問い合わせの手間を省ける。	—	—	不明	気軽に予約できる反面、連絡がな くキャンセルする方が多い	×

(記載の表現は意訳・省略している部分あり)

(資料18) 住民に身近な司法を目指す宣言（宮崎宣言）

住民に身近な司法を目指す宣言

国民のための司法を実現するためには、あらゆる住民が、いつでも、どこでも適切な司法サービスを受けられることが必要である。

ところが、司法による救済を受けるべき問題を抱えていながら、弁護士に相談をできないまま、事態を悪化させてしまうケースが少なからず存在している。特に、九州・沖縄地区は離島や山間部も多く、弁護士過疎などのアクセス障害は顕著である。

近時、司法試験合格者の増加に伴い、毎年、弁護士人口が急増しているが、そもそも弁護士人口の増加は弁護士へのアクセス障害の解消には直結するものではない。

さらに、住民の弁護士へのアクセスを妨げる要因は、弁護士過疎以外にも、弁護士に関する情報が十分に住民に提供されていないという問題もある。

このようなアクセス障害を解消するためには、

(1) 弁護士過疎地で活動する弁護士への経済的支援や事件処理などの弁護士活動への支援など、日弁連、九弁連、各単位会が連携した支援体制作りが急務である。

(2) また、住民に対して弁護士に関する適切かつ十分な情報提供がなされなければならないが、そのためには、弁護士会独自の広報活動の強化、日本司法支援センター（法テラス）や地方自治体その他外部団体などと連携した活動など、弁護士を身近なものにする積極的な活動が必要である。

我々は、今後、以上のような活動を通して弁護士へのアクセス障害を解消し、住民に身近な司法を実現できるよう更なる努力をすることを宣言する。

2007年（平成19年）10月26日
九州弁護士会連合会

(資料19) 弁護士アクセスの改善を進める宣言（長崎宣言）

九州弁護士会連合会

-Kyushu Federation of Bar Associations-

九弁連とは？

宣言・決議・声明
警告・勧告・報告書

イベント

アクセス

公設事務所便り
あさかぜだより

九州弁護士会連合会TOP > 宣言・決議・声明・警告・勧告 > 過去の宣言・決議・声明・警告・勧告 > 2012~2013年度 > 弁護士アクセスの改善を進める宣言

弁護士アクセスの改善を進める宣言

市民の権利、利益が擁護され、社会正義が実現されるためには、市民が身近に利用できる司法が必要であり、法的紛争を抱えた市民が弁護士にアクセスできることが前提である。

そこで、当連合会では、早くから法律相談センターの開設に取り組み、地方自治体や各種団体と協力した様々な形態の無料法律相談を行ってきた。また、ひまわり基金法律事務所の設置を進め、日本司法支援センターの司法過疎地域事務所と相まって、弁護士ゼロワン地域は解消した。あわせて、あさかぜ基金を創設し、基金を利用した弁護士法人あさかぜ基金法律事務所が、九州各地の弁護士過疎地に赴任する弁護士を養成している。

しかし、いまだ弁護士にアクセスすることができていない市民・中小企業は少なくないのであって、その権利、利益が擁護され、社会正義が十分に実現されているといいがたい。

そこで、日本弁護士連合会は、「真の司法過疎解消に向けて」、「より身近で頼りがいのある司法サービスの提供」に取り組む決意を決議し（2012年5月25日定期総会決議）、弁護士ゼロワン地域に限らず、必要な法律事務所の設置を進めることや法律相談センターをはじめとする法的サービスの提供態勢を更に整備することなどを提言した。

当連合会及び各弁護士会も、引き続き、必要な法律事務所の設置や法的サービスの提供態勢の整備、充実を進めるものであるが、とりわけ、2012年6月から7月にかけて長崎県で行われた市民・中小企業に対するアンケートにおいて、相談窓口として弁護士の認知度が低く、気軽に相談しづらいこと、費用が分かりにくいことなどが弁護士アクセスの阻害要因として確認されたことをふまえた取組みが重要である。そこで、当連合会及び各弁護士会は、弁護士にアクセスできない市民・中小企業の視点に立ち、次のとおり、弁護士アクセス改善の具体的方策の検討、検証を進め、地域の実情に即して、弁護士アクセスの改善に取り組む決意であることを宣言する。

- 1 予約を受け付けたその日の相談や夜間、土曜日の相談など市民の利用しやすい時間帯に相談を受けることができる体制作りを進め、出張相談や電話相談など来所が困難な場合にも対応できる体制作りに取り組むこと。
- 2 市民・中小企業に身近で気軽な相談窓口のあり方を検討すること。
- 3 弁護士の取扱業務、弁護士の法律相談の有用性、弁護士報酬の目安等について、広報を充実させ、また、弁護士が現場・施設等に出向いて、研修会・検討会・相談会・セミナー等に参加するなど多様な情報提供の活動を進めること。
- 4 関連する専門家や行政、諸団体との連携を深め、市民・中小企業を包括的に支援する体制を構築し、法的サービスの必要な市民・中小企業を弁護士につなぐ仕組みを作ること。
- 5 市民・中小企業の納得と満足が得られるような法律相談のあり方を検討し、法律相談の質の維持、向上に努めること。

2012年10月26日

九州弁護士会連合会

宣言・決議

水俣病問題につき、認定基準を改め、すべての被害者を水俣病患者と認めて救済することを求める決議(2013.10.25)

憲法第96条の憲法改正発議要件緩和に反対する決議(2013.10.25)

裁判所支部における司法基盤の整備充実を求める決議(2013.10.25)

再生可能エネルギーの積極的な導入の推進を求める宣言(2013.10.25)

当連合会及び管内各単位会における国際交流を積極的に推進する決議(2012.10.26)

入院中の精神障がい者の人権救済のための法的援助活動を積極的に推進する決議(2012.10.26)

中小企業の法的支援に積極的に取り組む決議(2012.10.26)

弁護士アクセスの改善を進める宣言(2012.10.26)

声明

特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める理事長声明

米空軍HH60ヘリコプター墜落事故に関する理事長声明(2013.09.10)

水俣病の認定義務付け訴訟最高裁判所判決に関する理事長声明(2013.05.01)

「菊池事件」について検察官による再審請求を求める理事長声明(2013.04.30)

「大崎事件」第2次再審請求棄却決定に関する理事長声明(2013.03.06)

第10回法曹養成制度検討会議に関する声明(2013.02.25)

第8回法曹養成制度検討会議に関する声明(2013.01.18)

第7回法曹養成制度検討会議に関する声明(2013.01.16)

生活保護基準の引下げに反対する理事長声明(2012.12.28)

第78回九州弁護士会連合会定期大会実行委員会 シンポジウム部会委員・担当者一覧

部会長 永友 郁子

委員・担当者（あいうえお順）

青木 大樹	工藤 伸太郎	塙本 祥雄	前川 寛生
秋山 太一	久保山 博充	鶴 大樹	松浦 里美
石川 達満	黒原 智宏	徳永 義夫	松岡 優子
内山 悠太郎	五嶋 俊信	年森 俊宏	松田 公利
畠原 孝明	小林 孝志	戸高 雅志	松田 幸子
衛藤 弘明	近藤 和弘	外山 亮	松田 和真
大山 和伸	坂巻 道生	中島 多津雄	水田 祐輔
大村 薫	崎田 健二	永友 郁子	宮田 尚典
緒方 哲也	新福 宏	長友 慶徳	宮本 広志
風間 久育	高松 浩大	奈須 元樹	牟田 圭佑
柏田 芳徳	田所 伸吾	成合 陶平	山田 秀一
柏田 笠磨	谷口 純一	西田 隆二	山田 卓
川越 一彦	谷口 渉	西迫 広夢	山田 文美
貴田 しおん	谷田 寿人	速水 渉	渡辺 純一

第78回九州弁護士会連合会定期大会

もういちど住民に身近な司法を考える
—法的支援が届かない人々へ～アクセスの壁を乗り越えるために—

発行日 2025年10月24日

編集 第78回九州弁護士会連合会
定期大会実行委員会（シンポジウム部会）

発行 九州弁護士会連合会
宮崎県弁護士会

〒880-0803 宮崎県宮崎市旭1丁目8番45号
TEL 0985-22-2466
FAX 0985-22-2449

印刷・製本 株式会社八宏印刷

〒880-0911 宮崎県宮崎市大字田吉350番地1
TEL 0985-52-5800

○表紙写真（上）「一ヶ葉、海と空のあいだ」（下）「椎葉村—静けさのなかで」、裏表紙写真「海から五島列島を望む」日向夏子（松浦 里美会員 提供）



2025. 10. 24

MIYAZAKI BAR ASSOCIATION

